

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

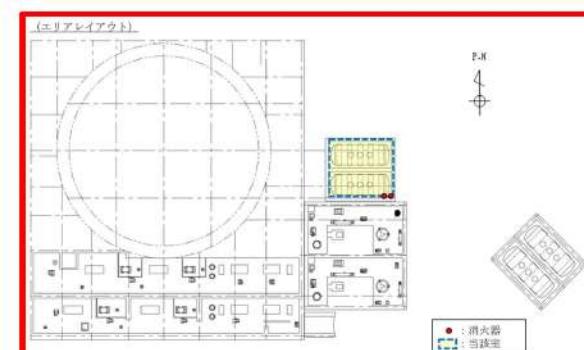
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※1：“Fire Dynamics Tools (FDTs): Quantitative Fire Hazard Analysis Methods for the U.S. Nuclear Regulatory Commission Fire Protection Inspection Program”， NUREG-1805</p> <p>※2：EPRI/NRC-RES Fire PRA Methodology for Nuclear Power Facilities, Final Report, (NUREG/CR-6850, EPRI 1011989)</p> <p>※3 : Cable Heat Release, Ignition, and Spread in Tray Installations During Fire (CHRISTIFIRE), Phase 1: Horizontal Trays, NUREG/CR-7010</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違により、海水ポンプ室及び燃料油移送ポンプ室は屋外の火災区域又は火災区画ではないため、当該記載はない。</p>
<p>3.2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油貯蔵タンクエリア及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンクエリア及び重油タンクエリアは、地下タンクとして屋外に設置し、火災が発生しても煙が大気に放出されることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。</li> </ul> <p>3.4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さい。また、油火災であることを考慮し、消火器で消火を行う設計とする。</li> </ul>	<p>b. 軽油タンクエリア</p> <p>ディーゼル発電機燃料を地下に貯蔵する<b>軽油タンク</b>は、屋外に設置するため、火災が発生しても煙は充满しないことから煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。</p> <p>このため、<b>軽油タンクエリア</b>は、消火器又は移動式消火設備で消火を行う。</p> <p>消防法の必要量の算出にあたっては、消防法施行規則第六条に準拠し消防法施行令別表第一(十五)項(前各項に該当しない事業場)を適用する。</p> <p>主要構造部が耐火構造であり、消火器の能力単位の算定基準は「消火能力<math>\geq</math> (延面積又は床面積) / 400m<sup>2</sup>」を適用して、消火器を室内に設置する。</p> <p>貯蔵燃料油は軽油であり、消防法に基づく危険物第4類第二石油類であること、<b>軽油タンク</b>が地下貯蔵タンク構造であることから、危険物の規制に関する政令第二十条三号※1による、危険物の規制に関する規則第三十五条第一号※2を適用し、消火器2個以上を設置する。</p>	<p>a. 燃料油貯油槽エリア</p> <p>ディーゼル発電機燃料を地下に貯蔵する<b>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</b>は、屋外に設置するため、火災が発生しても煙は充满しないことから煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画として選定する。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽エリアは、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さい。また、油火災であることを考慮し、消火器又は移動式消火設備で消火を行う。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設備名称の相違</p>
			<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊は大飯発電所3／4号炉と同様、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さいことから、消防法に基づき、屋外に消火器を設置する。</p>
			<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
	<p>以上から、軽油タンクエリアの各部屋の火災対応として算出される消火器の本数を第6-3表に示す。なお、到着した初期消火員が迅速に使用できるよう入口扉の外側近傍に消火器を1個追加配備する。（第6-4図）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>第6-3表：軽油タンクエリアに必要とされる消火剤容量 (小型粉末消火器)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>床面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>床面積あたりの必要 本数(本)</th> <th>危険物の規制に関する 規則第三十五条第一号 適用(本)</th> <th>合計(本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油タンク室(A)</td> <td>207</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>2 (小型3)</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク室(B)</td> <td>207</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>3 (小型3)</td> </tr> <tr> <td>軽油タンク室(D)</td> <td>95</td> <td>1 (小型1)</td> <td>2 (小型2)</td> <td>3 (小型3)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※1 危険物の規制に関する政令 (消防設備の基準) 第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 三、前二号の総務省で定める製造所等以外の製造所等にあつては、総務省で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備を設置すること。</p> <p>※2 危険物の規制に関する規則 (その他の製造所等の消防設備) 第三十五条 令第二十条第一項第三号の規定により、第三十三条第一項及び前条第一項に掲げるもの以外の製造所等の消防設備の設置の基準は、次のとおりとする。 一 地下タンク貯蔵庫にあつては、第五種の消防設備を二個以上設けること。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>第6-4図：屋外の火災区画（軽油タンクエリア）の消火器の配置例</p> </div>	部屋	床面積 (m <sup>2</sup> )	床面積あたりの必要 本数(本)	危険物の規制に関する 規則第三十五条第一号 適用(本)	合計(本)	軽油タンク室(A)	207	1 (小型1)	2 (小型2)	2 (小型3)	軽油タンク室(B)	207	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)	軽油タンク室(D)	95	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)	<p>以上から、ディーゼル発電機燃料油貯油槽エリアの火災対応として算出される消火器の本数を第6-1表に示す。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>第6-1表：ディーゼル発電機燃料油貯油槽エリアに必要とされる消火剤容量 (小型粉末消火器)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部屋</th> <th>危険物の規制に関する 規則第三十五条第一号 適用(本)</th> <th>合計(本)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1, A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>2 (小型)</td> <td>2 (小型)</td> </tr> <tr> <td>B1, B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>2 (小型)</td> <td>2 (小型)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※1 危険物の規制に関する政令 (消防設備の基準) 第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。 三、前二号の総務省で定める製造所等以外の製造所等にあつては、総務省で定めるところにより、別表第五に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、第五種の消火設備を設置すること。</p> <p>※2 危険物の規制に関する規則 (その他の製造所等の消防設備) 第三十五条 令第二十条第一項第三号の規定により、第三十三条第一項及び前条第一項に掲げるもの以外の製造所等の消防設備の設置の基準は、次のとおりとする。 一 地下タンク貯蔵庫にあつては、第五種の消防設備を二個以上設けること。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;">  <p>第6-3図：屋外の火災区域（燃料油貯油槽エリア）の消火器の配置例</p> </div>	部屋	危険物の規制に関する 規則第三十五条第一号 適用(本)	合計(本)	A1, A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	2 (小型)	2 (小型)	B1, B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	2 (小型)	2 (小型)	<p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違          泊は乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さいことから、消防法に基づき、屋外に消火器を2個以上設置する。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違  <span style="color: cyan;">(女川実績の反映)</span></p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違          泊は乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、火災の規模は小さいことから、消防法に基づき、屋外に消火器を2個以上設置する。</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違          火災区域設定箇所の相違</p>
部屋	床面積 (m <sup>2</sup> )	床面積あたりの必要 本数(本)	危険物の規制に関する 規則第三十五条第一号 適用(本)	合計(本)																												
軽油タンク室(A)	207	1 (小型1)	2 (小型2)	2 (小型3)																												
軽油タンク室(B)	207	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)																												
軽油タンク室(D)	95	1 (小型1)	2 (小型2)	3 (小型3)																												
部屋	危険物の規制に関する 規則第三十五条第一号 適用(本)	合計(本)																														
A1, A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	2 (小型)	2 (小型)																														
B1, B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	2 (小型)	2 (小型)																														

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) トーラス室</p> <p>トーラス室において万一火災が発生した場合でも、トーラス室の空間体積（約11,000m<sup>3</sup>）に対して換気風量が21,600m<sup>3</sup>/h、原子炉棟排風機の容量が85,500 m<sup>3</sup>/h（1台当たり）であることから、煙が充満しないため、消火活動が可能である。</p> <p>トーラス室に設置している機器は、電動弁、ケーブルトレイ、電線管等であり、これらは不燃材、難燃材で構成されており、可燃物は設置しておらず、ケーブルトレイに布設しているケーブル以外は電線管及び金属製の可とう電線管で布設している。</p> <p>また、消防要員のアクセス性については、トーラス室上部通路へのアクセスルートを5箇所設けていること及び通路から天井までの高さが約3.2m～3.9m確保されていることから、速やかに火災発生場所へアクセスすることが可能である。</p> <p>よって、トーラス室の消火については、消火器を用いて行う設計とする。また、消火栓を用いても対応できる設計とする。</p> <p>トーラス室の火災に対して設置する消火器については、消防法施行規則第六、七条に基づき算出される必要量の消火剤を有する消火器を設置する設計とする。設置位置についてはトーラス室上部フロアの火災防護対象機器並びに火災源から消防法施行規則に定めるところの20m以内の距離に配置する。</p> <p>トーラス室での消火栓による消火活動を考慮し、消火栓内に必要な数量の消火ホースを配備する設計とする。</p> <p>添付資料11に現場の状況を示す。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊にはトーラス室と同様な部屋はない。 。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料取替用水ピットエリア 燃料取替用水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。(添付資料2-1)</li> <li>・復水ピットエリア 復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。(添付資料2-1)</li> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク室 原子炉補機冷却水サージタンク室に設置している火災になり得る機器は、制御・計装品に限られる。これらは、火災が発生したとしても金属製の筐体等で構成されていることから周囲に拡大せず、煙の発生は抑制されること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない場所として選定する。(添付資料2-1)</li> <li>・液体廃棄物処理設備エリア 液体廃棄物処理設備を設置するエリアは、火災が発生し液体放射性物質が流出しても可燃物とはならず、床ドレンに回収される。 また、液体廃棄物処理設備の周りは、火災荷重を低く管理するとともに、煙の発生を抑える設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として設定する。(添付資料2-1)</li> <li>・使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア 使用済燃料ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされ、使用済燃料は火災の影響を受けないこと、また、新燃料貯蔵庫は、側面と底面が金属とコンクリートに覆われており可燃物を置かない設計とすることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。(添付資料2-1)</li> <li>・蒸気発生器保管庫 蒸気発生器保管庫の保管エリアには火災源になりえる機器を設置していない。また、入口エリアは入口扉を開放し、屋外からの消火活動が可能であることから、消火活動が困難とならない場所として選定する。(添付資料2-1)</li> </ul>		<p>(4) 燃料取替用水ピット室及び補助給水ピット室 燃料取替用水ピット室及び補助給水ピット室は、全面が金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピット室及び補助給水ピット室は、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがないため、消火活動が困難とならない場所として選定する。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 可燃物設置状況等により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5. 火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれが考えにくい火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>以下に示す安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は、火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれが考えにくいため、消防法又は建築基準法に基づく対策を行う設計とする。</p> <p>(1) 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された設備を設置する火災区域又は火災区画</p> <p>不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構造物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けることは考えにくいため、消防法又は建築基準法に基づく対策を行う設計とする。</p> <p>(2) フェイル・セイフ設計の設備を設置する火災区域又は火災区画</p> <p>フェイル・セイフ設計の設備については火災により機能を喪失した場合であっても、安全機能が影響を受けることは考えにくいため、消防法又は建築基準法に基づく対策を行う設計とする。</p>	<p>5. 火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれが考えにくい火災区域又は火災区画の考え方</p> <p>以下に示す安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は、火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれが考えにくいため、消防法又は建築基準法に基づく対策を行う設計とする。</p> <p>(1) 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された設備を設置する火災区域又は火災区画</p> <p>不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構造物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けることは考えにくいため、消防法又は建築基準法に基づく対策を行う設計とする。</p> <p>(2) フェイル・セイフ設計の設備を設置する火災区域又は火災区画</p> <p>フェイル・セイフ設計の設備については火災により機能を喪失した場合であっても、安全機能が影響を受けることは考えにくいため、消防法又は建築基準法に基づく対策を行う設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p>
3.3 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画に設置する消火設備	火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画には、1項の考え方から従って選定する自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置する。固定式消火設備等は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定するため、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」表B.2の火災源となりえる機器に対して、 <span style="background-color: yellow;">■</span> 設置する。ただし、以下の火災区域又は火災区画は、上記と異なる消火設備を設置し消火を行う設計とする。		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器 原子炉格納容器内にスプリンクラーを適用するとした場合、ケーブルが密集して設置されているため、スプリンクラーが有効に動作するように配管及びヘッドを設置することは適さない。また、ガス消火設備を適用するとした場合、原子炉格納容器の自由体積が約 7 万 m<sup>3</sup> あることから、原子炉格納容器内全体に消火剤を充満させるまで時間を要する。このため、原子炉格納容器の消火設備は、火災発生時の煙の充満による消火活動が困難でない場合、早期に消火が可能である消火要員による消火を行う設計とする。火災発生時の煙の充満及び放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、中央制御室からの手動操作が可能であり、原子炉格納容器全域を水滴で覆うことのできる原子炉格納容器スプレイ設備による手動消火を行う設計とする。</li> </ul> <p>3.4 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画に設置する消火設備 火災時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は、消火器又は消火栓で消火を行う設計とする。ただし、以下については、上記と異なる消火設備により消火を行う設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取替用水ピットエリア 燃料取替用水ピットは金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがない。したがって、燃料取替用水ピットエリアは、消火設備を設置しない設計とする。</li> <li>復水ピットエリア 復水ピットは金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがない。したがって、復水ピットエリアは、消火設備を設置しない設計とする。</li> </ul>			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク室 原子炉補機冷却水サージタンク室には、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</li> <li>・中央制御室 中央制御室は、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。(添付資料20) なお、火災防護対象機器を設置する中央制御盤には、火災の影響軽減のための対策として、エアロゾル消火設備を設置する。</li> <li>・液体廃棄物処理設備エリア 液体廃棄物処理設備を設置するエリアは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</li> <li>・使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリア 使用済燃料ピット及び新燃料貯蔵庫エリアは、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</li> <li>・蒸気発生器保管庫 蒸気発生器保管庫は、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備は設置せず、消火器、消火栓で消火を行う設計とする。</li> </ul> <p>3.5 火災に対する二次的影響の考慮 消火設備は、火災時の消火剤を放出しても、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に二次的影響が及ばないよう、以下の設計を行う。</p> <p>(スプリンクラー) 火災防護対象機器(ポンプ)の消火設備には採用せず、温度が上昇している箇所のみに放水する閉鎖型ヘッドを採用することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に及ばない設計とする。</p>			<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備)</p> <p>電気絶縁性の高いガスの採用を採用することで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に及ぼない設計とする。</p> <p>また、これら消火設備のガスボンベ及び制御盤は、消防法施行規則第十九条、第二十条に基づき、消火対象空間には設置せず、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ボンベに接続する安全弁等によりボンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>(ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備)</p> <p>電気絶縁性が高い消火剤を採用するとともに、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留めることで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に及ぼない設計とする。</p> <p>(水噴霧消火設備)</p> <p>廃棄物貯蔵施設に使用する水噴霧消火設備は、放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさない水を消火剤とすることで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に及ぼない設計とする。</p> <p>(遠隔放水装置)</p> <p>廃棄物貯蔵施設に使用する遠隔放水装置は、放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさない水を消火剤とすることで、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない安全機能を有する構築物、系統及び機器に及ぼない設計とする。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>3.6 消火用の照明器具</b></p> <p>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、蓄電池を内蔵する照明を設置する設計とする。原子炉の安全停止に必要な機器等を設置している火災区域又は火災区画の消火栓、消火設備現場盤、出入経路の照明の蓄電池は、ディーゼル発電機から給電できる設計とし、ディーゼル発電機から給電されるまでの30分の容量を有するものとする。</p> <p>照明の配置図を添付資料18に示す。</p>			
<p><b>4.まとめ</b></p> <p>原子炉施設内の安全機能を有する構造物、系統及び機器の火災を早期に消火するための消火設備を表2に示す。</p>	<p><b>6.まとめ</b></p> <p>女川原子力発電所2号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器の火災を早期に消火するための消火設備を下表に示す。 (第6-4 表)</p>	<p><b>6.まとめ</b></p> <p>泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器の火災を早期に消火するための消火設備を下表に示す。(第6-2 表)</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 本文 泊発電所3号炉における原子炉の安全停止に必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表2 安全機能を有する火災区域に設置する消火設備			
消火設備	消火剤	必要消火剤量	主な消火対象
全域ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則第20条に基づき算出される量以上	火災発生時の煙の充満等による消防活動が困難な火災区域又は火災区域、又は、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画のうち、電気絶縁性の要素が高い箇所
局所ハロン消火設備	ハロン1301	消防法施行規則20条に基づき算出される量以上	火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画のうち、ポンプ（火災防護対象機器）
スプリンクラー	水	消防法施行規則第13条に基づく量以上	火災発生時の煙の充満等による消防活動が困難な火災区域又は火災区域、又は、火災の影響軽減のための対策が必要な火災区域又は火災区画
二酸化炭素自動消火設備	二酸化炭素	消防法施行規則19条に基づき、開口部を考慮して算出	ディーゼル発電機等
ケーブルトレイ消火設備	ハロゲン化物(ifik-5-1-12)	約4.3kg/m <sup>2</sup> 以上	発泡性耐火被覆の隔壁を設置するケーブルトレイ、又は、スプリンクラーからの滴水による冷水で安全施設の安全機能が損なわれるおそれのある箇所に設置されているケーブルトレイ
エアロゾル消火設備	炭酸カリウム等	約100g/個	電気盤内
格納容器スプレイ設備	水	約1,200m <sup>3</sup> /h	格納容器
水噴霧消火設備	水	80 L/min/個	A産業物庫、C産業物庫
消音排水装置	水	472 L/min/個	B産業物庫
消火栓	水	130 L/min以上（屋内）、350 L/min以上（屋外）	主火災区域又は火災区画
消火器	粉末等	—	—
第6-4表：女川原子力発電所2号炉 安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の消火設備			
消火設備	消火剤	必要消火剤量	主な消火対象
全域ガス消火設備	ハロン1301	1m <sup>3</sup> あたり0.32kg以上	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画
局部ガス消火設備	ハロン1301	1m <sup>3</sup> あたり5.0kg以上	原子炉建屋通路部等の油内包機器、モータコントロールセンター
	FK-5-1-12	1m <sup>3</sup> あたり0.94～1.46kgに開口補償を見込む	原子炉建屋通路部等のケーブルトレイ
水消火設備(消火栓)	水	屋内：130 L/min以上 屋外：350 L/min以上	全火災区域又は火災区画
消火器	粉末等	消防法施行規則第六、七条に基づく必要数に裕度を見込む	煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画
移動式消火設備	水等	400L/min×60min×2口	屋外及び煙の充満等により消防活動が困難とならない火災区域又は火災区画
第6-2表：泊発電所3号炉 安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の消火設備			
消火設備	消火剤	必要消火剤量	主な消火対象
全域ガス消火設備	ハロン1301	1m <sup>3</sup> あたり0.32kg以上	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画
	二酸化炭素	0.75kg/m <sup>2</sup> 以上 0.8 kg/m <sup>2</sup> 以上 (消防法施行規則第十九条に基づき算出される量以上)	煙の充満等により消火活動が困難な火災区域又は火災区画
水消火設備(消火栓)	水	屋内：130L/min以上 屋外：350L/min以上	全火災区域又は火災区画
消火器	粉末等	消防法施行規則第六、七条に基づく必要数に裕度を見込む	煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画
移動式消火設備	水等	400L/min×60min×2口	屋外及び煙の充満等により消防活動が困難とならない火災区域又は火災区画

## 【大飯】

## ■設計の相違

泊は局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備はないため、当該記載はない。また、二酸化炭素消火器により消火する設計であるため、エアロゾル消火設備は設置していない。

## 【女川】

## ■設備名称の相違

## 【女川】

## ■設計の相違

泊は局所ガス消火設備ないため、当該記載はない。また、泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置している。

## 【大飯】

■記載方針の相違  
(女川実績の反映)

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料1 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準 (抜粋))

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>添付資料1</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火 2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(2) 消火設備          ① 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域または火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。          ② 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。          ③ 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。          ④ 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。          ⑤ 消火設備は、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。          ⑥ 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。          ⑦ 移動式消火設備を配備すること。          ⑧ 消火剤に水を使用する消火設備は、2時間の最大放水量を確保できる設計であること。          ⑨ 消火用水供給系をサービス系または水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。          ⑩ 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。          ⑪ 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。          ⑫ 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。          ⑬ 固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる設計であること。          ⑭ 管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物</p>	<p>添付資料1</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p> <p>2.2 火災の感知、消火 2.2.1 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。</p> <p>(2) 消火設備          ① 消火設備については、以下に掲げるところによること。          a. 消火設備は、火災の火炎及び熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼさないように設置すること。          b. 可燃性物質の性状を踏まえ、想定される火災の性質に応じた十分な容量の消火剤を備えること。          c. 消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。          d. 移動式消火設備を配備すること。          e. 消火設備は、外部電源喪失時に機能を失わないように、電源を確保する設計であること。          f. 消火設備は、故障警報を中央制御室に吹鳴する設計であること。          g. 原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される消火設備は、系統分離に応じた独立性を備えた設計であること。          h. 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。          i. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器が設置される火災区域であって、火災時に煙の充満、放射線の影響等により消火活動が困難なところには、自動消火設備又は手動操作による固定式消火設備を設置すること。          j. 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。</p> <p>② 消火剤に水を使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるところによること。          a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。          b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</p>	<p>【大飯】          ■記載内容の相違          (女川実績の反映)          【女川】          ■記載内容の相違          実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料1 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（抜粋））

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。</p> <p>⑯ 電源を内蔵した消火設備の操作等に必要な照明器具を、必要な火災区域及びその出入通路に設置すること。</p> <p>（参考）          (2) 消火設備について          ①-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。          上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。          ①-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備（自動起動の場合に限る。）があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。          ④ 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系（その電源を含む。）等の動的機器の单一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。          ⑦ 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第85条の5」を踏まえて設置されていること。          ⑧ 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。          なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会（NRC）が定める Regulatory Guide 1.189で規定されている値である。          上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189では1,136,000リットル（1,136 m<sup>3</sup>）以上としている。</p>	<p>c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共に用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消火用水の供給を優先する設計であること。</p> <p>d. 管理区域内で消火設備から消火剤が放出された場合に、放射性物質を含むおそれのある排水が管理区域外へ流出することを防止する設計であること。</p> <p>③ 消火剤にガスを使用する消火設備については、①に掲げるところによるほか、固定式のガス系消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を吹鳴させる設計であること。</p> <p>（参考）          (2) 消火設備について          ①-d 移動式消火設備については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第83条第3号を踏まえて設置されていること。          ①-g 「系統分離に応じた独立性」とは、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器が系統分離を行うため複数の火災区域又は火災区画に分離して設置されている場合に、それらの火災区域又は火災区画に設置された消火設備が、消火ポンプ系（その電源を含む。）等の動的機器の单一故障により、同時に機能を喪失することがないことをいう。          ①-h-1 手動操作による固定式消火設備を設置する場合は、早期に消火設備の起動が可能となるよう中央制御室から消火設備を起動できるように設計されていること。上記の対策を講じた上で、中央制御室以外の火災区域又は火災区画に消火設備の起動装置を設置することは差し支えない。          ①-h-2 自動消火設備にはスプリンクラー設備、水噴霧消火設備及びガス系消火設備（自動起動の場合に限る。）があり、手動操作による固定式消火設備には、ガス系消火設備等がある。中央制御室のように常時人がいる場所には、ハロン1301を除きガス系消火設備が設けられていないことを確認すること。          ②-b 消火設備のための必要水量は、要求される放水時間及び必要圧力での最大流量を基に設計されていること。この最大流量は、要求される固定式消火設備及び手動消火設備の最大流量を合計したものであること。          なお、最大放水量の継続時間としての2時間は、米国原子力規制委員会（NRC）が定める Regulatory Guide 1.189で規定されている値である。          上記の条件で設定された防火水槽の必要容量は、Regulatory Guide 1.189では、1,136,000リットル（1,136 m<sup>3</sup>）以上としている。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■記載内容の相違（女川実績の反映）</span>  <span style="color: green;">■記載方針の相違</span>  <span style="color: cyan;">実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準改正に伴う相違</span></p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>(参考)</p> <p>火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・C クラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷し S クラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることがないことが要求されるところであるが、その際、耐震B・C クラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。</p> <p>(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることのないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。</p>	<p>2.2.2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消火設備は、凍結防止対策を講じた設計であること。</p> <p>(2) 風水害に対して消火設備の性能が著しく阻害されない設計であること。</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>(参考)</p> <p>火災防護対象機器等が設置される火災区画には、耐震B・C クラスの機器が設置されている場合が考えられる。これらの機器が基準地震動により損傷し S クラス機器である原子炉の火災防護対象機器の機能を失わせることがないことが要求されるところであるが、その際、耐震B・C クラス機器に基準地震動による損傷に伴う火災が発生した場合においても、火災防護対象機器等の機能が維持されることについて確認されていなければならない。</p> <p>(2) 消火設備を構成するポンプ等の機器が水没等で機能しなくなることのないよう、設計に当たっては配置が考慮されていること。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違 実用発電用原子炉及び その附属施設の火災防護に係る審査基準改正 に伴う相違</p>

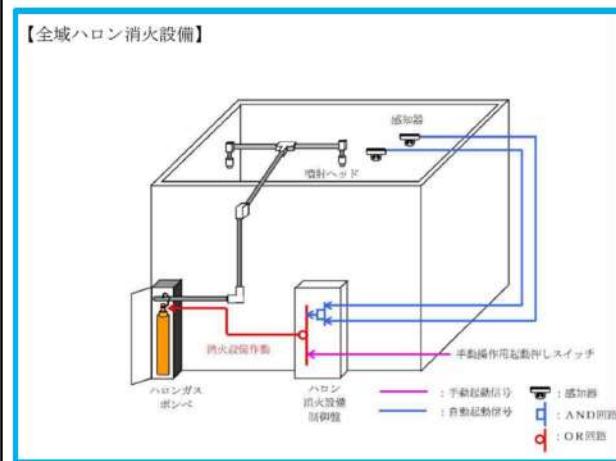
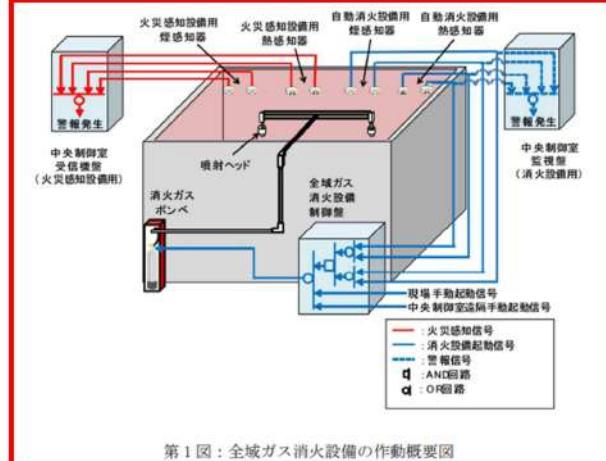
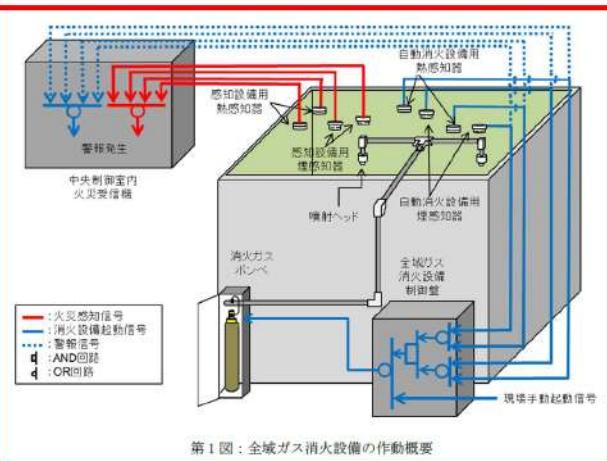
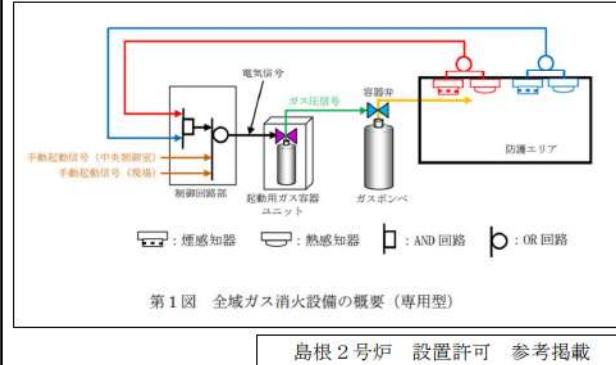
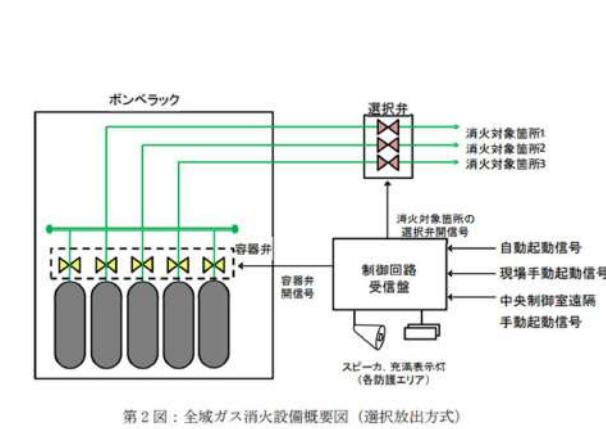
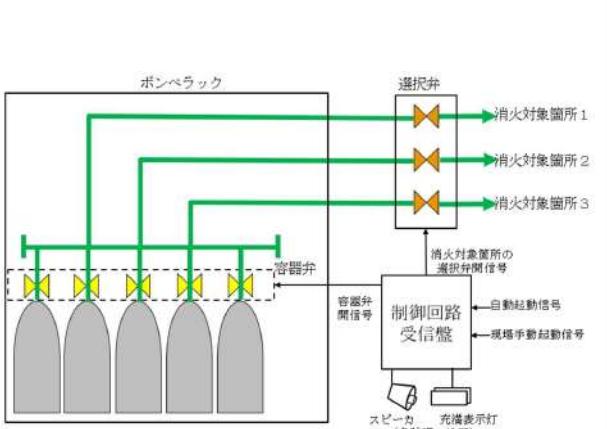
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全城ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

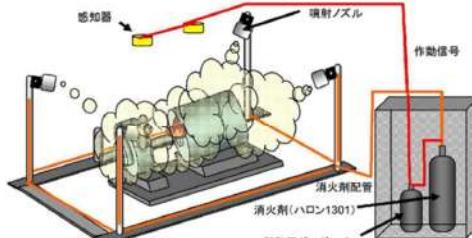
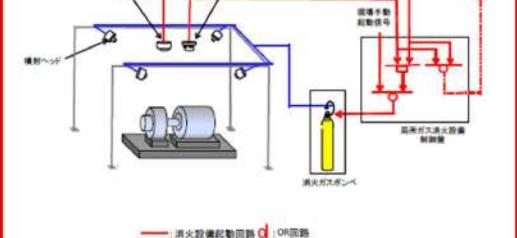
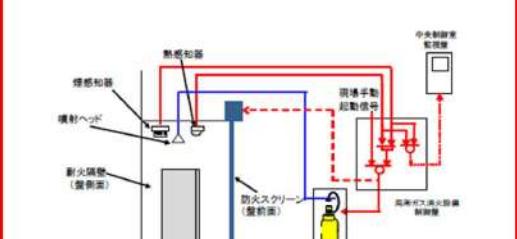
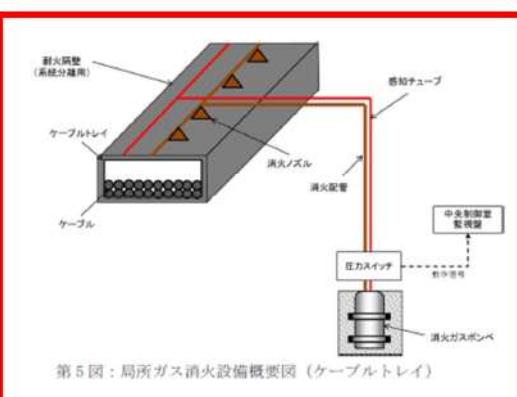
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料1  ハロン消火設備  1. 設備概要及び系統構成 審査基準の「2.2 火災の感知、消火」に基づき、火災時の煙の充満等により消火が困難となる箇所、及び、審査基準の「2.3 火災の影響軽減」に基づく火災防護対象機器の系統分離を目的とした「自動消火設備」の設置が必要な火災区域又は火災区画には、ハロン消火設備を設置する。  ハロン消火設備の概要については図1に示す。	添付資料2  女川原子力発電所2号炉における ガス消火設備について  1. 設備構成及び系統構成 火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる可能性のある火災区域又は火災区画に必要となる固定式消火設備として、人体、設備への影響を考慮し、「全城ガス消火設備並びに局所ガス消火設備」を設置する。  ガス消火設備の仕様の概要を第1表に、単一の部屋に対して使用する単独放出方式の全城ガス消火設備を第1図に、複数の部屋から当該火災エリアを選択する選択放出方式の全城ガス消火設備を第2図に示す。また、油内包機器、モータコントロールセンタに使用する局所ガス消火設備を第3～4図に、ケーブルトレイに使用する局所ガス消火設備を第5図に示す。  なお、ガス消火設備の耐震設計については、添付資料3に示す。	添付資料2  泊発電所3号炉における 全城ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について  1. 設備構成及び系統構成 火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる可能性のある火災区域又は火災区画に必要となる固定式消火設備として、人体、設備への影響を考慮し、「全城ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)」を設置する。  ガス消火設備の仕様の概要を第1表に、単一の部屋に対して使用する単独放出方式の全城ガス消火設備を第1図に、複数の部屋から当該火災エリアを選択する選択放出方式の全城ガス消火設備を第2図に示す。	【女川】 ■設備名称の相違 ■記載表現の相違  【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せす) ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。
項目  消火剤 ■ 消火剤 ■ 消火原理 ■ 消火剤の特徴 ■ 適用規格 ■ 火災感知 ■ 放出方式 ■ 消火方式 ■ 電源 ■ 破損、誤動作、誤操作による影響	第1表: ガス消火設備の仕様の概要  項目  全城 ■ 消火剤 ■ 消火設備 ■ 消火剤 ■ 消火原理 ■ 消火剤の特徴 ■ 通用規格 ■ 火災感知 ■ 放出方式 ■ 消火方式 ■ 電源 ■ 全域放出方式 ■ 電源 ■ 非常用電源及び蓄電池を盤内に設置  局所 <sup>※</sup> ■ 消火剤 ■ 消火設備 ■ 消火剤 ■ 消火原理 ■ 消火剤の特徴 ■ 通用規格 ■ 火災感知 ■ 放出方式 ■ 消火方式 ■ 電源 ■ FK-5-1-12 ■ 連鎖反応抑制 (負触媒効果) ■ 設備及び人体に対して無害 ■ 消防法その他関係法令 ■ 火災感知器 (異なる種類の感知器のAND信号) ■ 自動 (中央制御室又は現場での手動起動も可能な設計とする) ■ 全域放出方式 ■ 非常用電源及び蓄電池を盤内に設置 ■ 連鎖反応抑制 (負触媒効果) ■ 設備及び人体に対して無害 ■ 消防法その他関係法令 ■ センサーチューブ方式 ■ 自動 (現場での手動起動も可能な設計とする) ■ 局所放出方式 ■ 電源不要 ※ハロン1301の局所ガス消火設備については全城と同様の仕様	第1表: 全城ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の仕様の概要  項目  全城 ■ 消火剤 ■ 消火設備 ■ 消火剤 ■ 消火原理 ■ 消火剤の特徴 ■ 通用規格 ■ 火災感知 ■ 放出方式 ■ 消火方式 ■ 電源 ■ ハロン1301 ■ 連鎖反応抑制 (負触媒効果) ■ 設備及び人体に対して無害 ■ 消防法その他関係法令 ■ 火災感知器 (異なる種類の感知器のAND信号) ■ 自動 (現場での手動起動も可能な設計とする) ■ 全域放出方式 ■ 非常用電源及び蓄電池を盤内に設置  局所 <sup>※</sup> ■ 消火剤 ■ 消火設備 ■ 消火剤 ■ 消火原理 ■ 消火剤の特徴 ■ 通用規格 ■ 火災感知 ■ 放出方式 ■ 消火方式 ■ 電源 ■ FK-5-1-12 ■ 連鎖反応抑制 (負触媒効果) ■ 設備及び人体に対して無害 ■ 消防法その他関係法令 ■ センサーチューブ方式 ■ 自動 (現場での手動起動も可能な設計とする) ■ 局所放出方式 ■ 電源不要 ※ハロン1301の局所ガス消火設備については全城と同様の仕様	【女川】 ■設計の相違 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、自動の全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【全域ハロン消火設備】</p>  <p>図1 ハロン消火設備概要図</p>	 <p>第1図：全域ガス消火設備の作動概要図</p>	 <p>第1図：全域ガス消火設備の作動概要</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系 列、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。</p> <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p> <p>また、泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p>
 <p>第1図 全域ガス消火設備の概要 (専用型) 島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	 <p>第2図：全域ガス消火設備概要図 (選択放出方式)</p>	 <p>第2図：全域ガス消火設備起動ロジック (選択放出方式)</p>	

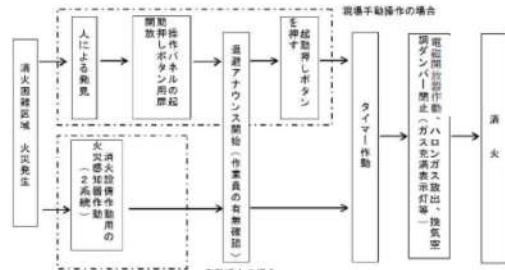
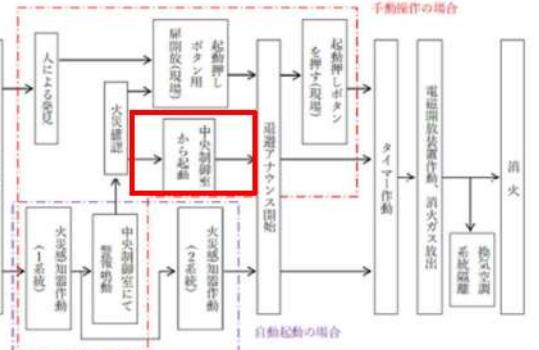
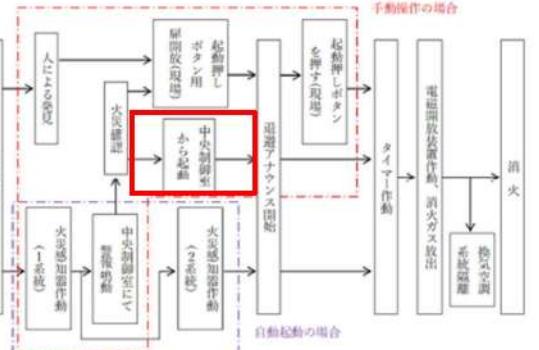
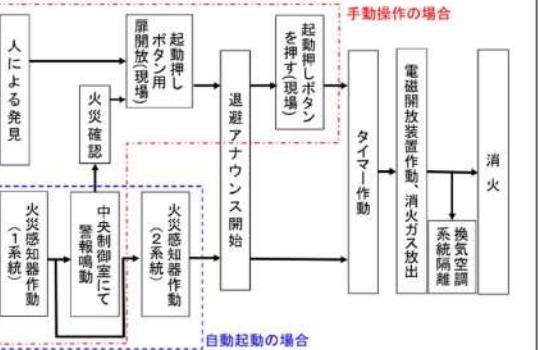
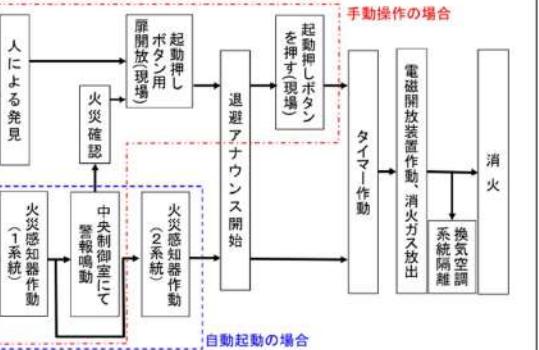
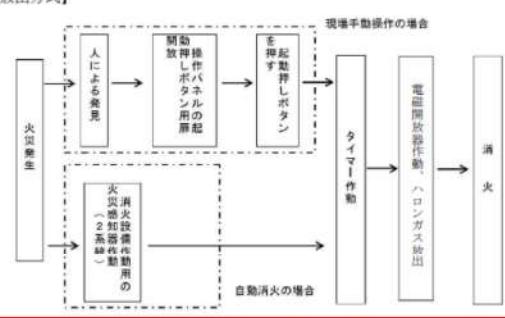
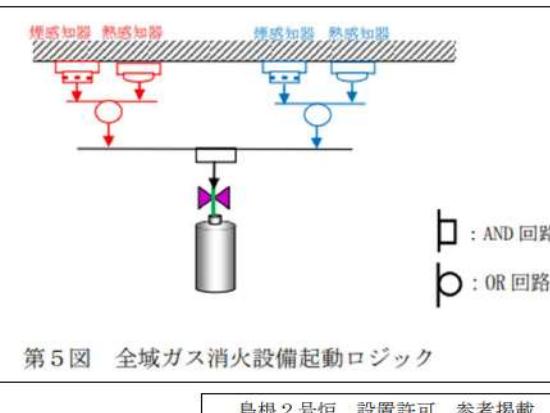
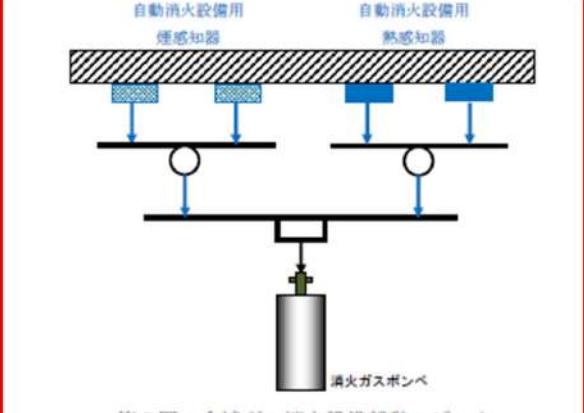
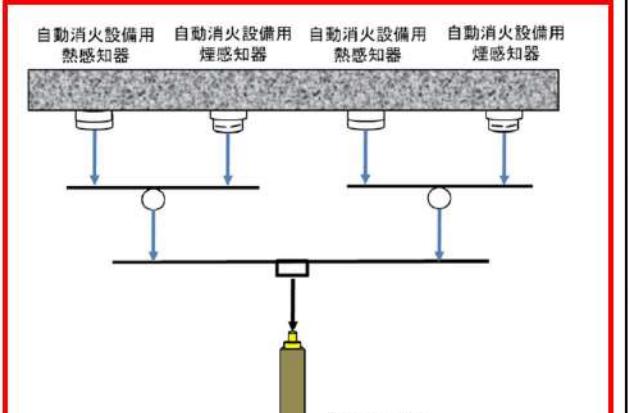
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>【局所ハロン消火設備】</b> 	 第3図：局所ガス消火設備概要図（油内包機器）		<b>【女川・大飯】</b> <span style="color:red;">■</span> 設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。
<b>図1 ハロン消火設備概要図</b>	 第4図：局所ガス消火設備概要図（モータコントロールセンター）		
	 第5図：局所ガス消火設備概要図（ケーブルトレイ）		

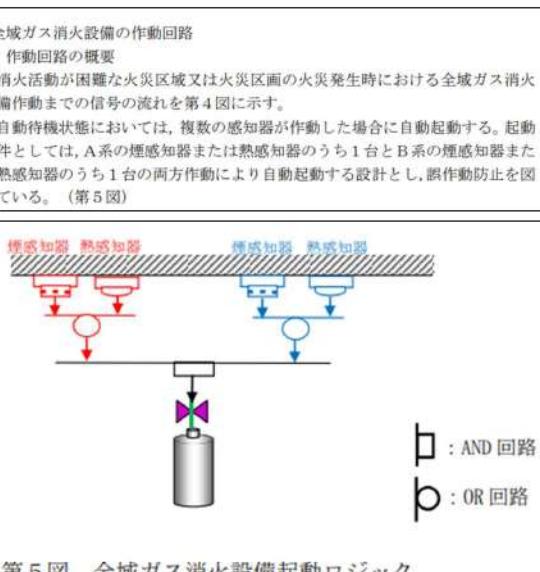
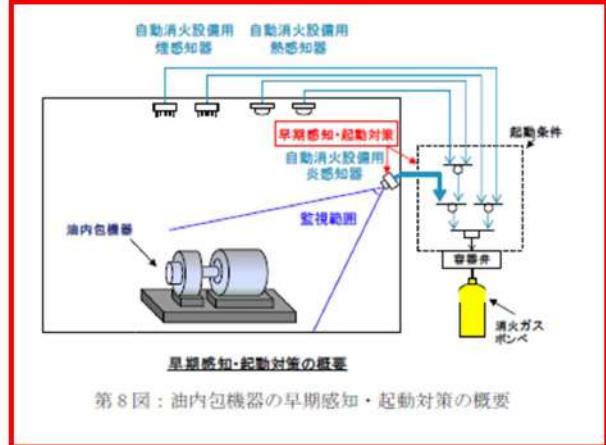
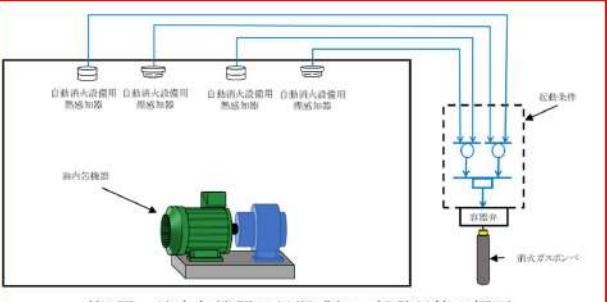
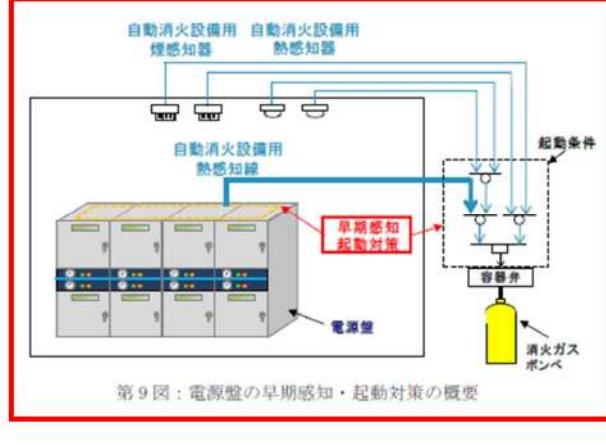
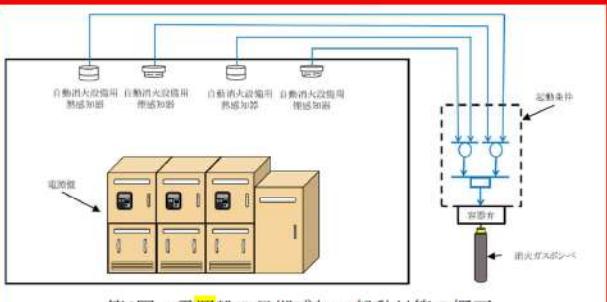
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. ハロン消火設備の動作回路</p> <p>火災発生時におけるハロン消火設備動作時までの信号の流れを図2に示す。</p> <p>通常時は自動待機状態としており、感知器が2系統とも作動した場合は、自動起動動作する。</p> <p>また、現地での手動操作による消火設備の起動（ガス噴出）も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>2. 全域ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全域ガス消火設備作動までの信号の流れを第6図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、複数の「熱感知器」のうち1系統及び複数の「煙感知器」のうち1系統が火災を感知した場合に、AND条件により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。これは、東日本大震災で女川原子力発電所において、煙感知器で多数の誤作動（非火災報）が発生した（別紙1）ことを踏まえ、火災が発生した状態を確実に感知した後、消火設備を起動させる設計とする。（第7図）</p> <p>中央制御室における遠隔起動、現地（火災エリア外）での手動動作による消火設備の起動（ガス噴出）も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>また、煙感知器又は熱感知器のうち一方の誤作動、不動作により消火設備が自動起動しない場合であっても、もう一方の感知器の作動によって中央制御室に警報が発報するため、運転員が火災の発生を確認した場合には、<b>中央制御室又は</b>現場での手動起動により早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>2. 全域ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全域ガス消火設備作動までの信号の流れを第4図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、A系の煙感知器または熱感知器のうち1台とB系の煙感知器又は熱感知器のうち1台の両方作動により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。（第5図）</p> <p>島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	<p>2. 全域ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全域ガス消火設備作動までの信号の流れを第6図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、A系の煙感知器又は熱感知器のうち1台とB系の煙感知器又は熱感知器のうち1台の両方作動により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。（第4図）</p> <p>現地（火災エリア外）での手動動作による消火設備の起動（ガス噴出）も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>また、煙感知器又は熱感知器のうち一方の誤作動、不動作により消火設備が自動起動しない場合であっても、もう一方の感知器の作動によって中央制御室に警報が発報するため、運転員が火災の発生を確認した場合には、<b>中央制御室又は</b>現場での手動起動により早期消火が対応可能な設計とする。</p>	<p>2. 全域ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全域ガス消火設備作動までの信号の流れを第3図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、A系の煙感知器と熱感知器のうち1台とB系の煙感知器と熱感知器のうち1台の両方作動により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。（第7図）</p> <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系統、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</p>	

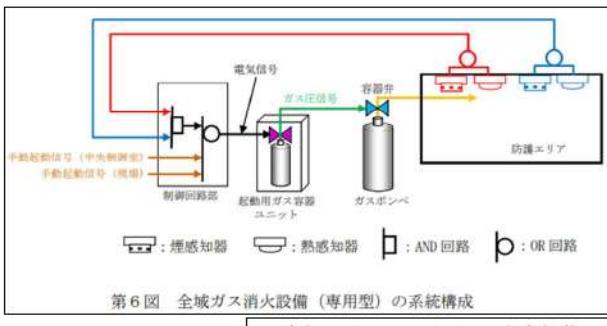
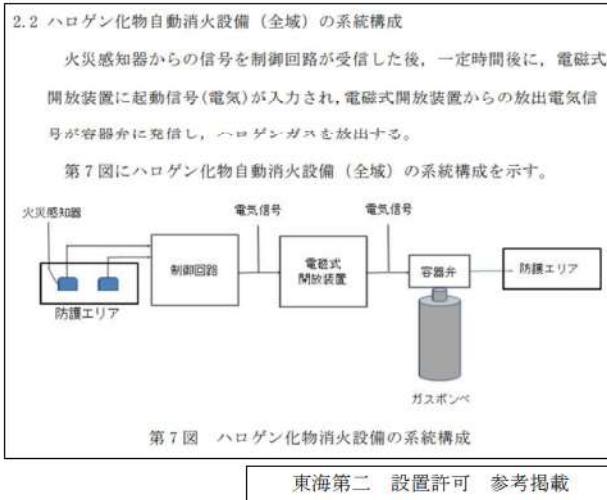
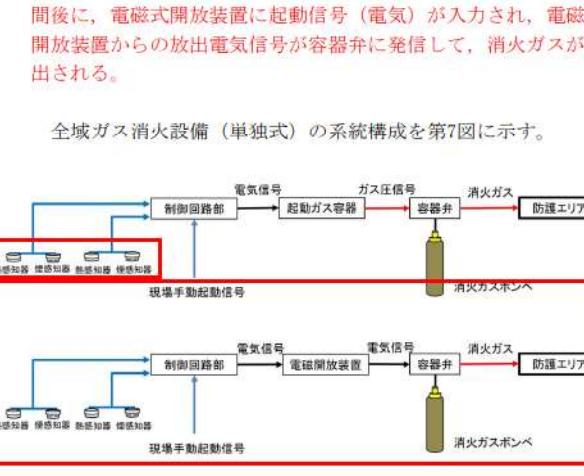
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【全域放出方式】</p>  <p>人による発見 → 開閉操作ボタン用の開閉操作ボタン → を押す → 起動押しボタン → タイマー作動 → 消火</p> <p>消防装置監視 → 消火装置動作用の開閉操作用の開閉操作ボタン → 自動消火の場合</p>	<p>手動操作の場合</p>  <p>人による発見 → 開閉操作ボタン用の開閉操作ボタン → を押す → 起動押しボタン → タイマー作動 → 消火</p> <p>電磁開放装置作動 → 消火ガス放出 → 熱気室開放 → 消火</p> <p>手動操作の場合</p>  <p>人による発見 → 起動押しボタン用の開閉操作ボタン → を押す → 起動押しボタン → タイマー作動 → 消火</p> <p>電磁開放装置作動 → 消火ガス放出 → 熱気室開放 → 消火</p>	<p>手動操作の場合</p>  <p>人による発見 → 火災確認 → 起動押しボタン用の開閉操作ボタン → を押す → 起動押しボタン → タイマー作動 → 消火</p> <p>火災確認 → 退避アナウンス開始 → 消火</p> <p>自動起動の場合</p>  <p>火災発生 → 火災感知器作動 (1系統) → 緊急警報鳴動 (1系統) → 中央制御室にて火災感知器作動 (2系統) → 緊急警報鳴動 (2系統) → 火災感知器 (2系統)作動 → 火災確認器作動 → 消火</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず)</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。 </li></ul>
<p>【局所放出方式】</p>  <p>人による発見 → 開閉操作ボタン用の開閉操作ボタン → を押す → 起動押しボタン用の開閉操作ボタン → タイマー作動 → 消火</p> <p>消防装置監視 → 消火装置動作用の開閉操作用の開閉操作ボタン → 自動消火の場合</p>	<p>現場手動操作の場合</p>  <p>人による発見 → 開閉操作ボタン用の開閉操作ボタン → を押す → 起動押しボタン用の開閉操作ボタン → タイマー作動 → 消火</p> <p>電磁開放装置作動、ハロゲンガス放出 → 消火</p>	<p>火災発生</p>  <p>火災発生 → 火災感知器作動 (1系統) → 緊急警報鳴動 (1系統) → 中央制御室にて火災感知器作動 (2系統) → 緊急警報鳴動 (2系統) → 火災感知器 (2系統)作動 → 火災確認器作動 → 消火</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。 </li></ul>
<p>第5図 全域ガス消火設備起動ロジック</p>  <p>AND回路 (AND gate symbol) : AND回路 OR回路 (OR gate symbol) : OR回路</p> <p>島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	<p>自動消火設備用 煙感知器 热感知器</p>  <p>自動消火設備用 热感知器 煙感知器</p> <p>第7図：全域ガス消火設備起動ロジック</p>	<p>自動消火設備用 烟感知器 热感知器</p>  <p>自動消火設備用 热感知器 烟感知器</p> <p>第4図：全域ガス消火設備起動ロジック</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系統、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系統のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。 <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p> </li></ul>

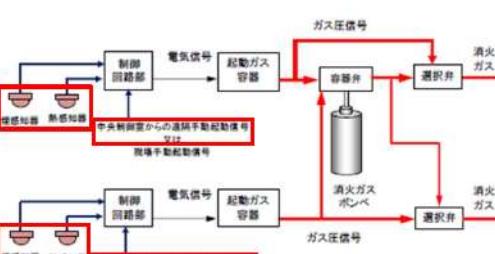
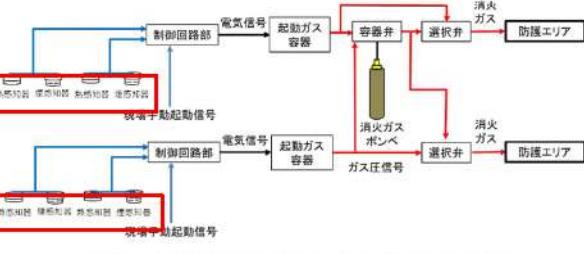
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 全域ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消火活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全域ガス消火設備作動までの信号の流れを第4図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、A系の煙感知器または熱感知器のうち1台とB系の煙感知器または熱感知器のうち1台の両方作動により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。(第5図)</p>  <p>第5図 全域ガス消火設備起動ロジック</p> <p>島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	<p>なお、油内包機器については、想定される火災が漏えい油火災であり、火災の初期段階から炎が発生すると考えられることから、早期感知のため炎感知器を追加設置し、熱感知器又は炎感知器のうち1つと煙感知器作動のAND条件により早期起動を図る設計とする。(第8図)</p>  <p>第8図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要</p>	 <p>第5図：油内包機器の早期感知・起動対策の概要</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■記載内容の相違</span>  <span style="color: cyan;">(女川実績の反映)</span></p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■設計の相違</span>      泊3号は、油内包機器についても煙感知器と熱感知器 OR 回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系      列、煙感知器と熱感知器の OR 回路を設置して、2系列の AND で起動するロジックで誤作動を防止している。      これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p>
	<p>電源盤については、想定される火災は金属製筐体内で発生する電気火災であり、火災の初期段階では炎が筐体外部に噴出するよりも先に筐体自体の温度が上昇すると考えられることから、早期感知のため電源盤内天井部に熱感知線を追加設置し、熱感知器又は熱感知線のうち1つと煙感知器作動のAND条件により早期起動を図る設計とする。(第9図)</p>  <p>第9図：電源盤の早期感知・起動対策の概要</p>	 <p>第6図：電源盤の早期感知・起動対策の概要</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■記載内容の相違</span>  <span style="color: cyan;">(女川実績の反映)</span></p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■設計の相違</span>      泊3号は、電源盤についても煙感知器と熱感知器の OR 回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系      列、煙感知器と熱感知器の OR 回路を設置して、2系列の AND で起動するロジックで誤作動を防止している。      これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第6図 全域ガス消火設備(専用型)の系統構成 島根2号炉 設置許可 参照掲載</p>	<p>ケーブルトレイについては、想定される火災はケーブルの過電流火災であるが、ケーブルトレイ自体が部屋の上部に設置されており、天井部に取付ける煙感知器及び熱感知器はケーブルトレイの位置を考慮して早期に感知できる場所に設置することから、配置上早期感知が可能な設計とする。</p> <p>全域ガス消火設備対象エリアにおける自動消火設備用感知器の配置図を別紙2に示す。</p> <p>2. 全域ガス消火設備の系統構成 (1) 全域ガス消火設備（単独式）</p> <p>単独式は、火災感知器、中央制御室又は現場からの起動信号を制御回路部が受信した後、一定時間後に制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁に対して放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p>	<p>ケーブルトレイについては、想定される火災はケーブルの過電流火災であるが、ケーブルトレイ自体が部屋の上部に設置されており、天井部に取付ける煙感知器及び熱感知器はケーブルトレイの位置を考慮して早期に感知できる場所に設置することから、配置上早期感知が可能な設計とする。</p> <p>全域ガス消火設備対象エリアにおける自動消火設備用感知器の配置図を別紙1に示す。</p> <p>2. 全域ガス消火設備の系統構成 (1) 全域ガス消火設備（単独式）</p> <p>単独式は、火災感知器、現場からの起動信号を制御回路部が受信した後、一定時間後に制御回路部から起動ガス容器ユニット又は電磁開放装置に対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁に対して放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>又は、火災感知器からの信号を制御回路が受信した後、一定時間後に、電磁式開放装置に起動信号（電気）が入力され、電磁開放装置からの放出電気信号が容器弁に発信して、消火ガスが放出される。</p>	<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。 泊は、単独式の系統構成として、電磁開放装置にて消火ガスピンドルを直接開放する方式を採用している。これは東海第二発電所の全域ガス消火設備においても同様な構成となっている。</p>
<p>2.2 ハロゲン化物自動消火設備（全域）の系統構成</p> <p>火災感知器からの信号を制御回路が受信した後、一定時間後に、電磁式開放装置に起動信号（電気）が入力され、電磁式開放装置からの放出電気信号が容器弁に発信し、ハロゲンガスを放出する。</p> <p>第7図にハロゲン化物自動消火設備（全域）の系統構成を示す。</p>  <p>第7図 ハロゲン化物消火設備の系統構成 東海第二 設置許可 参照掲載</p>	<p>全域ガス消火設備（単独式）の系統構成を第10図に示す。</p>  <p>第10図：全域ガス消火設備（単独式）の系統構成</p>	<p>全域ガス消火設備（単独式）の系統構成を第7図に示す。</p>  <p>第7図：全域ガス消火設備（単独式）の系統構成</p>	

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 全域ガス消火設備（選択式）</p> <p>選択式は、複数の部屋に設置する火災感知器、中央制御室又は現場からの起動信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>全域ガス消火設備（選択式）の系統構成を第11図に示す。</p>  <p>第11図：全域ガス消火設備（選択式）の系統構成</p>	<p>(2) 全域ガス消火設備（選択式）</p> <p>選択式は、複数の部屋に設置する火災感知器、現場からの起動信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>全域ガス消火設備（選択式）の系統構成を第8図に示す。</p>  <p>第8図：全域ガス消火設備（選択式）の系統構成</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 泊は自動消火設備を設置しているため、中央制御室における遠隔起動はしない設計である。</li> <li>泊3号は、煙感知器と熱感知器のOR回路により、生ずる火災を早期感知し、誤作動防止の観点から、もう一系列、煙感知器と熱感知器のOR回路を設置して、2系列のANDで起動するロジックで誤作動を防止している。これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</li> </ul>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 局所ガス消火設備の作動回路</p> <p>3.1. 作動回路の概要</p> <p>通路部において消火活動が困難となる恐れがある油内包機器、モーターコントロールセンタに対して設置する局所ガス消火設備作動時までの信号の流れについては、第12図、第13図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、複数の「熱感知器」のうち1系統及び複数の「煙感知器」のうち1系統が火災を感知した場合に、AND条件により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。（第7図）起動条件の考え方は全域ガス消火設備と同様である。</p> <p>中央制御室における遠隔起動、現地（火災エリア外）での手動動作による消火設備の起動（ガス噴出）も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が可能な設計とする。また、煙感知器又は熱感知器のうち一方の誤作動、不動作により消火設備が自動起動しない場合であっても、もう一方の感知器の作動によって中央制御室に警報が発報するため、運転員が火災の発生を確認した場合には、中央制御室又は現場での手動起動により早期消火が対応可能な設計とする。</p> <p>第12図：火災時の信号の流れ（油内包機器）</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>The diagram illustrates the signal flow for fire detection at the Motor Control Center (モータコントロールセンター). It shows the following sequence:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Automatic Activation Case (左側):</b> Fire detection (火災発生) leads to fire alarm initiation (火災警報発動). This triggers central control room activation (中央制御室警報) and two types of fire detection confirmation (火災感知器動作確認):             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) First Confirmation: Central control room activation (中央制御室警報) leads to fire detection confirmation (火災感知器動作確認).</li> <li>(2) Second Confirmation: Fire detection confirmation (火災感知器動作確認) leads to fire detection confirmation (火災感知器動作確認).</li> </ul> </li> <li><b>Manual Operation Case (右側):</b> Fire detection (火災発生) leads to fire alarm initiation (火災警報). This triggers fire detection confirmation (火災感知器動作確認), which then leads to fire detection confirmation (火災感知器動作確認).</li> <li><b>Common Path:</b> Both paths lead to fire detection confirmation (火災感知器動作確認), which then leads to fire detection confirmation (火災感知器動作確認).</li> <li><b>Final Actions:</b> Both paths lead to fire detection confirmation (火災感知器動作確認), which then leads to fire detection confirmation (火災感知器動作確認).</li> </ul> <p>第13図：火災時の信号の流れ（モータコントロールセンター）</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

また、ケーブルトレイの局所ガス消火設備に対しては火災区域又は火災区画に設置する感知器とは別に、狭隘なケーブルトレイでも設置可能な感知チューブ式の火災感知器を設置し、局所ガス消火設備が作動する設計とする。起動条件としては、火災周辺の感知チューブが溶損することで圧力信号による火災感知信号を発信し、消火ガスの放出を行う。簡略化された単純な構造であることから誤作動の可能性は小さく、万一、誤作動が発生した場合であっても機器・人体に影響を及ぼさない。感知チューブ式の局所ガス消火設備のケーブルトレイへの適用について、消火性能が確保されていることを別紙3に示す。

中央制御室では消火ガスの放出信号を検知する設計としており、人による火災発見時においても、現場での手動起動が可能な設計とする。また、誤作動、不動作により消火設備が自動起動しない場合であっても、火災区域又は火災区画の感知器の作動によって中央制御室に警報が発報するため、運転員が火災の発生を確認した場合には、現場での手動起動により消火対応可能な設計とする。

## 3.2. 局所ガス消火設備の系統構成

## (1) 局所ガス消火設備（油内包機器、モータコントロールセンタ）

油内包機器、モータコントロールセンタに対する局所ガス消火設備は、火災感知器からの信号を制御回路部が受信した後、一定時間後に制御回路部から起動ガス容器に対して放出電気信号を発信する。起動ガス容器では、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号を機械的に作動する容器弁に対して放出信号を発信して、消火ガスを放出する。

局所ガス消火設備（油内包機器、モータコントロールセンタ）の系統構成を第14図に示す。

## 【女川】

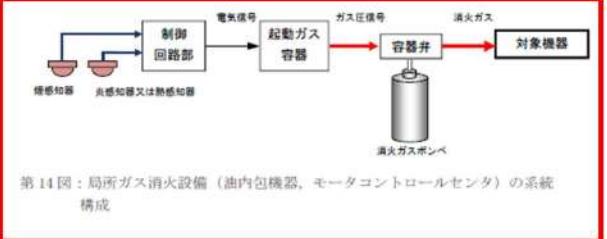
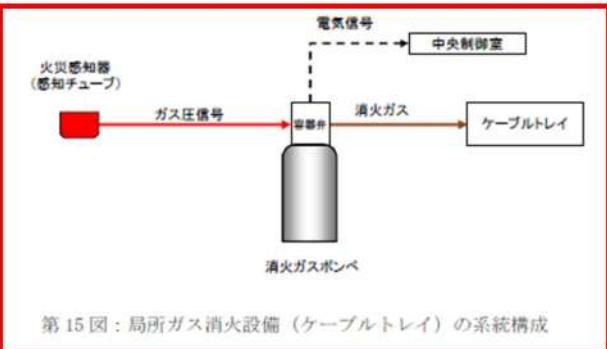
## ■設計の相違

泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第14図：局所ガス消火設備（油内包機器、モータコントロールセンター）の系統構成</p> <p>(2)局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）</p> <p>ケーブルトレイに設置する火災感知器（感知チューブ）が火災により溶損するとチューブ内部のガス圧が低下し、容器弁へ圧力信号が伝達される。圧力制御された容器弁が圧力信号により開動作し、消火ガスが放出される。なお、圧力信号を電気信号に変換し、消火ガスが放出されたことを中央制御室に警報として発報する。</p> <p>局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）の系統構成を第15図に示す。</p>  <p>第15図：局所ガス消火設備（ケーブルトレイ）の系統構成</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

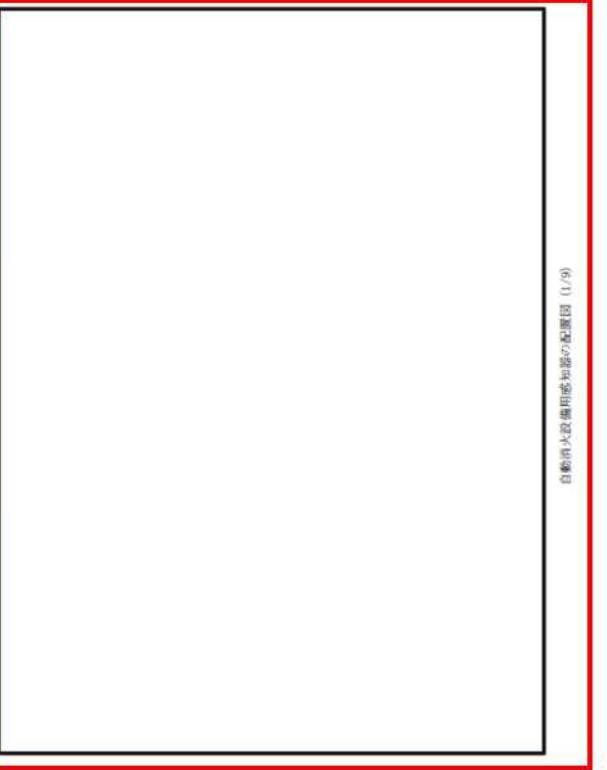
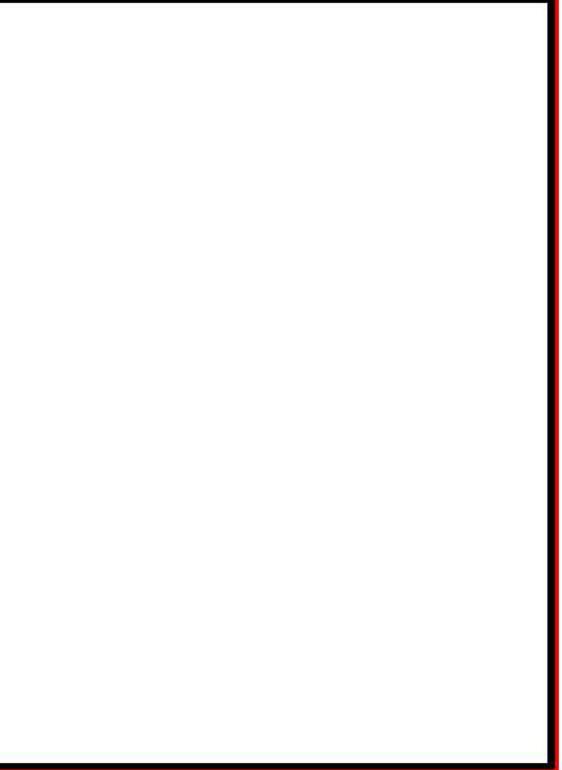
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>2. 全域ガス消火設備の作動回路</p> <p>2.1. 作動回路の概要</p> <p>消防活動が困難な火災区域又は火災区画の火災発生時における全域ガス消火設備作動までの信号の流れを第4図に示す。</p> <p>自動待機状態においては、複数の感知器が作動した場合に自動起動する。起動条件としては、A系の煙感知器または熱感知器のうち1台とB系の煙感知器または熱感知器のうち1台の両方作動により自動起動する設計とし、誤作動防止を図っている。(第5図)</p> <p style="text-align: center;">島根2号炉 設置許可 参考掲載</p>	<p>東日本大震災における火災感知器の誤作動について</p> <p>1. 女川原子力発電所における火災感知器の誤作動事例</p> <p>東日本大震災（余震を含む）において、女川原子力発電所1号炉、2号炉及び3号炉の原子炉建屋やタービン建屋等で煙感知器の誤作動（非火災報）が多発して発生した。</p> <p style="text-align: center;">第1表：火災感知器の誤作動事例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>女川1号炉</th> <th>女川2号炉</th> <th>女川3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感知器の誤作動</td> <td>多數あり</td> <td>多數あり</td> <td>多數あり</td> </tr> <tr> <td>誤作動の処理</td> <td>           警報リセット操作            • リセット操作を繰り返し行い、リセットできないエリアが残った。            • 現場巡視にて、タービン建屋地下1階での火災であることを確認した。         </td> <td>           警報リセット操作            • リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア            • 現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。         </td> <td>           警報リセット操作            • リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア            • 現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。         </td> </tr> <tr> <td>火災発生状況</td> <td>火災あり</td> <td>火災なし</td> <td>火災なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 火災感知器の破損等の設備故障について</p> <p>女川原子力発電所1号炉、2号炉及び3号炉において、地震により火災感知器が破損・落下する等の設備故障はなかった。</p> <p>(参考)</p> <p>「震災時における建築物の防災管理等に係る運用実態調査の概要<sup>※</sup>」では、消防用設備の破損や誤作動の被害として「地震によるほこりで、自動火災報知設備が感知し発報」したことが報告されている。</p> <p>(※大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会(平成23年11月16日)総務省消防庁)</p>		女川1号炉	女川2号炉	女川3号炉	感知器の誤作動	多數あり	多數あり	多數あり	誤作動の処理	警報リセット操作 • リセット操作を繰り返し行い、リセットできないエリアが残った。 • 現場巡視にて、タービン建屋地下1階での火災であることを確認した。	警報リセット操作 • リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア • 現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。	警報リセット操作 • リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア • 現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。	火災発生状況	火災あり	火災なし	火災なし	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は感知器を2系統に分けることで誤作動防止を図るとともに、別系統の煙感知器又は熱感知器のうち両方作動によって起動可能としており、早期消火が可能となっている。</p> <p>これは島根原子力発電所2号炉と同様な設計である。</p>
	女川1号炉	女川2号炉	女川3号炉															
感知器の誤作動	多數あり	多數あり	多數あり															
誤作動の処理	警報リセット操作 • リセット操作を繰り返し行い、リセットできないエリアが残った。 • 現場巡視にて、タービン建屋地下1階での火災であることを確認した。	警報リセット操作 • リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア • 現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。	警報リセット操作 • リセット操作を繰り返し行い、全ての火災警報クリア • 現場巡視にて、発煙・異臭等の異常がないことを確認した。															
火災発生状況	火災あり	火災なし	火災なし															

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

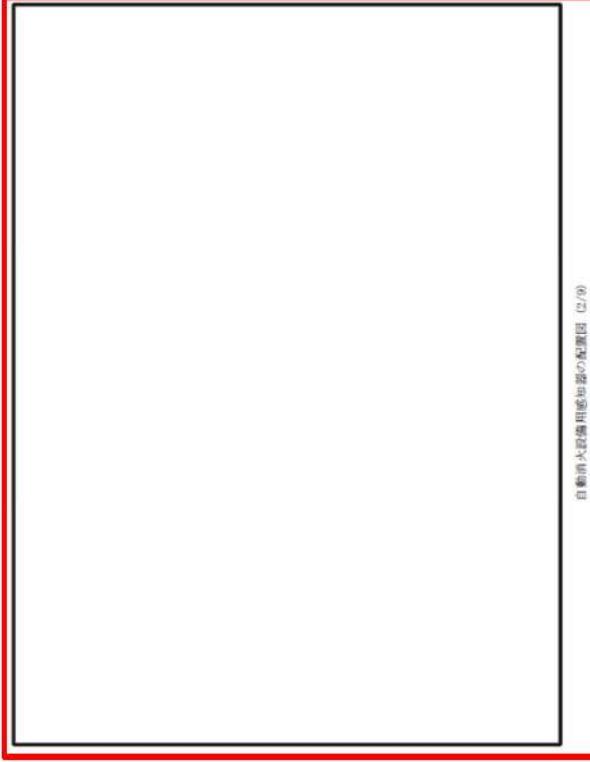
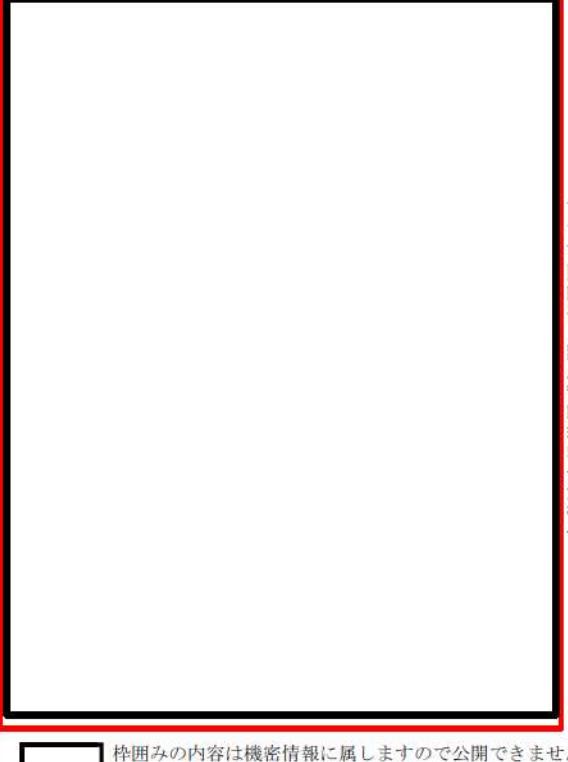
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙 2</p>  <p style="text-align: right;">自動消防設備用感知器の配置図 (1/9)</p>	<p>別紙 1</p>  <p style="text-align: right;">自動消防設備用感知器の配置図 (1/22)</p> <p>□ 梱囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

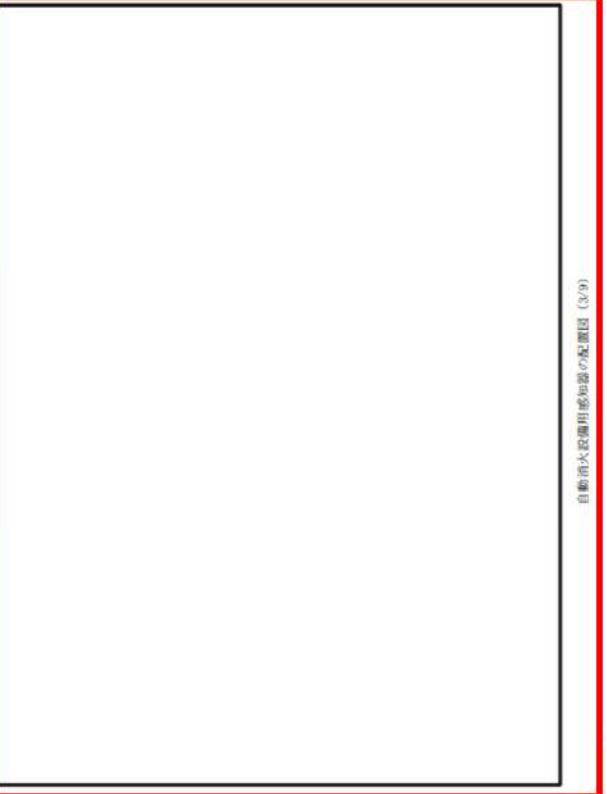
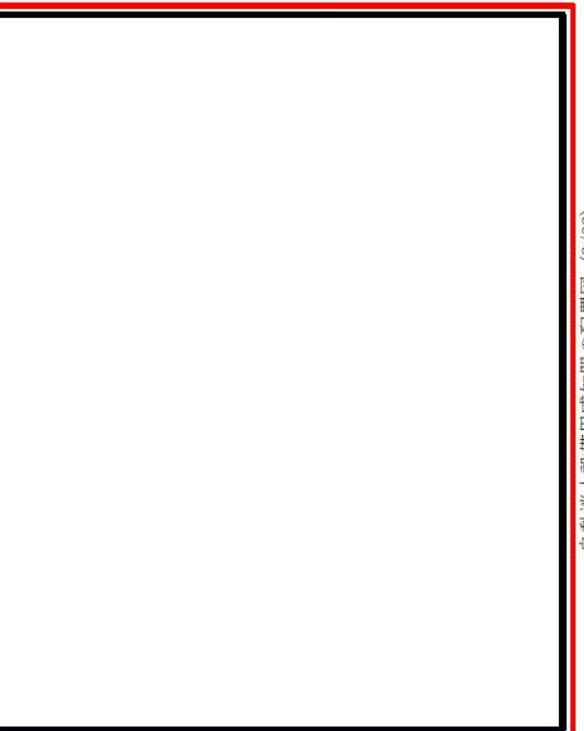
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 自動消火設備用感知器の配置図 (2/9)	 自動消火設備用感知器の配置図 (2/22)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

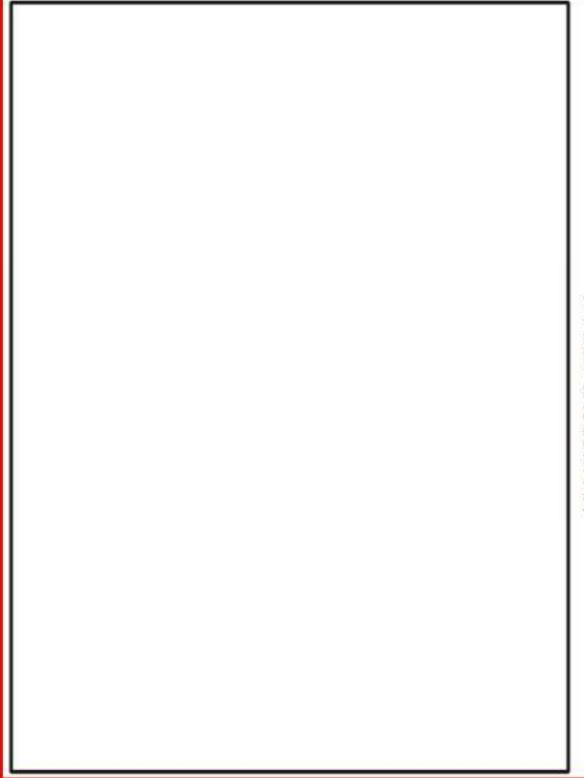
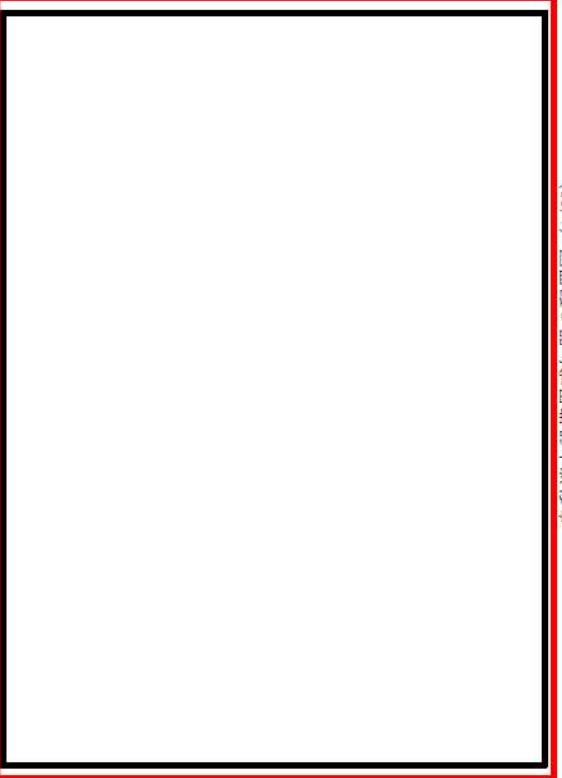
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 自動消火設備用感知器の配置図 (3/9)	 自動消火設備用感知器の配置図 (3/22)	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 自動消火設備用感知器の配置図 (4/9)	 自動消火設備用感知器の配置図 (4/22)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 自動消防用感知器の配置図 (5/9)	 自動消火設備用感知器の配置図 (5/22)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

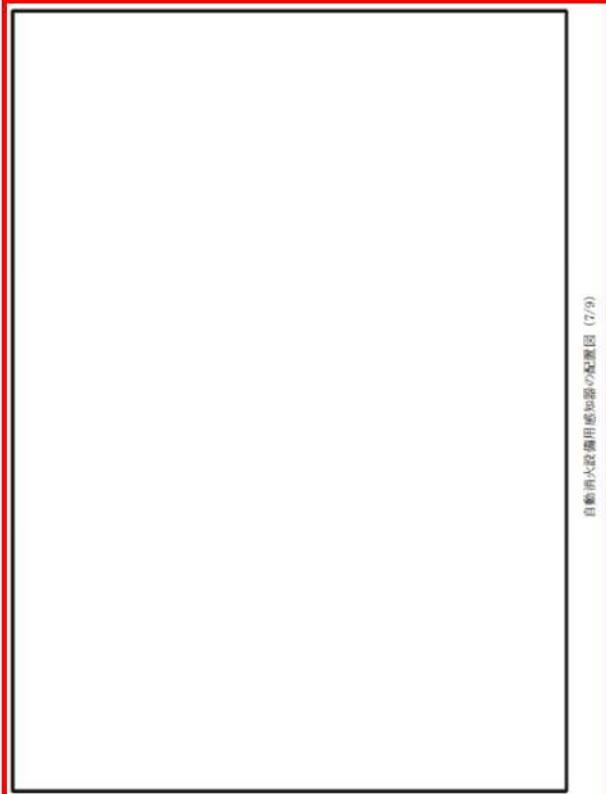
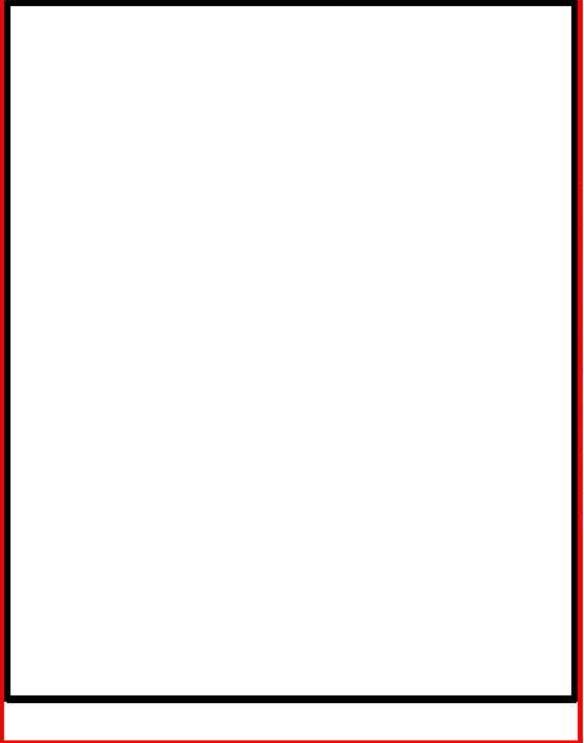
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">自動消防設備用感知器の配置図 (6.9)</div>	<div style="text-align: center;">自動消防設備用感知器の配置図 (6.22)</div>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <li>【女川】</li> <li>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 自動消火設備用感知器の配置図 (7/9)	 ■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	<b>【大飯】</b> <span style="color: blue;">■記載内容の相違</span> <span style="color: green;">(女川実績の反映)</span> <b>【女川】</b> <span style="color: red;">■設計の相違</span> <span style="color: green;">設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</span>  <span style="color: green;">自動消火設備用感知器の配置図 (7/22)</span>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

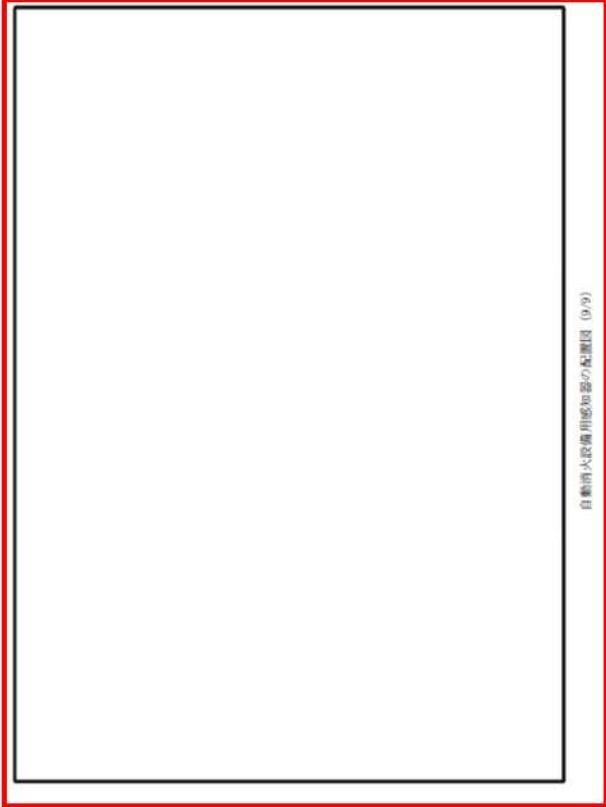
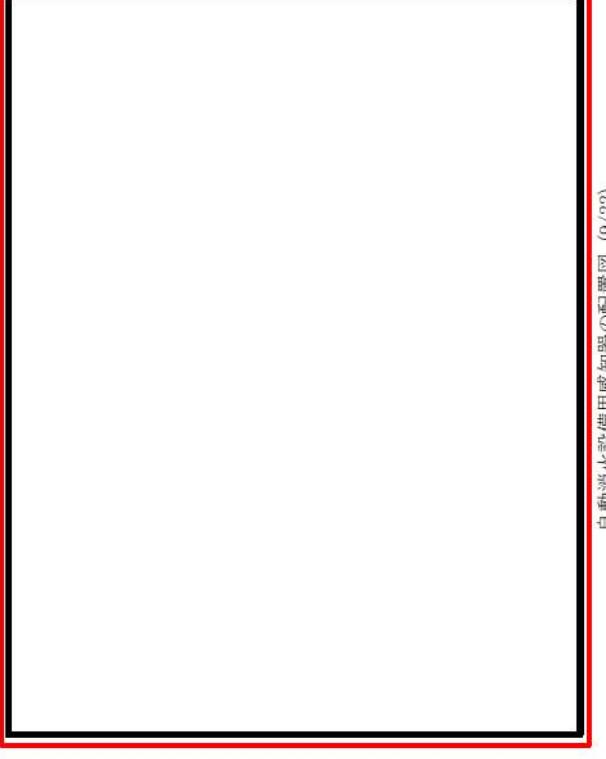
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">自動消火設備用感知器の配置図 (8/9)</p>	<p style="text-align: center;">自動消火設備用感知器の配置図 (8/22)</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

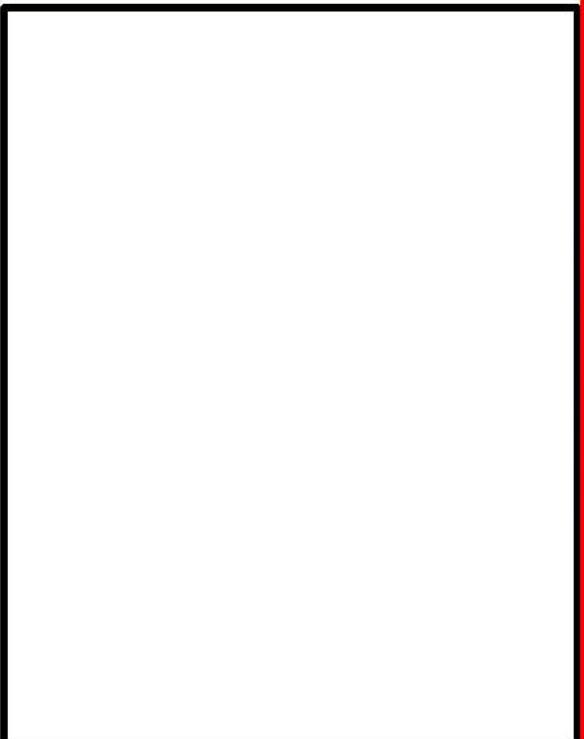
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 自動消火設備用感知器の配置図 (9/9)	 自動消火設備用感知器の配置図 (9/22)	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</li> </ul> </ul>

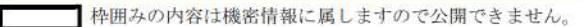
枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

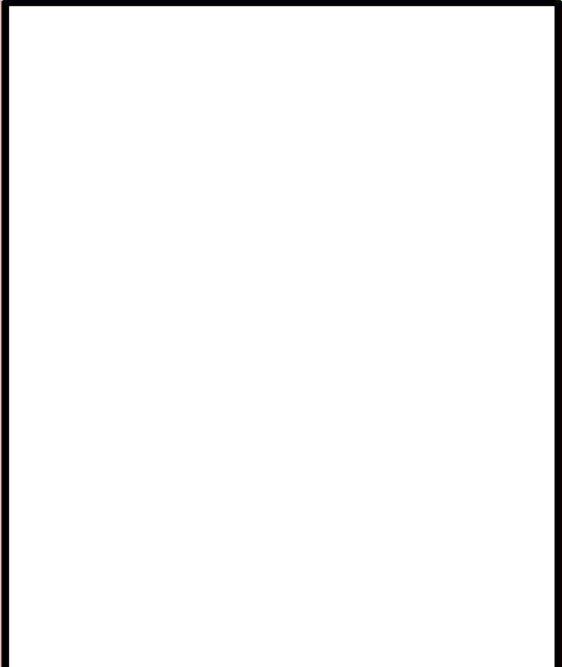
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <small>自動消火設備用感知器の配位置図 (10/22)</small>	<small>【大飯】</small> <span style="color: blue;">■記載内容の相違</span> <span style="color: green;">(女川実績の反映)</span> <small>【女川】</small> <span style="color: red;">■設計の相違</span> <span style="color: green;">設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</span>



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p>自動消火設備用感知器の配位置図 (11/22)</p>  <p>□ 桁囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

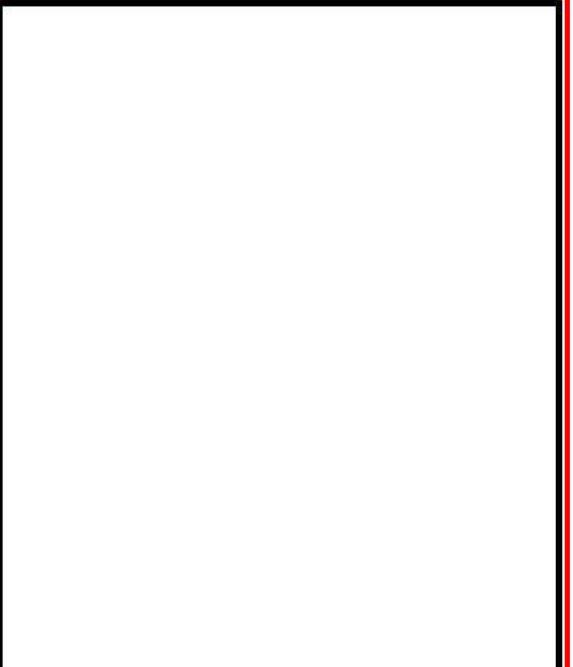
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p>自動消防設備用感知器の配置図 (12/22)</p>  <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

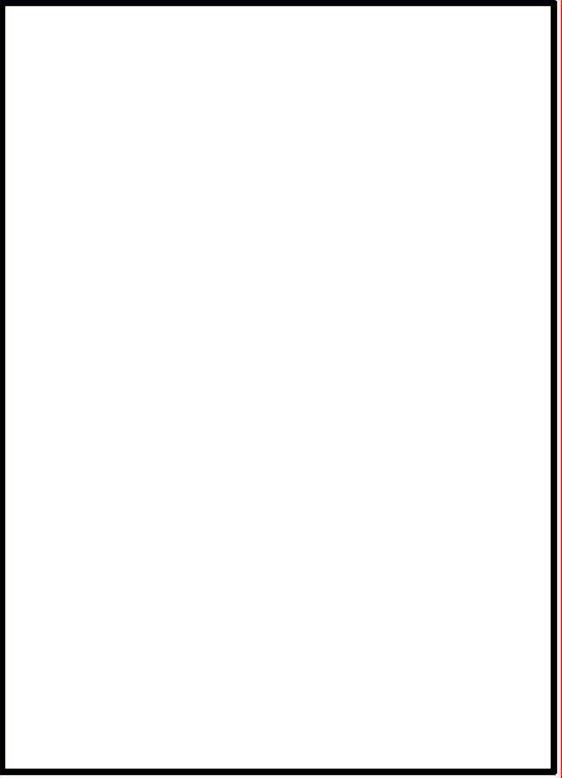
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</span>	<span style="color: blue;">■【大飯】</span> <span style="color: blue;">■記載内容の相違</span> <span style="color: blue;">(女川実績の反映)</span> <span style="color: green;">■【女川】</span> <span style="color: red;">■設計の相違</span> <span style="color: blue;">設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</span>  <span style="color: blue;">自動消防設備用感知器の配置図 (13/22)</span>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

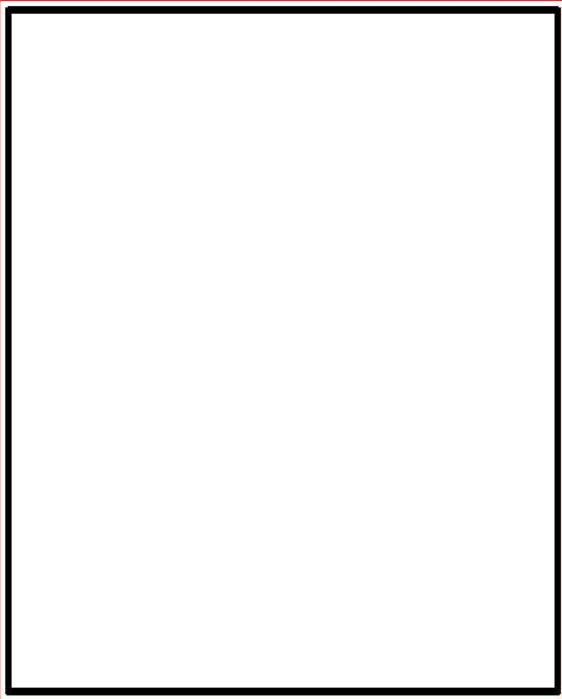
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p>自動消火設備用感知器の配置図 (14/22)</p>  <p>枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	<span style="color: red;">【大飯】</span> <span style="color: blue;">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</span> <span style="color: green;">【女川】</span> <span style="color: red;">■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</span>  <span style="color: blue;">自動消火設備用感知器の配置図 (15/22)</span>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

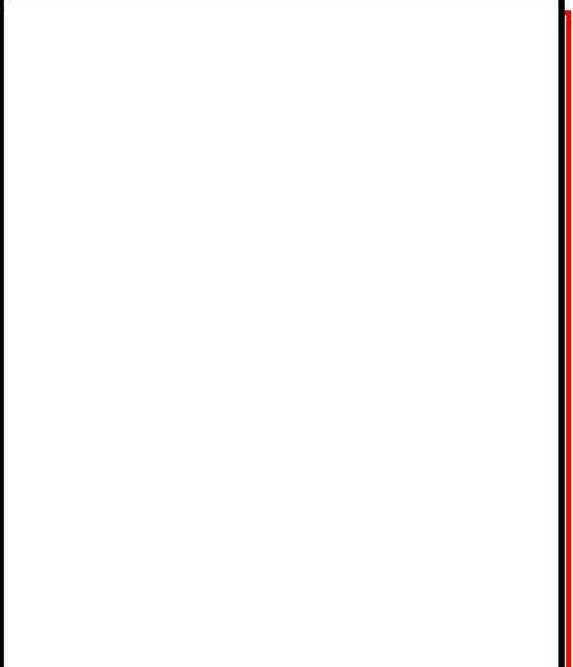
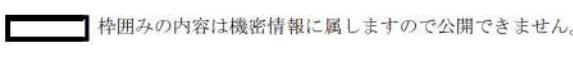
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

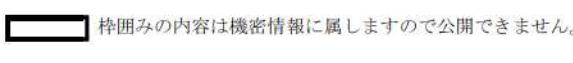
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p>自動消火設備用感知器の配置図 (16/22)</p>  <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

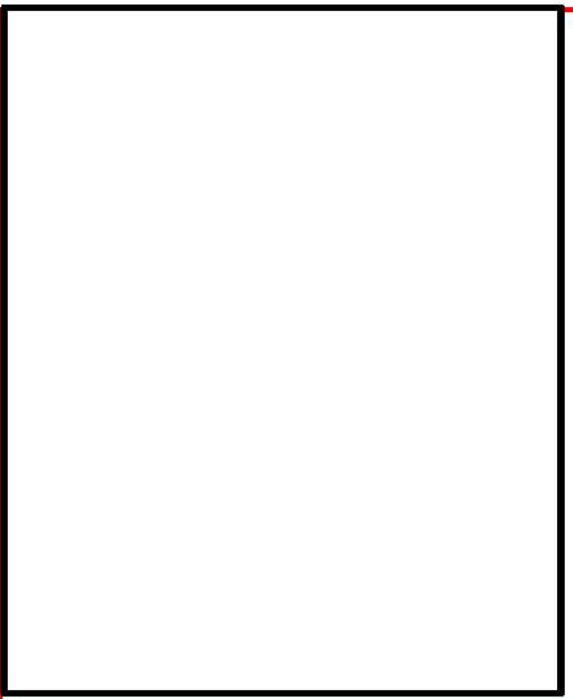
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p>自動消防設備用感知器の配置図 (17/22)</p>



## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	<span style="color: blue;">■</span> 大飯 <span style="color: blue;">■</span> 記載内容の相違 <span style="color: green;">■</span> 女川実績の反映 <span style="color: red;">■</span> 女川 <span style="color: red;">■</span> 設計の相違 <span style="color: blue;">■</span> 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違  <span style="color: blue;">■</span> 自動消防設備用感知器の配置図 (18/22)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

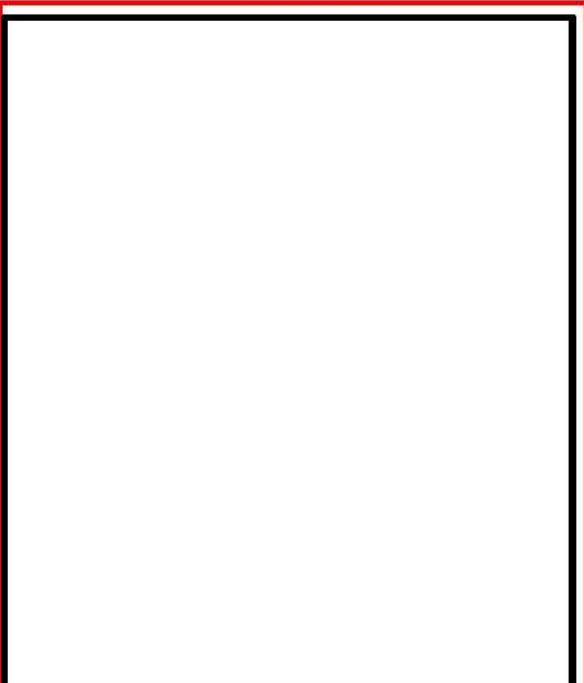
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	<span style="color: blue;">■【大飯】</span> <span style="color: blue;">■記載内容の相違</span> <span style="color: blue;">(女川実績の反映)</span> <span style="color: blue;">■【女川】</span> <span style="color: red;">■設計の相違</span> <span style="color: blue;">設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</span>  <span style="color: blue;">自動消火設備用感知器の配置図 (19/22)</span>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

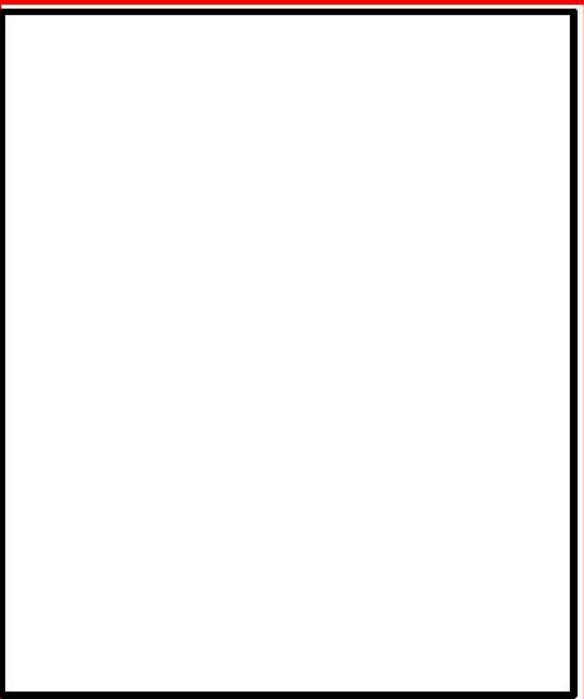
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p>自動消火設備用感知器の配置図 (20/22)</p>  <p>□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

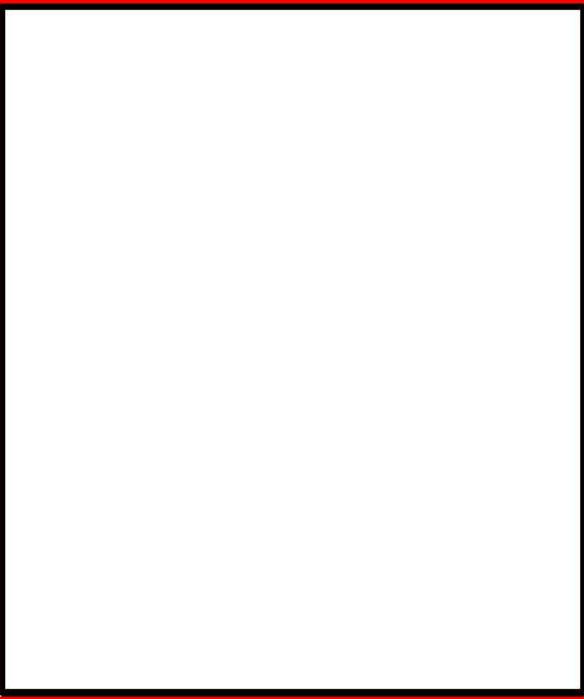
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</span> 框囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p>自動消火設備用感知器の配置図 (21/22)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）について）

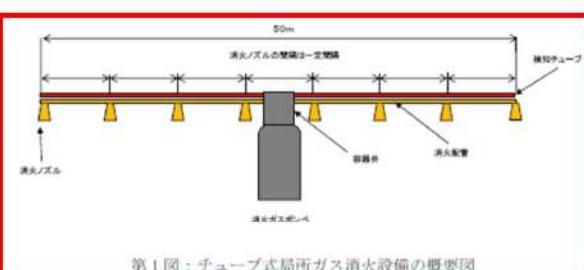
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による感知器配置の相違</p> <p>自動消火設備用感知器の位置図 (22/22)</p>  <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p style="text-align: center;">別紙1</p> <p>ケーブルトレイ消火装置 (FK-5-1-12) の消防性能</p> <p><b>【実証試験の目的】</b></p> <p>ケーブルトレイ消火装置の実機への設置条件※（感知チューブ、消火ノズルの配置条件、消火剤の量）を決定する。</p> <p>※発泡性耐火被覆を設置したケーブルトレイには、スプリンクラーからの消防水がかからないため、消火できる（消火剤放出後、残炎がなく、再燃のおそれがない）設置条件を決定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <b>実機の布設状況と消火装置の設置計画</b> </div> <p><b>【実機の布設状況】</b></p> <p>実機におけるケーブル布設状況はケーブルの種類によって異なり、以下の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>高圧ケーブル</th> <th>低圧ケーブル</th> <th>制御・計装ケーブル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実機での ケーブル 組合</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一括布設</td> <td>占積率: 30%</td> <td>占積率: 40%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">ケーブルトレイ標準寸法 (単位: mm)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>高圧ケーブル</th> <th>低圧ケーブル</th> <th>制御・計装 ケーブル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td> <td>200,300,450, 600,900,1200</td> <td>100,200,300, 450,600,900, 1200</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>深さ</td> <td>水平部: 100 垂直部: 150</td> <td>150 250</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	種類	高圧ケーブル	低圧ケーブル	制御・計装ケーブル	実機での ケーブル 組合				一括布設	占積率: 30%	占積率: 40%		ケーブルトレイ標準寸法 (単位: mm)					高圧ケーブル	低圧ケーブル	制御・計装 ケーブル	幅	200,300,450, 600,900,1200	100,200,300, 450,600,900, 1200	同左	深さ	水平部: 100 垂直部: 150	150 250	150	<p style="text-align: center;">別紙3</p> <p>ケーブルトレイ局所ガス消火設備の消防性能について</p> <p><b>1. はじめに</b></p> <p>女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部等においては、ケーブル火災が発生した場合に煙の充満により消火活動が困難となる可能性があることから、ケーブルトレイにチューブ式の局所ガス消火設備を設置する設計とする。以下では、実証試験に基づき、チューブ式の局所ガス消火設備がケーブルトレイ火災に対して有効であることを示す。</p>		<p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
種類	高圧ケーブル	低圧ケーブル	制御・計装ケーブル																												
実機での ケーブル 組合																															
一括布設	占積率: 30%	占積率: 40%																													
ケーブルトレイ標準寸法 (単位: mm)																															
	高圧ケーブル	低圧ケーブル	制御・計装 ケーブル																												
幅	200,300,450, 600,900,1200	100,200,300, 450,600,900, 1200	同左																												
深さ	水平部: 100 垂直部: 150	150 250	150																												

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>2. チューブ式局所ガス消火設備の仕様</p> <p>チューブ式局所ガス消火設備の概要を第1図に示す。チューブ式局所ガス消火設備は、ケーブルトレイ内の火災を探知し自動的に消火剤を放射し有効に消火すること等を目的とし、いくつかの国内防災メーカにおいて製造されている。一部製品については、第1表に示す仕様において、ケーブルトレイ火災を有効に消火するものであると日本消防設備安全センターから性能評定※1を受けている。</p> <p>女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部等のケーブルトレイに適用するチューブ式局所ガス消火設備についても、上記仕様と同等以上の設計とし、消火性能を確保する。</p> <p>※1 出典：「消火設備（電気設備用自動消火装置）性能評定書、型式記号 IHP-14.5」、27-019号、(一財)日本消防設備安全センター、平成27年9月</p>  <p>第1図：チューブ式局所ガス消火設備の概要図</p> <table border="1" data-bbox="707 897 1313 1214"> <caption>第1表：チューブ式局所ガス消火設備の仕様</caption> <thead> <tr> <th>構成部品</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火剤</td> <td>FK5-1-12</td> </tr> <tr> <td>検知チューブ</td> <td>材質：ポリアミド系樹脂 使用環境温度：-20°C～50°C 探知温度：約150°C～180°C 内圧：1.8MPa</td> </tr> <tr> <td>消火配管</td> <td>軟銅管</td> </tr> <tr> <td>消火ノズル個数</td> <td>最大8個/セット</td> </tr> <tr> <td>消火剤ボンベ本数</td> <td>1本/セット</td> </tr> </tbody> </table>	構成部品	仕様	消火剤	FK5-1-12	検知チューブ	材質：ポリアミド系樹脂 使用環境温度：-20°C～50°C 探知温度：約150°C～180°C 内圧：1.8MPa	消火配管	軟銅管	消火ノズル個数	最大8個/セット	消火剤ボンベ本数	1本/セット		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</li> </ul>
構成部品	仕様														
消火剤	FK5-1-12														
検知チューブ	材質：ポリアミド系樹脂 使用環境温度：-20°C～50°C 探知温度：約150°C～180°C 内圧：1.8MPa														
消火配管	軟銅管														
消火ノズル個数	最大8個/セット														
消火剤ボンベ本数	1本/セット														

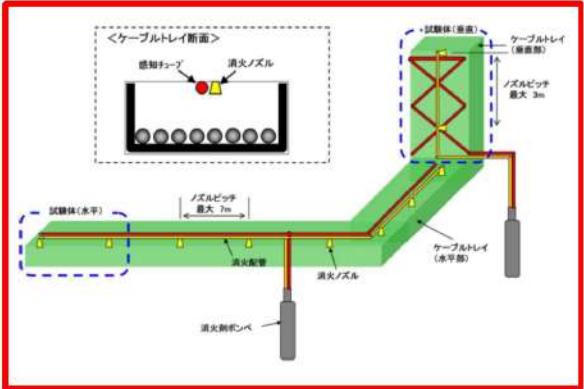
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【消火装置の設置計画】</b>  <b>ケーブルトレイ消火装置設置計画は以下の通りである。</b></p> <p>○感知チューブの配置      水平トレイ：幅600mm毎に感知チューブを配置      垂直トレイ：一定間隔でX字に配置</p> <p>○消火ノズルの配置      水平トレイ：ノズルピッチは7m以内となるように配置      垂直トレイ：トレイ最上部に1つのノズルを配置      最上部のノズルから3m以内に次のノズルを配置</p>	<p>3. 電力中央研究所におけるケーブルトレイ消火実証試験      電力中央研究所の研究報告<sup>※2</sup>において、原子力発電所への適用を目的として第1表に示す仕様のケーブルトレイ局所ガス消火設備を用いたケーブルトレイ消火実証試験を実施し、その結果有効であったことが示されている。      ※2 出典：「チューブ式自動消火設備のケーブルトレイ火災への適用性評価」、N14008、電力中央研究所、平成26年11月</p> <p>以下では、電力中央研究所にて実施された実証試験の概要を示し、女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部等のケーブルトレイ消火に有効となることを示す。</p> <p>3.1. 消火実証試験装置の仕様      消火実証試験装置の概要と試験条件を第2図及び第2表に示す。実機状態を模擬するため、消火対象のケーブルトレイは水平と垂直の2種類としている。垂直の場合には、火災による熱が垂直上方に伝わることを考慮し、ケーブル敷設方向（鉛直方向）に対して、検知チューブが直交するように一定間隔でX字に検知チューブを配置している。実機状態では、ケーブルトレイ内に布設されるケーブルが少ない箇所と複数ある箇所が存在するため、試験H1, V1ではケーブルトレイ内のケーブルを1本のみとし、試験H2, V2では複数としている。着火方法は、過電流であり、電流の大きさはケーブルの許容電流の約6倍の2,000Aとしている。      なお、電力中央研究所における消火実証試験では、チューブ式局所ガス消火設備を火災防護対策における影響軽減に適用することが考慮されていたため、ケーブルトレイは金属蓋付とし、さらにその周囲に耐火シートが巻かれた状態であった（第3図）。女川原子力発電所2号炉においては、実機施工においてケーブルトレイは必ずしも金属蓋付とはせず（影響軽減用は除く）、消火設備作動時に消火剤がケーブルトレイ外部に漏えいしないよう、延焼防止シートで覆う設計とする。延焼防止シートの耐火性を別紙4、延焼防止シートを施工することによるケーブルの許容電流低減率への影響を別紙5、延焼防止シートのケーブルトレイへの取付方法を別紙6にそれぞれ示す。</p>	<p>【女川】      ■設計の相違      泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川・大飯】      ■設計の相違      泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>	

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
													
<p><b>試験条件の検討</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>パラメータ</th> <th>感知・消火性能に及ぼす影響</th> <th>代表性のある試験条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケーブル配置(占積率)</td> <td> <p>【感知】 消火剤は、トレイ内の温度上昇(熱)を感じて放出される。発火していないケーブルが、熱探知の妨げとなる可能性があるため、ケーブルが多いほうが感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 ケーブルが多い方が燃焼規模が大きくなり、また、消火剤が行き渡りにくくなるため、ケーブル占積率が大きい方が消火しにくくなる。 但し、ケーブルが少ない場合の方が、多い場合に比べてトレイ内の自由空間が大きくなり、消火剤濃度が低くなることで消火しにくくなるという、相反する効果も否定できない。</p> </td> <td> <p>⇒最もケーブルが多い占積率40%</p> </td> </tr> <tr> <td>着火箇所</td> <td> <p>【感知】 消火剤が放出されるタイミングに影響を及ぼすため、感知チューブと着火箇所(加熱箇所)の距離が長い方が、感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 燃焼規模が大きい方が消火しにくくなることから、ケーブル全体を着火させた方が消火しにくくなる。</p> </td> <td> <p>⇒ケーブル全体を着火</p> </td> </tr> <tr> <td>トレイ寸法</td> <td> <p>【感知】 感知チューブと着火箇所(加熱箇所)の距離が長い方が、感知しにくくなるため、感知チューブの設置数が同じであればトレイ寸法が大きい方が感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 トレイサイズ(容積)に応じた消火剤を噴射するところから、寸法の影響なし。</p> </td> <td> <p>⇒幅 600mm × 深さ 150mm (水平) ※サイズが最も大きいトレイは水平の場合、幅 : 1200mm × 深さ 150mm であるが、幅 600mm で感知できることが確認し、幅 600mm ピッチ以内で感知チューブを設置する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	パラメータ	感知・消火性能に及ぼす影響	代表性のある試験条件	ケーブル配置(占積率)	<p>【感知】 消火剤は、トレイ内の温度上昇(熱)を感じて放出される。発火していないケーブルが、熱探知の妨げとなる可能性があるため、ケーブルが多いほうが感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 ケーブルが多い方が燃焼規模が大きくなり、また、消火剤が行き渡りにくくなるため、ケーブル占積率が大きい方が消火しにくくなる。 但し、ケーブルが少ない場合の方が、多い場合に比べてトレイ内の自由空間が大きくなり、消火剤濃度が低くなることで消火しにくくなるという、相反する効果も否定できない。</p>	<p>⇒最もケーブルが多い占積率40%</p>	着火箇所	<p>【感知】 消火剤が放出されるタイミングに影響を及ぼすため、感知チューブと着火箇所(加熱箇所)の距離が長い方が、感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 燃焼規模が大きい方が消火しにくくなることから、ケーブル全体を着火させた方が消火しにくくなる。</p>	<p>⇒ケーブル全体を着火</p>	トレイ寸法	<p>【感知】 感知チューブと着火箇所(加熱箇所)の距離が長い方が、感知しにくくなるため、感知チューブの設置数が同じであればトレイ寸法が大きい方が感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 トレイサイズ(容積)に応じた消火剤を噴射するところから、寸法の影響なし。</p>	<p>⇒幅 600mm × 深さ 150mm (水平) ※サイズが最も大きいトレイは水平の場合、幅 : 1200mm × 深さ 150mm であるが、幅 600mm で感知できることが確認し、幅 600mm ピッチ以内で感知チューブを設置する。</p>	<p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
パラメータ	感知・消火性能に及ぼす影響	代表性のある試験条件											
ケーブル配置(占積率)	<p>【感知】 消火剤は、トレイ内の温度上昇(熱)を感じて放出される。発火していないケーブルが、熱探知の妨げとなる可能性があるため、ケーブルが多いほうが感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 ケーブルが多い方が燃焼規模が大きくなり、また、消火剤が行き渡りにくくなるため、ケーブル占積率が大きい方が消火しにくくなる。 但し、ケーブルが少ない場合の方が、多い場合に比べてトレイ内の自由空間が大きくなり、消火剤濃度が低くなることで消火しにくくなるという、相反する効果も否定できない。</p>	<p>⇒最もケーブルが多い占積率40%</p>											
着火箇所	<p>【感知】 消火剤が放出されるタイミングに影響を及ぼすため、感知チューブと着火箇所(加熱箇所)の距離が長い方が、感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 燃焼規模が大きい方が消火しにくくなることから、ケーブル全体を着火させた方が消火しにくくなる。</p>	<p>⇒ケーブル全体を着火</p>											
トレイ寸法	<p>【感知】 感知チューブと着火箇所(加熱箇所)の距離が長い方が、感知しにくくなるため、感知チューブの設置数が同じであればトレイ寸法が大きい方が感知しにくくなる。</p> <p>【消火】 トレイサイズ(容積)に応じた消火剤を噴射するところから、寸法の影響なし。</p>	<p>⇒幅 600mm × 深さ 150mm (水平) ※サイズが最も大きいトレイは水平の場合、幅 : 1200mm × 深さ 150mm であるが、幅 600mm で感知できることが確認し、幅 600mm ピッチ以内で感知チューブを設置する。</p>											

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p><b>試験条件の検討</b></p> <p>試験条件の検討に基づき、以下の試験体について試験を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験条件</th> <th>試験体1</th> <th>試験体2</th> <th>試験体3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td>最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認</td> <td>最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認</td> <td>最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認</td> </tr> <tr> <td>試験体</td> <td>水平状態</td> <td>水平状態</td> <td>水平状態</td> </tr> <tr> <td>ケーブル本数</td> <td>1本</td> <td>1本</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>占積率</td> <td>40%</td> <td>40%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>ケーブルトレース部の場所</td> <td>ケーブル全体</td> <td>ケーブル全体</td> <td>ケーブル全体</td> </tr> <tr> <td>消火場所</td> <td>水平、垂直、交叉以降部分</td> <td>水平、垂直、交叉以降部分</td> <td>水平、垂直、交叉以降部分</td> </tr> <tr> <td>試験結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験条件	試験体1	試験体2	試験体3	目的	最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認	最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認	最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認	試験体	水平状態	水平状態	水平状態	ケーブル本数	1本	1本	1本	占積率	40%	40%	40%	ケーブルトレース部の場所	ケーブル全体	ケーブル全体	ケーブル全体	消火場所	水平、垂直、交叉以降部分	水平、垂直、交叉以降部分	水平、垂直、交叉以降部分	試験結果				<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
試験条件	試験体1	試験体2	試験体3																														
目的	最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認	最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認	最高燃焼時にいい条件においても、燃焼できることを確認																														
試験体	水平状態	水平状態	水平状態																														
ケーブル本数	1本	1本	1本																														
占積率	40%	40%	40%																														
ケーブルトレース部の場所	ケーブル全体	ケーブル全体	ケーブル全体																														
消火場所	水平、垂直、交叉以降部分	水平、垂直、交叉以降部分	水平、垂直、交叉以降部分																														
試験結果																																	

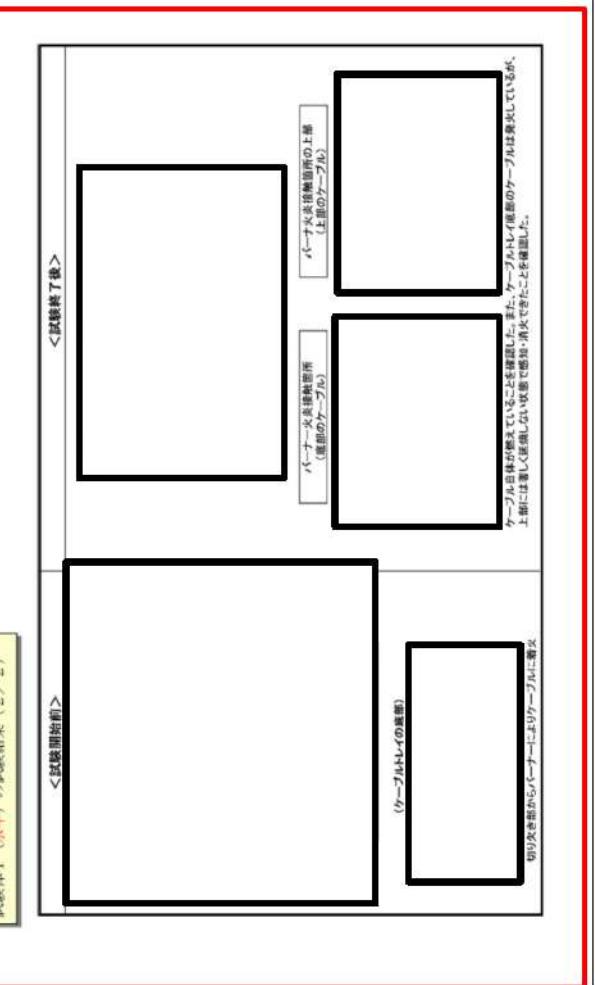
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>【目的】 最も感知しにくく条件においても、感知できることを確認する。</p> <p>【試験結果】 最も感知しにくい条件においても、<b>感知・消火することができた。</b></p> <p>試験開始は以下の通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時刻 (分 : 秒)</th> <th>試験開始 (火災感知)</th> <th>00:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>05:36</td> <td>消防装置動作 (感知チューブ作動)</td> </tr> <tr> <td>05:37</td> <td>確認できた範囲で消防栓を確認</td> </tr> <tr> <td>06:42</td> <td>消防栓が栓了。後、ケーブル自身が燃焼していることを確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>・試験後、トレイ蓋を取外しケーブルの燃焼跡を確認</p> <p>【結論】 最も感知しにくい条件として、発火箇所と感知チューブの水平距離が300mmの場合はにおいても、ケーブル発火を感知し、消火できることを確認した。 ⇒実機では、ケーブルトレイ内の、いずれの箇所での発火を想定しても、感知チューブとの水平距離が300mm以内となるように感知チューブを設置する。</p>	時刻 (分 : 秒)	試験開始 (火災感知)	00:00	05:36	消防装置動作 (感知チューブ作動)	05:37	確認できた範囲で消防栓を確認	06:42	消防栓が栓了。後、ケーブル自身が燃焼していることを確認	<p>3.2. 消火実証試験の結果 3.2.1. 試験 H1 の結果</p> <p>第4図に示すような配置において、ケーブルに過電流を通電したところ、通電開始後30分35秒で着火した。着火から16秒後(通電開始後30分51秒後)にチューブ式局所ガス消火設備(報告書ではFEと呼称)が作動し、消火することが確認された。(第5図)</p> <p>第4図：試験 H1 における検知チューブ等の配置概要</p> <p>第5図：試験 H1 における発火・消火時の状態</p>		<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
時刻 (分 : 秒)	試験開始 (火災感知)	00:00										
05:36	消防装置動作 (感知チューブ作動)											
05:37	確認できた範囲で消防栓を確認											
06:42	消防栓が栓了。後、ケーブル自身が燃焼していることを確認											

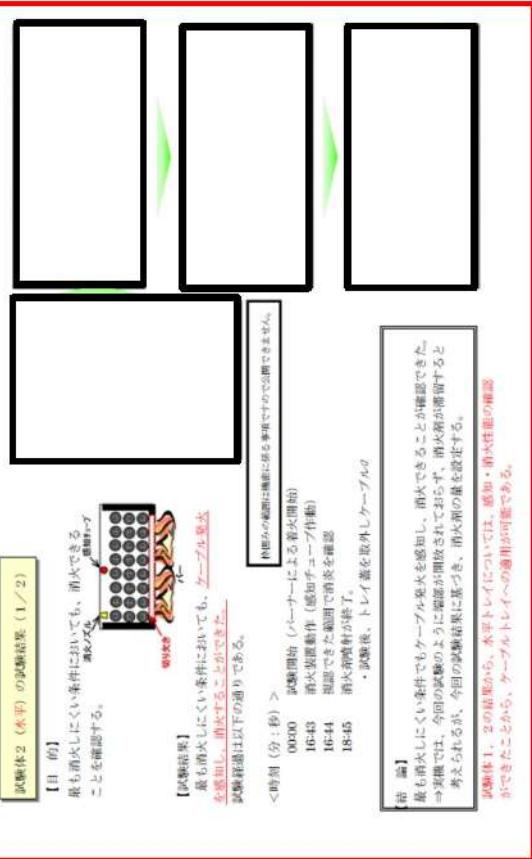
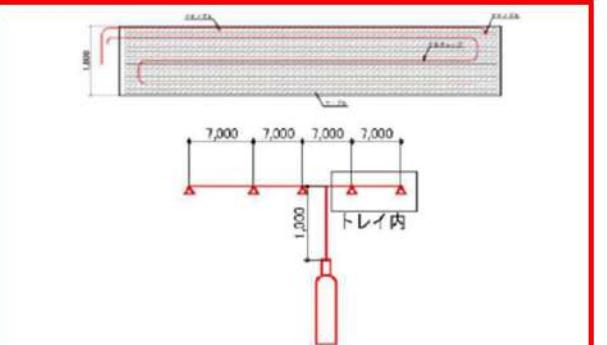
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>試験(1) (水平) の試験結果 (2/2)</p> <p>&lt;試験終了後&gt;</p> <p>&lt;試験開始前&gt;</p>	 <p>バーナー火炎检测场所 (正面)ケーブル (背面)ケーブル</p> <p>ケーブル自身が燃えていることを確認した。また、ケーブルトレイ底面のケーブルは燃焼しているが、上部には着火していない状態で燃焼・消滅できることを確認した。</p>		<p>【大飯】</p> <p>■ 設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>6.</p>

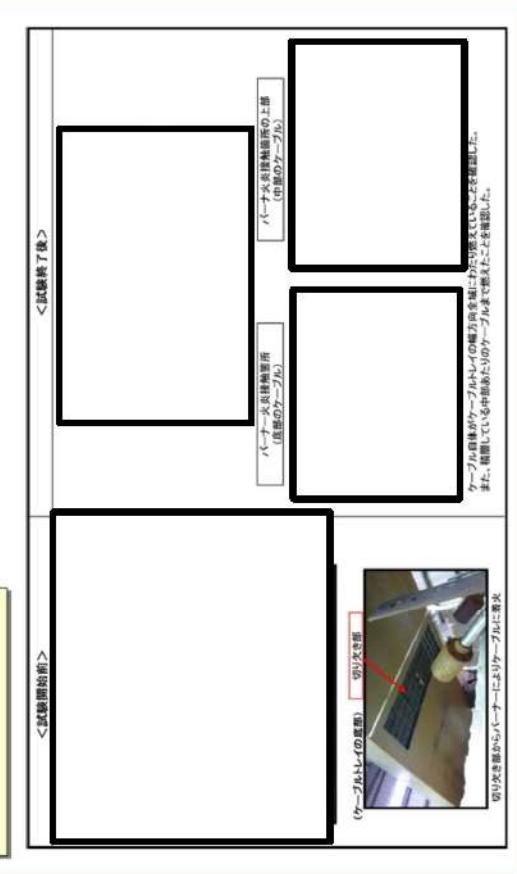
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>【試験結果】 最も消防しにくい条件においても、ケーブルを燃えさせることを確認する。 試験詳細は以下の通りである。</p> <p>【目的】 最も消防しにくい条件においても、ケーブルを燃えさせることを確認する。</p> <p>【試験結果】 最も消防しにくい条件においても、ケーブルを燃えさせることを確認する。</p> <p>【試験開始】 試験開始（バーナーによる着火開始） 00:00 16:43 水平運動作（感知チューブ活動） 16:44 測定された範囲で消防を確認 18:45 消火動作が終了。 試験後、トレイ蓋を取り外してケーブル。</p> <p>【論】 最も消防しにくい条件でもケーブルを燃えさせることを確認できた。 ⇒実機では、今回の試験のように端部が開放されておらず、消防装置が設置されるが、今回の試験結果に基づき、消防装置の量を設定する。 【結果】 この結果から、水平トレイについてでは、感知・消火性能の確認ができたことから、ケーブルトレイへの適用が可能である。</p>	<p>3.2.2. 試験 H2 の結果</p> <p>第6 図に示すような配置において、ケーブルに過電流を通電したところ、通電開始後 32 分 29 秒で着火した。着火から 15 秒後（通電開始から 32 分 44 秒後）にチューブ式局所ガス消火設備が作動し、消火することが確認された（第7 図）。</p>  <p>第6図：試験 H2 における検知チューブ等の配置概要</p>  <p>第7図：試験 H2 における発火・消火時の状態</p>	 <p>【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川・大飯】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>	

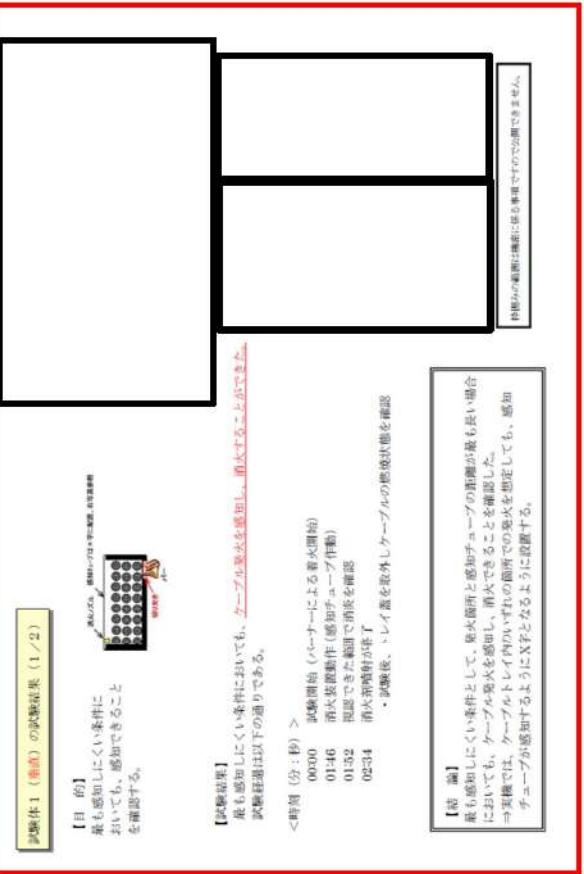
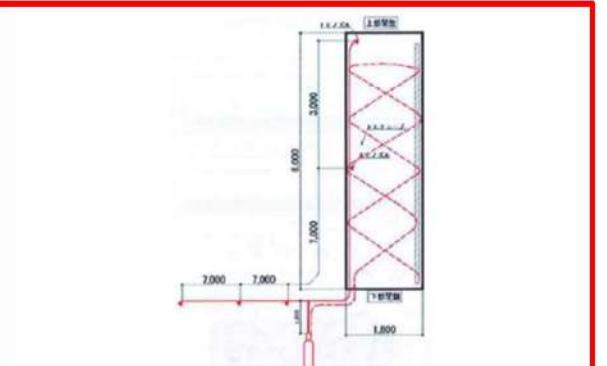
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>試験体2 (水平) の試験結果 (2 / 2)</p>  <p>カーブル自体がケーブルトレイの端から離れていたときに燃え広がる現象が見られた。また、燃焼している中燃焼した(0)のケーブルがで燃えまとつたことを確認した。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>	

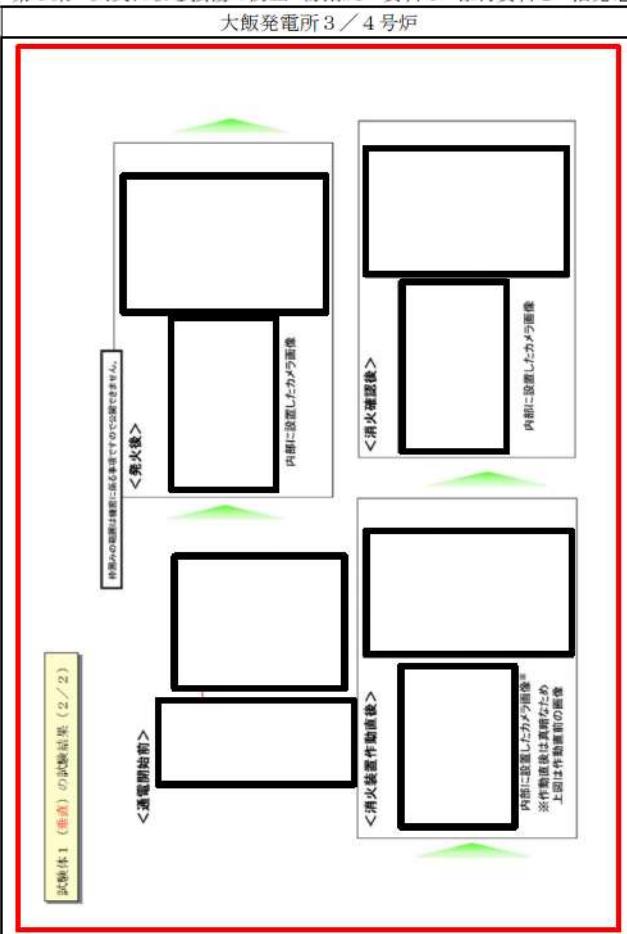
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p><b>【試験結果】</b> 最も感知しにくい条件においても、ケーブルを燃かすを認出した。消防でございました。 試験件1は以下の通りである。</p> <p>&lt;時間(分:秒)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>00:00 試験開始 (バーナーによる着火開始)</li> <li>01:46 消火装置動作(感知チューブ自動)</li> <li>01:52 感認できた瞬間で火災を確認</li> <li>02:34 消火噴射が終了</li> <li>・試験後、レイヤを除外しケーブルの燃焼状況を確認</li> </ul> <p><b>【結論】</b> 最も感知しにくい条件として、防火箇所と感知チューブの距離が最も長い場合においても、ケーブル発火を感じ、消火できることを確認した。 ⇒実機では、ケーブルトレイ内の火の所断での発火を想定しても、感知チューブが感知するようにXとなるよう位置する。</p>	<p><b>3.2.3. 試験 V1 の結果</b></p> <p>第8図に示すような配置において、ケーブルに過電流を通電したところ、通電開始後 17 分 6 秒で着火した。着火から 1 分 39 秒後（通電開始から 18 分 45 秒後）にチューブ式局所ガス消火設備が作動し、消火することが確認された（第9図）。</p>  <p>第8図：試験 V1 における検知チューブ等の配置概要</p>  <p>第9図：試験 V1 における発火・消火時の状態</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p><b>【女川・大飯】</b>  <b>■設計の相違</b>          泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>資料付1 (垂直) の試験結果 (2 / 2)</small>			<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

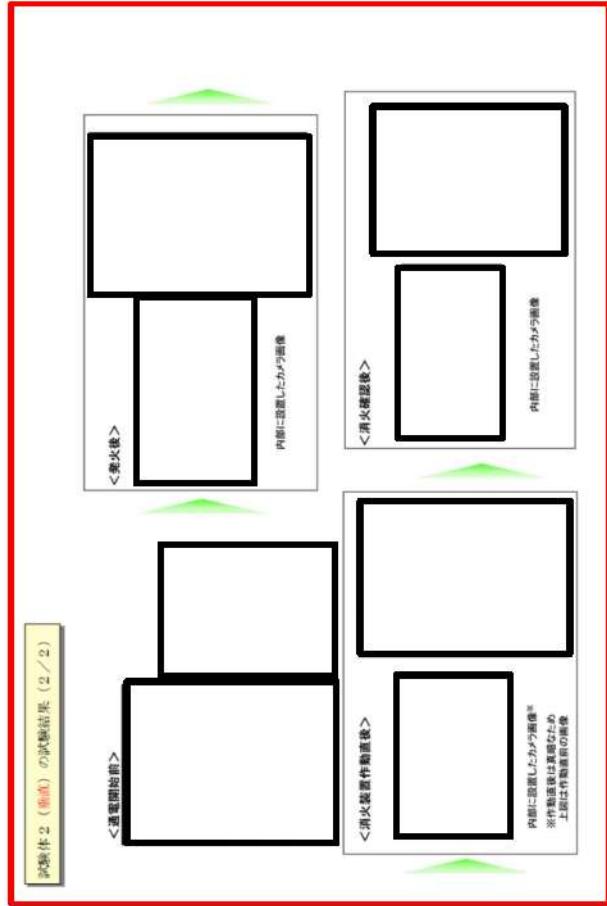
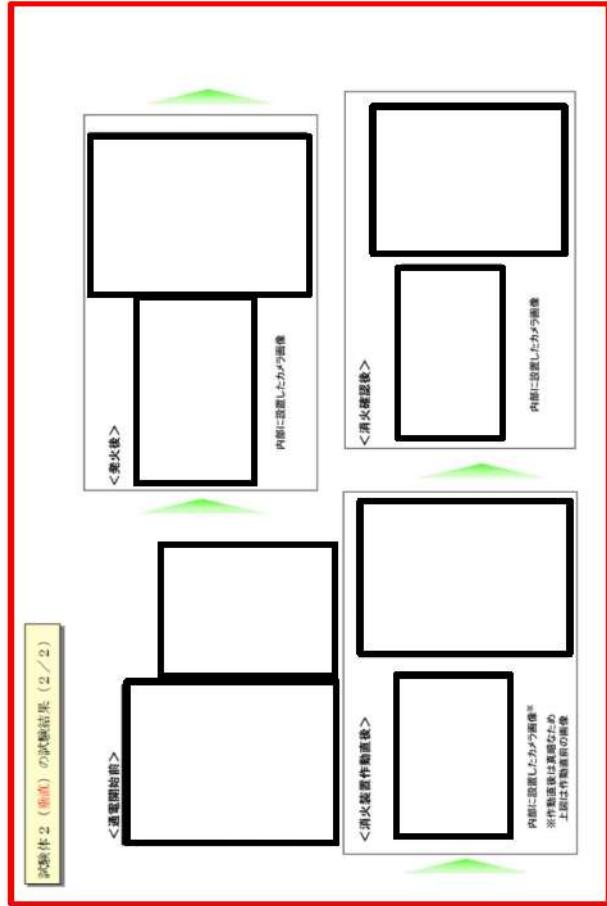
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p><b>【試験結果】</b> 【試験結果】</p> <p>【目的】 最も消防しにくい条件においても、ケーブル発火を感知し、消火することができる。 試験結果は以下の通りである。</p> <p>&lt;時間(分:秒)&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>00:00</td> <td>試験開始 (リードアーケーによる着火開始)</td> </tr> <tr> <td>01:25</td> <td>消防起動動作 (感知チューブ作動)</td> </tr> <tr> <td>01:27</td> <td>視認できた範囲で消火栓を確認</td> </tr> <tr> <td>02:23</td> <td>消防栓噴射が終了</td> </tr> </table> <p>・試験後、トレー皿を取外しケーブルの燃焼状態を確認</p> <p><b>【結論】</b> 試験結果に最も消防しにくい条件でもケーブル発火を感知し、消火できることが確認できた。 →実機では、今回の試験のように下端部を閉止することにより消防栓が停止するよう施工することが求められる。また、今回の試験結果に基づき、消防栓の量を設定する。 【試験体】、2の結果から、垂直トレイルの適用が可能である。</p>	00:00	試験開始 (リードアーケーによる着火開始)	01:25	消防起動動作 (感知チューブ作動)	01:27	視認できた範囲で消火栓を確認	02:23	消防栓噴射が終了	<p><b>3.2.4. 試験V2の結果</b></p> <p>第10図に示すような配置において、ケーブルに過電流を通電したところ、通電開始後18分14秒で着火した。着火から3分26秒後(通電開始から21分40秒後)にチューブ式局所ガス消火設備が作動し、消火することが確認された(第11図)。</p> <p><b>第10図：試験V2における検知チューブ等の配置概要</b></p> <p><b>第11図：試験V2における発火・消火時の状態</b></p>		<p><b>【女川・大飯】</b></p> <p>■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
00:00	試験開始 (リードアーケーによる着火開始)										
01:25	消防起動動作 (感知チューブ作動)										
01:27	視認できた範囲で消火栓を確認										
02:23	消防栓噴射が終了										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

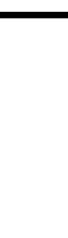
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【試験結果】</b>          金のための確認として、最もケーブルが少ない条件においても、ケーブル発火を感知し、消火するこができる。          条件においても消火できることを確認する。    <b>試験条件</b>          最もケーブルが少ない条件においても、ケーブル発火を感知し、消火するこができる。          条件においても消火できることを確認する。  <b>時間</b>          &lt;時間(分:秒)&gt;          00:00 通電開始          30:35 ケーブル着火          30:51 消火装置動作(感知チューブ作動)          30:52 感知チューブで消火を確認          31:32 水火和噴射が終了          ・試験後、トレイ蓋を取り外しケーブルの燃焼          水火和を確認    <b>【結論】</b>          最もケーブルが少ない条件、すなわち、ケーブルトレイ内の自由空間が最も大きくなり、消火装置度が低くなつた場合でも、ケーブル発火を感知し、消火できることができた。(念のための確認)       </p>	<p><b>【試験結果】</b>          最もケーブルが少ない条件においても、ケーブル発火を感知し、消火するこができる。          条件においても消火できることを確認する。    <b>試験条件</b>          最もケーブルが少ない条件においても、ケーブル発火を感知し、消火するこができる。          条件においても消火できることを確認する。  <b>時間</b>          &lt;時間(分:秒)&gt;          00:00 通電開始          30:35 ケーブル着火          30:51 消火装置動作(感知チューブ作動)          30:52 感知チューブで消火を確認          31:32 水火和噴射が終了          ・試験後、トレイ蓋を取り外しケーブルの燃焼          水火和を確認    <b>【結論】</b>          最もケーブルが少ない条件、すなわち、ケーブルトレイ内の自由空間が最も大きくなり、消火装置度が低くなつた場合でも、ケーブル発火を感知し、消火できることができた。(念のための確認)       </p>	<p><b>【大飯】</b>  <b>■設計の相違</b>          泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。       </p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

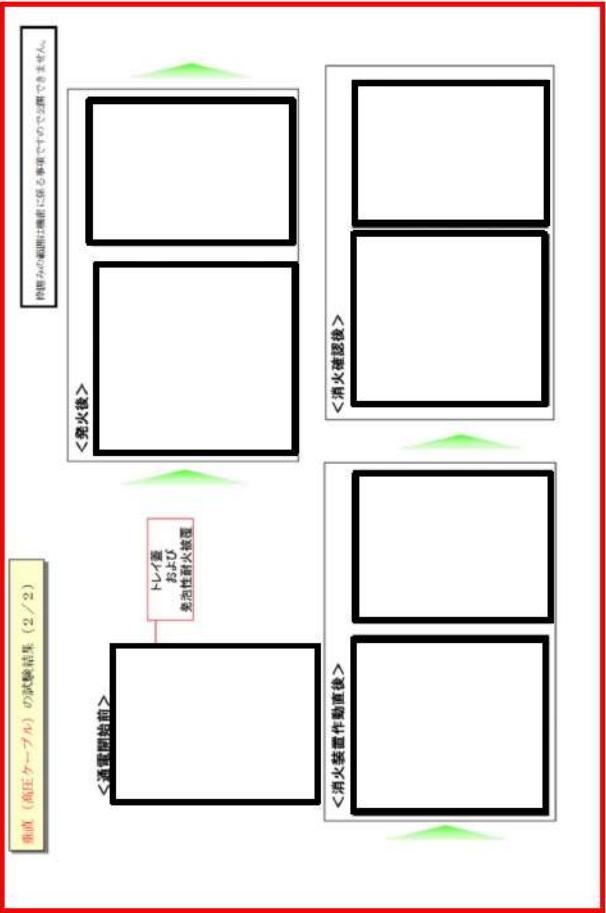
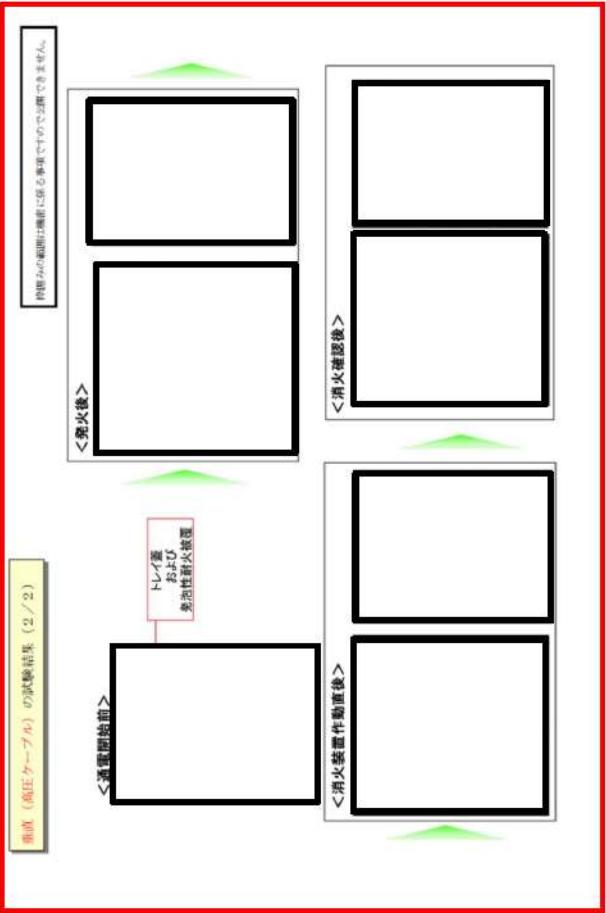
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>■ 記述 (結果) の試験結果 (1/2)</p> <p>水平ケーブルトレイと同様、念のための確認として、最もケーブルが少ない条件 (消防耐熱度が低い) の試験を実施した。 (参考資料)</p> <p>【目的】</p> <p>念のための確認として、最もケーブルが少ない条件においても、<u>ケーブルを感知し、消火することができた。</u></p> <p>【試験結果】</p> <p>最もケーブルが少ない条件においても、<u>ケーブルを感知し、消火することができた。</u></p> <p>試験種別は以下の通り。</p> <p>試験種別は以下の通り。</p> <p>&lt;時刻 (分 : 秒) &gt;</p> <table> <tbody> <tr> <td>00:00</td> <td>通電開始</td> </tr> <tr> <td>17:06</td> <td>ケーブル着火</td> </tr> <tr> <td>18:45</td> <td>消防装置動作 (感知デューブル作動)</td> </tr> <tr> <td>18:48</td> <td>確認できる範囲で消炎を確認</td> </tr> <tr> <td>19:39</td> <td>消防装置動作終了</td> </tr> </tbody> </table> <p>試験後、トレー直下を取外しケーブル燃焼状態を確認</p> <p>【結論】</p> <p>垂直トレイに比べても、最もケーブルが少ない条件、すなわち、ケーブルトレイ内の自由空間が最も大きくなり、消防耐熱度が低くなった場合でも、ケーブル発火を感知し、消火できることが確認できた。(念のための確認)</p>	00:00	通電開始	17:06	ケーブル着火	18:45	消防装置動作 (感知デューブル作動)	18:48	確認できる範囲で消炎を確認	19:39	消防装置動作終了	<p>■ 記述 (結果) の試験結果 (2/2)</p> <p>高圧ケーブルを一本布設 (参考資料)</p> <p>ケーブルが燃焼していることを確認</p>		<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
00:00	通電開始												
17:06	ケーブル着火												
18:45	消防装置動作 (感知デューブル作動)												
18:48	確認できる範囲で消炎を確認												
19:39	消防装置動作終了												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>内筒のみの初期圧縮で発火しておこる事無くでなければいけません。</p> <p>&lt;発火後&gt;</p> <p>&lt;消火作動直後&gt;</p> <p>トレイ蓋 および 発泡性耐火被覆</p> <p>備註 (消防シャーベット) の消火装置は (2 / 2)</p>	 <p>&lt;消火作動直後&gt;</p>		<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

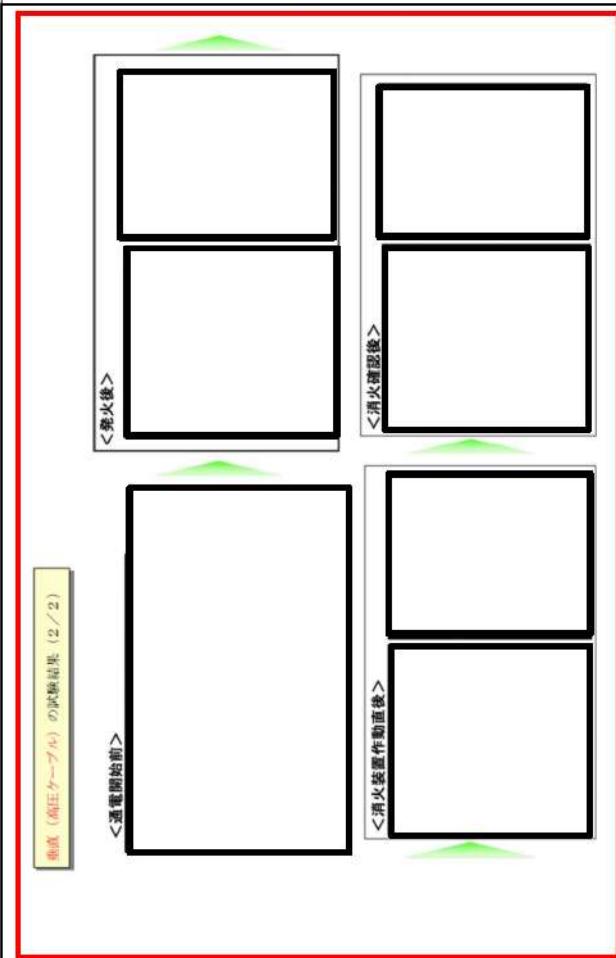
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p>重直ケーブルトレイについて、実機の高圧ケーブルを模擬した試験を実施した。</p> <p>【目的】 高圧ケーブルトレイが布設された垂直ケーブルトレイについて、ケーブルトレイ消火装置の消火性能を確認する。</p> <p>【試験結果】 最もケーブルが少ない条件においても、<u>ケーブル點火</u>、<u>感熱し、消火することができた。</u></p> <p>試験仕様は以下の通り。  <u>感熱し、消火することができた。</u></p> <p>重直ケーブルトレイについて、実機の高圧ケーブルを模擬した試験結果 (1 / 2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>&lt; 時刻 (分 : 秒) &gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00:00 通常開始</td> </tr> <tr> <td>18:13 ケーブル着火</td> </tr> <tr> <td>21:36 消火装置動作 (感熱チューブ作動)</td> </tr> <tr> <td>21:38 確認できた範囲で作炎を確認</td> </tr> <tr> <td>22:23 消火装置動作終了</td> </tr> <tr> <td>試験後、トレイ蓋を取外しケーブルの燃焼状態を確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>ケーブル発火を感知し、消火できることができた。    ⇒実機では、今回の試験のように下端部を閉止することにより消火剤が滞留するよう    に施工することが求められる。</p> <p>本結果より、消火剤の量を設定することで垂直の高圧ケーブルにたいへん、実機への    適用が可能である。</p>	< 時刻 (分 : 秒) >	00:00 通常開始	18:13 ケーブル着火	21:36 消火装置動作 (感熱チューブ作動)	21:38 確認できた範囲で作炎を確認	22:23 消火装置動作終了	試験後、トレイ蓋を取外しケーブルの燃焼状態を確認	<p>実機を模擬して、高圧ケーブルを一列布設</p> <p>(試験体)    (試験後のケーブル外観)</p> <p>ケーブルが燃焼していることを確認</p>		<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違    泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
< 時刻 (分 : 秒) >										
00:00 通常開始										
18:13 ケーブル着火										
21:36 消火装置動作 (感熱チューブ作動)										
21:38 確認できた範囲で作炎を確認										
22:23 消火装置動作終了										
試験後、トレイ蓋を取外しケーブルの燃焼状態を確認										

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

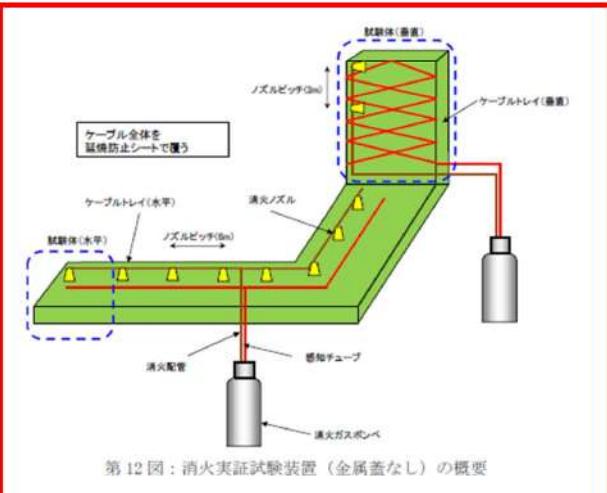
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>実験における消火剤量の設定</p> <p>実験試験によって消火性能を検証</p> <p>具体的には、実験における消火剤量は、実証試験で消火性能が確認された消火剤量と同等以上であることを規定する。</p> <p>実験での消火剤量(1セット) : A(kg) <math>\geq</math> 実験での消火剤量 B(kg) / 試験体積 C(m<sup>3</sup>)</p> <p><math>\times</math> 実験でケーブルトレイ周辺装置(1セット)がカバーするケーブルトレイ体積 D(m<sup>3</sup>)</p> <p>実験試験時</p> <p>実験での消火剤量 B(kg)</p> <p>試験体積 C(m<sup>3</sup>)</p> <p>実験でケーブルトレイ周辺装置(1セット) A(kg)</p> <p>実験でケーブルトレイ周辺装置(1セット)がカバーするケーブルトレイ体積 D(m<sup>3</sup>)</p> <p>ケーブルトレイ体積 (A/D <math>\geq</math> B/C)</p>	<p>以上から、実機を模擬したケーブルトレイの火災について、チューブ式局所ガス消火設備が有効に機能することを確認した。</p> <p>なお、女川原子力発電所2号炉へのチューブ式局所ガス消火設備の適用においては、実機での標準施工方法を踏まえ、金属蓋を設置しないケーブルトレイに延焼防止シートを巻いた状態で消火性能の実証試験を行い、消火性能が確保されることを確認した。その結果を以下に示す。</p>		<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4. 金属蓋を設置しないケーブルトレイ消火実証試験</p> <p>4.1. 消火実証試験装置の概要</p> <p>消火実証試験装置の概要と試験条件を第12図及び第3表に示す。金属蓋を設置しないケーブルトレイ消火実証試験では、ケーブルトレイに延焼防止シートを巻き付けた状態で行う。実機状態を模擬するため、消火対象のケーブルトレイは水平と垂直の2種類としている。垂直の場合には、火災による熱が垂直上方に伝わることを考慮し、ケーブル敷設方向（鉛直方向）に対して、検知チューブが直交するように一定間隔でX字に検知チューブを配置している。試験では実機に敷設されているケーブルより燃焼しやすい低圧ケーブル（600V 非難燃 CV 3c 14sq）を用いている。また、着火方法としてはn-ヘプタンを染み込ませたロープを火源とし、ケーブルトレイ内に布設するケーブル本数は実機最大条件（占積率40%）及びケーブル敷設が少ない場合（占積率10%）の条件についてそれぞれ試験を実施した。消火実証試験装置の外観を第13図及び第14図に示す。</p> <p>また、ケーブルトレイ系統分離用の1時間耐火隔壁については、資料7に示す。</p>  <p>第12図：消火実証試験装置（金属蓋なし）の概要</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

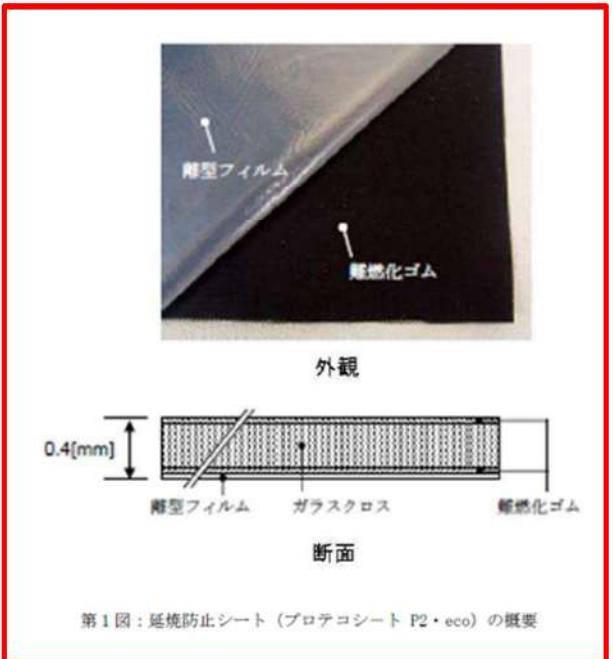
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																					
	<p>第3表: 消火実証試験（金属蓋無し）の試験条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>着火方法</th> <th>トレイ姿勢</th> <th>火源位置</th> <th>可燃物 (低圧ケーブル)</th> <th>ケーブルト レイ寸法<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ヘブタン (ロープ2本)</td> <td>水平 (1段)</td> <td>トレイ端 (ケーブル上部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>長さ10m</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>長さ10m</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>長さ14m</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>長さ14m</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td></td> <td>垂直 (1段)</td> <td>トレイ端 (ケーブル奥)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>長さ6m</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td></td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル奥)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>長さ6m</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td></td> <td>水平 (2段)</td> <td>下段トレイ (上段: 占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段: 占積率40%) 600V CV 3C 14sq 180本</td> <td></td> <td>長さ11m</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>垂直 (2段)</td> <td>奥側トレイ (手前側・奥側)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本</td> <td></td> <td>長さ4m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 : ケーブルトレイの長さ以外の寸法は幅0.6m及び高さ0.18m</p> <p>(水平1段) (水平2段)</p> <p>第13図：消火実証試験用（金属蓋なし）水平ケーブルトレイ外観</p> <p>(垂直1段) (垂直2段)</p> <p>第14図：消火実証試験用（金属蓋なし）垂直ケーブルトレイ外観</p>	No	着火方法	トレイ姿勢	火源位置	可燃物 (低圧ケーブル)	ケーブルト レイ寸法 <sup>※1</sup>	①	ヘブタン (ロープ2本)	水平 (1段)	トレイ端 (ケーブル上部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ10m	②			トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ10m	③			トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ14m	④			トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ14m	⑤		垂直 (1段)	トレイ端 (ケーブル奥)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ6m	⑥			トレイ端 (ケーブル奥)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ6m	⑦		水平 (2段)	下段トレイ (上段: 占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段: 占積率40%) 600V CV 3C 14sq 180本		長さ11m	⑧	垂直 (2段)	奥側トレイ (手前側・奥側)	600V CV 3C 14sq 45本		長さ4m	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</li> </ul>
No	着火方法	トレイ姿勢	火源位置	可燃物 (低圧ケーブル)	ケーブルト レイ寸法 <sup>※1</sup>																																																			
①	ヘブタン (ロープ2本)	水平 (1段)	トレイ端 (ケーブル上部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ10m																																																			
②			トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ10m																																																			
③			トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ14m																																																			
④			トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ14m																																																			
⑤		垂直 (1段)	トレイ端 (ケーブル奥)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	長さ6m																																																			
⑥			トレイ端 (ケーブル奥)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	長さ6m																																																			
⑦		水平 (2段)	下段トレイ (上段: 占積率10%) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段: 占積率40%) 600V CV 3C 14sq 180本		長さ11m																																																			
⑧	垂直 (2段)	奥側トレイ (手前側・奥側)	600V CV 3C 14sq 45本		長さ4m																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>4.2. 消火実証試験の結果</p> <p>金属蓋を設置しないケーブルトレイを用いたチューブ式局所消火設備の実証試験時の状況を第15図に示し、試験結果を第4表に示す。同表に示す通り、試験①～⑧まで全てのケースでチューブ式局所ガス消火設備は有効に機能しており、金属蓋を設置しないケーブルトレイに対しても有効であることが確認された。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第15図：実証試験時の状況</p> </div> <p>第4表：消火実証試験（金属蓋なし）の試験結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>トレイ姿勢</th> <th>火源位置</th> <th>可燃物 (低圧ケーブル)</th> <th>消火状況<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>水平 (1段)</td> <td>トレイ端 (ケーブル上部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル下部)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>垂直 (1段)</td> <td>トレイ端 (ケーブル奥)</td> <td>600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td></td> <td>トレイ端 (ケーブル奥)</td> <td>600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>水平 (2段)</td> <td>下段トレイ</td> <td>(上段) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段) 600V CV 3C 14sq 180本</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>垂直 (2段)</td> <td>奥側トレイ</td> <td>(手前側) 600V CV 3C 14sq 45本 (奥側) 600V CV 3C 14sq 45本</td> <td>良</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：消火剤噴出後、再着火が無いことを確認し「良」とした。</p>	No	トレイ姿勢	火源位置	可燃物 (低圧ケーブル)	消火状況 <sup>※1</sup>	①	水平 (1段)	トレイ端 (ケーブル上部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良	②		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良	③		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良	④		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良	⑤	垂直 (1段)	トレイ端 (ケーブル奥)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良	⑥		トレイ端 (ケーブル奥)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良	⑦	水平 (2段)	下段トレイ	(上段) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段) 600V CV 3C 14sq 180本	良	⑧	垂直 (2段)	奥側トレイ	(手前側) 600V CV 3C 14sq 45本 (奥側) 600V CV 3C 14sq 45本	良	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</li> </ul>
No	トレイ姿勢	火源位置	可燃物 (低圧ケーブル)	消火状況 <sup>※1</sup>																																											
①	水平 (1段)	トレイ端 (ケーブル上部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良																																											
②		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良																																											
③		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良																																											
④		トレイ端 (ケーブル下部)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良																																											
⑤	垂直 (1段)	トレイ端 (ケーブル奥)	600V CV 3C 14sq 45本 (占積率10%)	良																																											
⑥		トレイ端 (ケーブル奥)	600V CV 3C 14sq 180本 (占積率40%)	良																																											
⑦	水平 (2段)	下段トレイ	(上段) 600V CV 3C 14sq 45本 (下段) 600V CV 3C 14sq 180本	良																																											
⑧	垂直 (2段)	奥側トレイ	(手前側) 600V CV 3C 14sq 45本 (奥側) 600V CV 3C 14sq 45本	良																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 別紙4	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ケーブルトレイ局所ガス消火設備に使用する延焼防止シートについて</p> <p>女川原子力発電所2号炉のケーブルトレイ局所ガス消火設備では、消火設備作動時に消火剤がケーブルトレイ外部に漏えいしないように、ケーブルトレイを延焼防止シート（プロテコシート P2・eco）で覆う設計とする（第1図）。ケーブルトレイを覆う延焼防止シートは酸素指数60以上であり、消防法上、難燃性または不燃性を有する材料（酸素指数26以上）に指定される（※1）。</p> <p>※1 出典：「消防法施行令の一部改正に伴う運用について（合成樹脂類の範囲）（指定数量）」、消防予第184号、消防庁予防救急課、昭和54年10月</p>  <p>第1図：延焼防止シート（プロテコシート P2・eco）の概要</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、延焼防止シートは、ケーブルトレイに巻き付けた状態で IEEE383Std1974 に基づく垂直トレイ燃焼試験（20分間のバーナ加熱）を実施しても、第2図に示すとおり、接炎による燃焼や破れ等は発生しないことを確認している※2。よって、ケーブル火災等によって延焼防止シートが接炎する状態になっても、燃焼や破れ等が生じるおそれがなく、局所ガス消火設備作動後に消火剤が外部に漏えいする事がないため、局所ガス消火設備の消火性能は維持される。</p> <p>※2出典：「延焼防止シート「プロテコシート-P2・eco」、「プロテコシート-P2DX・eco」、シート固定用「結束用ベルト」技術資料・施工要領書」、FT-S-第51188号E、古河電気工業（株）・（株）吉河テクノマテリアル</p> <div style="text-align: center;">  <p>燃焼試験中 燃焼試験終了後</p> <p>第2図：延焼防止シートの IEEE383 垂直トレイ燃焼試験実施後の状態</p> </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

別紙5

## 延焼防止シート施工に伴うケーブルの許容電流低減率の評価について

女川原子力発電所2号炉のケーブルトレイ局所ガス消火設備では、消火設備作動時に消火剤がケーブルトレイ外部に漏えいしないように、ケーブルトレイを延焼防止シート（プロテコシートP2・eco）で覆う設計とする。延焼防止シートを施工することにより、ケーブルの許容電流が低下する可能性が考えられることから、以下の通り許容電流低減率の評価を実施した。

## 1. ケーブル許容電流の評価式

ケーブルの許容電流は、ケーブルの導体抵抗、誘電体損失、熱的定数及び周囲条件に影響を受ける。ケーブルの許容電流を  $I$  とすると、日本電線工業会規格（JCS0168-1）に定められるように式（1）で表すことができる。

【女川】

- 設計の相違

泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><math>I = \sqrt{\frac{T_1 - T_2 - T_d}{nrR_{th}}} \quad [\text{A}] \quad (1)</math></p> <p style="text-align: center;">Rth : 全熱抵抗 (<math>^{\circ}\text{C} \cdot \text{cm}/\text{W}</math>)          T1 : 常時許容温度 (<math>^{\circ}\text{C}</math>)          T2 : 基底温度 (<math>^{\circ}\text{C}</math>)          Td: 誘電体損失による温度上昇* (<math>^{\circ}\text{C}</math>)          n: ケーブル線心数          r: 交流導体抵抗 (<math>\Omega</math>)          ※11kV以下のケーブルは無視できる</p> <p style="color: red; font-size: small;">女川原子力発電所2号炉において、ケーブルトレイ局所ガス消火設備の消火対象となるケーブルは全て 11kV以下の仕様であることから、誘電体損失による温度上昇 Td は無視することができるため、許容電流 I は以下式で表される。</p> <p style="text-align: center;"><math>I = \sqrt{\frac{T_1 - T_2}{nrR_{th}}} \quad [\text{A}] \quad (2)</math></p> <p style="color: red;">2. 延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率の評価          女川原子力発電所2号炉で使用するケーブル (600V, CV, 3C, 38mm<sup>2</sup>) について、延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率を評価する。第1図 (a) (b) に示すように、ケーブルに延焼防止シートを施工する前及び施工した後の許容電流 I<sub>1</sub>, I<sub>2</sub> は式 (3) (4) で表される。</p>		<p>て、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p style="color: red;">【女川】          ■設計の相違          泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1図：延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率の評価モデル</p> <p>(a) 延焼防止シート施工前      (b) 延焼防止シート施工後</p> $I_1 = \sqrt{\frac{T_1 - T_2}{nrR_{th1}}} \quad [A] \quad (3)$ <p>R<sub>th1</sub> : 延焼防止シート施工前の全熱抵抗 (°C·cm/W)      ここで、 R<sub>th1</sub>=R<sub>1</sub>+R<sub>2</sub>+R<sub>3</sub>=16.7+13.1+95.5=125.3      R<sub>1</sub> : 絶縁体の熱抵抗 (°C·cm/W)      R<sub>2</sub> : シースの熱抵抗 (°C·cm/W)      R<sub>3</sub> : シースの表面放散熱抵抗 (°C·cm/W)</p> $I_2 = \sqrt{\frac{T_1 - T_2}{nrR_{th2}}} \quad [A] \quad (4)$ <p>R<sub>th2</sub> : 延焼防止シート施工後の全熱抵抗 (°C·cm/W)      ここで、 R<sub>th2</sub>=R<sub>1</sub>+R<sub>2</sub>+R<sub>3</sub>+R<sub>4</sub>=16.7+13.1+1.5+95.5=126.8      R<sub>4</sub> : シートの熱抵抗 (°C·cm/W)      R<sub>5</sub> : シートの表面放散熱抵抗 (°C·cm/W)      ※R<sub>5</sub>&lt;R<sub>4</sub>となる場合は保守的にR<sub>5</sub>=R<sub>4</sub>として評価する。</p> <p>延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率を <math>\eta</math> とすると式 (5) で表される。</p> $\eta = \left( 1 - \frac{I_2}{I_1} \right) \times 100 = \left( 1 - \sqrt{\frac{R_{th1}}{R_{th2}}} \right) \times 100 \quad [\%] \quad (5)$ <p>ここで、 R<sub>th1</sub> と R<sub>th2</sub> がそれぞれ 125.3 (°C·cm/W), 126.8 (°C·cm/W) であり、式 (6) に示すように、延焼防止シート施工に伴う許容電流低減率は 0.6% である。なお、ケーブルをケーブルトレイに敷設する場合は、ケーブルの許容電流を 50% に低減する設計をしていることから、0.6% という値はこれに包絡される。</p> $\eta = \left( 1 - \sqrt{\frac{125.3}{126.8}} \right) \times 100 = 0.6 \quad [\%] \quad (6)$		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局部ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>上記の許容電流低減率の評価は、ケーブルに延焼防止シートを直接巻いた場合を想定したものであるが、ケーブルトレイに延焼防止シートを巻いた場合においても、延焼防止シートの熱抵抗は変わらないことから、許容電流低減率に大きな差異は生じないと考えられる。</p> <p>以上より、延焼防止シートを施工してもケーブルの許容電流に影響が生じないことを確認した。</p> <p style="text-align: right;">別紙6</p> <p>ケーブルトレイへのケーブルトレイカバー取付方法について</p> <p>女川原子力発電所2号炉のケーブルトレイ局所ガス消火設備では、消火設備作動時に消火剤がケーブルトレイ外部に漏えいしないように、ケーブルトレイに延焼防止シート（プロテコシートP2・eco）で覆う設計とする。この延焼防止シートは、遮炎性を保つために、シート端部に重ね代を取る等、製造メーカーによって標準的な取付方法が定められている（※）。ケーブルトレイ局所ガス消火設備への適用においては、上記の製造メーカーの標準的な施工を施した試験体を用いて消火性能の実証試験を行い、取付方法の妥当性確認を行うこととする。延焼防止シートについて、製造メーカーの標準的なケーブルトレイへの取付方法を以下に示す。</p> <p>※出典：「延焼防止シート「プロテコシート-P2・eco」、「プロテコシート-P2DX・eco」、シート固定用「結束用ベルト」技術資料・施工要領書」、FT-S-第51188号E、古河電気工業（株）・（株）古河テクノマテリアル</p> <p>1. 材料の仕様 ケーブルトレイへの延焼防止シート取り付けで使用する材料の仕様を第1表に示す。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">第1表：材料の仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>仕様</th><th>外観</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロテコシート P2・eco</td><td>基材のガラスクロス両面に難燃化ゴムがコーティングされた構造 厚さ 0.4mm</td><td></td></tr> <tr> <td>プロテコシート P2DX・eco</td><td>プロテコシート P2・eco の片端に、熱に反応して膨張する幅 50mm、厚さ 3mm の熱膨張剤が純製された構造</td><td></td></tr> <tr> <td>結束用ベルト</td><td>シリコーンコートガラスクロス製ベルトの片端に鋼製バッタルが縫い付けられた構造</td><td>    </td></tr> </tbody> </table> <p>2. 延焼防止シート（プロテコシート）の取付方法      第1図に示すように、延焼防止処理開始部のケーブルトレイには、プロテコシートを平面図及び断面図のように 100mm 以上重ね合わせて巻き付ける。</p>	名称	仕様	外観	プロテコシート P2・eco	基材のガラスクロス両面に難燃化ゴムがコーティングされた構造 厚さ 0.4mm		プロテコシート P2DX・eco	プロテコシート P2・eco の片端に、熱に反応して膨張する幅 50mm、厚さ 3mm の熱膨張剤が純製された構造		結束用ベルト	シリコーンコートガラスクロス製ベルトの片端に鋼製バッタルが縫い付けられた構造	 		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違      泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>
名称	仕様	外観													
プロテコシート P2・eco	基材のガラスクロス両面に難燃化ゴムがコーティングされた構造 厚さ 0.4mm														
プロテコシート P2DX・eco	プロテコシート P2・eco の片端に、熱に反応して膨張する幅 50mm、厚さ 3mm の熱膨張剤が純製された構造														
結束用ベルト	シリコーンコートガラスクロス製ベルトの片端に鋼製バッタルが縫い付けられた構造	 													

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料2 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第1図：延焼防止シートの巻き付け方法概略図</p> <p>また、プロテコシート巻き付け後に、第2図に示すように、結束用ベルトを用いて、300mm 間隔で取り付ける。結束用ベルトは、シートの重ね部にも取り付ける。</p> <p>第2図：結束用ベルトの取付方法概略図</p>	泊発電所3号炉	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料3 泊発電所3号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2</p> <p>消火設備の地震時の機能維持</p> <p>大飯発電所3／4号炉における、消火設備の地震時の機能維持について、以下に示す。</p> <p>1. 消火設備の地震時の機能維持について 安全機能を有する構造物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画を防護するために設置する消火設備は、安全機能を有する機器等の耐震クラス要求に応じて機能を維持できる設計とする。具体例を表1に示す。</p> <p>2. 消火設備の地震時の機能維持方針 安全機能を有する構造物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画を防護するために設置する消火設備は、加振試験又は解析・評価により、要求される機能が維持されることを確認する設計とする。 加振試験は、機器の設置場所、設置方法を踏まえ、設置レベルでの応答加速度又は各設置レベルを包絡する応答加速度で、鉛直方向及び水平方向について実施するものとする。また、解析・評価は「原子力発電所耐震設計技術指針 許容応力・重要度分類編」(JEAG4601-1984)、「原子力発電所耐震設計技術指針」(JEAG4601-1987)、「原子力発電所耐震設計技術指針追補版」(JEAG4601-1991)を参考に実施するものとする。</p> <p>各消火設備のSs 機能維持評価対象部位を表2に示す。表2に示す評価対象部位毎に、設置状態を考慮して、加振試験又は解析・評価による以下の(1)及び(2)の評価を実施することにより、各消火設備が地震時においても機能を維持できることを確認する。</p>	<p>添付資料3</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における ガス消火設備等の耐震設計について</p> <p>1. はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護に係る審査基準」という。)における、地震等の災害に対する要求事項は次のとおりである。 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2. 2. 2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>女川原子力発電所 2号炉における、本要求を満足するための耐震上の設計について、以下に示す。</p> <p>2. 消火設備の耐震設計について 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を防護するために設置する全域ガス消火設備、局所ガス消火設備は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とする。具体的な耐震設計は第1表のとおりである。</p> <p>耐震設計を確認するための対応は、第2表のとおりである。 なお、消火設備のうち加振試験で確認するものの耐震設計としては、基準地震動 Ss による地震力に対し、地震応答解析により求めた機器を設置する床の基準地震動 Ss による最大床応答加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて機器単体の機能が維持できることを確認した加速度以下であることにより確認する。</p>	<p>添付資料3</p> <p>泊発電所 3号炉における ガス消火設備等の耐震設計について</p> <p>1. はじめに 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護に係る審査基準」という。)における、地震等の災害に対する要求事項は次のとおりである。 「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(抜粋)</p> <p>2. 2. 2 火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消火の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>泊発電所 3号炉における、本要求を満足するための耐震上の設計について、以下に示す。</p> <p>2. 消火設備の耐震設計について 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を防護するために設置する全域ガス消火設備は、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とする。具体的な耐震設計は第1表のとおりである。</p> <p>耐震設計を確認するための対応は、第2表のとおりである。 なお、消火設備のうち加振試験で確認するものの耐震設計としては、基準地震動 Ss による地震力に対し、地震応答解析により求めた機器を設置する床の基準地震動 Ss による最大床応答加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて機器単体の機能が維持できることを確認した加速度以下であることにより確認する。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せざる) 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川・大飯】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料3 泊発電所3号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
表1 安全機能を有する主な構造物、系統及び機器に対する消火設備の地震時の機能維持	第1表：主な安全機能を有する機器等に対する 火災感知設備及び消火設備の耐震設計	第1表：主な安全機能を有する機器等に対する 火災感知設備及び消火設備の耐震設計																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な安全機能を有する機器</th><th>消火設備の機能維持方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td><td></td></tr> <tr> <td>充てんポンプ</td><td></td></tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td><td>Ss 機能維持</td></tr> <tr> <td>安全系電気盤</td><td></td></tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td><td></td></tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td><td></td></tr> </tbody> </table>	主な安全機能を有する機器	消火設備の機能維持方針	余熱除去ポンプ		充てんポンプ		高圧注入ポンプ	Ss 機能維持	安全系電気盤		電動補助給水ポンプ		制御用空気圧縮機		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な安全機能を有する構造物、系統及び機器</th><th>設備の耐震クラス</th><th>感知・消火設備の耐震設計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系ポンプ</td><td>S</td><td>Ss 機能維持</td></tr> <tr> <td>非常用蓄電池</td><td>S</td><td>Ss 機能維持</td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td><td>S</td><td>Ss 機能維持</td></tr> </tbody> </table>	主な安全機能を有する構造物、系統及び機器	設備の耐震クラス	感知・消火設備の耐震設計	非常用炉心冷却系ポンプ	S	Ss 機能維持	非常用蓄電池	S	Ss 機能維持	非常用ディーゼル発電機	S	Ss 機能維持	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な安全機能を有する構造物、系統及び機器</th><th>設備の耐震クラス</th><th>感知・消火設備の耐震設計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 安全系電気盤 電動補助給水ポンプ 制御用空気圧縮機</td><td>S</td><td>Ss 機能維持</td></tr> </tbody> </table>	主な安全機能を有する構造物、系統及び機器	設備の耐震クラス	感知・消火設備の耐震設計	余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 安全系電気盤 電動補助給水ポンプ 制御用空気圧縮機	S	Ss 機能維持			
主な安全機能を有する機器	消火設備の機能維持方針																																				
余熱除去ポンプ																																					
充てんポンプ																																					
高圧注入ポンプ	Ss 機能維持																																				
安全系電気盤																																					
電動補助給水ポンプ																																					
制御用空気圧縮機																																					
主な安全機能を有する構造物、系統及び機器	設備の耐震クラス	感知・消火設備の耐震設計																																			
非常用炉心冷却系ポンプ	S	Ss 機能維持																																			
非常用蓄電池	S	Ss 機能維持																																			
非常用ディーゼル発電機	S	Ss 機能維持																																			
主な安全機能を有する構造物、系統及び機器	設備の耐震クラス	感知・消火設備の耐震設計																																			
余熱除去ポンプ 充てんポンプ 高圧注入ポンプ 安全系電気盤 電動補助給水ポンプ 制御用空気圧縮機	S	Ss 機能維持																																			
表2 各消火設備のSs機能維持評価対象部位	第2表：Ss機能維持を確認するための対応	第2表：主な安全機能を有する機器等に対する 火災感知設備及び消火設備の耐震設計																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th><th>Ss機能維持評価対象部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ハロン消火設備 (全域、局所)</td><td>ポンベ設備</td></tr> <tr><td>弁</td></tr> <tr><td>制御盤</td></tr> <tr><td>配管</td></tr> <tr><td>火災感知設備</td></tr> <tr> <td rowspan="6">スプリンクラー消火設備</td><td>弁</td></tr> <tr><td>制御盤</td></tr> <tr><td>配管</td></tr> <tr><td>火災感知設備</td></tr> <tr><td>スプリンクラーヘッド</td></tr> <tr><td>消火水バックアップポンプ</td></tr> <tr> <td rowspan="5">二酸化炭素消火設備</td><td>消火ユニット</td></tr> <tr><td>配管</td></tr> <tr><td>火災感知設備</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ケーブルトレイ消火設備</td><td>エアロゾル本体</td></tr> <tr><td>制御盤</td></tr> <tr> <td>エアロゾル消火設備</td><td></td></tr> </tbody> </table>	設備名	Ss機能維持評価対象部位	ハロン消火設備 (全域、局所)	ポンベ設備	弁	制御盤	配管	火災感知設備	スプリンクラー消火設備	弁	制御盤	配管	火災感知設備	スプリンクラーヘッド	消火水バックアップポンプ	二酸化炭素消火設備	消火ユニット	配管	火災感知設備	ケーブルトレイ消火設備	エアロゾル本体	制御盤	エアロゾル消火設備		<table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備の機器</th><th>Ss機能維持を確保するための対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器弁 選択弁 制御盤 感知器 ポンペラック (FK-5-1-12)</td><td>加振試験による確認</td></tr> <tr> <td>ポンペラック (ハロン1301) ガス供給配管 電路</td><td>耐震解析による確認</td></tr> </tbody> </table>	消火設備の機器	Ss機能維持を確保するための対応	容器弁 選択弁 制御盤 感知器 ポンペラック (FK-5-1-12)	加振試験による確認	ポンペラック (ハロン1301) ガス供給配管 電路	耐震解析による確認	<table border="1"> <thead> <tr> <th>消火設備の機器</th><th>Ss機能維持を確保するための対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容器弁 選択弁 制御盤 感知器 ポンペラック (ハロン1301, 二酸化炭素) ガス供給配管 電路</td><td>加振試験による確認  耐震解析による確認</td></tr> </tbody> </table>	消火設備の機器	Ss機能維持を確保するための対応	容器弁 選択弁 制御盤 感知器 ポンペラック (ハロン1301, 二酸化炭素) ガス供給配管 電路	加振試験による確認  耐震解析による確認	
設備名	Ss機能維持評価対象部位																																				
ハロン消火設備 (全域、局所)	ポンベ設備																																				
	弁																																				
	制御盤																																				
	配管																																				
	火災感知設備																																				
スプリンクラー消火設備	弁																																				
	制御盤																																				
	配管																																				
	火災感知設備																																				
	スプリンクラーヘッド																																				
	消火水バックアップポンプ																																				
二酸化炭素消火設備	消火ユニット																																				
	配管																																				
	火災感知設備																																				
	ケーブルトレイ消火設備	エアロゾル本体																																			
		制御盤																																			
エアロゾル消火設備																																					
消火設備の機器	Ss機能維持を確保するための対応																																				
容器弁 選択弁 制御盤 感知器 ポンペラック (FK-5-1-12)	加振試験による確認																																				
ポンペラック (ハロン1301) ガス供給配管 電路	耐震解析による確認																																				
消火設備の機器	Ss機能維持を確保するための対応																																				
容器弁 選択弁 制御盤 感知器 ポンペラック (ハロン1301, 二酸化炭素) ガス供給配管 電路	加振試験による確認  耐震解析による確認																																				
			<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■設計の相違 泊は全域ガス消火設備を設置しており、スプリンクラー消火設備、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備を設置しない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は全域ガス消火設備として、ハロン1301を使用しており、FK-5-1-12を使用していない。 また、泊は全域ガス消火設備として、ハロン1301の他に二酸化炭素消火設備を設置している。</p>																																		

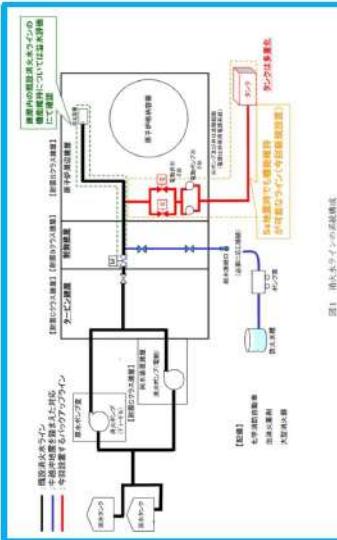
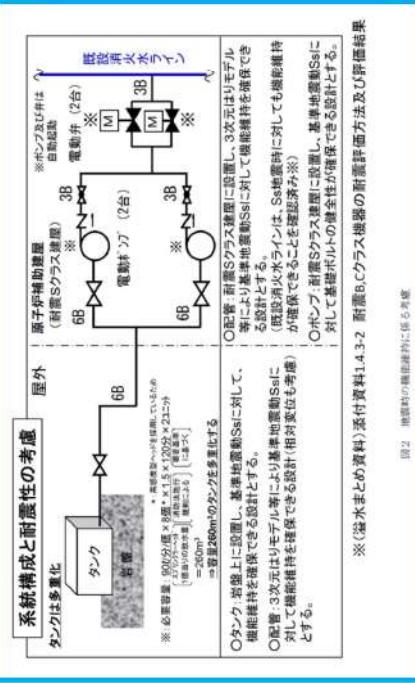
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料3 泊発電所3号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、屋外の消防水配管については、通常、既設消防水ラインを使用し、地震等により既設消防水ラインが使用できない場合は、今回新規設置するバックアップライン（Ss機能維持）にて消防用水供給系の機能維持を図る。（別紙1参照）</p> <p>(1) 応力評価 消防設備（基礎ボルト等）の応力評価は、設備に発生する種々の荷重を組合せた荷重に対して、地震応答解析により求める荷重から算出する発生応力、又は評価対象設備の応答加速度から算出する発生応力が許容応力以下となることを確認する。</p> <p>(2) 機能維持評価 消防設備の機能維持は、安全機能を有する機器等の耐震クラス要求に応じた応答加速度が、加振試験等により機能維持を確認した加速度（機能確認済加速度）以下となることを確認する。 消防設備の電路についても、地震時において機能を維持できることを確認する。</p> <p>別紙</p>	<p>3. 複数同時火災の可能性について 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画にある耐震B, C クラスの油内包機器については、漏えい防止対策を行うとともに、主要な構造材は不燃性とする。また、使用する潤滑油については、引火点が高い（約 240～270°C）ため、容易には着火しないものと考える。（資料1 参照） さらに、全域ガス消火設備、局所ガス消火設備については、防護対象である原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることから、地震により消火設備の機能を失うことはない。 以上のことから、複数同時火災の可能性はないと判断する。</p>	<p>3. 複数同時火災の可能性について 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画にある耐震B, C クラスの油内包機器については、漏えい防止対策を行うとともに、主要な構造材は不燃性とする。また、使用する潤滑油については、引火点が高い（約 216～310°C）ため、容易には着火しないものと考える。（資料1 参照） さらに、全域ガス消火設備については、防護対象である原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、機能を維持できる設計とすることから、地震により消火設備の機能を失うことはない。 以上のことから、複数同時火災の可能性はないと判断する。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) 【女川】 ■設計の相違 油の引火点の相違 【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料3 泊発電所3号炉におけるガス消火設備等の耐震設計について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 別紙1			<b>【大飯】</b> 記載方針の相違 (女川実績の反映)
 図1 保冷水ポンプの配置図			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料4 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の動作に伴う機器等への影響について)

大飯発電所3／4号炉 添付資料3	女川原子力発電所2号炉 添付資料4	泊発電所3号炉 添付資料4	相違理由
ハロン消火設備の動作に伴う機器等への影響	女川原子力発電所 2号炉における ガス消火設備の動作に伴う機器等への影響について	泊発電所 3号炉における 全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の動作に伴う 機器等への影響について	【大飯】 記載表現の相違 【女川】 ■設備名称の相違
1.はじめに  大飯発電所3／4号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロンを用いた消火設備を設置する。  ハロン消火設備の消火後及び誤動作時における人体や設備への影響について評価した。	1.はじめに  女川原子力発電所2号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ガス消火設備を設置する。  ガス消火設備の消火後及び誤作動時における人体や設備への影響について評価した。	1.はじめに  泊発電所3号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ガス消火設備を設置する。  ガス消火設備の消火後及び誤作動時における人体や設備への影響について評価した。	【女川・大飯】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載表現の相違
2. 使用するハロン系ガスの種類  ハロン消火設備 「ハロン 1301」(一臭化三フッ化メタン : CF3Br)	2. 使用するハロン系ガスの種類  ガス消火設備に使用するハロン系ガスの種類は以下のとおり。 「ハロン 1301」(プロモトリフルオロメタン : CF3Br)  「FK-5-1-12」(ドデカフロオロ-2-メチルベンタン-3-オン:CF3-CF2-C(O)-CF(CF3)2)	2. 使用するハロン系ガスの種類  ガス消火設備に使用するハロン系ガスの種類は以下のとおり。 「ハロン 1301」(プロモトリフルオロメタン : CF3Br)	【大飯】 ■記載表現の相違 【女川】 ■設計の相違 泊ではハロン 1301 を使用しており、FK-5-1-12 は使用していない。
3. ハロン系ガスの影響について  3.1 消火後の影響 3.1.1 人体への影響 ・消火後に発生するガスは、フッ化水素 (HF) やフッ化カルボニル (COF2)、臭化水素 (HBr) 等有毒なものがあるが、鎮火確認等を行いう際には換気を行いながら実施することで、人体への影響を防止する。	3. ハロン系ガスの影響について  3.1. 消火後の影響 3.1.1. 人体への影響 消火後に発生するガスは、フッ化水素 (HF) やフッ化カルボニル (COF2)、臭化水素 (HBr) 等有毒なものがあるが、消火後の入室時には、ガス濃度の確認及び防護具を着用するため、人体への影響はない。  また通路部においても空間容積が大きく、拡散による濃度低下が想定されることや消火後の再入域時には、ガス濃度の確認及び防護具を着用するため、人体への影響はない。	3. ハロン系ガスの影響について  3.1. 消火後の影響 3.1.1. 人体への影響 消火後に発生するガスは、フッ化水素 (HF) やフッ化カルボニル (COF2)、臭化水素 (HBr) 等有毒なものがあるが、消火後の入室時には、ガス濃度の確認及び防護具を着用するため、人体への影響はない。  また通路部においても空間容積が大きく、拡散による濃度低下が想定されることや消火後の再入域時には、ガス濃度の確認及び防護具を着用するため、人体への影響はない。	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料4 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の動作に伴う機器等への影響について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.2 設備への影響 ハロン消火設備等のハロン1301は、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接的影響は小さい。 また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないため、機器への影響は小さい。 しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスが放射した機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>3.1 消火後の影響 3.1.1 人体への影響 ・ハロン1301が誤動作した場合の濃度は5%程度であり、これは、ハロン1301の無毒性最高濃度(NO A E L)<sup>*1</sup>と同等の濃度である。また、ハロン1301が誤動作した場合の濃度(5%程度)は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度ではないことから、酸欠にもならない。 ・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかる恐れがあるが、ハロン1301の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。</p> <p>以上より、ハロン1301が誤動作しても、人体への影響はない。</p> <p>※1：人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p>	<p>3.1.2. 設備への影響 ガス消火設備のハロゲン化物消火剤が消火後に発生するガスは、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接影響は小さい。 また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。 しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスの放射された機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>3.2. 誤作動による影響 3.2.1. 人体への影響 ・全域ガス消火設備のハロン1301が誤作動した場合の濃度は5%程度であり、これは、ハロン1301の無毒性最高濃度(NO A E L)<sup>*1</sup>と同等の濃度である。また、ハロン1301が誤作動した場合の濃度(5%程度)は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない(誤作動後の酸素濃度は20%)ことから、酸欠にもならない。 ・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかるおそれがあるが、ハロン1301の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。 ・局所ガス消火設備のハロン1301が誤作動した場合の濃度は、油内包機器及びモータコントロールセンタ設置エリア周辺の通路部の容積に対して、約4~5%程度であり、ハロン1301の無毒性最高濃度(NO A E L)と同等の濃度である。 また、ハロン1301が誤作動した場合の濃度(5%程度)は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない(誤作動後の酸素濃度は20%)ことから、酸欠にもならない。  ・FK-5-1-12が誤作動した場合についてはケーブルトレイ内への噴射となり、ケーブルトレイについては上部の開口を閉鎖する。よって、消火ガスは原則トレイ内に残留するため、人体への影響はない。</p> <p>以上から、ハロン1301、FK-5-1-12を消火剤とするガス消火設備が誤作動しても、人体への影響はない。</p> <p>*1:(NO A E L)人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p>	<p>3.1.2. 設備への影響 ガス消火設備のハロゲン化物消火剤が消火後に発生するガスは、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接影響は小さい。 また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないことから、機器への影響も小さい。 しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスの放射された機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>3.2. 誤作動による影響 3.2.1. 人体への影響 ・全域ガス消火設備のハロン1301が誤作動した場合の濃度は5%程度であり、これは、ハロン1301の無毒性最高濃度(NO A E L)<sup>*1</sup>と同等の濃度である。また、ハロン1301が誤作動した場合の濃度(5%程度)は、雰囲気中の酸素濃度を低下させる濃度でない(誤作動後の酸素濃度は20%)ことから、酸欠にもならない。 ・沸点が-58℃と低いため、直接接触すると凍傷にかかるおそれがあるが、ハロン1301の放射ノズルの設置箇所は、高所であり、直接接触の可能性は小さい。</p> <p>以上から、ハロン1301を消火剤とするガス消火設備が誤作動しても、人体への影響はない。</p> <p>*1:(NO A E L)人が消火剤にさらされた時、何の変化も観察できない最高濃度。</p>	<p>【大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊ではハロン1301を使用しており、FK-5-1-12は使用していない。</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊ではハロン1301を使用しており、FK-5-1-12は使用していない。</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料4 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の動作に伴う機器等への影響について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.1.2 設備への影響</p> <p>ハロン消火設備等のハロン1301は、電気絶縁性が大きいことから、金属への直接的影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないため、機器への影響は小さい。</p> <p>しかし、仮に、機器等の表面に水分が存在する場合は、腐食性のあるフッ化水素酸を生成することが想定されることから、必要に応じて、ハロン系ガスが放射した機器の不純物検査及び機器の洗浄を行い、不純物による機器への影響がないことを確認する。</p> <p>【再掲】比較のため前項より貼り付け)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3.2.2. 設備への影響</p> <p>ガス消火設備の消火剤であるハロン1301 及びFK-5-1-12 は、電気絶縁性が高いことから、金属への直接影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないとから、機器への影響も小さい。</p>	<p>3.2.2. 設備への影響</p> <p>ガス消火設備の消火剤であるハロン1301 は、電気絶縁性が高いことから、金属への直接影響は小さい。</p> <p>また、沸点が低く揮発性が高いため、腐食性物質であるフッ素等の機器等への残留は少ないとから、機器への影響も小さい。</p>	<p>■記載方針の相違 （女川実績の反映：着色せざ） 【女川】 ■設計の相違 泊ではハロン1301を使用しており、FK-5-1-12は使用していない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;"><b>女川原子力発電所 2号炉における 狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について</b></p> <p>1. はじめに 火災区域又は火災区画に対して、全域ガス消火設備による全域消火を実施した場合、ケーブルトレイのようにケーブルを多条に敷設する等、狭隘な場所が燃焼する場合でも有効であることを示す。</p> <p>2. ハロン消火剤の有効性 燃焼とは、「ある物質が酸素、又は酸素を含む物質と激しく化合して化学反応を起こし、その結果、多量の熱と光を出す現象」とされている。 燃焼には、次の3要素全てが必要となる。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物があること</li> <li>・点火源（熱エネルギー）があること</li> <li>・酸素供給源があること。</li> </ul>         そして、燃焼を継続するためには、「連鎖反応」が必要である。          ここで、ケーブルトレイ等ケーブルを多条に敷設する狭隘な場所にて火災が発生し、全域ガス消火設備が動作した状況を想定する。          燃焼しているケーブルは、燃焼を継続するために火災区域又は火災区画内から酸素を取り込むとするが、火災区域又は火災区画内に一定圧力、消炎濃度で放出されたハロン消火剤も酸素とともに取り込まれることから、ケーブルは消火される。          逆に、ハロン消火剤とともに酸素も取り込まれない場合は、ケーブルの燃焼は継続しない。          なお、全域ガス消火設備は、同じガス系消火設備の窒素や二酸化炭素のように窒息によって消火・消炎するものではなく、化学的に燃焼反応を中断・抑止することで消火することを原理とする。したがって、全域ガス消火設備は、狭隘部に消火ガスが到達するよりも、火炎まわりに消火ガスが存在すれば消火効果が得られることになる。  <span style="color: red;">局所ガス消火設備によるケーブルトレイ消火に関しても同様に布設された内側のケーブルまで周囲の酸素が取り込まれる場合は消火ガスの効果が期待され、消火ガスが届かない場合はケーブル燃焼自体が継続しないことから、狭隘部においても有効に作用するものである。</span></p>	<p style="text-align: right;">添付資料5</p> <p style="text-align: center;"><b>泊発電所 3号炉における 狭隘な場所へのハロン消火剤の有効性について</b></p> <p>1. はじめに 火災区域又は火災区画に対して、全域ガス消火設備（ハロゲン化合物消火設備）による全域消火を実施した場合、ケーブルトレイのようにケーブルを多条に敷設する等、狭隘な場所が燃焼する場合でも有効であることを示す。</p> <p>2. ハロン消火剤の有効性 燃焼とは、「ある物質が酸素、又は酸素を含む物質と激しく化合して化学反応を起こし、その結果、多量の熱と光を出す現象」とされている。 燃焼には、次の3要素すべてが必要となる。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物があること</li> <li>・点火源（熱エネルギー）があること</li> <li>・酸素供給源があること。</li> </ul>         そして、燃焼を継続するためには、「連鎖反応」が必要である。          ここで、ケーブルトレイ等ケーブルを多条に敷設する狭隘な場所にて火災が発生し、全域ガス消火設備が動作した状況を想定する。          燃焼しているケーブルは、燃焼を継続するために火災区域又は火災区画内から酸素を取り込むとするが、火災区域又は火災区画内に一定圧力、消炎濃度で放出されたハロン消火剤も酸素とともに取り込まれることから、ケーブルは消火される。          逆に、ハロン消火剤とともに酸素も取り込まれない場合は、ケーブルの燃焼は継続しない。          なお、全域ガス消火設備（ハロゲン化合物消火設備）は、同じガス系消火設備の窒素や二酸化炭素のように窒息によって消火・消炎するものではなく、化学的に燃焼反応を中断・抑止することで消火することを原理とする。したがって、全域ガス消火設備（ハロゲン化合物消火設備）は、狭隘部に消火ガスが到達するよりも、火炎まわりに消火ガスが存在すれば消火効果が得られることになる。</p>	<p style="color: blue; font-weight: bold;">【大飯】</p> <p style="color: blue;">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p style="color: green; font-weight: bold;">【女川】</p> <p style="color: green;">■設備名称の相違</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">【女川】</p> <p style="color: red;">■設計の相違</p> <p style="color: red;">泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料4  ハロン消火設備等の消火能力	添付資料6  女川原子力発電所2号炉における ガス消火設備の消火能力について	添付資料6  泊発電所3号炉における 全城ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の消火能力について	【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載表現の相違
<p><b>1. 概要</b> 大飯発電所3／4号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロンを用いた消火設備を設置する。</p> <p>ハロン消火設備等の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。</p>	<p><b>1.はじめに</b> 女川原子力発電所2号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロン系の消火剤を用いた全城ガス消火設備並びに局所ガス消火設備を設置する。</p> <p>ガス消火設備の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。</p>	<p><b>1.はじめに</b> 泊発電所3号炉は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」に基づき設置する消火設備として、ハロン系の消火剤を用いた全城ガス消火設備を設置する。</p> <p>ガス消火設備の消火能力及びガス量の妥当性について、評価を実施した。</p>	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川・大飯】 ■設備名称の相違 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。
<p><b>2. ハロン1301のガス濃度について</b></p> <p><b>2. 1 消防法で定められたハロン濃度について (全城ハロン消火設備)</b> 消防法施行規則第20条3号(別紙1)では、全放出方式のハロン消火設備における、体積1立方メートル当たりの消火剤の必要量は、0.32[kg/m<sup>3</sup>]以上と定められている。</p> <p>次式により、上記消火剤の密度を濃度に換算すると、約5%となる。</p> $\text{消火剤濃度 (\%)} = \frac{\text{消火剤量 (kg)}}{\text{防護区域の容積 (m}^3\text{)}} \times 100$ <p>また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある<sup>*1</sup>ため、ハロンの設計濃度は5~10%で設計する。</p> <p>なお、全城ハロン消火設備等の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1平方メートル当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。(別紙1)</p> <p>*1 別紙2 S51.5.22 消防予第6号「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて」</p>	<p><b>2. 全城ガス消火設備におけるハロン1301のガス濃度について</b></p> <p><b>2.1. 消防法で定められたハロン1301のガス濃度について</b> 消防法施行規則第二十条3号では、全城ガス消火設備における体積1m<sup>3</sup>当たりの消火剤の必要量は、ハロン1301は0.32[kg/m<sup>3</sup>]以上と定められている。 上記消火剤を濃度に換算すると、約5%となる。 また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある<sup>*1</sup>ため、ハロン1301の設計濃度は5~10%で設計する。 なお、全城ガス消火設備の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1m<sup>2</sup>当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。</p> <p>*1 S51.5.22 消防予第6号「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて」</p>	<p><b>2. 全城ガス消火設備におけるハロン1301のガス濃度について</b></p> <p><b>2.1. 消防法で定められたハロン1301のガス濃度について</b> 消防法施行規則第二十条3号では、全城ガス消火設備における体積1m<sup>3</sup>当たりの消火剤の必要量は、ハロン1301は0.32[kg/m<sup>3</sup>]以上と定められている。 上記消火剤を濃度に換算すると、約5%となる。 また、ハロン1301のガスの最高濃度は10%以下とする必要がある<sup>*1</sup>ため、ハロン1301の設計濃度は5~10%で設計する。 なお、全城ガス消火設備の防護対象区画に開口部があり、開口部に自動閉鎖装置を設けない場合は、消防法施行規則に基づき、開口部面積1m<sup>2</sup>当たりハロン1301を2.4[kg]加算する。</p> <p>*1 S51.5.22 消防予第6号「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて」</p>	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の消火能力について)

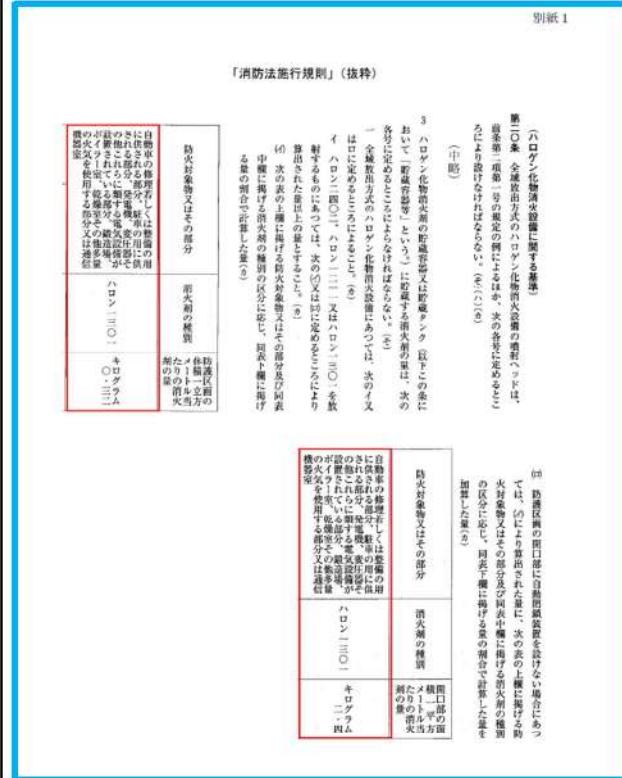
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 3 ハロン1301の消火能力について 消火に必要なハロン濃度は3.4%<sup>※2</sup>であり、消防法による設計濃度5%で、約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度 (別紙5 H12.3 「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」)</p> <p>2. 2 消防法で定められたハロン濃度について（局所ハロン消火設備） 消防法施行規則第20条3号（別紙3）では、局所放出方式のハロン消火設備における消火剤の必要量が定められている。  次式によって求められた量に防護空間の体積、1.25 を乗じた量が消火剤の必要量となる。（別紙4）</p> <p><math>Q = X - Y \quad (a \div A)</math> Qは、単位体積当りの消火剤の量（単位 キログラム毎立方メートル） aは、防護対象物の周囲に実際に設けられた壁の面積の合計（単位 平方メートル） Aは、防護空間の壁の面積（壁のない部分にあっては、壁があると仮定した場合における当該部分の面積）の合計（単位 平方メートル）</p>	<p>2.2. ハロン1301の消火能力について 消火に必要なハロン濃度は3.4%<sup>※2</sup>であるため、消防法による設計濃度5%では約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度(H12.3「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」)</p> <p>3. 局所ガス消火設備におけるハロン1301 及びFK-5-1-12 のガス濃度について</p> <p>3.1. 消防法で定められたハロン系ガスの濃度について 消防法施行規則第二十条3号では、ハロン1301の局所ガス消火設備における消火剤の必要量について、防護対象物の空間体積に対して周辺の壁の設置状況に応じた係数を乗じた量を定めている。ハロン1301の局所ガス消火設備については、消防法に定められた必要量を満足するものとする。 また、ケーブルトレイ火災に適用するFK-5-1-12の局所ガス消火設備については、トレイ上面は閉鎖するが、両端部はトレイの構造上開口となる。消防法施行規則第二十条3号ではFK-5-1-12の必要ガス量を0.84～1.46[kg/m<sup>3</sup>]と定めている一方、開口補償係数が定められていない。開口補償係数に関しては電力中央研究所報告「チューブ式自動消火設備のケーブルトレイ火災への適用性評価」(N14008)にて消防法の必要ガス量に加えて、6.3[kg/m<sup>3</sup>]の開口補償係数を設定することで、消火性能が確保されることを試験にて確認していることから、上記の量を満足するものとする。</p> <p>4. 3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイの火災について 女川原子力発電所2号炉では、火災の影響軽減対策として、一部のケーブルトレイに3時間耐火ラッピングを施工する。3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイ内で生じる火災は、隙間がないようにシール処理した3時間耐火ラッピングが閉鎖空間を形成すること、3時間耐火ラッピング内に実証試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブル以外の可燃物が存在しないことから、外部には延焼せずに自己消火する。したがって、3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイには全域ガス消火設備又は局所ガス消火設備を設置しない。</p>	<p>2.2. ハロン1301の消火能力について 消火に必要なハロン濃度は3.4%<sup>※2</sup>であるため、消防法による設計濃度5%では約1.47の安全率を有しており、十分に消火可能である。</p> <p>※2 n-ヘプタンを用いたカップバーナー法により算出された消炎濃度(H12.3「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」)</p>	<p>【女川・大飯】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊では火災の影響軽減対策として、1時間の耐火能力を有する隔壁等互いの系統間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計をしていることから、3時間耐火ラッピングを施工したケーブルトレイはない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (ハロゲン化物消火設備) の消火能力について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 大飯発電所3／4号炉への適用について 大飯発電所3／4号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤、及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物はない。 よって、消防法に基づいた上記設計濃度で十分に消火可能である。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>「消防法施行規則」(抜粋)</p> 	<p>5. 女川原子力発電所2号炉への適用について 女川原子力発電所2号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物はない。 よって、消防法に基づいた上記設計濃度で十分に消火可能である。</p>	<p>3. 泊発電所3号炉への適用について 泊発電所3号炉の火災として、油内包機器の漏えい油や電気盤及びケーブル等の火災を想定するが、これらの機器は火力発電所や工場等の一般的な施設等にも設置されているものであり、原子力発電所特有の消火困難な可燃物はない。 よって、消防法に基づいた上記設計濃度で十分に消火可能である。</p>	<p>【女川・大飯】 ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の消火能力について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙2</p> <p>「ハロン1301を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて」（抜粋）      （昭和51年5月22日 消防予第6号）</p> <p>第一 設備方針の相違</p> <p>○ハロン一二〇一を使用するハロゲン化物消火設備の取扱いについて</p> <p>〔昭和五十一年五月二十二日 消防予第六号〕</p> <p>「ハロン一二〇一（ハロゲン化物消火設備）は、次に掲げる要領を設けること。</p> <p>（1）第一に消防機器にかかることと想定するものとが場合にあっては、この限りだ。」  <p>（2）機器によってお断りを「手動」と「自動」相互に切替えられる装置だなど。」  <p>（3）起動装置が、「手動」である旨を表示する表示灯</p> <p>（4）火災から免れた直後の火災表示及び消火剤が放出された旨を表示する表示装置</p> <p>（5）「ハロゲン化物消火設備は、原則として自動式とすること。ただし、改修等で、手動式の場合は、いかにいと確認される場合においては、この限りでない。」</p> <p>3 活動監視にばくいたすの防止のための効能な措置が講じられてこそいい。</p> <p>4 ハロゲン化物消火設備は、原則として自動式とすること。      ① 基本的に操作変化をしない部分に設けること。      ② 曲線及び曲率のかる部分のなまめかに設けること。      防火区分ごとの導管を設けたり、しかし、計容器を不規則に設けたりする場合は、この限りだ。</p> <p>5 消火剤（ハロゲン一二〇一）の算定上のガスの最高濃度は、一品目が最も多くて、一般事務室（表面積100m<sup>2</sup>以下）に不燃材料で覆われた部分に限る。ただし、貴金属その他のこれらに類する高価な物品を展示して販売する部屋、もしくは、貴金属その他のこれらに類する高価な物品を展示する部屋</p> <p>6 重複充填、その他の不燃性の物品を納入又は陳列する部屋</p> <p>7 安石、セメント、砂、骨材等の砂利</p> <p>8 重複充填、その他の不燃性の物品を納入又は陳列する部屋</p> <p>9 消火器（kg） = 消火器表面積（m<sup>2</sup>） × 0.19 × 100</p> </p></p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違      (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)の消火能力について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙3</p> <p>①不活性ガス消火設備に関する基準（消防法施行規則第19条）</p> <p>②ハロゲン化物消火設備に関する基準（消防法施行規則第20条）</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（ハロゲン化物消火設備）の消火能力について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>別紙4</p> <p>局所ハロン消火設備の消火薬剤量について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防護対象</th><th>必要消火剤量</th><th>ポンベ本数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=7.15m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.39</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 30.30\text{kg}</math></td><td>計算結果より 1本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td><td>防護空間体積 <math>V=89.72m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.39</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 380.19\text{kg}</math></td><td>計算結果より 10本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>タービン動捕助給水ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=32.47m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.38</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 137.19\text{kg}</math></td><td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=38.07m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.43</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 163.23\text{kg}</math></td><td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>充てんポンプ</td><td>(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 <math>V=2.98m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.00</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 11.18\text{kg}</math> (2)ポンプモーター部 防護空間体積 <math>V=52.80m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.34</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 220.70\text{kg}</math> 総 <math>G_{\text{as}}=(1)+(2)=231.88\text{kg}</math></td><td>計算結果より 6本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=44.12m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.38</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 186.41\text{kg}</math></td><td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=60.11m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.34</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 250.96\text{kg}</math></td><td>計算結果より 7本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=33.59m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.49</math> 必要ハロン量 <math>G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 146.54\text{kg}</math></td><td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td></tr> </tbody> </table>	防護対象	必要消火剤量	ポンベ本数	ほう酸ポンプ	防護空間体積 $V=7.15m^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 30.30\text{kg}$	計算結果より 1本 (40L/40kg)	制御用空気圧縮機	防護空間体積 $V=89.72m^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 380.19\text{kg}$	計算結果より 10本 (40L/40kg)	タービン動捕助給水ポンプ	防護空間体積 $V=32.47m^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 137.19\text{kg}$	計算結果より 4本 (40L/40kg)	電動補助給水ポンプ	防護空間体積 $V=38.07m^3$ 消火剤係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 163.23\text{kg}$	計算結果より 5本 (40L/40kg)	充てんポンプ	(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98m^3$ 消火剤係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 11.18\text{kg}$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.80m^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 220.70\text{kg}$ 総 $G_{\text{as}}=(1)+(2)=231.88\text{kg}$	計算結果より 6本 (40L/40kg)	余熱除去ポンプ	防護空間体積 $V=44.12m^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 186.41\text{kg}$	計算結果より 5本 (40L/40kg)	高圧注入ポンプ	防護空間体積 $V=60.11m^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 250.96\text{kg}$	計算結果より 7本 (40L/40kg)	原子炉補機冷却水ポンプ	防護空間体積 $V=33.59m^3$ 消火剤係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 146.54\text{kg}$	計算結果より 4本 (40L/40kg)		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>
防護対象	必要消火剤量	ポンベ本数																											
ほう酸ポンプ	防護空間体積 $V=7.15m^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 30.30\text{kg}$	計算結果より 1本 (40L/40kg)																											
制御用空気圧縮機	防護空間体積 $V=89.72m^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 380.19\text{kg}$	計算結果より 10本 (40L/40kg)																											
タービン動捕助給水ポンプ	防護空間体積 $V=32.47m^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 137.19\text{kg}$	計算結果より 4本 (40L/40kg)																											
電動補助給水ポンプ	防護空間体積 $V=38.07m^3$ 消火剤係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 163.23\text{kg}$	計算結果より 5本 (40L/40kg)																											
充てんポンプ	(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98m^3$ 消火剤係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 11.18\text{kg}$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.80m^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 220.70\text{kg}$ 総 $G_{\text{as}}=(1)+(2)=231.88\text{kg}$	計算結果より 6本 (40L/40kg)																											
余熱除去ポンプ	防護空間体積 $V=44.12m^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 186.41\text{kg}$	計算結果より 5本 (40L/40kg)																											
高圧注入ポンプ	防護空間体積 $V=60.11m^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 250.96\text{kg}$	計算結果より 7本 (40L/40kg)																											
原子炉補機冷却水ポンプ	防護空間体積 $V=33.59m^3$ 消火剤係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $G_{\text{as}}=V \times Q \times 1.25 = 146.54\text{kg}$	計算結果より 4本 (40L/40kg)																											

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料6 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備(ハロゲン化物消火設備)の消火能力について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																							
<p>別紙5</p> <p>「ハロン代替消火剤の安全基準の確立に係る調査検討報告書」(抜粋)    (平成12年3月 消防庁 日本消防検定協会)</p> <p>2. 2. 5 消火性能 (消炎濃度、設計濃度等)</p> <p>2. 2. 5. 1 消炎濃度</p> <p>消炎濃度測定には、カップバーナーが広く使用され、UNEP HTOC1999年5月報告書。NPPA 2001(1996年版)の測定値はカップバーナー法によるものであり、「ガス系消火設備等に係る取り扱いについて(通知)」(平成7年5月10日消防予第20号)(別添3)においてもカップバーナー法等によることとされている。このカップバーナーによる測定値には測定の不確さ(製品のパラメータを「標準偏差」で表すのに対し、測定要因によるバラツキはISO/IEC ガイド 25では「不確さ」という。)が大きいことは、消防研究団の研究報告、NPPA2001の設備基準の中で明らかにされている。</p> <p>表 22.5 から表 2.2.7 に消防研究所の研究報告書、NPPA2001(1996年版)設備基準及びUNEP HTOCのカップバーナー消炎濃度の値を示す。</p> <p>表 22.5 ヘブタンのカップバーナー消炎濃度データ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規 定</th> <th colspan="8">NPPA 2001(1996年版)</th> <th rowspan="2">国際規格 UNEP HTOC 1999年 版</th> </tr> <tr> <th>NRL</th> <th>IM</th> <th>NMRI</th> <th>Ferrel</th> <th>GLCC</th> <th>Arai</th> <th>KIST</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハロン代替消火剤</td> <td>5.3</td> <td>5.2</td> <td>5.9</td> <td>5.0</td> <td>5.5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>FC-3-1-1.0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>HFC-C-124</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>HFC-C-237fa</td> <td>6.6</td> <td>6.6</td> <td>6.3</td> <td>3.8</td> <td>5.9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>HFC-C-2361a</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>HFC-C_B1 end A</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>HF-C-2.3</td> <td>12.9</td> <td>12</td> <td>12.6</td> <td>12</td> <td>12.7</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>HF-C-1.9.8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4.1.0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>CFx.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>FC-C-1.3.1.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.0</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>FC-C-3-1-8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>LG-5.4.1</td> <td>25.4</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>29.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>29.1</td> </tr> <tr> <td>LG-5.5</td> <td>37.8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>28</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td>LG-0.01</td> <td>43.3</td> <td>—</td> <td>38</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>37.5</td> </tr> <tr> <td>LG-1.0.0</td> <td>33.6</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>HF-C-12.0.1</td> <td>14</td> <td>3.1</td> <td>3.9</td> <td>2.9</td> <td>3.0</td> <td>3.5</td> <td>—</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table>	規 定	NPPA 2001(1996年版)								国際規格 UNEP HTOC 1999年 版	NRL	IM	NMRI	Ferrel	GLCC	Arai	KIST	ハロン代替消火剤	5.3	5.2	5.9	5.0	5.5	—	—	5.9	FC-3-1-1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	HFC-C-124	—	—	—	—	—	—	—	—	HFC-C-237fa	6.6	6.6	6.3	3.8	5.9	—	—	6.2	HFC-C-2361a	—	—	—	—	—	—	—	—	HFC-C_B1 end A	—	—	—	—	—	—	—	—	HF-C-2.3	12.9	12	12.6	12	12.7	—	—	12	HF-C-1.9.8	—	—	—	—	—	—	—	—	4.1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	CFx.1	—	—	—	—	—	—	—	—	FC-C-1.3.1.1	—	—	3.0	—	—	—	—	3.0	FC-C-3-1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	LG-5.4.1	25.4	—	—	—	29.1	—	—	29.1	LG-5.5	37.8	—	—	28	—	—	—	32.3	LG-0.01	43.3	—	38	—	—	—	—	37.5	LG-1.0.0	33.6	30	—	30	—	—	—	33.6	HF-C-12.0.1	14	3.1	3.9	2.9	3.0	3.5	—	3.2
規 定		NPPA 2001(1996年版)									国際規格 UNEP HTOC 1999年 版																																																																																																																																																															
	NRL	IM	NMRI	Ferrel	GLCC	Arai	KIST																																																																																																																																																																			
ハロン代替消火剤	5.3	5.2	5.9	5.0	5.5	—	—	5.9																																																																																																																																																																		
FC-3-1-1.0	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																		
HFC-C-124	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																		
HFC-C-237fa	6.6	6.6	6.3	3.8	5.9	—	—	6.2																																																																																																																																																																		
HFC-C-2361a	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																		
HFC-C_B1 end A	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																		
HF-C-2.3	12.9	12	12.6	12	12.7	—	—	12																																																																																																																																																																		
HF-C-1.9.8	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																		
4.1.0	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																		
CFx.1	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																		
FC-C-1.3.1.1	—	—	3.0	—	—	—	—	3.0																																																																																																																																																																		
FC-C-3-1-8	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																		
LG-5.4.1	25.4	—	—	—	29.1	—	—	29.1																																																																																																																																																																		
LG-5.5	37.8	—	—	28	—	—	—	32.3																																																																																																																																																																		
LG-0.01	43.3	—	38	—	—	—	—	37.5																																																																																																																																																																		
LG-1.0.0	33.6	30	—	30	—	—	—	33.6																																																																																																																																																																		
HF-C-12.0.1	14	3.1	3.9	2.9	3.0	3.5	—	3.2																																																																																																																																																																		

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料7 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>添付資料7</p> <p>二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）</p> <p>1. 設備概要及び系統構成 火災時に煙の充満により消火が困難となるディーゼル発電機室には、二酸化炭素消火設備を設置する。</p> <p>二酸化炭素消火設備を図1に示す。 なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計については、添付資料2に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火剤</td><td>二酸化炭素</td></tr> <tr> <td>消火原理</td><td>窒息消火</td></tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td><td>設備に対して無害</td></tr> <tr> <td>適用規格</td><td>消防法その他関係法令</td></tr> <tr> <td>火災感知</td><td>火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）</td></tr> <tr> <td>放出方式</td><td>自動（現場での手動起動も可能な設計とする）</td></tr> <tr> <td>消火方式</td><td>全域放出方式</td></tr> <tr> <td>電源</td><td>非常用電源として、蓄電池を設置</td></tr> <tr> <td>破損、振動作業による影響</td><td>不活性である二酸化炭素は、電気設備及び機械設備に影響を与えない。</td></tr> </tbody> </table>	項目	仕様	消火剤	二酸化炭素	消火原理	窒息消火	消火剤の特徴	設備に対して無害	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）	放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）	消火方式	全域放出方式	電源	非常用電源として、蓄電池を設置	破損、振動作業による影響	不活性である二酸化炭素は、電気設備及び機械設備に影響を与えない。	<p>添付資料7</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉における 二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室用）について</p> <p>1. 設備概要及び系統構成 火災発生時に煙の充満により消火が困難となる非常用ディーゼル発電機室・非常用ディーゼル発電機燃料ディタンク室には、二酸化炭素消火設備を設置する。 二酸化炭素消火設備の仕様の概要を第1表に、系統概略を第1図に示す。 なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計については、添付資料3に示す。</p> <p>第1表：二酸化炭素消火設備の仕様の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火剤</td><td>二酸化炭素</td></tr> <tr> <td>消火原理</td><td>窒息消火</td></tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td><td>設備に対して無害</td></tr> <tr> <td>適用規格</td><td>消防法その他関係法令</td></tr> <tr> <td>火災感知</td><td>火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）</td></tr> <tr> <td>放出方式</td><td>自動（現場での手動起動も可能な設計とする）</td></tr> <tr> <td>消火方式</td><td>全域放出方式</td></tr> <tr> <td>電源</td><td>非常用電源として、蓄電池を設置</td></tr> </tbody> </table> <p>柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載</p>	項目	仕様	消火剤	二酸化炭素	消火原理	窒息消火	消火剤の特徴	設備に対して無害	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）	放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）	消火方式	全域放出方式	電源	非常用電源として、蓄電池を設置	<p>添付資料7</p> <p>泊発電所3号炉における 全域ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）について</p> <p>1. 設備構成及び系統構成 火災発生時に煙の充満により消火活動が困難となる可能性のあるディーゼル発電機室及び燃料油サービスタンク室、固体廃棄物貯蔵庫には、固定式消火設備として、全域ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）を設置する。 二酸化炭素消火設備の仕様を第1表に、概要を第1図に示す。 なお、二酸化炭素消火設備の耐震設計は、添付資料3に示す。</p> <p>第1表：二酸化炭素消火設備の仕様の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>仕様</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火剤</td><td>二酸化炭素</td></tr> <tr> <td>消火原理</td><td>窒息消火</td></tr> <tr> <td>消火剤の特徴</td><td>設備に対して無害</td></tr> <tr> <td>適用規格</td><td>消防法その他関係法令</td></tr> <tr> <td>火災感知</td><td>火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）</td></tr> <tr> <td>放出方式</td><td>自動（現場での手動起動も可能な設計とする）</td></tr> <tr> <td>消火方式</td><td>全域放出方式</td></tr> <tr> <td>電源</td><td>蓄電池を設置</td></tr> </tbody> </table>	項目	仕様	消火剤	二酸化炭素	消火原理	窒息消火	消火剤の特徴	設備に対して無害	適用規格	消防法その他関係法令	火災感知	火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）	放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）	消火方式	全域放出方式	電源	蓄電池を設置	<p>【女川】 ■設計の相違 泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違 ■記載方針の相違 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</p>
項目	仕様																																																										
消火剤	二酸化炭素																																																										
消火原理	窒息消火																																																										
消火剤の特徴	設備に対して無害																																																										
適用規格	消防法その他関係法令																																																										
火災感知	火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）																																																										
放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）																																																										
消火方式	全域放出方式																																																										
電源	非常用電源として、蓄電池を設置																																																										
破損、振動作業による影響	不活性である二酸化炭素は、電気設備及び機械設備に影響を与えない。																																																										
項目	仕様																																																										
消火剤	二酸化炭素																																																										
消火原理	窒息消火																																																										
消火剤の特徴	設備に対して無害																																																										
適用規格	消防法その他関係法令																																																										
火災感知	火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）																																																										
放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）																																																										
消火方式	全域放出方式																																																										
電源	非常用電源として、蓄電池を設置																																																										
項目	仕様																																																										
消火剤	二酸化炭素																																																										
消火原理	窒息消火																																																										
消火剤の特徴	設備に対して無害																																																										
適用規格	消防法その他関係法令																																																										
火災感知	火災感知器（複数の感知器のうち2系統の動作信号）																																																										
放出方式	自動（現場での手動起動も可能な設計とする）																																																										
消火方式	全域放出方式																																																										
電源	蓄電池を設置																																																										

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料7 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備 (二酸化炭素消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違 泊は、煙感知器及び熱感知器が火災感知した場合に、自動起動する設計としており、これは柏崎6号炉及び7号炉と同様な設計である。</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違 泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</li> </ul>
図1 二酸化炭素消火設備 概要図	第1図 二酸化炭素自動消火設備 概要図	第1図：二酸化炭素消火設備の作動概要	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載表現の相違</li> </ul> <p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載方針の相違 記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</li> </ul>

## 2. 二酸化炭素消火設備の動作回路

火災発生時における二酸化炭素消火設備動作時までの信号の流れを図2に示す。

通常時は自動待機状態としており、複数の感知器が作動した場合は、自動起動する。起動条件としては、「二酸化炭素消火設備専用感知器」が火災を感知した場合に、二酸化炭素自動消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。

また、現地（室外）での手動操作による消火設備の起動（ガス噴出）も可能な設計としており、人による火災発見時においても、早期消火が対応可能な設計とする。

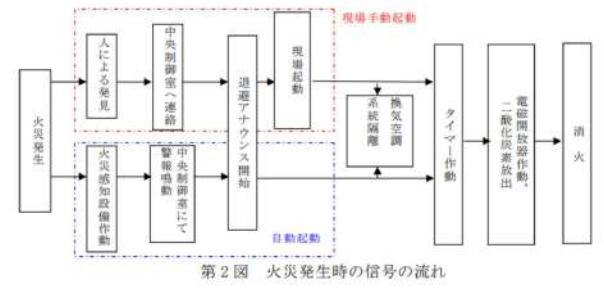
## 2. 二酸化炭素消火設備の作動回路

## 2.1 作動回路の概要

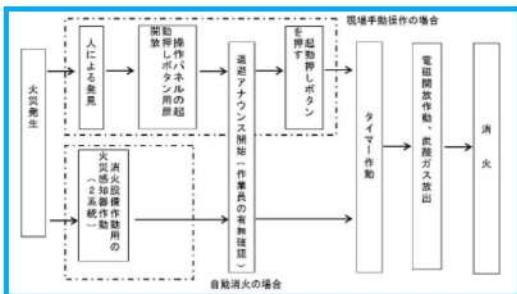
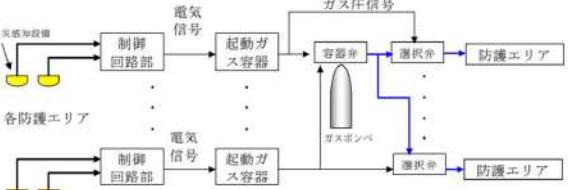
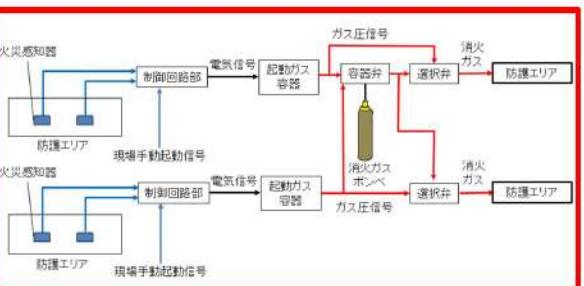
火災発生時における二酸化炭素消火設備作動時までの信号の流れを第2図に示す。

通常時は自動待機状態としており、複数の感知器が作動した場合は自動起動する。起動条件としては、「煙感知器」及び「熱感知器」が火災感知した場合に、二酸化炭素消火設備が自動起動する設計とし、誤動作防止を図っている。

また、現地（室外）での手動操作による消火設備の起動（ガス噴出）も可能な設計としており、運転員が火災の発生を確認した場合には、早期消火が対応可能な設計とする。



## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料7 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備(二酸化炭素消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2 火災時の信号の流れ</p>	<p><b>2.2 二酸化炭素消火設備の系統構成</b></p> <p>防護エリアに設置する火災感知器からの信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、二酸化炭素が放出される。</p> <p>二酸化炭素消火設備の系統構成を第3図に示す。</p>	<p><b>2.2 全域ガス消火設備(二酸化炭素消火設備)の系統構成</b></p> <p>複数の部屋に設置する火災感知器、現場からの起動信号をそれぞれの制御回路部が受信した後、制御回路部から起動ガス容器ユニットに対して放出電気信号を発信する。</p> <p>起動ガス容器ユニットでは、放出電気信号を機械的なガス圧信号に変換し、ガス圧信号で機械的に作動する容器弁及び選択弁に放出信号を発信して、消火ガスが放出される。</p> <p>系統構成を第3図に示す。</p>  <p>第3図 二酸化炭素消火設備の系統構成</p>	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊は全域ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置する。</li> <li>記載内容については、柏崎6号炉及び7号炉の記載内容と同様な記載とする。</li> </ul>  <p>第3図：二酸化炭素消火設備の系統構成</p>

柏崎6号炉及び7号炉 設置許可より参考掲載

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料7 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備（二酸化炭素消火設備）について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料9 ディーゼル発電機の二酸化炭素消火設備の動作</p> <p>1. はじめに ディーゼル発電機（以下「DG」と称す。）の二酸化炭素消火設備（以下「CO<sub>2</sub>消火設備」と称す。）は、<b>作業者</b>が入室中に動作しない運用であることを以下に示す。</p> <p>2. DGのCO<sub>2</sub>消火設備の動作について DG室は、入室時の管理を徹底することや、<b>作業者の入室</b>時には、D/G室入口ロックスイッチを「定位」→「入口ロック」操作することにより、入室時には自動でのCO<sub>2</sub>放出はしない。 火災検出後は、DG室内の<b>作業者</b>を退避させ、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」→「定位」操作とすることで、40秒後にCO<sub>2</sub>が放出される。 なお、CO<sub>2</sub>消火設備の動作は、消防法に基づき、音響警報後の放出までに20秒以上の遅延装置を設置することが要求されている。</p> <p>(1) DG室の入退室管理を徹底 DG室には、無断で入室しないように以下のとおり管理されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DG室の入口扉に「CO<sub>2</sub>消火設備のガス放出する前にサイレンが吹鳴する。窒息の危険があるので、ただちに室外に退避すること」と表示しており、誤って入室しない様、注意表示されている。（写真①）</li> <li>・DG室入退室時は、中央制御室に連絡するよう、DG室入口に表示されている。（写真②）</li> <li>・DG室に入室するためにDG室入口のD/G室入口ロックスイッチを「定位」より「入口ロック」へ切替える。（写真④）</li> <li>・「入口ロック」位置にすることで、DG室入口ロック盤の「D/G室CO<sub>2</sub>ロック中」が表示（写真④）及び中央制御室自動火災報知機受信盤の警報（写真⑤）が発信される。</li> </ul> <p>(2) DG室に作業者が入室している場合 DG室に入室時は、D/G室入口ロックスイッチを「入口ロック」位置にすることで、CO<sub>2</sub>消火設備は動作しない。（写真④）</p>		<p>3. ディーゼル発電機の二酸化炭素消火設備の動作</p> <p>3.1 はじめに ディーゼル発電機（以下「DG」と称す。）の二酸化炭素消火設備（以下「CO<sub>2</sub>消火設備」と称す。）は、所員等が入室中に動作しない運用であることを以下に示す。 なお、ディーゼル発電機室（以下「DG室」と称す。）以外の箇所についても、同様な運用とする。</p> <p>3.2 DGのCO<sub>2</sub>消火設備の動作について DG室は、入室時の管理を徹底することや、所員等の入室時には、放出ロック盤の切替スイッチを「定位」→「入室ロック」操作することにより、入室時には自動でのCO<sub>2</sub>放出はしない。 火災検出後は、DG室内的所員等を退避させ、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」→「定位」操作とすることで、40秒後にCO<sub>2</sub>が放出される。 なお、CO<sub>2</sub>消火設備の動作は、消防法に基づき、音響警報後の放出までに20秒以上の遅延装置を設置することが要求されている。</p> <p>(1) DG室の入退室管理を徹底 DG室には、無断で入室しないように以下のとおり管理されている。</p> <p>a. 通常、DG室は入口扉にて施錠管理されており、中央制御室に保管されているDG室入口扉及びCO<sub>2</sub>ロック用の鍵を借用し入室する。</p> <p>b. DG室入室時は、切替スイッチを「定位」→「入室ロック」にする際は、中央制御室に連絡するよう、放出ロック盤に表示されている（写真①）。</p> <p>c. DG室に入室する旨を中央制御室に連絡し、DG室入口の放出ロック盤の切替スイッチを「定位」より「入室ロック」へ切替える（写真②）。</p> <p>d. 「入室ロック」位置にすることで、放出ロック盤の「CO<sub>2</sub>ロック中」が表示（写真③）及び中央制御室の総合操作盤に「D/G CO<sub>2</sub>ロック中」の警報（写真④）が発信される。</p> <p>(2) DG室に所員等が入室している場合 DG室に入室時は、放出ロック盤の切替スイッチを「入室ロック」位置にすることで、CO<sub>2</sub>消火設備は動作しない（写真②）。</p>	<p>【女川】 ■記載方針の相違</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違</p> <p>【大飯】 ■設備名称及び記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ■設備名称及び記載表現の相違</p>

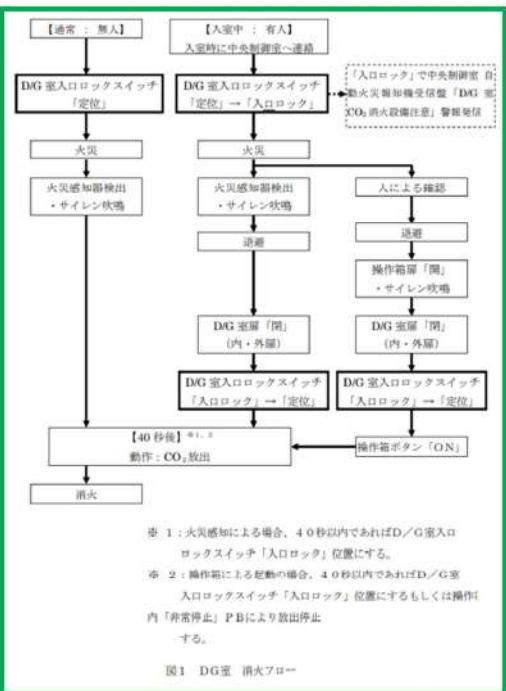
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料7 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備(二酸化炭素消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火災が発生した場合、人が火災の状況を確認し、消火器による初期消火、又は、CO<sub>2</sub>消火設備を動作させて消火を行う。この場合、以下のとおりDG室内の作業者を退避させて、CO<sub>2</sub>消火を行う運用とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災感知器が火災を感知する場合（サイレンが吹鳴する時）は、DG室の入口扉に「CO<sub>2</sub>消火設備のガス放出する前にサイレンが吹鳴する」と表示しているので入室することはない。（写真①）</li> <li>DG室に入室していない場合（「定位」無人）と入室している場合（「入室ロック」有人）の消火フローを図1に示す。</li> </ul>  <p>【大飯】 ■記載方針の相違</p> <p>火災が発生した場合、人が火災の状況を確認し、消火器による初期消火、又は、CO<sub>2</sub>消火設備を作動させて消火を行う。この場合、以下のとおりDG室の入口扉に「CO<sub>2</sub>消火設備のガス放出する前にサイレンが吹鳴する」と表示しているので入室することはない。（写真①）</p> <p>DG室に入室していない場合（「定位」無人）と入室している場合（「入室ロック」有人）の消火フローを図1に示す。</p> <p>【大飯】 ■設備名称及び記載表現の相違</p> <p>火災が発生した場合、人が火災の状況を確認し、消火器による初期消火、又は、CO<sub>2</sub>消火設備を作動させて消火を行う。この場合、以下のとおりDG室の入口扉に「CO<sub>2</sub>消火設備のガス放出する前にサイレンが吹鳴する」と表示しているので入室することはない。（写真①）</p> <p>DG室に入室していない場合（「定位」無人）と入室している場合（「入室ロック」有人）の消火フローを図1に示す。</p> <p>【大飯】 ■設備名称及び記載表現の相違</p>			

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料7 泊発電所3号炉における全域ガス消火設備(二酸化炭素消火設備)について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>写真⑤ 中央制御室 自動火災報知器受信盤</p>  <p>図1 DG室 消火フロー</p>		 <p>写真④ 中央制御室 総合操作盤</p> <p>D/G CO2ロック中 警報表示</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設備名称及び記載表現の相違</li> <li>【女川】</li> <li>■ 記載方針の相違</li> </ul>

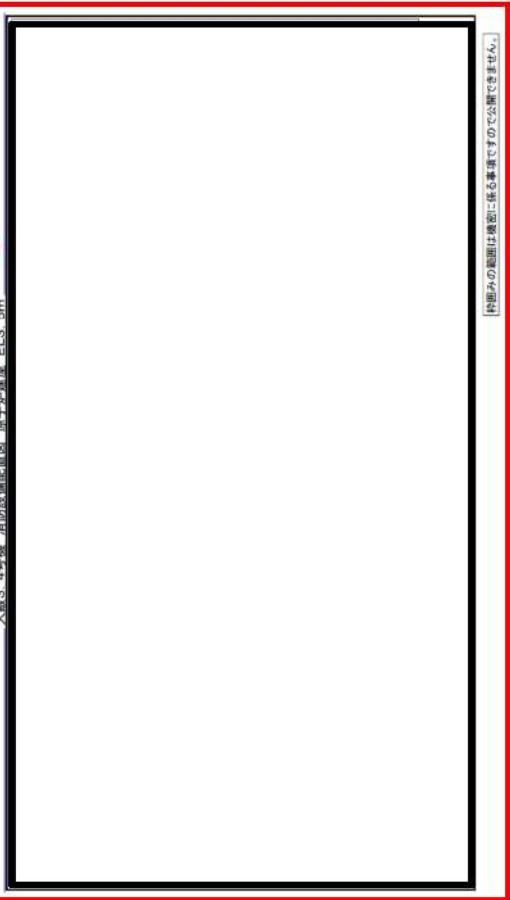
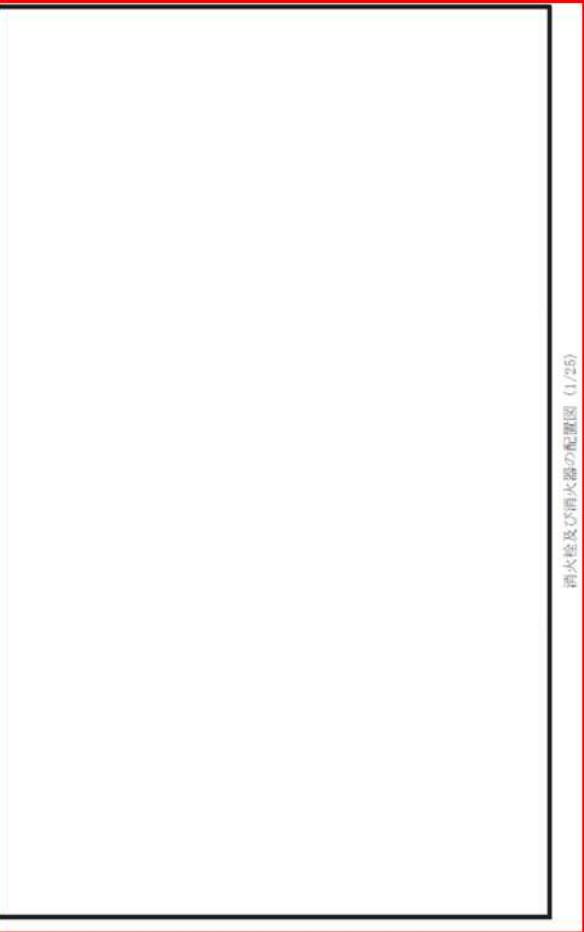
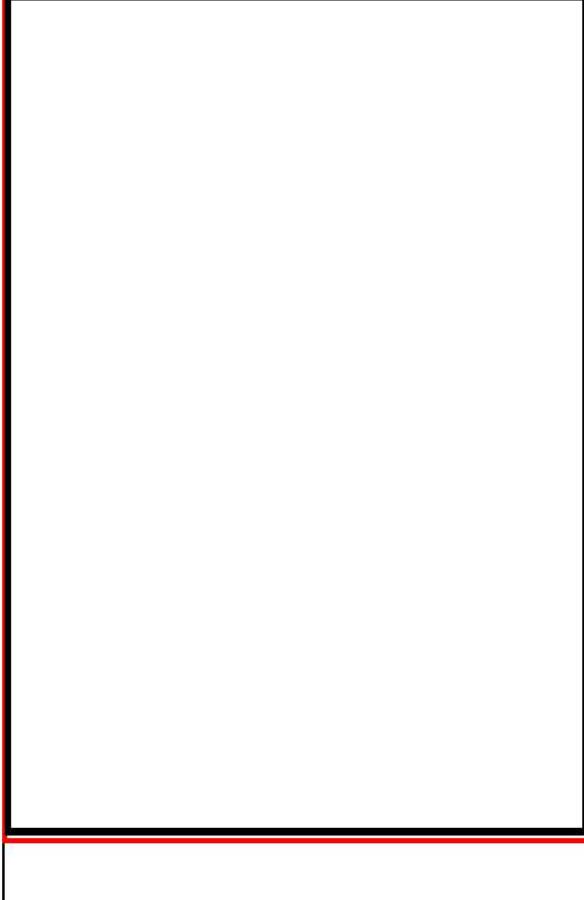
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料8 泊発電所3号炉における消火設備の必要容量について)

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																											
別紙4	添付資料7	添付資料8																																																															
<p>【抜粋】比較のため8条別1-資6-添6-6から貼り付け】</p> <p>局所ハロン消火設備の消火薬剤量について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防護対象</th><th>必要消火剂量</th><th>ポンベ本数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=7.15m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.39</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=30.30kg</math></td><td>計算結果より 1本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td><td>防護空間体積 <math>V=89.72m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.39</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=380.19kg</math></td><td>計算結果より 10本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=32.47m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.38</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=137.19kg</math></td><td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>電動補助給水泵ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=38.07m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.43</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=163.23kg</math></td><td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>充てんポンプ</td><td>(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 <math>V=2.98m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.00</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=11.18kg</math> (2)ポンプモーター部 防護空間体積 <math>V=52.86m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.34</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=220.70kg</math> 総 <math>Gas=(1)+(2)=231.88kg</math></td><td>計算結果より 6本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=44.12m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.38</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=186.41kg</math></td><td>計算結果より 5本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=60.11m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.34</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=250.96kg</math></td><td>計算結果より 7本 (40L/40kg)</td></tr> <tr> <td>原子炉捕獲冷却水ポンプ</td><td>防護空間体積 <math>V=33.59m^3</math> 消火剤係数 <math>Q=3.49</math> 必要ハロン量 <math>Gas=V\times Q\times 1.25=146.54kg</math></td><td>計算結果より 4本 (40L/40kg)</td></tr> </tbody> </table>	防護対象	必要消火剂量	ポンベ本数	ほう酸ポンプ	防護空間体積 $V=7.15m^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=30.30kg$	計算結果より 1本 (40L/40kg)	制御用空気圧縮機	防護空間体積 $V=89.72m^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=380.19kg$	計算結果より 10本 (40L/40kg)	タービン動補助給水ポンプ	防護空間体積 $V=32.47m^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=137.19kg$	計算結果より 4本 (40L/40kg)	電動補助給水泵ポンプ	防護空間体積 $V=38.07m^3$ 消火剤係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=163.23kg$	計算結果より 5本 (40L/40kg)	充てんポンプ	(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98m^3$ 消火剤係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=11.18kg$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.86m^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=220.70kg$ 総 $Gas=(1)+(2)=231.88kg$	計算結果より 6本 (40L/40kg)	余熱除去ポンプ	防護空間体積 $V=44.12m^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=186.41kg$	計算結果より 5本 (40L/40kg)	高圧注入ポンプ	防護空間体積 $V=60.11m^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=250.96kg$	計算結果より 7本 (40L/40kg)	原子炉捕獲冷却水ポンプ	防護空間体積 $V=33.59m^3$ 消火剤係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=146.54kg$	計算結果より 4本 (40L/40kg)	<p>女川原子力発電所 2号炉における 消火設備の必要容量について</p> <p>第1表：消火設備の必要容量について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火対象</th><th>消火剤種類</th><th>消火剤必要量</th><th>消火剤必要量算出式</th><th>消防法施行規則準拠条項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)</td><td>ハロン 1301</td><td>対象箇所の体積に応じて設置</td><td>火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m<sup>3</sup></td><td>第二十条</td></tr> <tr> <td>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(局所)</td><td>ハロン 1301</td><td>対象箇所の体積に応じて設置</td><td>単位体積あたりの消火剤量×防護空間の容積× 1.25</td><td>第二十条</td></tr> <tr> <td></td><td>FK-5-1-12</td><td>対象箇所の体積に応じて設置</td><td>対象機器の空間体積× 0.84kg/m<sup>3</sup>以上 1.46kg/m<sup>3</sup> 以下に開口補償を見込む</td><td>第二十条</td></tr> </tbody> </table>	消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)	ハロン 1301	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m <sup>3</sup>	第二十条	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(局所)	ハロン 1301	対象箇所の体積に応じて設置	単位体積あたりの消火剤量×防護空間の容積× 1.25	第二十条		FK-5-1-12	対象箇所の体積に応じて設置	対象機器の空間体積× 0.84kg/m <sup>3</sup> 以上 1.46kg/m <sup>3</sup> 以下に開口補償を見込む	第二十条	<p>泊発電所3号炉における 消火設備の必要容量について</p> <p>第1表：消火設備の必要容量について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火対象</th><th>消火剤種類</th><th>消火剤必要量</th><th>消火剤必要量算出式</th><th>消防法施行規則準拠条項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)</td><td>ハロン 1301</td><td>対象箇所の体積に応じて設置</td><td>火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m<sup>3</sup></td><td>第二十条</td></tr> <tr> <td></td><td>二酸化炭素</td><td>対象箇所の体積に応じて設置</td><td>火災区画(部屋)の体積× 0.75kg/m<sup>3</sup> 0.8kg/m<sup>3</sup> 以上</td><td>第十九条</td></tr> </tbody> </table>	消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項	原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)	ハロン 1301	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m <sup>3</sup>	第二十条		二酸化炭素	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積× 0.75kg/m <sup>3</sup> 0.8kg/m <sup>3</sup> 以上	第十九条	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せざる) 【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川・大飯】 ■設計の相違 泊では火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全城ガス消火設備を設置しており、局所ガス消火設備は設置していないため、当該記載がない。 また、泊では全城ガス消火設備として、二酸化炭素消火設備を設置している。</p>
防護対象	必要消火剂量	ポンベ本数																																																															
ほう酸ポンプ	防護空間体積 $V=7.15m^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=30.30kg$	計算結果より 1本 (40L/40kg)																																																															
制御用空気圧縮機	防護空間体積 $V=89.72m^3$ 消火剤係数 $Q=3.39$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=380.19kg$	計算結果より 10本 (40L/40kg)																																																															
タービン動補助給水ポンプ	防護空間体積 $V=32.47m^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=137.19kg$	計算結果より 4本 (40L/40kg)																																																															
電動補助給水泵ポンプ	防護空間体積 $V=38.07m^3$ 消火剤係数 $Q=3.43$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=163.23kg$	計算結果より 5本 (40L/40kg)																																																															
充てんポンプ	(1)モーター端子ボックス部 防護空間体積 $V=2.98m^3$ 消火剤係数 $Q=3.00$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=11.18kg$ (2)ポンプモーター部 防護空間体積 $V=52.86m^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=220.70kg$ 総 $Gas=(1)+(2)=231.88kg$	計算結果より 6本 (40L/40kg)																																																															
余熱除去ポンプ	防護空間体積 $V=44.12m^3$ 消火剤係数 $Q=3.38$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=186.41kg$	計算結果より 5本 (40L/40kg)																																																															
高圧注入ポンプ	防護空間体積 $V=60.11m^3$ 消火剤係数 $Q=3.34$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=250.96kg$	計算結果より 7本 (40L/40kg)																																																															
原子炉捕獲冷却水ポンプ	防護空間体積 $V=33.59m^3$ 消火剤係数 $Q=3.49$ 必要ハロン量 $Gas=V\times Q\times 1.25=146.54kg$	計算結果より 4本 (40L/40kg)																																																															
消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項																																																													
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)	ハロン 1301	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m <sup>3</sup>	第二十条																																																													
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(局所)	ハロン 1301	対象箇所の体積に応じて設置	単位体積あたりの消火剤量×防護空間の容積× 1.25	第二十条																																																													
	FK-5-1-12	対象箇所の体積に応じて設置	対象機器の空間体積× 0.84kg/m <sup>3</sup> 以上 1.46kg/m <sup>3</sup> 以下に開口補償を見込む	第二十条																																																													
消火対象	消火剤種類	消火剤必要量	消火剤必要量算出式	消防法施行規則準拠条項																																																													
原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器等(全域)	ハロン 1301	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積× 0.32kg/m <sup>3</sup>	第二十条																																																													
	二酸化炭素	対象箇所の体積に応じて設置	火災区画(部屋)の体積× 0.75kg/m <sup>3</sup> 0.8kg/m <sup>3</sup> 以上	第十九条																																																													

## 泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

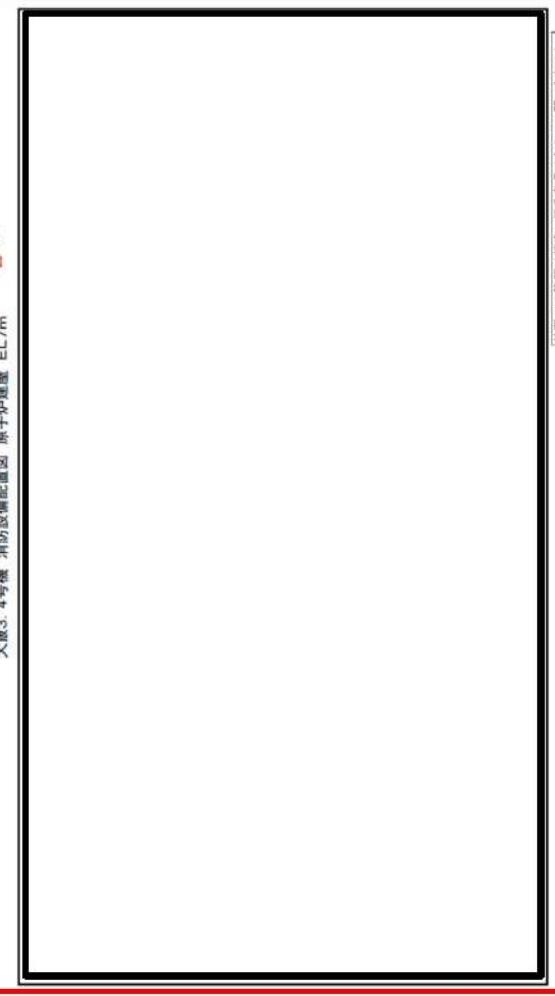
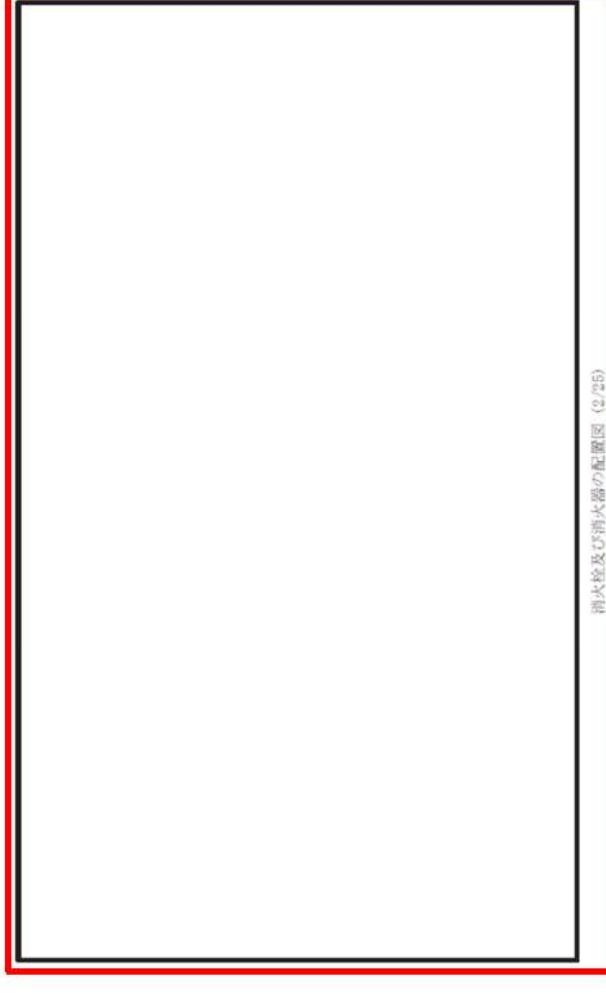
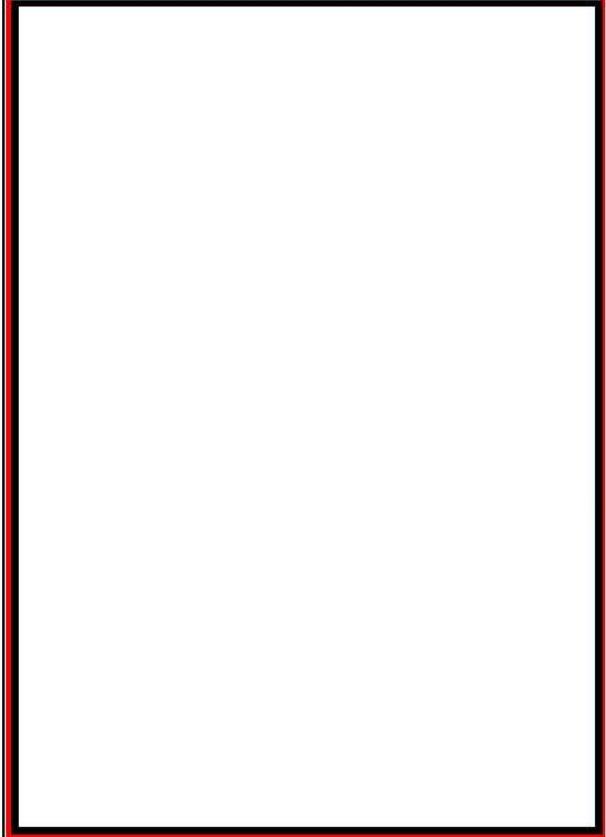
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.7</p> <p>消火栓配置図</p>  <p>大飯3・4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL3.5m ～ A1.4m 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>	<p>添付資料 8</p> <p>女川原子力発電所 2 号炉における 消火栓配置図並びに手動消火の対象となる 低耐震クラス機器リスト</p>  <p>女川原子力発電所 2 号炉における 消火栓配置図並びに手動消火の対象となる 低耐震クラス機器リスト</p> <p>消防栓及び消火器の配置図 (1/25)</p>	<p>添付資料 9</p> <p>泊発電所 3 号炉における 消火栓配置図</p>  <p>泊発電所 3 号炉における 消火栓配置図</p> <p>消防栓及び消火器の配置図 (1/24)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川】 ■設備名称の相違 【女川】 ■設計の相違 泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される 火災区域又は火災区画 に対し、全域ガス消火 設備を設置するため、 当該記載がない。 【女川・大飯】 ■設計の相違 設備及び系統構成の相 違による消火栓及び消 火器配置の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

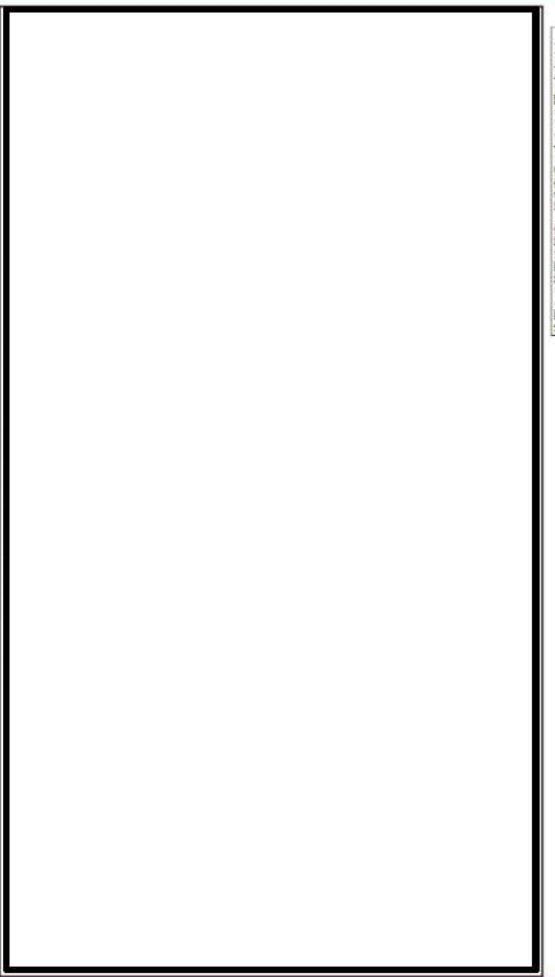
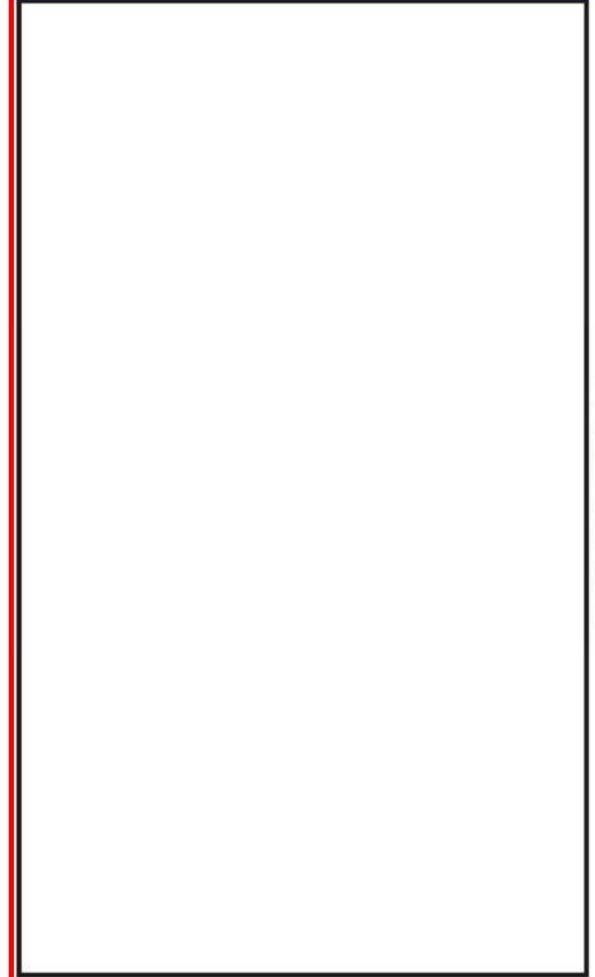
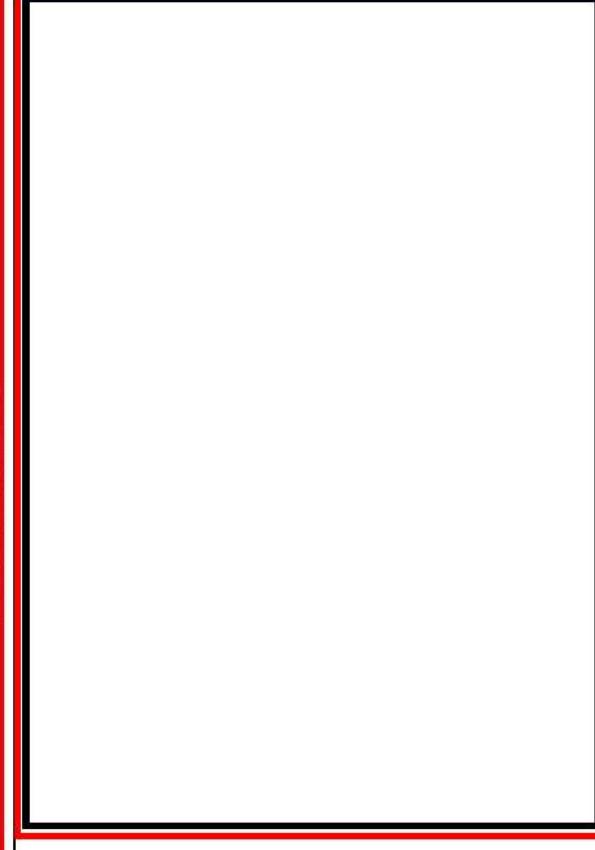
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>大飯3・4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL.7m</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>	 <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。</p>	 <p>泊発電所3号炉</p> <p>枠囲みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違</li> </ul> <p>消火栓及び消防器の配置図 (2/24)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

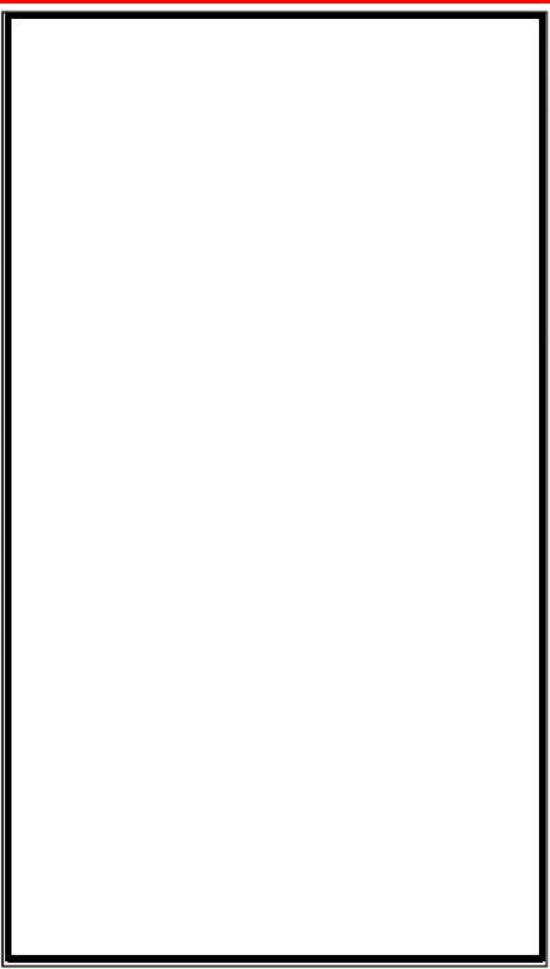
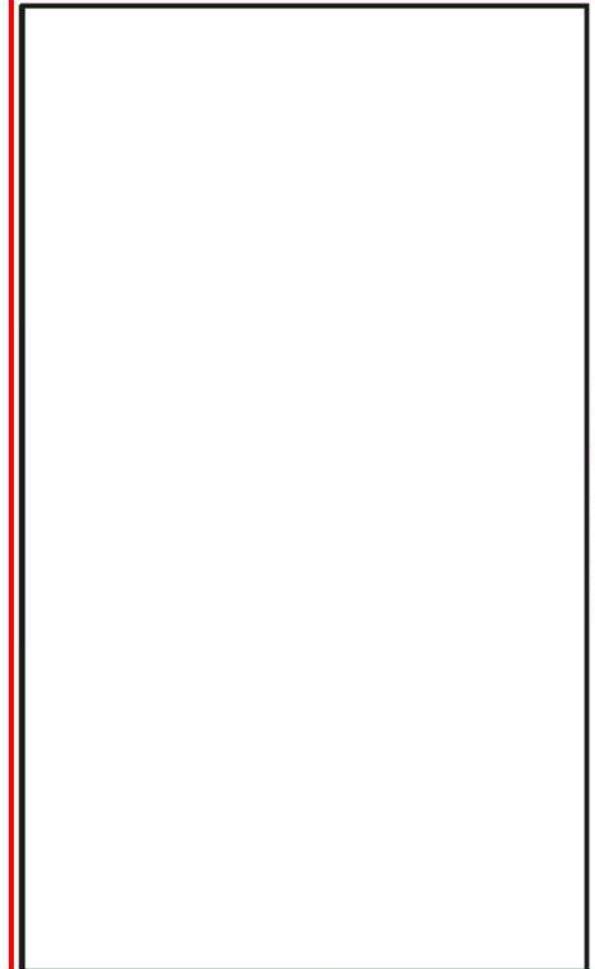
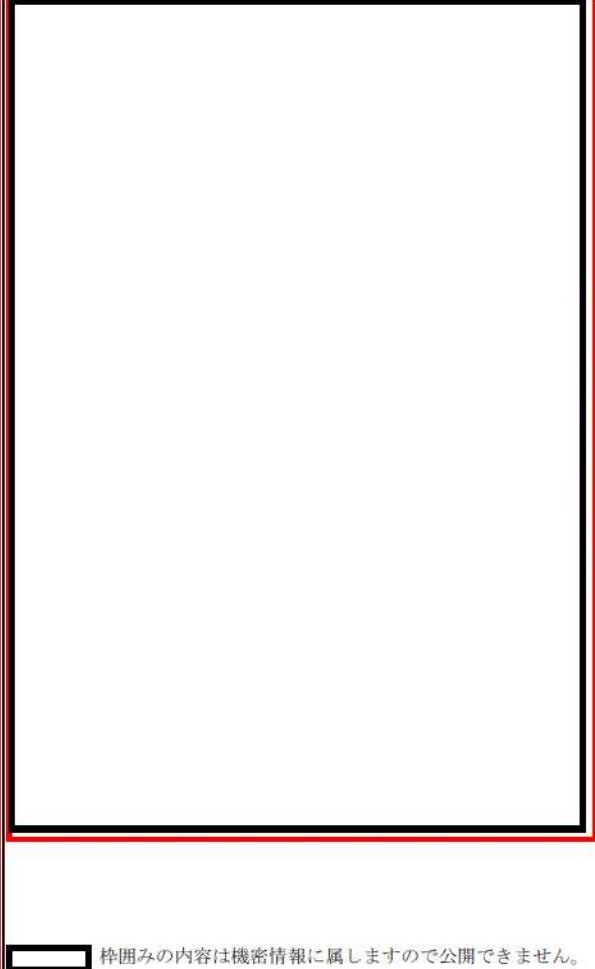
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>大飯3、4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL10m</p> <p>枠囲みの範囲は機密に属する事項ですので公開できません。</p>	 <p>消防栓及び消火器の配置図 (3/25)</p>	 <p>消防栓及び消火器の配置図 (3/24)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

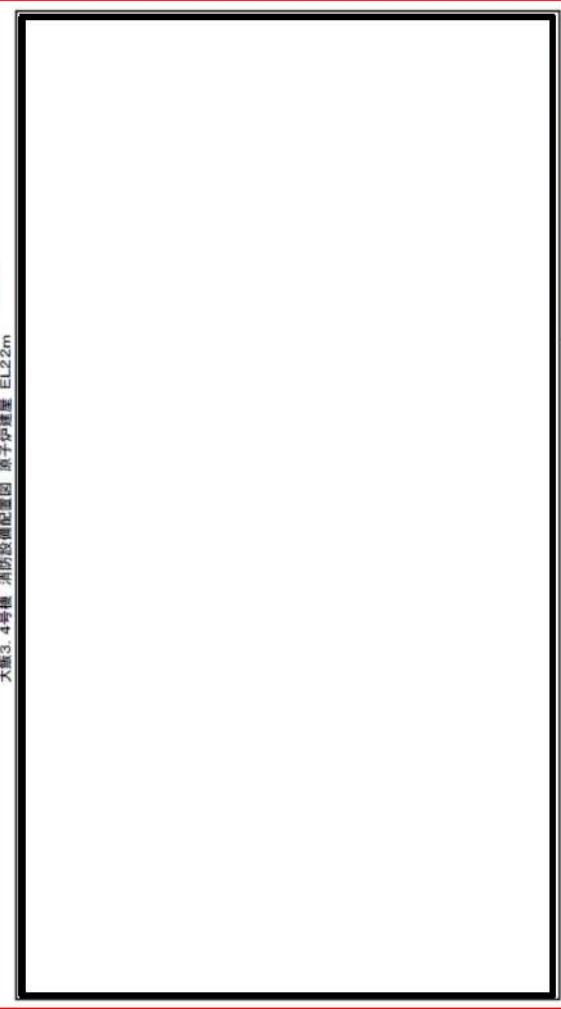
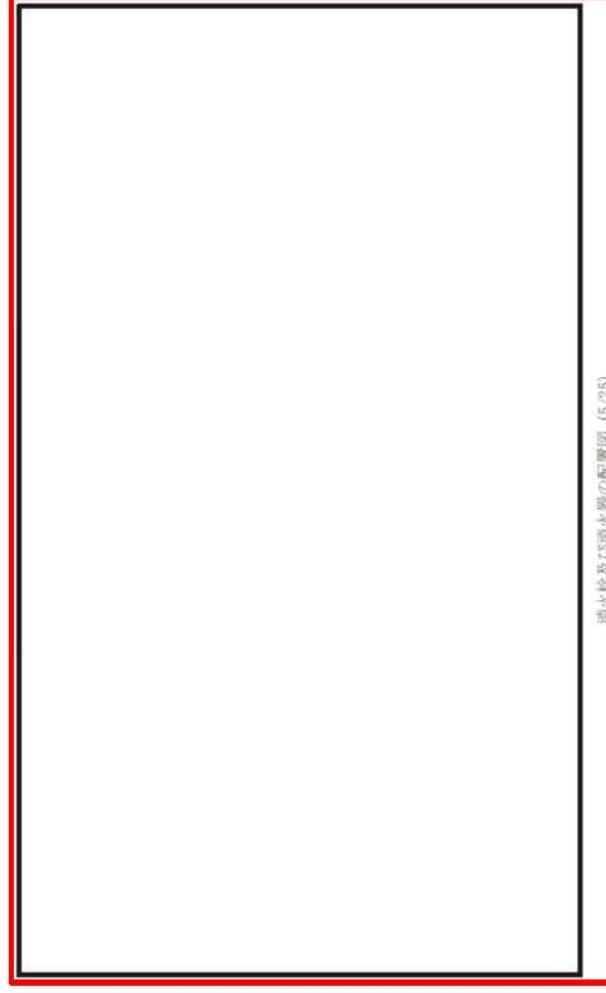
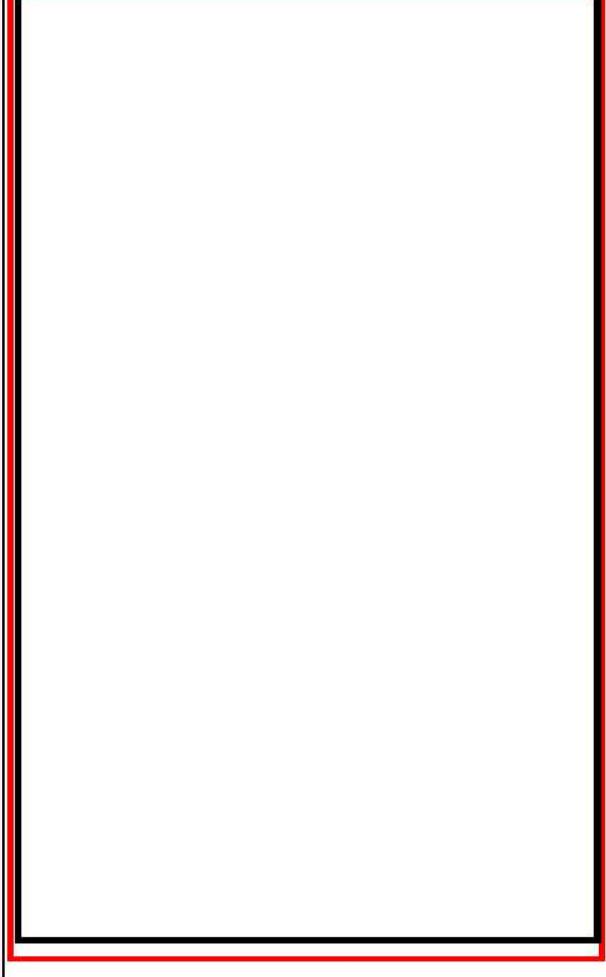
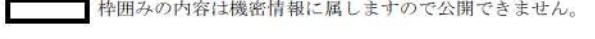
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 大飯3・4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL.17m	 女川原子力発電所2号炉	 泊発電所3号炉	<b>【女川・大飯】</b> <b>■設計の相違</b> 設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違

枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

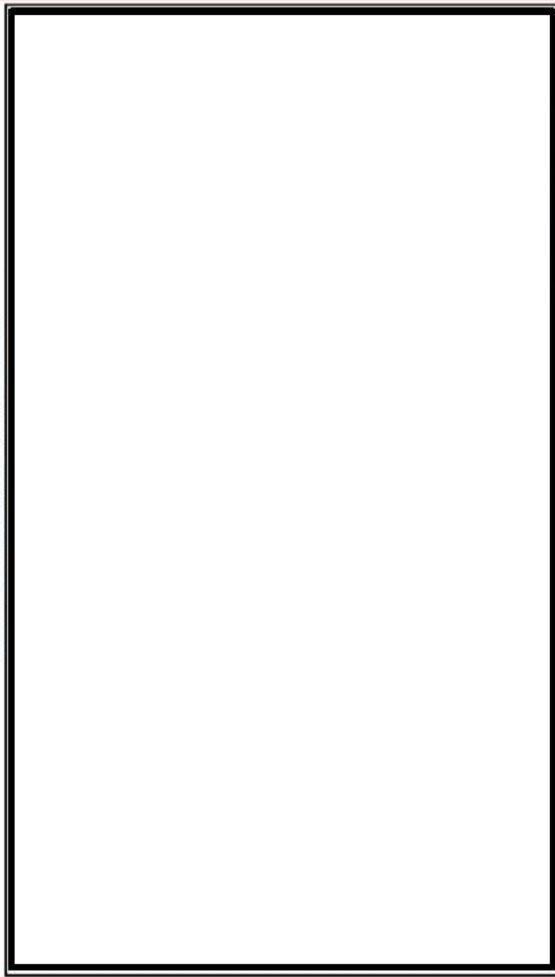
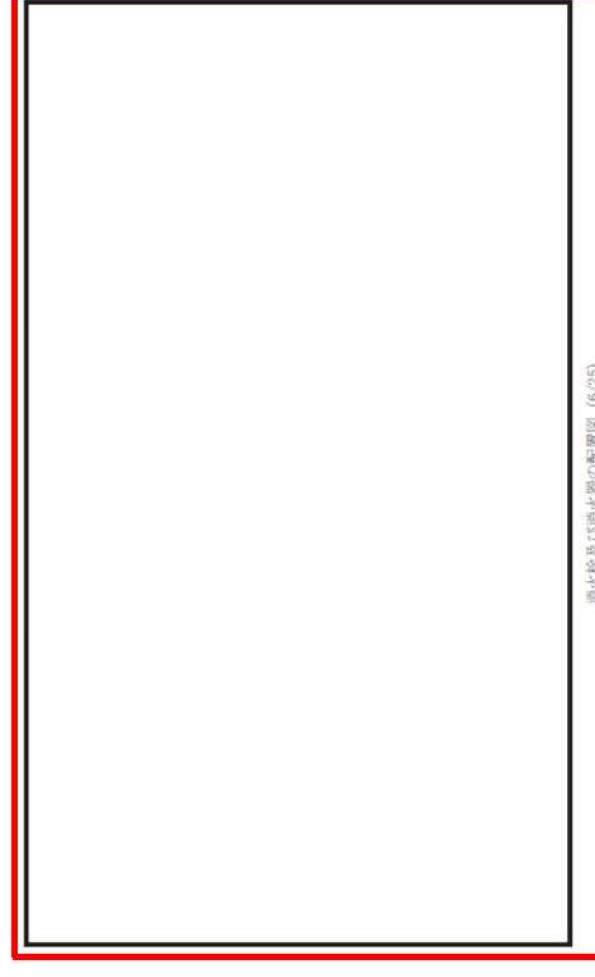
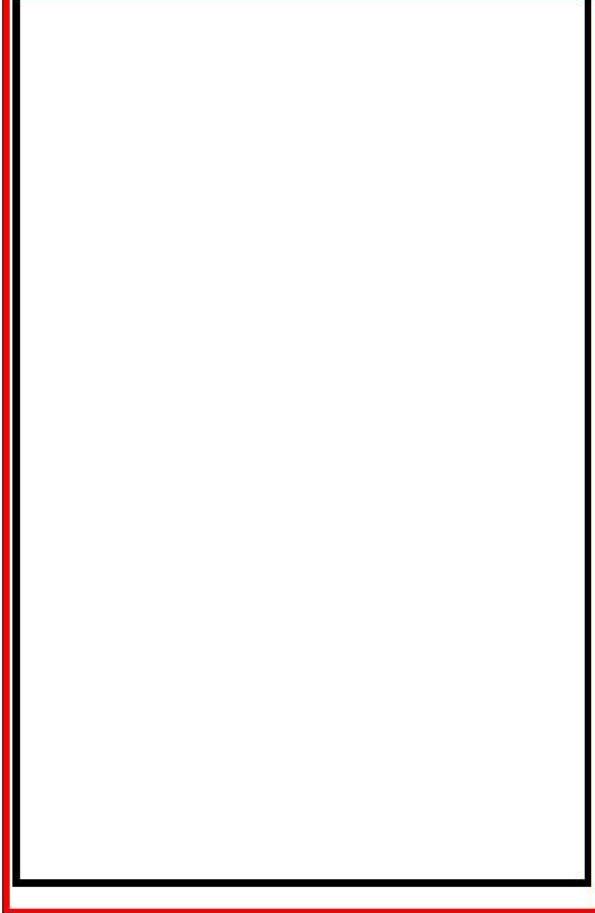
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【女川・大飯】 ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違
大飯3、4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EL22m	女川2号機の消防栓配置図に係る事項でござるので公開できません。	泊3号機の消防栓配置図に係る事項でござるので公開できません。	泊3号機の消防栓及び消防器の配置図 (5/24)
			消防栓及び消防器の配置図 (5/24)

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

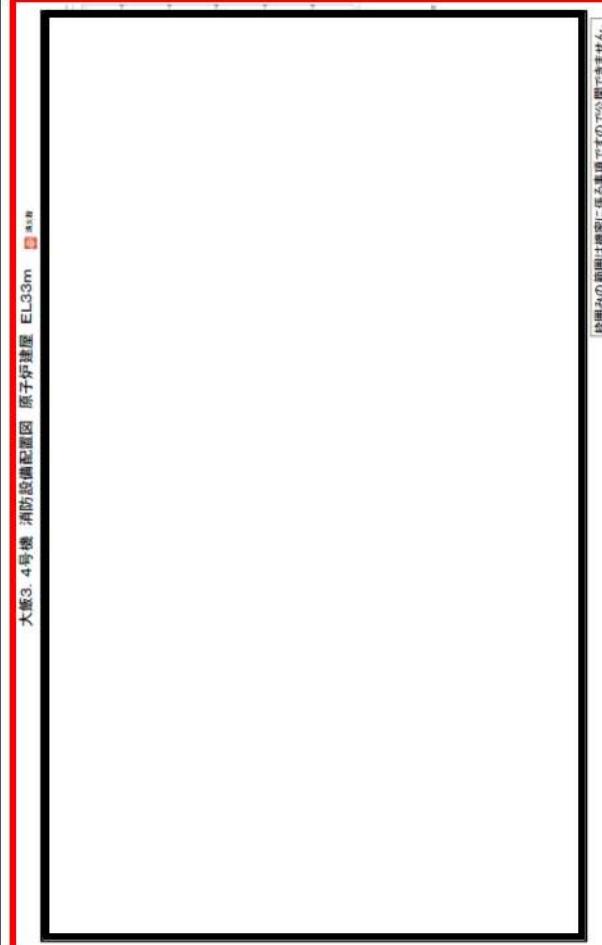
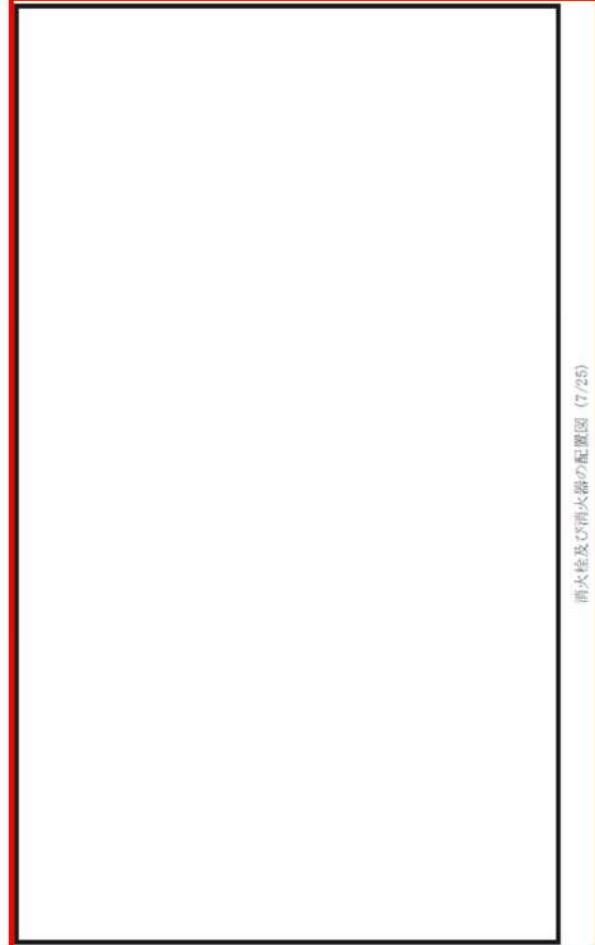
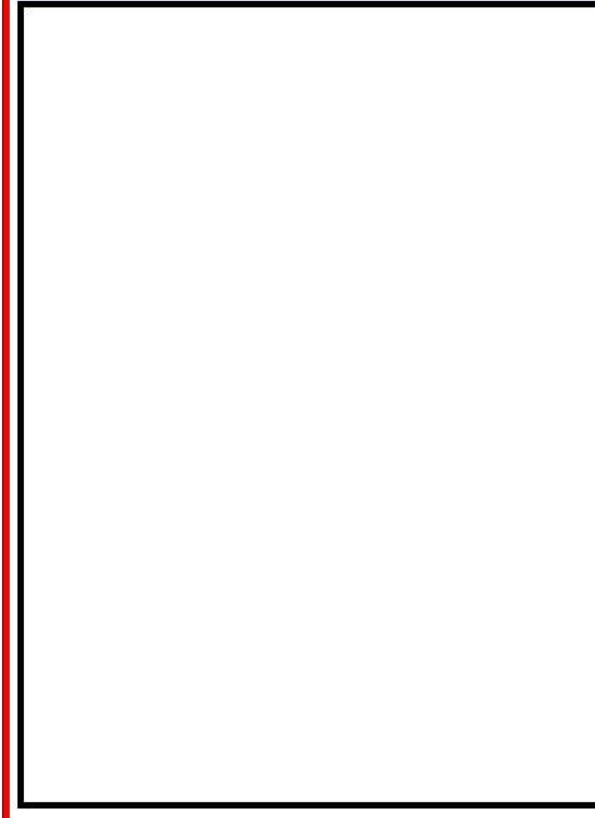
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違</li> </ul>
大飯3、4号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EI2.6m ■ 機密	■ 機密 赤塗りの範囲は機密情報に属しますので公開できません。	■ 機密 赤塗りの範囲は機密情報に属しますので公開できません。	■ 機密 赤塗りの範囲は機密情報に属しますので公開できません。
泊3号機 消防設備配置図 原子炉建屋 EI2.6m ■ 機密	■ 機密 赤塗りの範囲は機密情報に属しますので公開できません。	■ 機密 赤塗りの範囲は機密情報に属しますので公開できません。	■ 機密 赤塗りの範囲は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

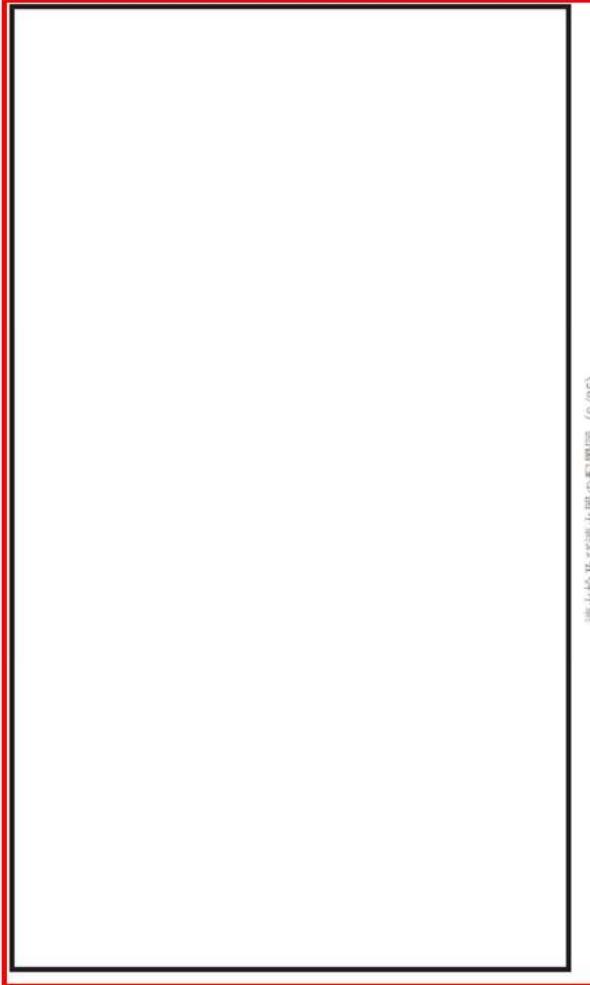
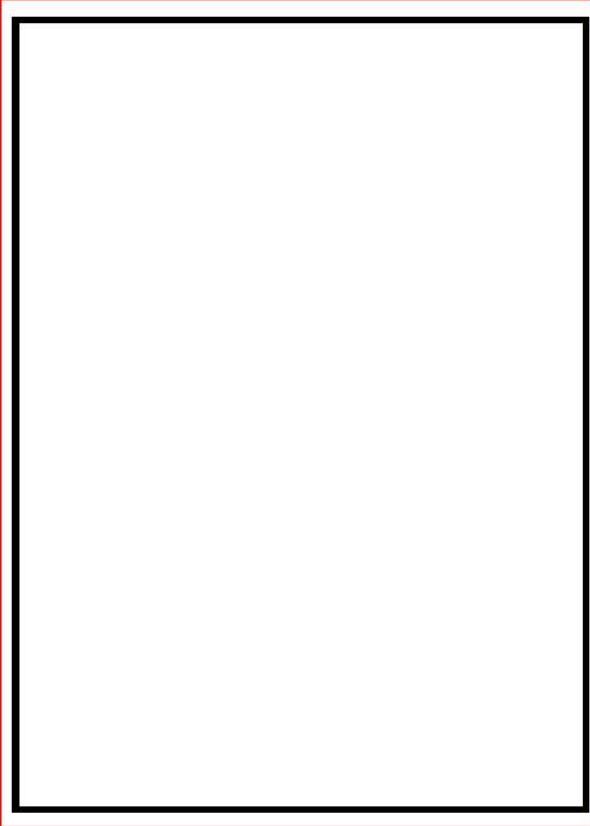
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【女川・大飯】 ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違
大飯3、4号機 消防設備配置図 屋外炉建屋 EL33m ■ aue	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。	消防栓及び消火器の配置図 (7/25)	消防栓及び消火器の配置図 (7/24)	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (8/26)</small>	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (8/24)</small>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

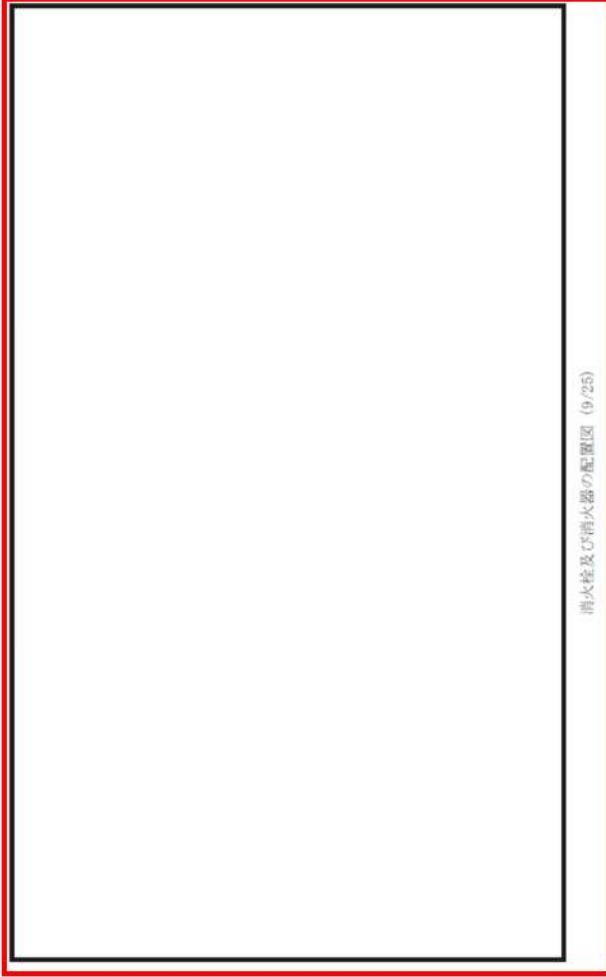
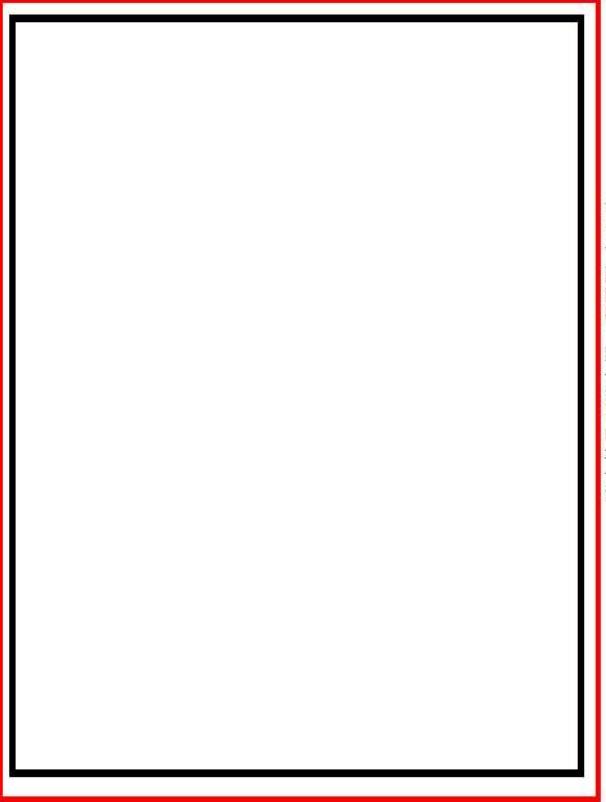


枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消火栓及び消火器の配置図 (9/25)	 消火栓及び消火器の配置図 (9/24)	<b>【女川】</b> ■ 設計の相違 設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

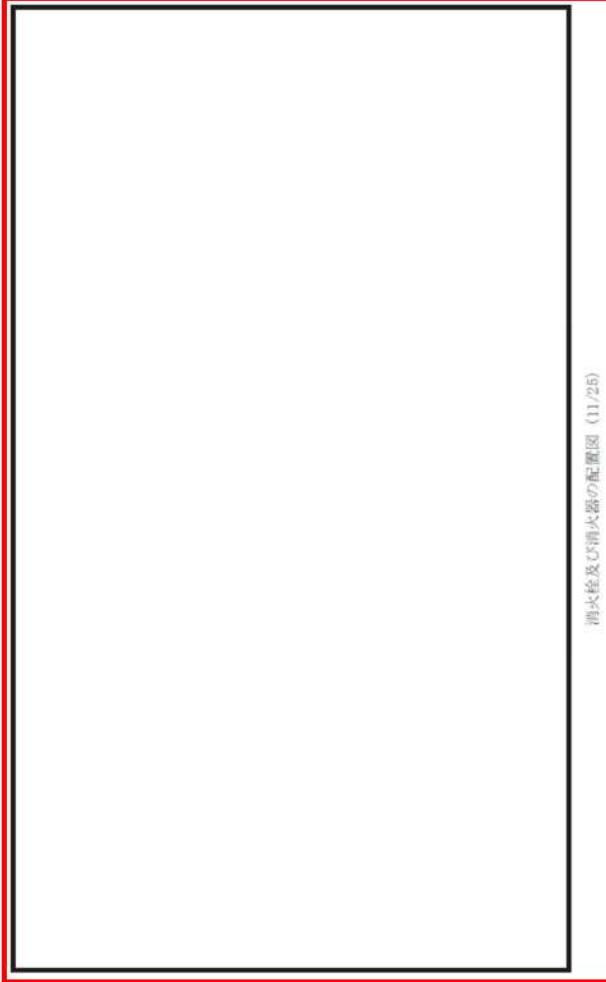
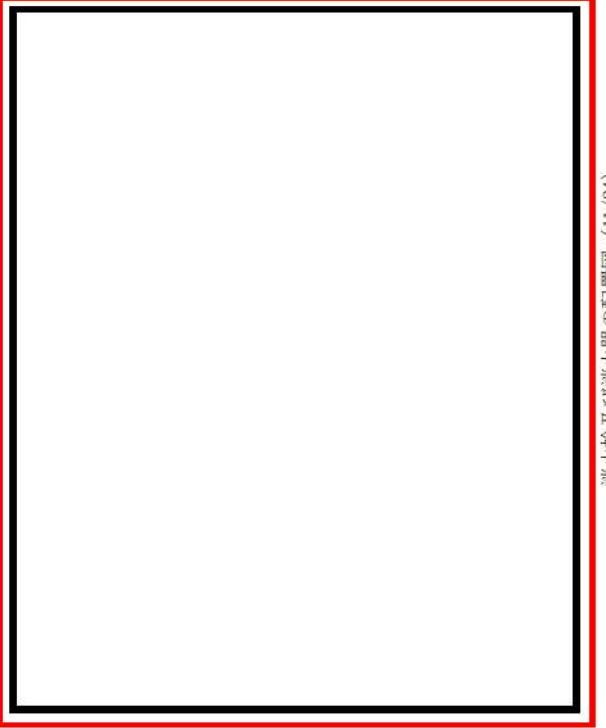
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消防栓及び消火器の配置図 (10/25)	 消防栓及び消火器の配置図 (10/24)	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消防栓及び消火器配の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

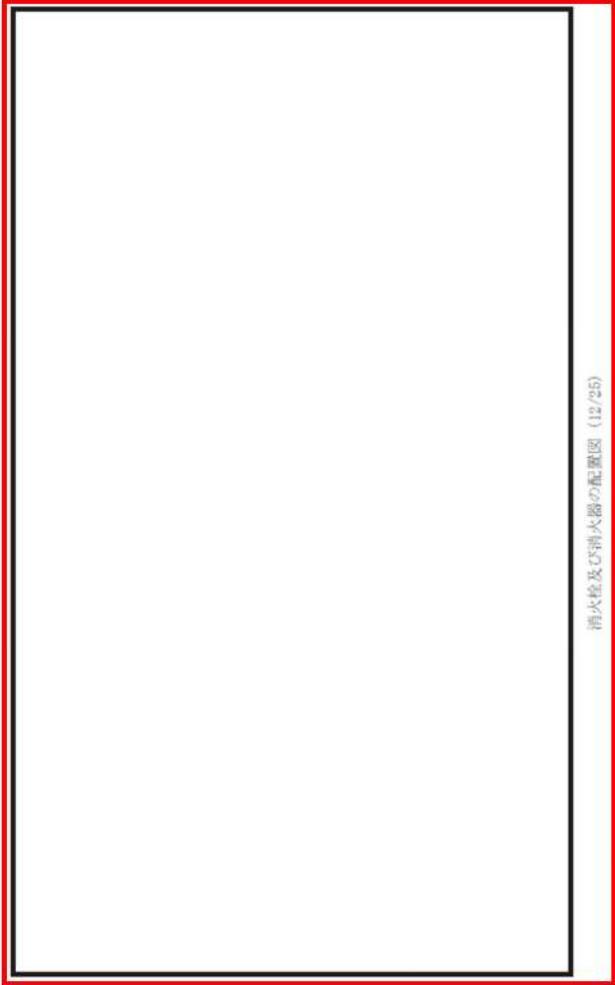
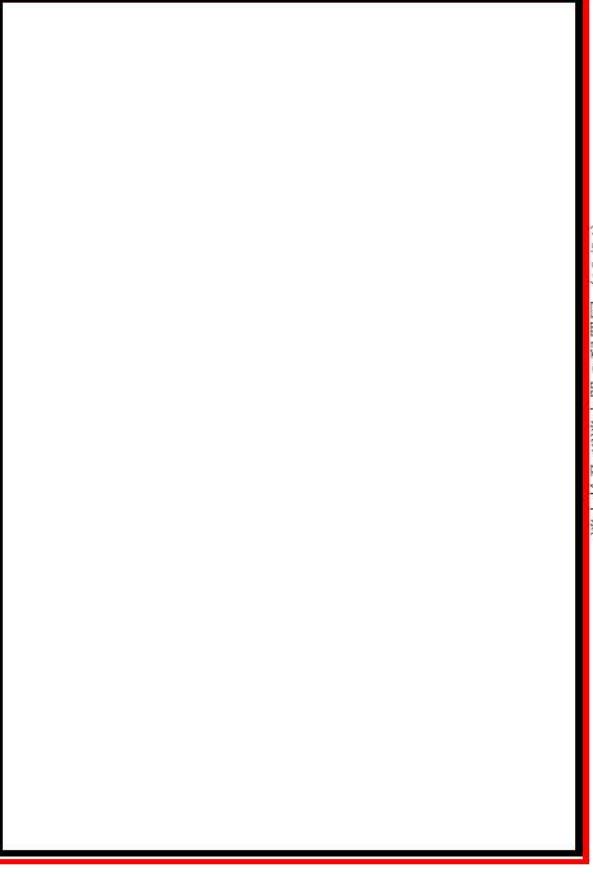
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (11/25)</small>	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (11/24)</small>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

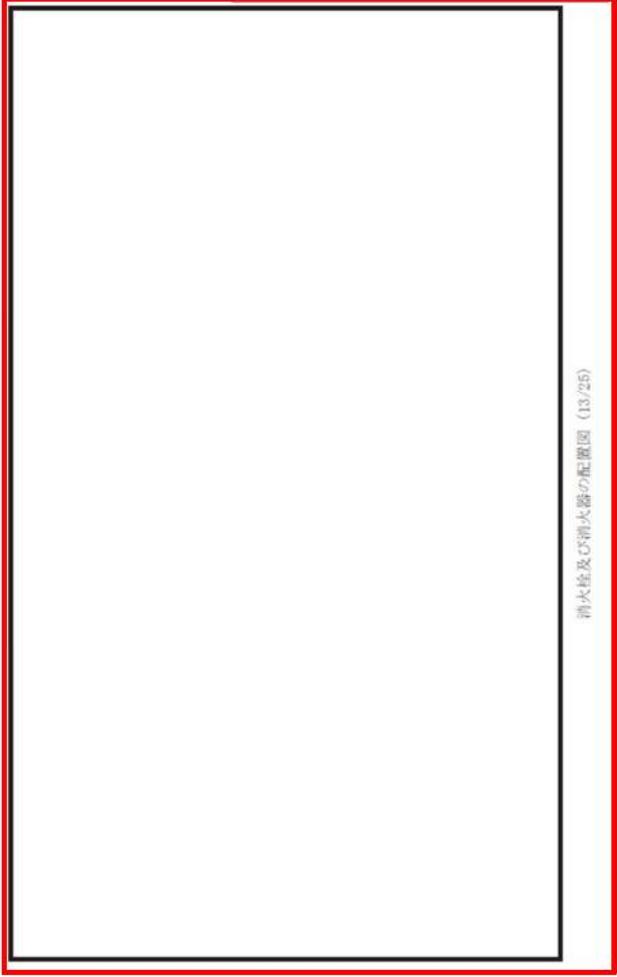
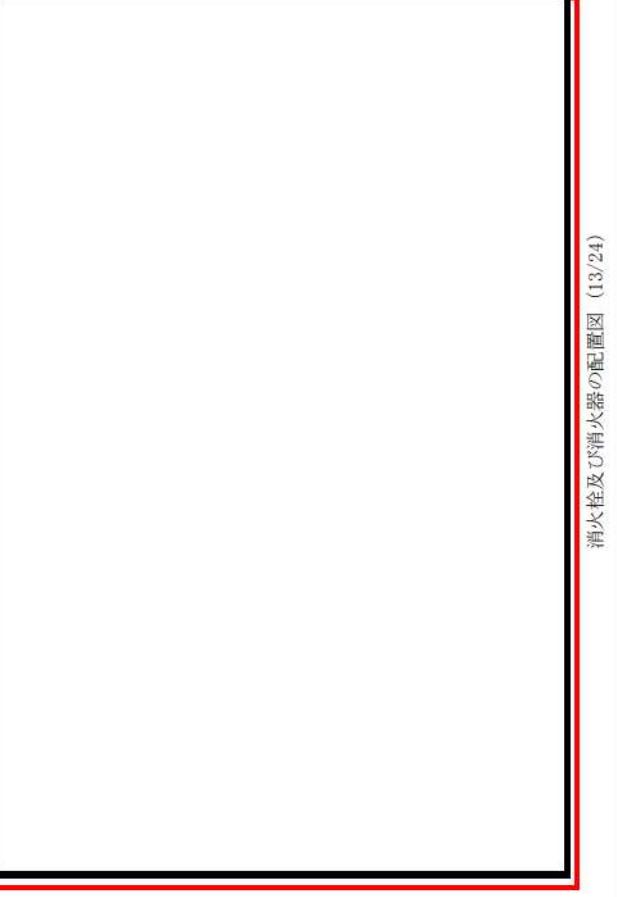
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (12/25)</small>	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (12/24)</small>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

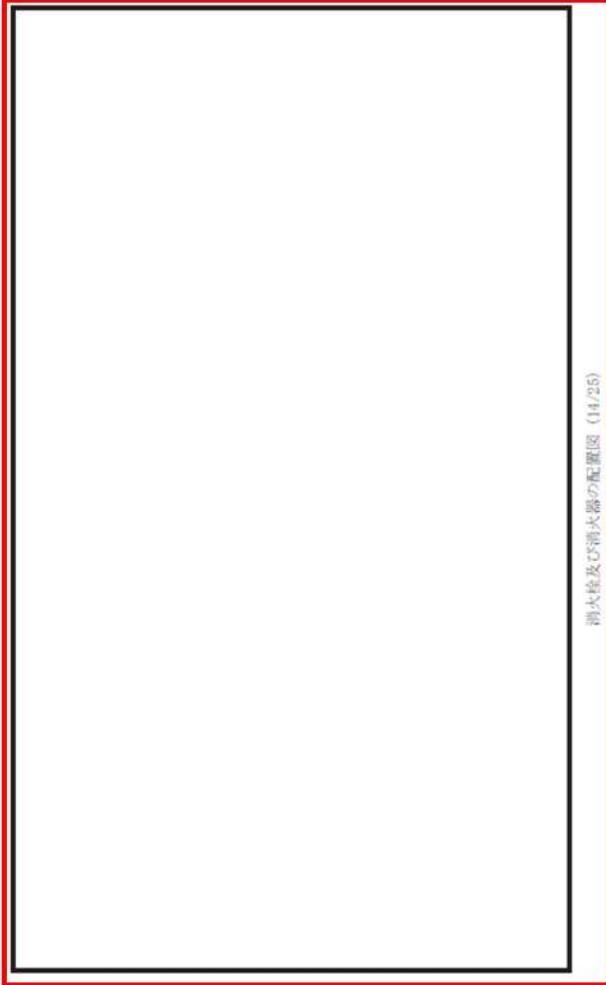
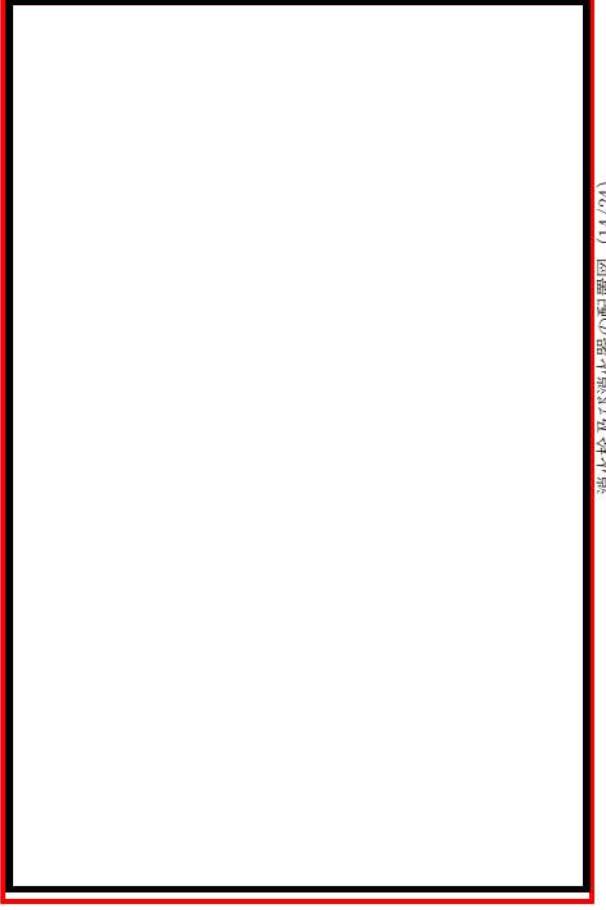
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>消火栓及び消防器の配置図 (13/25)</small>	 <small>消火栓及び消防器の配置図 (13/24)</small>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

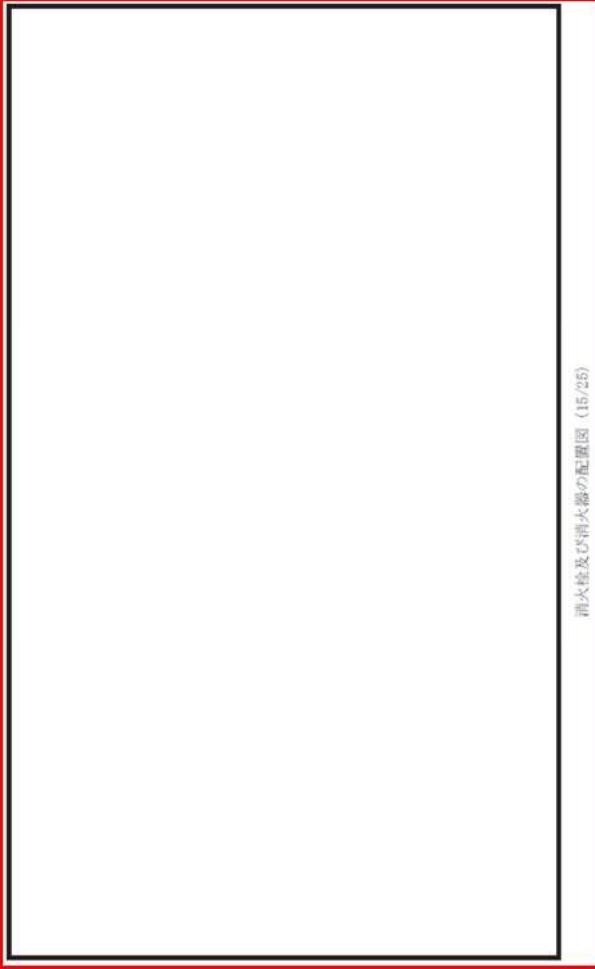
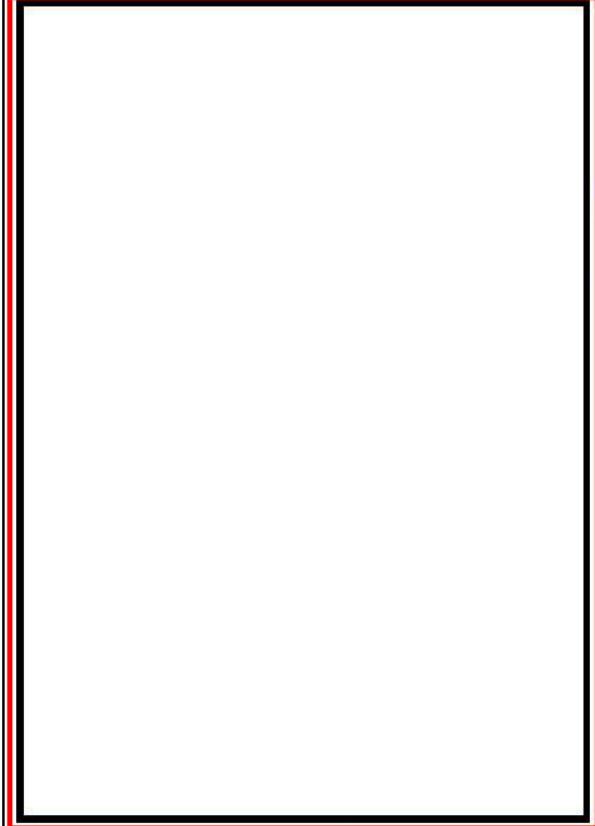
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (14/25)</small>	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (14/24)</small>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器具配置の相違</li> </ul>

枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

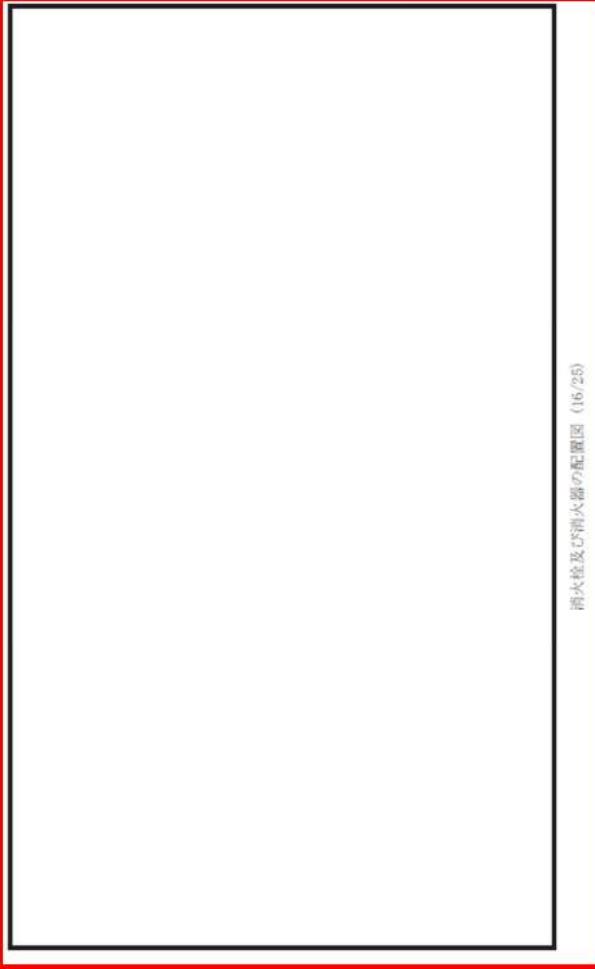
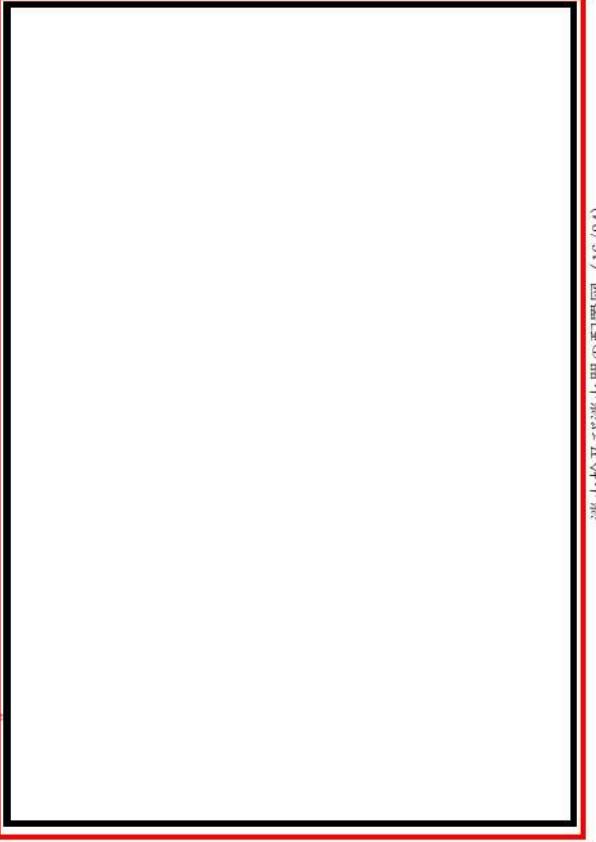
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消火栓及び消防器の配置図 (15/25)	 消火栓及び消防器の配置図 (15/24)	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違</li> </ul>

枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

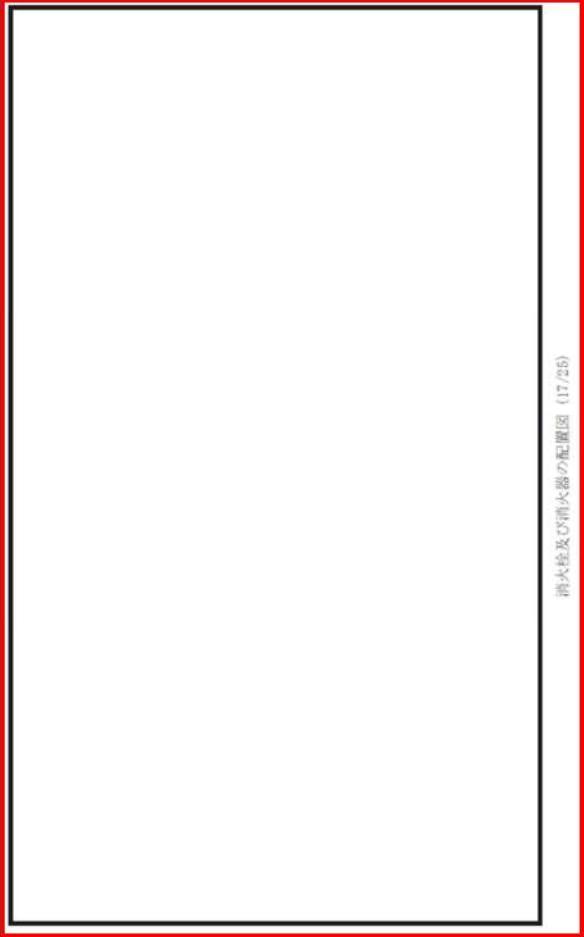
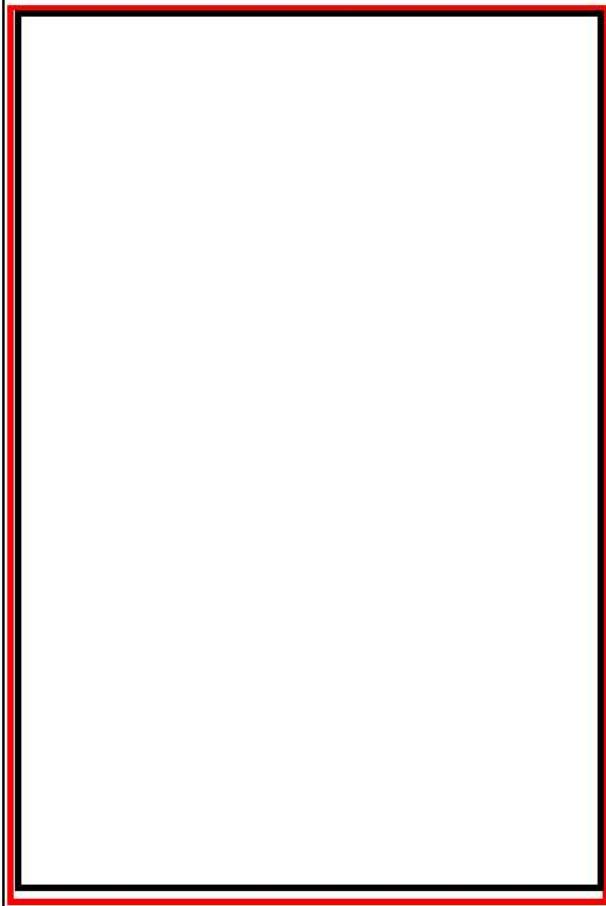
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消火栓及び消防器の配置図 (16/25)	 消火栓及び消防器の配置図 (16/24)	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (17/26)</small>	 <small>消火栓及び消火器の配置図 (17/24)</small>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

□ 梱囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

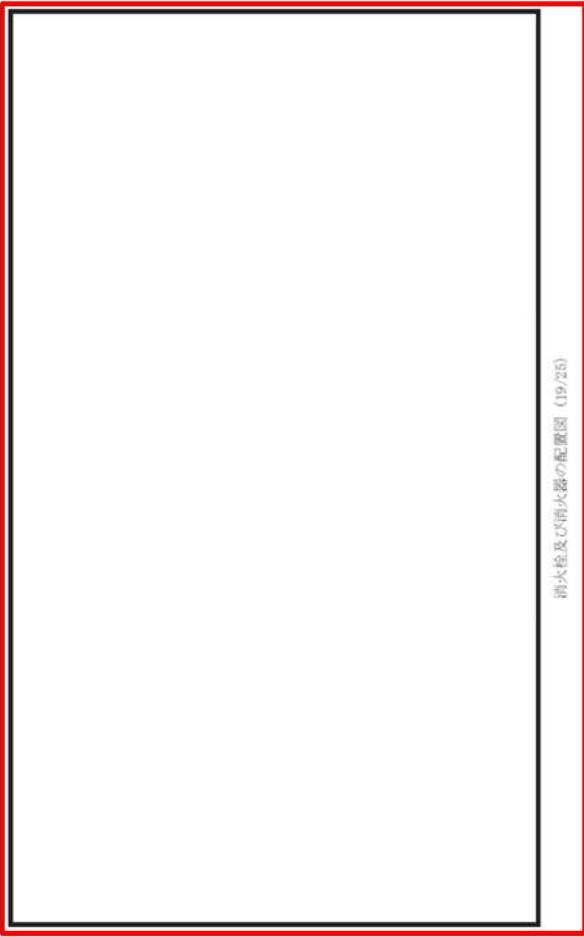
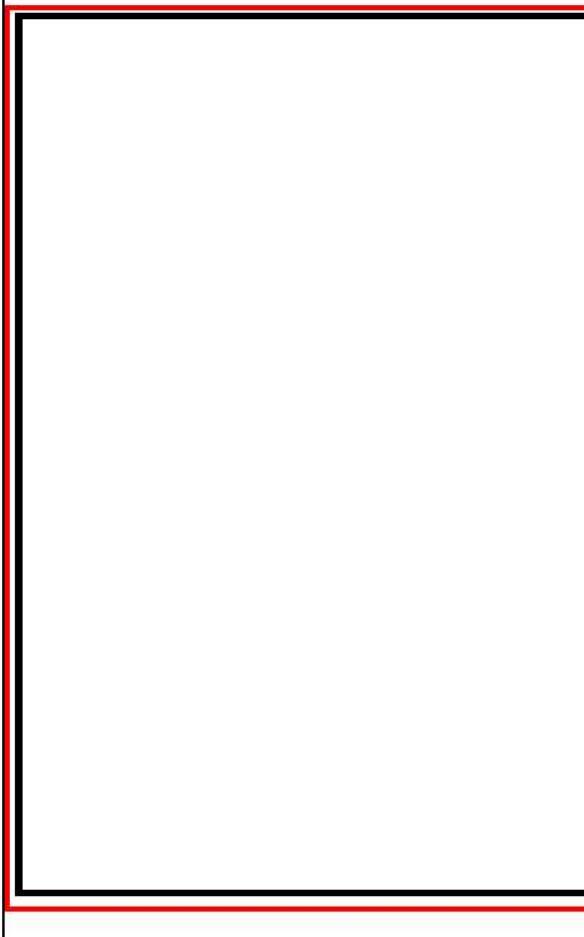
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>消火栓及び消防器の配置図 (18/25)</small>	 <small>消火栓及び消防器の配置図 (18/24)</small>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違</li> </ul>

枠内に記載された内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

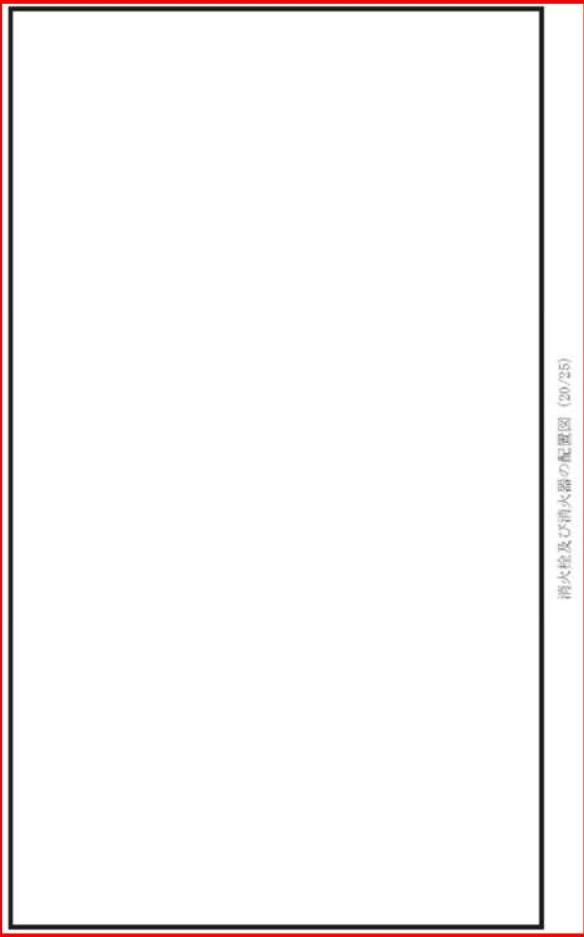
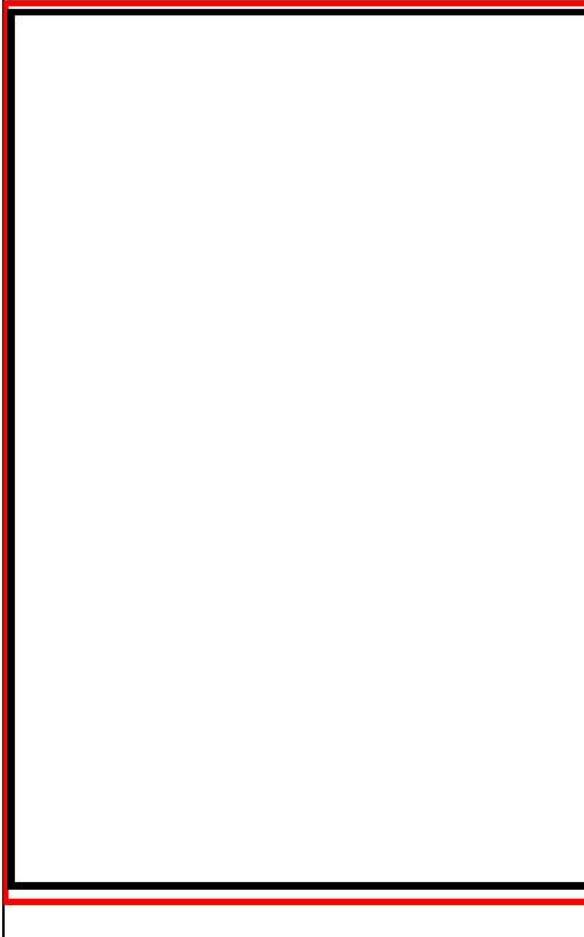
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消防栓及び消火器の配置図 (19/25)	 消防栓及び消火器の配置図 (19/24)	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器具配置の相違</li> </ul>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

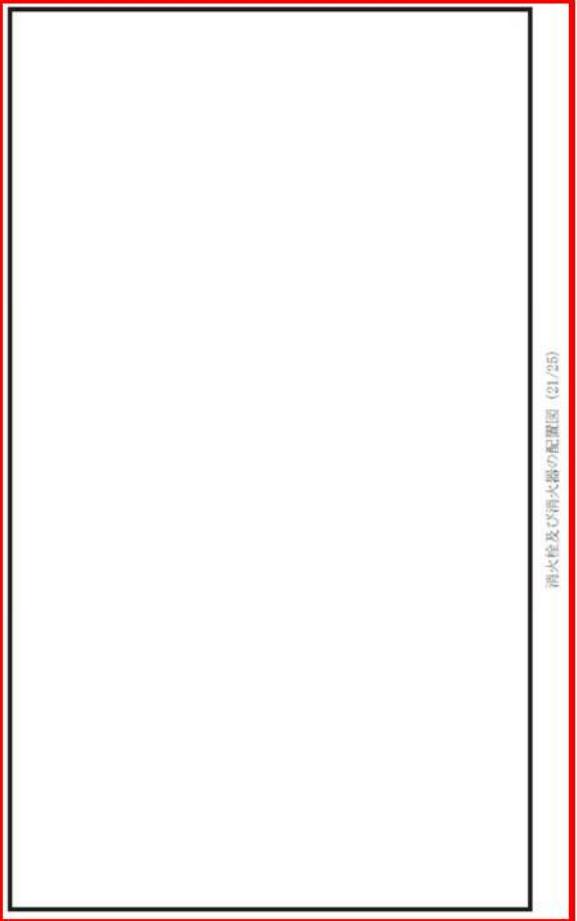
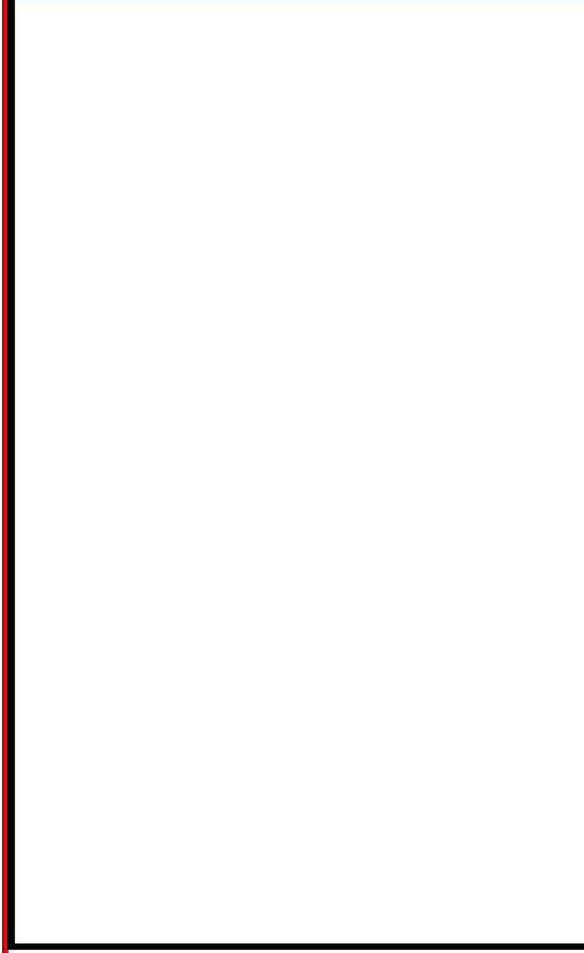
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消火栓及び消防器の配置図 (20/25)	 消火栓及び消防器の配置図 (20/24)	<b>【女川】</b> <span style="color: red;">■ 設計の相違</span> 設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図）

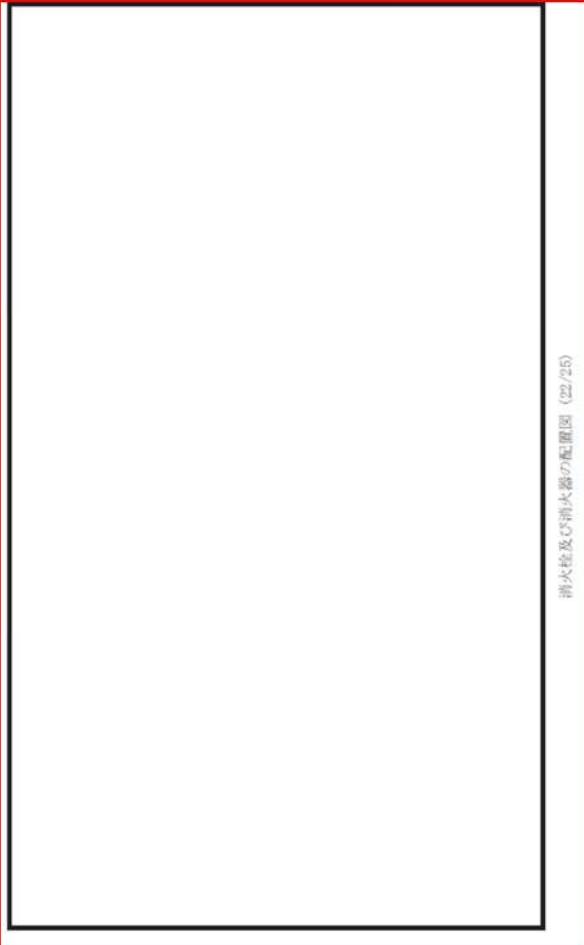
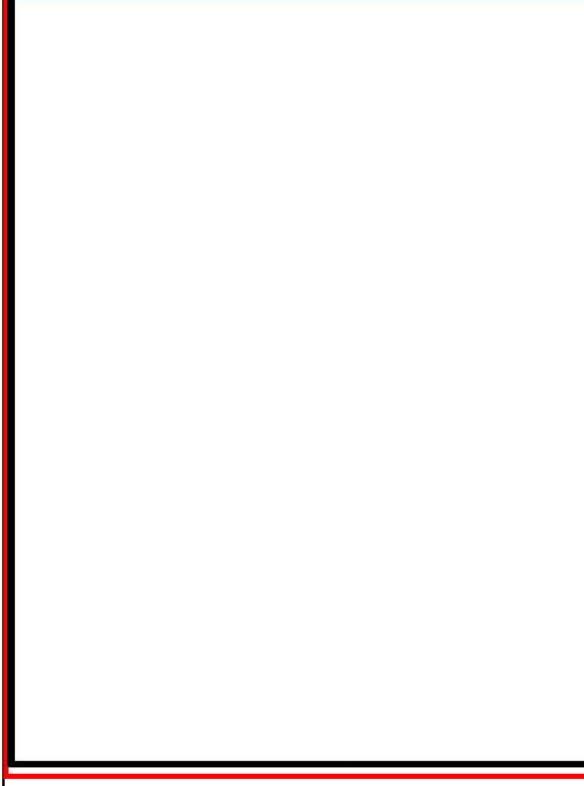
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消防栓及び消火器の配置図 (21/25)	 消防栓及び消火器の配置図 (21/24)	<b>【女川】</b> <span style="color: red;">■ 設計の相違</span> <span style="color: black;">設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</span>

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

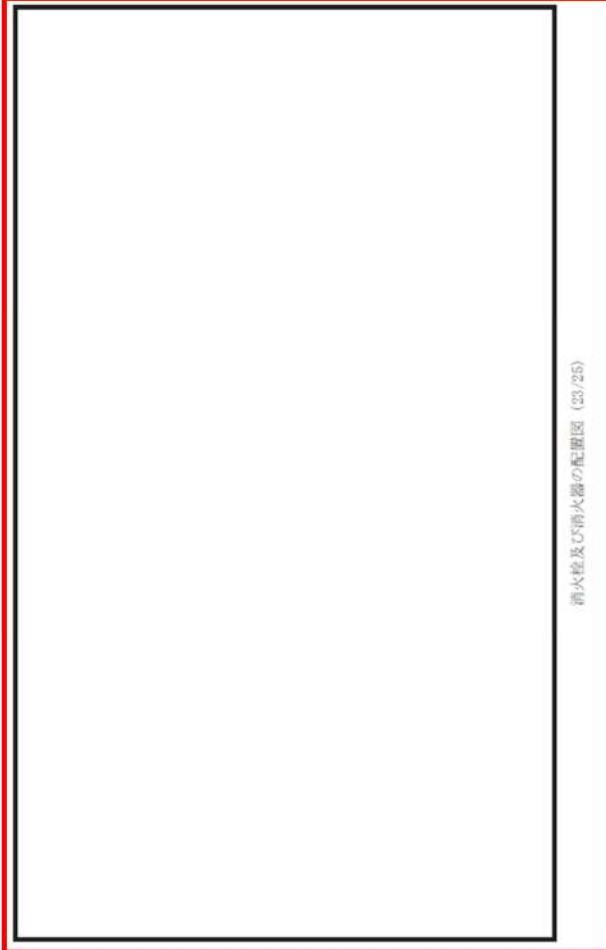
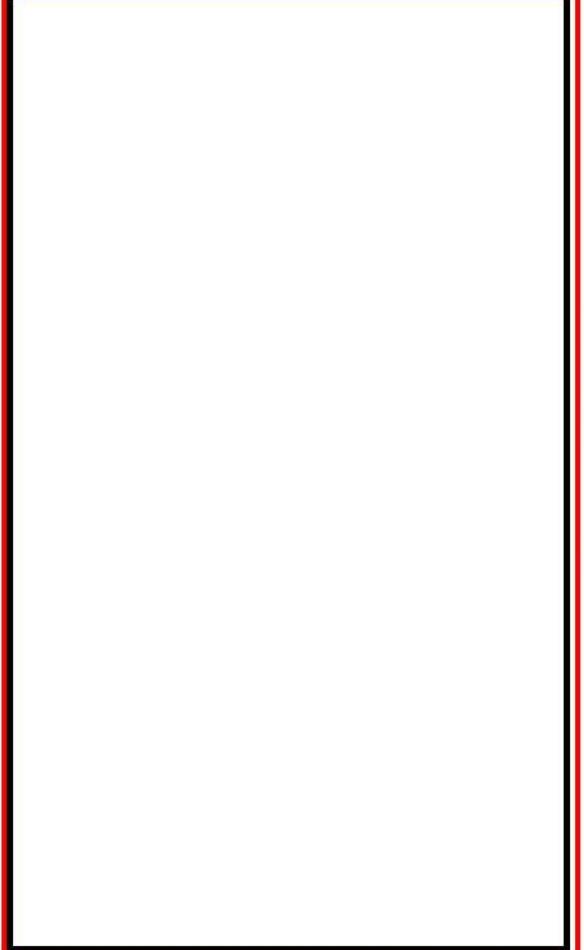
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消火栓及び消防器の配置図 (22/25)	 消火栓及び消防器の配置図 (22/24)	<b>【女川】</b> ■設計の相違 設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

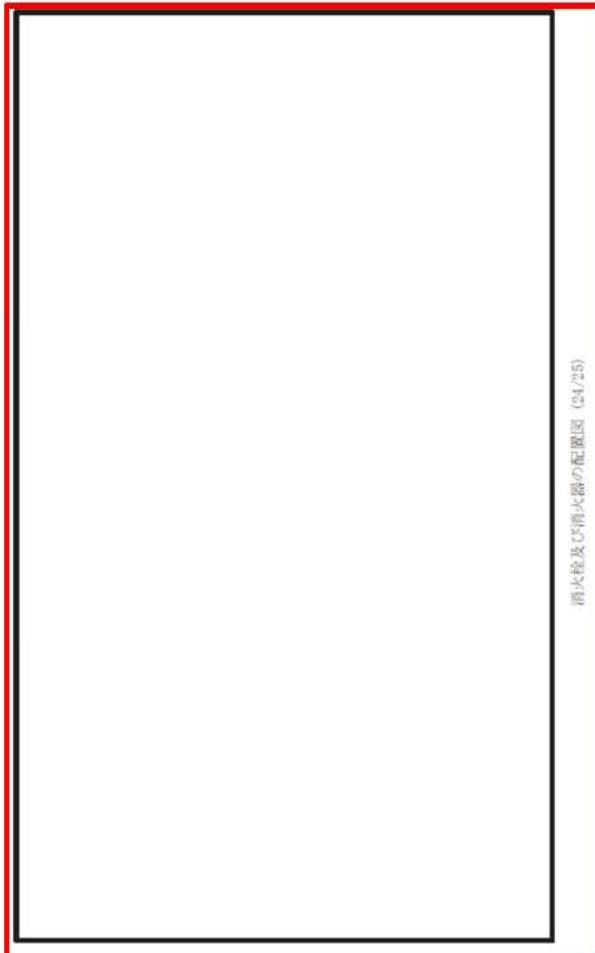
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 消火栓及び消火器の配置図 (23/25)	 消火栓及び消火器の配置図 (23/24)	<b>【女川】</b> <span style="color: red;">■ 設計の相違</span> 設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違

□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

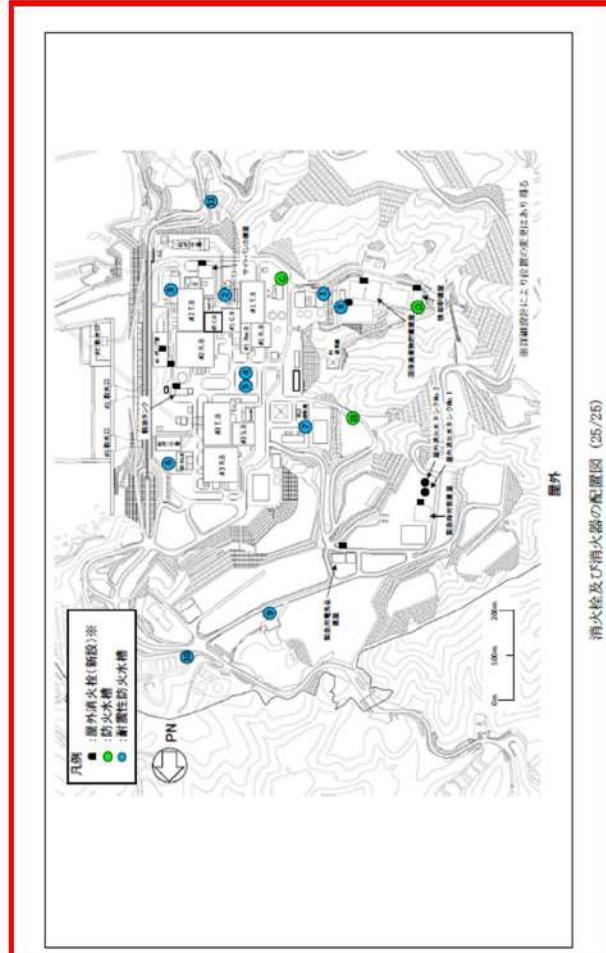
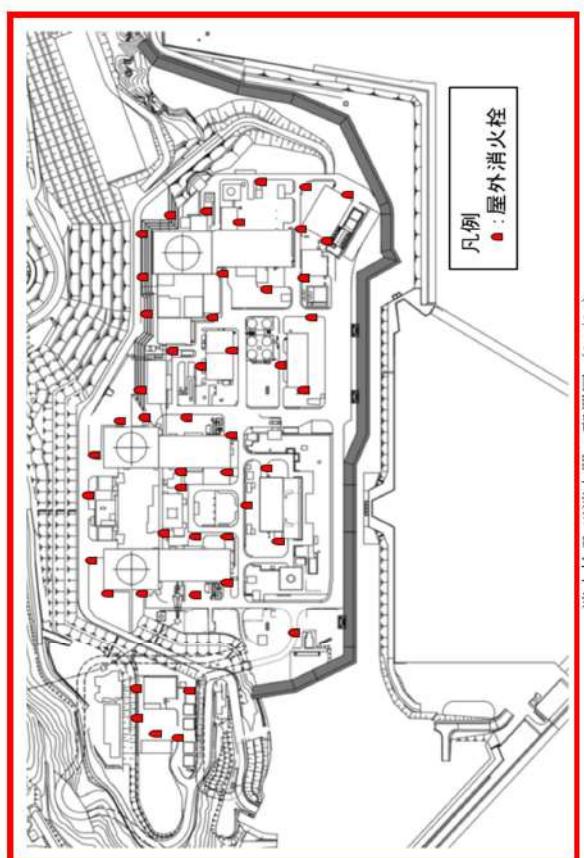
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>消火栓及び消防器の配置図 (24/25)</small>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消防器配置の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>消防栓及び消火器の配置図 (25/26)</p>	 <p>消防栓及び消火器の配置図 (24/24)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による消火栓及び消火器配置の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																													
	<p style="text-align: center;"><b>第1表：手動消火の対象となる低耐震クラスの油内包機器及び電源盤について</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>部屋名稱</th> <th>消火栓の 設置位置</th> <th>耐震性のクラスの 油内包機器及び電源盤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-I-1</td> <td>I-ラース室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-I-21</td> <td>代替循環水ポンプ室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-3-1</td> <td>GRO 計算ラック室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-3-28</td> <td>HPCD ターピングラップ室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-3-3</td> <td>GRO 複数装置ポンプ室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>制御機器系手動分岐 装置</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応  機器類につき各部の位置は あえてなく、運転状況について操作 員が判断するところから、消火栓によ る到着點式消火栓が適切</td> </tr> <tr> <td>R-3-5</td> <td>GRO 複数室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-29</td> <td>サンプリングラック室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-41</td> <td>BK 室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-3-42</td> <td>MS トンネル室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-3-63</td> <td>TIP 制御装置室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-5-68</td> <td>CST 連絡配管トレシチ</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-6-8</td> <td>DQDO(A)/HPCD)連絡配管トレシチ</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-6-10</td> <td>DODD(B)連絡配管トレシチ</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-6-11</td> <td>RHR バルブ(B)室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-6-12</td> <td>RHR バルブ(A)室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-1</td> <td>IF インナーケル</td> <td>東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)</td> <td>電子伊藤室・モータコントロ ールセントラル室-1</td> <td>主な可燃物及び易燃物に對してお かしな爆発性された閑室又消火栓室を 配置</td> </tr> <tr> <td>R-7-11</td> <td>IGI モックアップ室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-14</td> <td>RHR 新文機器(A)室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-28</td> <td>RW 制御室</td> <td>東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>主な可燃物及び易燃物に對してお かしな爆発性された閑室又消火栓室を 配置</td> </tr> <tr> <td>R-7-40</td> <td>FOVS フィルタ室</td> <td>閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応</td> </tr> <tr> <td>R-7-50</td> <td>C/B 連絡通路</td> <td>東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)</td> <td>-</td> <td>主な可燃物に對しておかな爆発性持 られた閑室又消火栓室を配置</td> </tr> </tbody> </table>	部屋番号	部屋名稱	消火栓の 設置位置	耐震性のクラスの 油内包機器及び電源盤	備考	R-I-1	I-ラース室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-I-21	代替循環水ポンプ室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-3-1	GRO 計算ラック室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-3-28	HPCD ターピングラップ室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-3-3	GRO 複数装置ポンプ室	閑室(消火栓)	制御機器系手動分岐 装置	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応  機器類につき各部の位置は あえてなく、運転状況について操作 員が判断するところから、消火栓によ る到着點式消火栓が適切	R-3-5	GRO 複数室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-5-29	サンプリングラック室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-5-41	BK 室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-3-42	MS トンネル室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-3-63	TIP 制御装置室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-5-68	CST 連絡配管トレシチ	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-6-8	DQDO(A)/HPCD)連絡配管トレシチ	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-6-10	DODD(B)連絡配管トレシチ	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-6-11	RHR バルブ(B)室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-6-12	RHR バルブ(A)室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-7-1	IF インナーケル	東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)	電子伊藤室・モータコントロ ールセントラル室-1	主な可燃物及び易燃物に對してお かしな爆発性された閑室又消火栓室を 配置	R-7-11	IGI モックアップ室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-7-14	RHR 新文機器(A)室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-7-28	RW 制御室	東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)	-	主な可燃物及び易燃物に對してお かしな爆発性された閑室又消火栓室を 配置	R-7-40	FOVS フィルタ室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応	R-7-50	C/B 連絡通路	東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)	-	主な可燃物に對しておかな爆発性持 られた閑室又消火栓室を配置	<p style="text-align: center;">【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される 火災区域又は火災区画に対し、全域ガス消火 設備を設置するため、当該記載がない。</p>
部屋番号	部屋名稱	消火栓の 設置位置	耐震性のクラスの 油内包機器及び電源盤	備考																																																																																																												
R-I-1	I-ラース室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-I-21	代替循環水ポンプ室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-3-1	GRO 計算ラック室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-3-28	HPCD ターピングラップ室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-3-3	GRO 複数装置ポンプ室	閑室(消火栓)	制御機器系手動分岐 装置	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応  機器類につき各部の位置は あえてなく、運転状況について操作 員が判断するところから、消火栓によ る到着點式消火栓が適切																																																																																																												
R-3-5	GRO 複数室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-5-29	サンプリングラック室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-5-41	BK 室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-3-42	MS トンネル室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-3-63	TIP 制御装置室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-5-68	CST 連絡配管トレシチ	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-6-8	DQDO(A)/HPCD)連絡配管トレシチ	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-6-10	DODD(B)連絡配管トレシチ	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-6-11	RHR バルブ(B)室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-6-12	RHR バルブ(A)室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-7-1	IF インナーケル	東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)	電子伊藤室・モータコントロ ールセントラル室-1	主な可燃物及び易燃物に對してお かしな爆発性された閑室又消火栓室を 配置																																																																																																												
R-7-11	IGI モックアップ室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-7-14	RHR 新文機器(A)室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-7-28	RW 制御室	東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)	-	主な可燃物及び易燃物に對してお かしな爆発性された閑室又消火栓室を 配置																																																																																																												
R-7-40	FOVS フィルタ室	閑室(消火栓)	-	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を被ぐ時はそれから 消火栓により対応																																																																																																												
R-7-50	C/B 連絡通路	東方閣室又消火栓室 閑室(消火栓)	-	主な可燃物に對しておかな爆発性持 られた閑室又消火栓室を配置																																																																																																												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部署番号</th><th>部署名稱</th><th>消火栓の 設置クラス</th><th>部署R.Oクラスの 油内包機器及び構造</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-7-52</td><td>NHII熱交換器(B)室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-7-60</td><td>計器検査室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-7-73</td><td>バーサティルエアロック廊下</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-7-76</td><td>計器ベネットレーション室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-8-19</td><td>P.S.</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-8-20</td><td>原子炉建屋(A)遮音廊道室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-8-26</td><td>メンテナンス室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-1</td><td>ZFインナーパス</td><td>周囲壁面上消火栓 (上部機器部) 面鏡(消火栓)</td><td>主な可燃物に対しては構造耐火等さ れた面式消火栓被覆装置</td></tr> <tr> <td>R-9-13</td><td>ダクト熱射線モニタ(B)室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-14</td><td>CAMSラック(B)室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-15</td><td>CAMSラック(A)室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-16</td><td>SQTSフィルタユニット室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-28</td><td>HECW冷却機-ポンプ(B/C/D)室</td><td>周囲壁面上消火栓 (上部機器部) 面鏡(消火栓)</td><td>主な可燃物に対しては構造耐火等さ れた面式消火栓被覆装置</td></tr> <tr> <td>R-9-34</td><td>原子炉建屋(HPCS)遮音廊道室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-38</td><td>除湿室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-40</td><td>D/G/A)遮音廊道遮音廊道室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-44</td><td>D/G/HPCS)遮音廊道遮音廊道室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-45</td><td>D/G/B)遮音廊道遮音廊道室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-47</td><td>SQTSファン(B)室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-55</td><td>原子炉建屋(A)遮音廊道室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-59</td><td>SQTSファン(A)室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> <tr> <td>R-9-64</td><td>原子炉建屋(B)遮音廊道室</td><td>面鏡(消火栓)</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可</td></tr> </tbody> </table>	部署番号	部署名稱	消火栓の 設置クラス	部署R.Oクラスの 油内包機器及び構造	R-7-52	NHII熱交換器(B)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-7-60	計器検査室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-7-73	バーサティルエアロック廊下	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-7-76	計器ベネットレーション室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-8-19	P.S.	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-8-20	原子炉建屋(A)遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-8-26	メンテナンス室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-1	ZFインナーパス	周囲壁面上消火栓 (上部機器部) 面鏡(消火栓)	主な可燃物に対しては構造耐火等さ れた面式消火栓被覆装置	R-9-13	ダクト熱射線モニタ(B)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-14	CAMSラック(B)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-15	CAMSラック(A)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-16	SQTSフィルタユニット室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-28	HECW冷却機-ポンプ(B/C/D)室	周囲壁面上消火栓 (上部機器部) 面鏡(消火栓)	主な可燃物に対しては構造耐火等さ れた面式消火栓被覆装置	R-9-34	原子炉建屋(HPCS)遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-38	除湿室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-40	D/G/A)遮音廊道遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-44	D/G/HPCS)遮音廊道遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-45	D/G/B)遮音廊道遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-47	SQTSファン(B)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-55	原子炉建屋(A)遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-59	SQTSファン(A)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	R-9-64	原子炉建屋(B)遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>泊は低耐震クラスの油内包機器が設置される火災区域又は火災区画に対し、全域ガス消火設備を設置するため、当該記載がない。</li> </ul>
部署番号	部署名稱	消火栓の 設置クラス	部署R.Oクラスの 油内包機器及び構造																																																																																											
R-7-52	NHII熱交換器(B)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-7-60	計器検査室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-7-73	バーサティルエアロック廊下	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-7-76	計器ベネットレーション室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-8-19	P.S.	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-8-20	原子炉建屋(A)遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-8-26	メンテナンス室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-1	ZFインナーパス	周囲壁面上消火栓 (上部機器部) 面鏡(消火栓)	主な可燃物に対しては構造耐火等さ れた面式消火栓被覆装置																																																																																											
R-9-13	ダクト熱射線モニタ(B)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-14	CAMSラック(B)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-15	CAMSラック(A)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-16	SQTSフィルタユニット室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-28	HECW冷却機-ポンプ(B/C/D)室	周囲壁面上消火栓 (上部機器部) 面鏡(消火栓)	主な可燃物に対しては構造耐火等さ れた面式消火栓被覆装置																																																																																											
R-9-34	原子炉建屋(HPCS)遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-38	除湿室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-40	D/G/A)遮音廊道遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-44	D/G/HPCS)遮音廊道遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-45	D/G/B)遮音廊道遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-47	SQTSファン(B)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-55	原子炉建屋(A)遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-59	SQTSファン(A)室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											
R-9-64	原子炉建屋(B)遮音廊道室	面鏡(消火栓)	不燃材、難燃材で構成されており 炎災荷重を低く抑えられることから 消火栓により対応可																																																																																											

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料9 泊発電所3号炉における消火栓配置図)

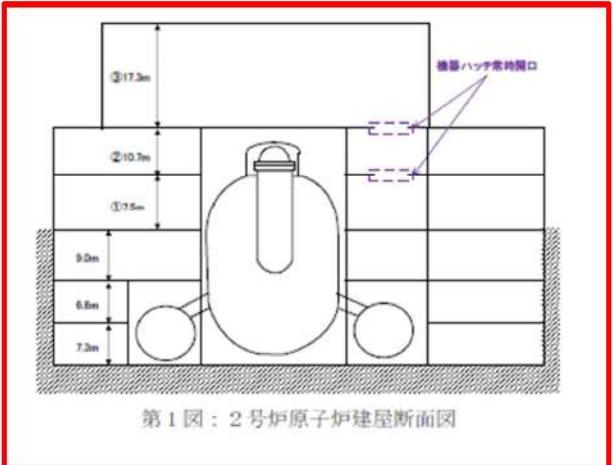
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相違箇所</th><th>相違名稱</th><th>消防設備の 設置位置</th><th>新規B.C.クラスの 油内包機器及び電源装置</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-11-1</td><td>運転室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。</td></tr> <tr> <td>C-3-2</td><td>更衣室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。</td></tr> <tr> <td>C-4-1</td><td>中央制御室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>運転員が実動していることから消火 活動による消火が可能。</td></tr> <tr> <td>C-4-2</td><td>プロセス計算機室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>運転員が実動していることから消火 活動による消火が可能。</td></tr> <tr> <td>V-1-1</td><td>HPSW ポンプ(A)(C)室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-3</td><td>HPSW ポンプ室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-4</td><td>HPSW ポンプ(B)(D)室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-6</td><td>区分エケーブル遮断トレンチ</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-7</td><td>区分エケーブル遮断トレンチ</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-9</td><td>DGDO(A)(HPCS)遮断配管トレンチ</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-10</td><td>燃料移送ポンプ(HPCS)室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-12</td><td>精油タンク室(A)</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-14</td><td>DGDO(B)遮断配管トレンチ</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-15</td><td>燃料移送ポンプ(B)室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-16</td><td>精油タンク室(B)</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-17</td><td>海水貯蔵タンク／遮断トレンチ／ポンプ室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。</td></tr> <tr> <td>V-1-18</td><td>燃料移送ポンプ(A)室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>V-1-19</td><td>精油タンク室(H)</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>消火器にて対応</td></tr> <tr> <td>T-1-27</td><td>活性炭式毒ガスホールドアップ槽室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。</td></tr> <tr> <td>T-2-10</td><td>排水ポンプ室(A)(B)室</td><td>回轉式(消火器)</td><td>—</td><td>不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。</td></tr> </tbody> </table>	相違箇所	相違名稱	消防設備の 設置位置	新規B.C.クラスの 油内包機器及び電源装置	備考	R-11-1	運転室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。	C-3-2	更衣室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。	C-4-1	中央制御室	回轉式(消火器)	—	運転員が実動していることから消火 活動による消火が可能。	C-4-2	プロセス計算機室	回轉式(消火器)	—	運転員が実動していることから消火 活動による消火が可能。	V-1-1	HPSW ポンプ(A)(C)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-3	HPSW ポンプ室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-4	HPSW ポンプ(B)(D)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-6	区分エケーブル遮断トレンチ	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-7	区分エケーブル遮断トレンチ	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-9	DGDO(A)(HPCS)遮断配管トレンチ	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-10	燃料移送ポンプ(HPCS)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-12	精油タンク室(A)	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-14	DGDO(B)遮断配管トレンチ	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-15	燃料移送ポンプ(B)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-16	精油タンク室(B)	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-17	海水貯蔵タンク／遮断トレンチ／ポンプ室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。	V-1-18	燃料移送ポンプ(A)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	V-1-19	精油タンク室(H)	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応	T-1-27	活性炭式毒ガスホールドアップ槽室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。	T-2-10	排水ポンプ室(A)(B)室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。	<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は耐震クラスの油内包機器が設置される 火災区域又は火災区画に対し、全域ガス消火 設備を設置するため、当該記載がない。</p>
相違箇所	相違名稱	消防設備の 設置位置	新規B.C.クラスの 油内包機器及び電源装置	備考																																																																																																							
R-11-1	運転室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。																																																																																																							
C-3-2	更衣室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。																																																																																																							
C-4-1	中央制御室	回轉式(消火器)	—	運転員が実動していることから消火 活動による消火が可能。																																																																																																							
C-4-2	プロセス計算機室	回轉式(消火器)	—	運転員が実動していることから消火 活動による消火が可能。																																																																																																							
V-1-1	HPSW ポンプ(A)(C)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-3	HPSW ポンプ室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-4	HPSW ポンプ(B)(D)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-6	区分エケーブル遮断トレンチ	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-7	区分エケーブル遮断トレンチ	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-9	DGDO(A)(HPCS)遮断配管トレンチ	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-10	燃料移送ポンプ(HPCS)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-12	精油タンク室(A)	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-14	DGDO(B)遮断配管トレンチ	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-15	燃料移送ポンプ(B)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-16	精油タンク室(B)	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-17	海水貯蔵タンク／遮断トレンチ／ポンプ室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。																																																																																																							
V-1-18	燃料移送ポンプ(A)室	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
V-1-19	精油タンク室(H)	回轉式(消火器)	—	消火器にて対応																																																																																																							
T-1-27	活性炭式毒ガスホールドアップ槽室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。																																																																																																							
T-2-10	排水ポンプ室(A)(B)室	回轉式(消火器)	—	不燃材、難燃材で構成されており 火災荷重を低く抑えられることから 消火器に取り付けられる。																																																																																																							

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料9	泊発電所3号炉 添付資料10	相違理由
	<p style="text-align: center;"><b>女川原子力発電所2号炉における 移動式消火設備について</b></p> <p><b>1. 設備概要</b></p> <p>発電所内の火災発生時の初期消火として、移動式消火設備（化学消防自動車：2台及び泡原液搬送車：1台）を配備している。移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所を第1表に示す。</p> <p>化学消防自動車（第1図）は、水槽と原液槽を有し、水又は水と泡消火薬剤とを混合希釈した泡消火を可能とする。</p> <p>なお、泡原液搬送車（第2図）については、1,000Lの泡消火薬剤を積載し、早急な化学消防自動車への補給を可能としている。これらの移動式消火設備は、防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約500mの範囲が消火可能である。</p> <p>なお、移動式消火設備の操作については、発電所構内の事務本館等に24時間待機している初期消火要員にて実施する。</p> <p>上記に示した移動式消火設備は、第3保管エリア及び第4保管エリアに分散配備しており、万一、第3保管エリアに配備した化学消防自動車等が出動不可能な場合でも、初期消火要員が事務本館等から第4保管エリアに15分以内に到着することで、当該箇所に保管している化学消防自動車を用いて速やかな消火活動が可能である。</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉における 移動式消火設備について</p> <p><b>1. 設備概要</b></p> <p>発電所内の火災発生時の初期消火として、移動式消火設備（化学消防自動車：1台、水槽付消防ポンプ自動車：1台、資機材運用車両1台）を配備している。移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所を第1表に示す。</p> <p>化学消防自動車（第1図）は、水槽と原液槽を有し、水又は水と泡消火薬剤とを混合希釈した泡消火を可能とする。</p> <p>水槽付消防ポンプ自動車（第2図）は、大容量水槽を有していることから、消火用水による消火を可能とする。</p> <p>なお、資機材運搬用車両（第3図）については、740Lの泡消火薬剤を積載し、早急な化学消防自動車への補給を可能としている。これらの移動式消火設備は、防火水槽等から給水し、車両に積載しているホースにより約400mの範囲が消火可能である。</p> <p>なお、移動式消火設備の操作については、発電所構内の51m倉庫・車庫等に24時間待機している初期消火要員にて実施する。</p> <p>上記に示した移動式消火設備は、初期消火要員が24時間待機している51m倉庫・車庫に配備しており、かつ、火災想定箇所へのアクセスルートを複数選定しているため、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車を用いて速やかな消火活動が可能である。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>【女川】</li> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>配備する移動式消火設備の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>配備する移動式消火設備の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>使用するホースの長さの相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> <li>待機場所の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>配備する移動式消火設備の相違</li> </ul>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 添付資料10 移動式消火設備について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																											
	<p><b>第1表：移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車種</td> <td>化学消防自動車　泊原液搬送車</td> </tr> <tr> <td>消防剤</td> <td>水又は泡水溶液　泊消火薬剤（搬送・保管）</td> </tr> <tr> <td>水槽</td> <td>1,500L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原液槽</td> <td>500L</td> <td>1,000L（搬送・保管）</td> </tr> <tr> <td>消防原液</td> <td>冷却及び窒息</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防大薬剤</td> <td>3%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>希釈濃度</td> <td>水：消防剤の確保が容易 泡水溶液：油火災に極めて有効</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防剤の特徴</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用規格</td> <td>消防法 その他関係法令</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放水能力</td> <td>2,000 L/min</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放水圧力</td> <td>0.85 MPa</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防ホース長</td> <td>20m×25本</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水槽への給水</td> <td>防火水槽</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>配備台数</td> <td>2台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>配備場所</td> <td>第3及び第4保管エリア</td> <td>第3保管エリア</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第1図：化学消防自動車</b> </p> <p><b>第2図：泊原液搬送車</b> </p>	項目	仕様	車種	化学消防自動車　泊原液搬送車	消防剤	水又は泡水溶液　泊消火薬剤（搬送・保管）	水槽	1,500L	—	原液槽	500L	1,000L（搬送・保管）	消防原液	冷却及び窒息	—	消防大薬剤	3%	—	希釈濃度	水：消防剤の確保が容易 泡水溶液：油火災に極めて有効	—	消防剤の特徴	—	—	適用規格	消防法 その他関係法令	—	放水能力	2,000 L/min	—	放水圧力	0.85 MPa	—	消防ホース長	20m×25本	—	水槽への給水	防火水槽	—	配備台数	2台	1台	配備場所	第3及び第4保管エリア	第3保管エリア	<p><b>第1表：移動式消火設備の仕様、配備台数及び配備場所</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車種</td> <td>化学消防自動車　水槽付消防ポンプ自動車　資機材運搬用車両</td> </tr> <tr> <td>消防剤</td> <td>水又は泡水溶液　水　泡消火薬剤（搬送・保管）</td> </tr> <tr> <td>水槽</td> <td>1500L　2000L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原液槽</td> <td>500L</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防大薬剤</td> <td>3%　—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>希釈濃度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防剤の特徴</td> <td>水：消防剤の確保が容易 泡水溶液：油火災に極めて有効</td> <td>水：消防剤の確保が必要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>適用規格</td> <td>消防法 その他関係法令</td> <td>消防法 その他関係法令</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ポンプの級別</td> <td>A-2</td> <td>A-2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消防ホース長</td> <td>20m×20本</td> <td>20m×20本</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水槽への給水</td> <td>消防栓 防火水槽 原水槽</td> <td>消防栓 防火水槽 原水槽</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>配備台数</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>配備場所</td> <td>—</td> <td>3ha倉庫・系桿</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第1図：化学消防自動車</b> </p> <p><b>第2図：水槽付消防ポンプ自動車</b> </p> <p><b>第3図：資機材運搬用車両</b> </p>	項目	仕様	車種	化学消防自動車　水槽付消防ポンプ自動車　資機材運搬用車両	消防剤	水又は泡水溶液　水　泡消火薬剤（搬送・保管）	水槽	1500L　2000L	—	原液槽	500L	—	消防大薬剤	3%　—	—	希釈濃度	—	—	消防剤の特徴	水：消防剤の確保が容易 泡水溶液：油火災に極めて有効	水：消防剤の確保が必要	—	適用規格	消防法 その他関係法令	消防法 その他関係法令	—	ポンプの級別	A-2	A-2	—	消防ホース長	20m×20本	20m×20本	—	水槽への給水	消防栓 防火水槽 原水槽	消防栓 防火水槽 原水槽	—	配備台数	1台	1台	1台	配備場所	—	3ha倉庫・系桿	—	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違（女川実績の反映）</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>配備する移動式消火設備の相違</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称、配備場所の相違</li> </ul>
項目	仕様																																																																																													
車種	化学消防自動車　泊原液搬送車																																																																																													
消防剤	水又は泡水溶液　泊消火薬剤（搬送・保管）																																																																																													
水槽	1,500L	—																																																																																												
原液槽	500L	1,000L（搬送・保管）																																																																																												
消防原液	冷却及び窒息	—																																																																																												
消防大薬剤	3%	—																																																																																												
希釈濃度	水：消防剤の確保が容易 泡水溶液：油火災に極めて有効	—																																																																																												
消防剤の特徴	—	—																																																																																												
適用規格	消防法 その他関係法令	—																																																																																												
放水能力	2,000 L/min	—																																																																																												
放水圧力	0.85 MPa	—																																																																																												
消防ホース長	20m×25本	—																																																																																												
水槽への給水	防火水槽	—																																																																																												
配備台数	2台	1台																																																																																												
配備場所	第3及び第4保管エリア	第3保管エリア																																																																																												
項目	仕様																																																																																													
車種	化学消防自動車　水槽付消防ポンプ自動車　資機材運搬用車両																																																																																													
消防剤	水又は泡水溶液　水　泡消火薬剤（搬送・保管）																																																																																													
水槽	1500L　2000L	—																																																																																												
原液槽	500L	—																																																																																												
消防大薬剤	3%　—	—																																																																																												
希釈濃度	—	—																																																																																												
消防剤の特徴	水：消防剤の確保が容易 泡水溶液：油火災に極めて有効	水：消防剤の確保が必要	—																																																																																											
適用規格	消防法 その他関係法令	消防法 その他関係法令	—																																																																																											
ポンプの級別	A-2	A-2	—																																																																																											
消防ホース長	20m×20本	20m×20本	—																																																																																											
水槽への給水	消防栓 防火水槽 原水槽	消防栓 防火水槽 原水槽	—																																																																																											
配備台数	1台	1台	1台																																																																																											
配備場所	—	3ha倉庫・系桿	—																																																																																											

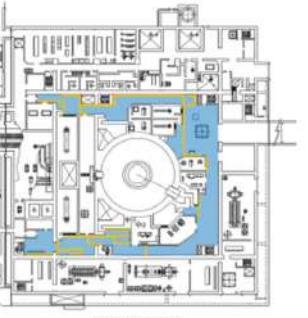
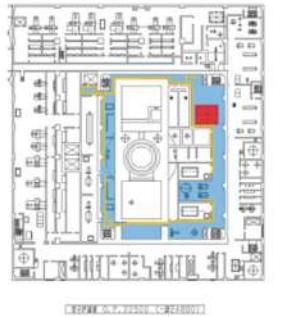
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 泊該当資料無1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料 10</p> <p>女川原子力発電所2号炉における原子炉建屋通路部の消火方針について</p> <p>1. 概要 女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部について、建屋内のレイアウトの特徴と、火災発生時の対応方針について以下に示す。</p> <p>2. 原子炉建屋内のレイアウト 女川原子力発電所2号炉における原子炉建屋内において、火災発生時の消火の観点で特徴的な通路部のレイアウトを第1図に示す。</p>  <p>第1図：2号炉原子炉建屋断面図</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊の原子炉建屋通路部においては、火災防護審査基準に基づく「自動消火設備又は手動操作による固定消火設備」として、全域ガス消火設備を設置しており、これは島根2号炉と同様である。本添付資料比較表の次頁以降も相違理由は同じであるため、相違は記載していない。</p>

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>①原子炉建屋1階</p>  <p>②原子炉建屋2階</p> 		

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③原子炉建屋3階</p> <p>■: 対象エリア(通路部) ■: 機器ハッチ(開口部)</p> <p>写真撮影時は工事のため、開口部に落下防止対策実施中</p> <p>第2図：機器ハッチの状況（地上1階～2階）</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 原子炉建屋内の通路部における火災発生時の対応方針</p> <p>3.1. 原子炉建屋内通路部の特徴</p> <p>前項で示すとおり、女川原子力発電所2号炉の原子炉建屋通路部は、ほとんどの階層で周回できる通路となっており、その床面積は最大で約1,100m<sup>2</sup>（原子炉建屋1階通路）と大きい。さらに、各階層間には開口部（機器ハッチ）が存在する。地下階の開口部は常時閉鎖しているが、地上1階から地上3階までの開口部については、水素対策として通常は開口状態となっている。</p> <p>3.2. 原子炉建屋内通路部への全域消火及びスプリンクラーによる消火の検討</p> <p>地上階の原子炉建屋通路部における消火方法として、全域消火方式である全域ガス消火設備及びスプリンクラーについて検討する。なお、地下階の原子炉建屋通路部は、全域ガス消火設備を設置する設計とする。</p> <p>（1）全域ガス消火設備による消火に対する評価</p> <p>全域ガス消火設備に通常使われる消火ガスには、二酸化炭素、窒素系ガス（窒素・IG55・IG541）、ハロン系ガス（ハロン1301・ハロン2402・ハロン1211）、代替ハロンガス（HFC227ea・HFC23・FK-5-1-12）がある。</p> <p>これらの消火ガスを使用する全域ガス消火設備は、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても消火が可能な設備である。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。上記の消火ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、全域ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に発報する設計とともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>全域ガス消火設備に関する消防法施行規則上の要求事項の比較を第1表に示す。</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 泊該当資料無1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>一方、原子炉建屋通路部には床面積が1,000m<sup>2</sup>を超える階層があるが、全域ガス消火設備のうち代替ハロンガスについては、第1表に示すように、消防法施行規則上は防護区画の面積が1,000m<sup>2</sup>以上の場所には適用不可となっている。</p> <p>また、二酸化炭素及び窒素系ガスについては、火災発生時及び誤作動時の全域放出に伴い消火ガスが避難経路に侵入すると窒息のおそれがあり、人身安全上の懸念がある。ハロン系ガスについても、火災発生時には広い空間に比重の重い気体が大量に放出されることから、火災発生によってハロン系ガスが放出され地上1階に滞留すると、地上1階は避難通路ともなるため、人身安全上の懸念が否定できない。</p> <p style="color:red;">以上より、本消火設備の採用の優先順位は低いものと評価する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>第1表：全域ガス消火設備に関する消防法施行規則上の要求事項の比較</caption> <thead> <tr> <th>消火ガスの種類</th><th>消防法施行規則の要求事項 (当該条項)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化炭素</td><td>階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号イ(ロ))</td></tr> <tr> <td>窒素 IG55 IG541</td><td>消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号ロ)</td></tr> <tr> <td>ハロン1301 ハロン2402 ハロン1211</td><td>階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号イ)</td></tr> <tr> <td>HFC227ea HFC23 FK-5-1-12</td><td>防護区画の面積が1,000m<sup>2</sup>以上には適用不可 (20条第4項第2の2号) 消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号ロ)</td></tr> </tbody> </table>	消火ガスの種類	消防法施行規則の要求事項 (当該条項)	二酸化炭素	階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号イ(ロ))	窒素 IG55 IG541	消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号ロ)	ハロン1301 ハロン2402 ハロン1211	階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号イ)	HFC227ea HFC23 FK-5-1-12	防護区画の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上には適用不可 (20条第4項第2の2号) 消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号ロ)		
消火ガスの種類	消防法施行規則の要求事項 (当該条項)												
二酸化炭素	階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号イ(ロ))												
窒素 IG55 IG541	消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (19条第5項第4号ロ)												
ハロン1301 ハロン2402 ハロン1211	階高の2/3以下にある開口部は消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号イ)												
HFC227ea HFC23 FK-5-1-12	防護区画の面積が1,000m <sup>2</sup> 以上には適用不可 (20条第4項第2の2号) 消火剤放射前に閉鎖できる自動閉鎖装置を設ける (20条第4項第2の4号ロ)												

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 泊該当資料無1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) スプリンクラーによる消火に対する評価</p> <p>スプリンクラーは火災発生時に、火災発生場所及びその周辺に消火水を噴霧することによって消火を行うものである。</p> <p>第3図に示すように、原子炉建屋通路部には各階層とも上部の多数箇所にケーブルトレイが設置されているため、スプリンクラーは原子炉建屋通路部の全域に消火水を噴霧できるように設置することとなる。</p> <p>このスプリンクラーは、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても消火が可能な設備である。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。このため、スプリンクラーの作動に伴い発生する内部溢水への影響を評価し問題ないことを確認するとともに、スプリンクラーの作動によって安全機能を有する機器等が被水する場合には、被水による影響を防止するための措置を講じることが必要となる。</p> <p>さらに、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、スプリンクラーは、故障警報を中央制御室に発報する設計とともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>一方、第3図に示すとおり、原子炉建屋各所にケーブルトレイ等が設置されており、ケーブルトレイで火災が発生した場合にスプリンクラーを噴霧した場合、火災発生ケーブルによって、噴霧し滞留した水を通じて作業員等が感電する可能性が否定できない。また、原子炉建屋通路部の安全機能を有する構築物、系統及び機器の被水対策によって、当該機器の監視・制御性に影響を及ぼす可能性が否定できない。</p> <p>以上より、本消火設備の採用の優先順位は低いものと評価する。</p>		

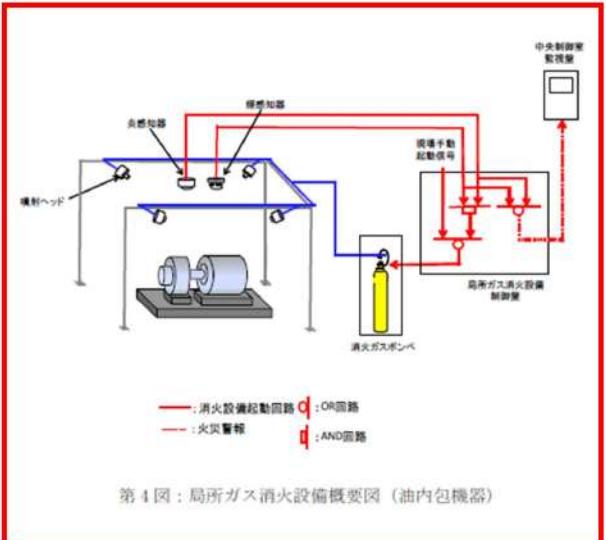
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 泊該当資料無1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>① 原子炉建屋1階</p> <p>第3図：原子炉建屋通路部のケーブルトレイ・モータコントロールセンタ等の配置 (1/3)</p>		
	<p>② 原子炉建屋2階</p> <p>第3図：原子炉建屋通路部のケーブルトレイ・モータコントロールセンタ等の配置 (2/3)</p>		

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③原子炉建屋3階</p> <p>第3図：原子炉建屋通路部のケーブルトレイ・モータコントロールセンタ等の配置 (3/3)</p> <p>3.3. 原子炉建屋内通路部の局所消火の検討          前項で述べたとおり、原子炉建屋地上階の通路部における全域ガス消火方式及びスプリンクラーの適用の優先順位は低いものと評価したことから、局所消火の採用について検討する。          原子炉建屋地上階の通路部における主な可燃物は、油内包機器、モータコントロールセンタ及びケーブルトレイであることから、これらの消火方法について検討を行う。          (1) 油内包機器に対する局所消火の検討          原子炉建屋通路部に設置されている油内包機器は、主なものとしては酸水注入系ポンプがある。このポンプが内包する潤滑油は、その特性上、少量が燃焼しても煙が多く発生する可能性がある。          油内包機器に対しては迅速な消火が必要なこと、固定式の局所消火設備の消火剤のうち、ガス系の消火剤は他の機器へ影響を及ぼすおそれが小さいことから、油内包機器に対しては、固定式の局所ガス消火設備を設置する。          本固定式局所ガス消火設備は、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となつても、自動又は中央制御室からの遠隔手動操作によって消火が可能な設備とする。</p>		

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 泊該当資料無1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備は、消火ガスとしてハロン1301を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に発報する設計とともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>油内包機器に対する局所ガス消火設備の概要を第4図に示す。</p>  <p>第4図：局所ガス消火設備概要図（油内包機器）</p> <p>(2) モータコントロールセンタに対する局所消火の検討          原子炉建屋通路部に設置されているモータコントロールセンタについては、過電流保護装置が設置されているため、当該モータコントロールセンタに過電流が継続して火災が発生するおそれはない。しかしながら、万一モータコントロールセンタに火災が発生した場合に速やかに消火が可能となるよう、固定式の局所ガス消火設備を設置する。          なお、モータコントロールセンタに対する固定式消火設備については、固定式ガス消火設備が考えられるが、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となっても、自動又は中央制御室からの遠隔手動操作によって消火が可能な設備とする。</p>		

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 泊該当資料無1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備について、消火剤としてハロン1301を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。さらに、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に発報する設計とともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保することが必要となる。</p> <p>モータコントロールセンタに対する局所ガス消火設備の概要を第5図に示す。</p> <p>第5図：局所ガス消火設備概要図（モータコントロールセンタ）</p>		

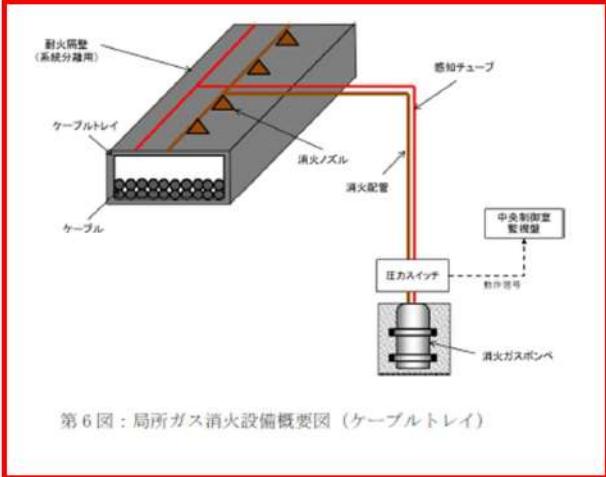
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) ケーブルトレイに対する局所消火の検討</p> <p>原子炉建屋通路部に設置されているケーブルは、原子炉建屋通路部の中でも可燃物量が大きく（階層毎の発熱量は約413,000MJ～734,000MJ），火災が発生した場合は発生箇所への迅速な消火が必要である。これらのケーブルを敷設するケーブルトレイに対する局所消火方法としては、固定式泡消火設備、固定式ガス消火設備及び消火活動による消火が挙げられる。</p> <p>ケーブルトレイに対する固定式消火設備については、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)①」の要求のとおり、原子炉建屋通路部が煙の充満により消火活動が困難となつても、自動起動によって消火が可能な設備とする。</p> <p>また、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑤」では、消火設備は火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線、爆発等による二次的影響が安全機能を有する構築物、系統又は機器に悪影響を及ぼさないように設置することが要求されている。本消火設備について、消火剤としてFK-5-1-12を使用するが、本ガスは機器に悪影響を及ぼさないことを確認している。一方、消火剤として泡水溶液を使用する場合は、消火設備の作動に伴い発生する内部溢水への影響を評価し、問題のないことを確認するとともに、消火設備作動によって安全機能を有する構築物、系統及び機器が被水する場合には、被水による影響を防止するための措置を講じることが必要となる。</p> <p>さらに、火災防護に係る審査基準「2.2.1(2)⑩・⑪」の要求のとおり、局所ガス消火設備は、故障警報を中央制御室に発報する設計とともに、外部電源喪失時に機能を失わないよう電源を確保または電源不要の設計とすることが必要となる。</p> <p>以上より、原子炉建屋通路部のケーブルトレイについては、安全機能を有する構築物、系統及び機器への影響を考慮し、FK-5-1-12を使用する局所放出の固定式ガス消火設備を設置する。</p> <p>ケーブルトレイに対する局所ガス消火設備の概要を第6図に示す。</p> <p>なお、適用に当たっては消火設備の設計の妥当性について、試験等により確認するものとする。</p>		

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第6図：局所ガス消火設備概要図（ケーブルトレイ）</p> <p>(4) その他の可燃物に対する消防方針の検討          原子炉建屋通路部に設置されている上記（1）～（3）以外の可燃物については、可燃物が少ないと、筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一、当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としていること、又は使用時以外通電せず発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれがなく、万一、火災が発生しても煙の発生を抑えることから、消防活動が困難とならない。          (別紙1)          このようなものに対しては、火災発生時に初期消火要員が火災発生場所に急行し、消火器等を使用して消火活動を行うものとする。女川原子力発電所では、初期消火要員が常駐しており、消火手順の整備や消火活動に必要な資機材（消火器、耐熱服、セルフエアセッショ等）の配備を行っている。初期消火要員は、建屋内火災を想定した訓練を実施している。</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 泊該当資料無1)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 原子炉建屋通路部の持込み可燃物管理</p> <p>原子炉建屋通路部については、持込み可燃物管理を実施する。持込み可燃物管理における火災の発生防止・延焼防止に関する遵守事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルトレイ直下への可燃物の仮置きを禁止する。</li> <li>・火災区域又は火災区画で周囲に火災防護対象機器がない場所に可燃物を仮置きする場合には、不燃シートで覆う又は金属箱の中に入納するとともに、その近傍に消火器を準備する。</li> <li>・火災区域又は火災区画での作業に伴い、火災防護対象機器近傍に作業上必要な可燃物を持ち込む際には作業員の近くに置くとともに、休憩時や作業終了時には火災防護対象機器近傍から移動する。</li> <li>・火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画は、可燃物の仮置きを禁止する。</li> </ul> <p>なお、原子炉建屋通路部において定期検査中の放射線管理資機材等の設置、工事用仮設分電盤設置、工事用ケーブル・ホース類仮設等の可燃性の資機材を設置する場合には、防火監視の強化、可燃性の資機材から一定距離以内での火気作業禁止といった措置を行い、火災の発生防止・延焼防止に努めることを持込み可燃物の運用管理手順に定める。</p> <p>(6) まとめ</p> <p>原子炉建屋通路部には資料5で示すように異なる2種類の感知器を設置するとともに、主な可燃物に対して局所放出の固定式消火設備を設置することによって、火災発生時に速やかに火災を感知し消火を行う設計とする。</p> <p>これ以外の可燃物に対しては、煙の発生を抑えるため消火活動が可能である。</p> <p>別紙1 (1／8)</p> <p>原子炉建屋通路部において消火活動が困難とならない機器について</p> <p>○原子炉建屋1階西側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、常用系プロセス放射線モニタ多重伝送現場盤、計装ラック、空気作動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト          :対象エリア(通路部)          :ケーブルトレイ          :消火器          :二酸化炭素消火器</p> <p>設置されている機器          工業系プロセス放射線モニタ          多電流送受器盤          計装ラック          空気作動弁</p>		

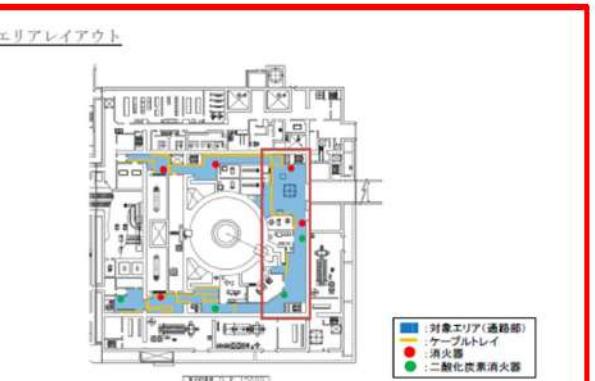
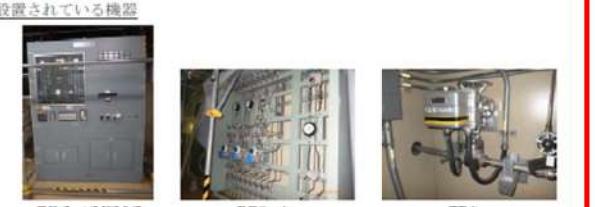
## 別紙1（2／8）

## ○原子炉建屋1階北側通路

当該エリアに設置している機器は、燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩装置現場制御盤、計装ラック、電動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。

また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>別紙1 (3／8)</p> <p>○原子炉建屋1階東側通路 当該エリアに設置しているモータコントロールセンタ以外の機器は、格納容器露点計ラック、計装ラック、エリア放射線モニタ等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。 また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p> <p>設置されている機器</p> <p>格納容器遮蔽計ラック 計量ウック エリア放射線モニタ</p>		

## 別紙1（4／8）

## ○原子炉建屋2階西側通路

当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ、地震計、オペフロ電源ボックス用変圧器等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。

また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><u>エリアレイアウト</u></p>  <p>対象エリア(通路部) 機器ハッチ(開口部) ケーブルレイ 消火器</p> <p><u>設置されている機器</u></p>  <p>エリア放射線モニタ 地震計 オペフロ電源 ボックス用変圧器</p>		

別紙1（5／8）

## ○原子炉建屋2階北側通路

当該エリアに設置している機器は、電磁弁架台、ほう酸水注入系現場操作箱、作業用分電盤等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。

また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

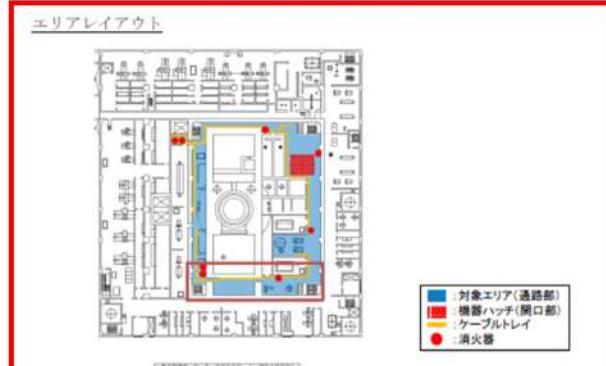
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><u>エリアレイアウト</u></p> <p>対象エリア(通路部) 機器ハッチ(開口部) ケーブルトレイ 消火器</p> <p><u>設置されている機器</u></p> <p>別紙1 (6／8)</p> <p>○原子炉建屋2階東側通路 当該エリアに設置している機器は、HPCW サージタンク、ページ用排風機、電動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。 また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

## 泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

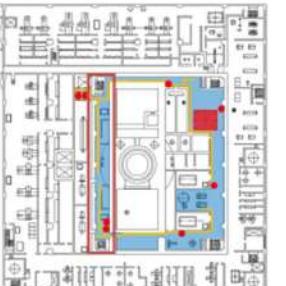
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>別紙1 (7 / 8)</p> <p>○原子炉建屋2階南側通路</p> <p>当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ多重伝送現場盤、電動弁、計装ラック等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火事が発生しても、他の機器で火事が発生することを防止する設計としている。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料6 泊該当資料無1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>エリアレイアウト</p>  <p>■: 対象エリア(通路部)      ■: 機器ハッチ(開口部)      ■: ケーブルトレイ      ●: 消火器</p> <p>設置されている機器</p>  <p>エリア放射線モニタ 多重伝送規制盤 電動弁 計装ラック</p>		

別紙1 (8/8)

## ○原子炉建屋3階 運転床

当該エリアに設置している機器は、エリア放射線モニタ、計器、クレーン、操作箱、電動弁等である。これらは筐体・金属被覆の可とう電線管に収納していること等により、万一当該機器及びケーブルにおける火災が発生しても、他の機器で火災が発生することを防止する設計としている。また、クレーンや操作箱については通常通電されておらず発火源がないこと、使用時のみ電源を投入し、使用の際は近傍に作業員がいるため万一火災が発生してもすぐに初期消火可能であることから、火災が発生するおそれがない。

また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 泊該当資料無1)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料2 1</p> <p>消火活動が困難とならないエリアの状況</p> <p>1.はじめに 消火活動が困難とならないエリアは、資料5の3.1項に示すように、a.屋外の火災区域、b.人が常駐している火災区域又は火災区画及びc.個別評価により煙が充満しないと判断できる火災区域又は火災区画を消火活動が困難とならないエリアとして抽出している。 ここでは、a,bに該当しない火災区域又は火災区画のうち、天井高さ、空間容積、可燃物量、可燃物の延焼防止対策等を考慮し、個別評価により、火災が発生しても煙が充満しないと判断される箇所について説明する。</p>	<p>添付資料11</p> <p>女川原子力発電所2号炉における 安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の 可燃物等の状況について</p> <p>1.目的 安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は、基本的には、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定するが、屋外の火災区域又は火災区画、並びに可燃物が少ない火災区域又は火災区画は、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないことから、消火器による消火が可能である。 したがって、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の現場の状況を確認し、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を選定する。</p>	<p>添付資料1 1</p> <p>泊発電所3号炉における 安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の 可燃物等の状況について</p> <p>1.目的 安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画は、基本的には、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるものとして選定するが、屋外の火災区域又は火災区画、並びに可燃物が少ない火災区域又は火災区画は、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないことから、消火器による消火が可能である。 したがって、安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画の現場の状況を確認し、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画を選定する。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず) 【女川】 設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 個別評価を行う上での考慮事項 個別評価を行うにあたり考慮する事項として、以下のとおり整理する。</p> <p>(1)主な設置機器 消火活動が困難とならないエリアとして、エリア内にある主な設置機器（可燃物）がどの程度あるかを確認する。</p> <p>(2)消火活動の成立性 消火活動が困難とならないエリアとして、(1)に示す機器に対して、可燃物の火災の発生防止対策をどのように実施しているかを確認する。各機器に対する火災の発生防止対策について別紙1に示す。</p> <p>以上の(1)～(2)の観点で、エリア情報を整理し、総合的に判断して、消火活動が困難とならないかを個別に評価する。評価結果を3.以降に示す。</p> <p>なお、燃料取替用水ピット、復水ピットについては、大半が水と金属であり、火災が発生するおそれはないため、評価の対象外とする。</p>	<p>2. 火災発生時の煙の充满により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の可燃物等の状況について 安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙の充满により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の一覧を第1表に示す。また、現場の状況を以下に示す。なお、これらの火災区域又は火災区画は、発火源となる高温の熱源がないこと、火災源となる可燃物がほとんどないことに加え、持込み可燃物管理により火災荷重を低く抑える。持込み可燃物の管理について、具体的には危険物の仮置き禁止、火災区域又は火災区画に仮置きされる可燃物の種類、量の確認と火災荷重の評価を行い、可燃物量1,000MJ、等価火災時間0.1時間のいずれも超えないようとする。火災区域又は火災区画内の仮置きについても、安全機能を有する構築物、系統及び機器の近傍には仮置きしないよう管理する。以上の持込み可燃物管理に係わる要領については、火災防護計画に定める。</p>	<p>2. 火災発生時の煙の充满により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の可燃物等の状況について 安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画のうち、火災発生時の煙の充满により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の一覧を第1表に示す。また、現場の状況を以下に示す。なお、これらの火災区域又は火災区画は、発火源となる高温の熱源がないこと、火災源となる可燃物がほとんどないことに加え、持込み可燃物管理により火災荷重を低く抑える。持込み可燃物の管理について、具体的には危険物の仮置き禁止、火災区域又は火災区画に仮置きされる可燃物の種類、量の確認と火災荷重の評価を行い、可燃物量1,000MJ、等価火災時間0.1時間のいずれも超えないようとする。火災区域又は火災区画内の仮置きについても、安全機能を有する構築物、系統及び機器の近傍には仮置きしないよう管理する。以上の持込み可燃物管理に係わる要領については、火災防護計画に定める。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																										
	<p style="text-align: center;">第1表：火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない 火災区域又は火災区画一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>大炎区域</th> <th>火災 区域</th> <th>部屋番号</th> <th>部屋名稱</th> <th>天井高 (m)</th> <th>エリア 面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>等価火災 時間</th> <th>発熱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>制御建屋</td><td>C1-E</td><td>C-1-13</td><td>C-01換気室</td><td>30.80</td><td>874</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>2</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-A</td><td>E-1-20</td><td>LOW吸排エアフロードア室</td><td>3.80</td><td>110</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>3</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-A</td><td>E-1-21</td><td>代替換気用エアフロードア室</td><td>3.70</td><td>70</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>4</td><td>原子炉建屋</td><td>E-1-42</td><td>E-0-1</td><td>E-01換気室</td><td>43.80</td><td>530</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>5</td><td>原子炉建屋</td><td>E2-A</td><td>E-2-1</td><td>E-21換気室</td><td>6.20</td><td>380</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>6</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-J</td><td>E-2-28</td><td>HPACE+CO2ガス室</td><td>5.40</td><td>280</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>7</td><td>原子炉建屋</td><td>B-2-5</td><td>E-2-5</td><td>E-25換気室</td><td>4.10</td><td>480</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>8</td><td>原子炉建屋</td><td>B1-D</td><td>E-2-39</td><td>E-239換気室</td><td>2.70</td><td>210</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>9</td><td>原子炉建屋</td><td>B1-E</td><td>E-2-9</td><td>DODD(A), DPCS)連絡配管ルート</td><td>2.00</td><td>90</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>10</td><td>原子炉建屋</td><td>B2-C</td><td>E-2-10</td><td>DODD(B)連絡配管ルート</td><td>2.00</td><td>160</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>11</td><td>原子炉建屋</td><td>B2-B</td><td>E-2-11</td><td>BIBバルブ(B)室</td><td>2.90</td><td>420</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>12</td><td>原子炉建屋</td><td>B1-D</td><td>E-2-12</td><td>BIBバルブ(A)室</td><td>2.90</td><td>400</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>13</td><td>原子炉建屋</td><td>B1-D</td><td>E-2-11</td><td>BIB熱交換器(A)室</td><td>9.10</td><td>710</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>14</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-1</td><td>E-2-32</td><td>FCV(1)換気室</td><td>9.30</td><td>890</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>15</td><td>原子炉建屋</td><td>B2-B</td><td>E-2-32</td><td>BIB熱交換器(B)室</td><td>9.10</td><td>710</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>16</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-M</td><td>E-2-25</td><td>バーサカルエアロック前室</td><td>6.60</td><td>110</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>17</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-M</td><td>E-2-26</td><td>計測・監視室</td><td>6.90</td><td>330</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>18</td><td>原子炉建屋</td><td>E1-B</td><td>E-2-19</td><td>F.3</td><td>1.20</td><td>70</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>19</td><td>原子炉建屋</td><td>E1-B</td><td>E-2-20</td><td>原子炉建屋(A)専用風機室</td><td>4.80</td><td>220</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>20</td><td>原子炉建屋</td><td>E2-D</td><td>E-2-26</td><td>ルームA室</td><td>2.90</td><td>270</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>21</td><td>原子炉建屋</td><td>E2-E</td><td>E-2-13</td><td>E-21換気換気室(B)室</td><td>10.17</td><td>490</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>22</td><td>原子炉建屋</td><td>E2-B</td><td>E-2-14</td><td>CMS(2)換気室</td><td>3.80</td><td>70</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>23</td><td>原子炉建屋</td><td>E1-B</td><td>E-2-15</td><td>CMS(2)(A)室</td><td>3.50</td><td>70</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>24</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-E</td><td>E-2-16</td><td>SGTS(7)(k)(z)(e)室</td><td>10.10</td><td>480</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>25</td><td>原子炉建屋</td><td>E2-A</td><td>E-2-24</td><td>原子炉建屋(DPCS)送風機室</td><td>8.10</td><td>1,390</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> </tbody> </table>	No.	大炎区域	火災 区域	部屋番号	部屋名稱	天井高 (m)	エリア 面積 (m <sup>2</sup> )	等価火災 時間	発熱量	1	制御建屋	C1-E	C-1-13	C-01換気室	30.80	874	0.1時間以下	1,000MJ以下	2	原子炉建屋	BV-A	E-1-20	LOW吸排エアフロードア室	3.80	110	0.1時間以下	1,000MJ以下	3	原子炉建屋	BV-A	E-1-21	代替換気用エアフロードア室	3.70	70	0.1時間以下	1,000MJ以下	4	原子炉建屋	E-1-42	E-0-1	E-01換気室	43.80	530	0.1時間以下	1,000MJ以下	5	原子炉建屋	E2-A	E-2-1	E-21換気室	6.20	380	0.1時間以下	1,000MJ以下	6	原子炉建屋	BV-J	E-2-28	HPACE+CO2ガス室	5.40	280	0.1時間以下	1,000MJ以下	7	原子炉建屋	B-2-5	E-2-5	E-25換気室	4.10	480	0.1時間以下	1,000MJ以下	8	原子炉建屋	B1-D	E-2-39	E-239換気室	2.70	210	0.1時間以下	1,000MJ以下	9	原子炉建屋	B1-E	E-2-9	DODD(A), DPCS)連絡配管ルート	2.00	90	0.1時間以下	1,000MJ以下	10	原子炉建屋	B2-C	E-2-10	DODD(B)連絡配管ルート	2.00	160	0.1時間以下	1,000MJ以下	11	原子炉建屋	B2-B	E-2-11	BIBバルブ(B)室	2.90	420	0.1時間以下	1,000MJ以下	12	原子炉建屋	B1-D	E-2-12	BIBバルブ(A)室	2.90	400	0.1時間以下	1,000MJ以下	13	原子炉建屋	B1-D	E-2-11	BIB熱交換器(A)室	9.10	710	0.1時間以下	1,000MJ以下	14	原子炉建屋	BV-1	E-2-32	FCV(1)換気室	9.30	890	0.1時間以下	1,000MJ以下	15	原子炉建屋	B2-B	E-2-32	BIB熱交換器(B)室	9.10	710	0.1時間以下	1,000MJ以下	16	原子炉建屋	BV-M	E-2-25	バーサカルエアロック前室	6.60	110	0.1時間以下	1,000MJ以下	17	原子炉建屋	BV-M	E-2-26	計測・監視室	6.90	330	0.1時間以下	1,000MJ以下	18	原子炉建屋	E1-B	E-2-19	F.3	1.20	70	0.1時間以下	1,000MJ以下	19	原子炉建屋	E1-B	E-2-20	原子炉建屋(A)専用風機室	4.80	220	0.1時間以下	1,000MJ以下	20	原子炉建屋	E2-D	E-2-26	ルームA室	2.90	270	0.1時間以下	1,000MJ以下	21	原子炉建屋	E2-E	E-2-13	E-21換気換気室(B)室	10.17	490	0.1時間以下	1,000MJ以下	22	原子炉建屋	E2-B	E-2-14	CMS(2)換気室	3.80	70	0.1時間以下	1,000MJ以下	23	原子炉建屋	E1-B	E-2-15	CMS(2)(A)室	3.50	70	0.1時間以下	1,000MJ以下	24	原子炉建屋	BV-E	E-2-16	SGTS(7)(k)(z)(e)室	10.10	480	0.1時間以下	1,000MJ以下	25	原子炉建屋	E2-A	E-2-24	原子炉建屋(DPCS)送風機室	8.10	1,390	0.1時間以下	1,000MJ以下	<p style="text-align: center;">第1表：火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない 火災区域又は火災区画一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>火災区域</th> <th>部屋番号</th> <th>部屋名稱</th> <th>天井高 (m)</th> <th>エリア 面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>等価 火災時間</th> <th>発熱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>4/B-7-0</td><td></td><td>原子炉建屋4/B-7-0</td><td>9.0以上</td><td>740</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> </tbody> </table>	No.	火災区域	部屋番号	部屋名稱	天井高 (m)	エリア 面積 (m <sup>2</sup> )	等価 火災時間	発熱量	1	4/B-7-0		原子炉建屋4/B-7-0	9.0以上	740	0.1時間以下	1,000MJ以下	<p style="color: red;">【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>
No.	大炎区域	火災 区域	部屋番号	部屋名稱	天井高 (m)	エリア 面積 (m <sup>2</sup> )	等価火災 時間	発熱量																																																																																																																																																																																																																																																					
1	制御建屋	C1-E	C-1-13	C-01換気室	30.80	874	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
2	原子炉建屋	BV-A	E-1-20	LOW吸排エアフロードア室	3.80	110	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
3	原子炉建屋	BV-A	E-1-21	代替換気用エアフロードア室	3.70	70	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
4	原子炉建屋	E-1-42	E-0-1	E-01換気室	43.80	530	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
5	原子炉建屋	E2-A	E-2-1	E-21換気室	6.20	380	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
6	原子炉建屋	BV-J	E-2-28	HPACE+CO2ガス室	5.40	280	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
7	原子炉建屋	B-2-5	E-2-5	E-25換気室	4.10	480	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
8	原子炉建屋	B1-D	E-2-39	E-239換気室	2.70	210	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
9	原子炉建屋	B1-E	E-2-9	DODD(A), DPCS)連絡配管ルート	2.00	90	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
10	原子炉建屋	B2-C	E-2-10	DODD(B)連絡配管ルート	2.00	160	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
11	原子炉建屋	B2-B	E-2-11	BIBバルブ(B)室	2.90	420	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
12	原子炉建屋	B1-D	E-2-12	BIBバルブ(A)室	2.90	400	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
13	原子炉建屋	B1-D	E-2-11	BIB熱交換器(A)室	9.10	710	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
14	原子炉建屋	BV-1	E-2-32	FCV(1)換気室	9.30	890	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
15	原子炉建屋	B2-B	E-2-32	BIB熱交換器(B)室	9.10	710	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
16	原子炉建屋	BV-M	E-2-25	バーサカルエアロック前室	6.60	110	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
17	原子炉建屋	BV-M	E-2-26	計測・監視室	6.90	330	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
18	原子炉建屋	E1-B	E-2-19	F.3	1.20	70	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
19	原子炉建屋	E1-B	E-2-20	原子炉建屋(A)専用風機室	4.80	220	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
20	原子炉建屋	E2-D	E-2-26	ルームA室	2.90	270	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
21	原子炉建屋	E2-E	E-2-13	E-21換気換気室(B)室	10.17	490	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
22	原子炉建屋	E2-B	E-2-14	CMS(2)換気室	3.80	70	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
23	原子炉建屋	E1-B	E-2-15	CMS(2)(A)室	3.50	70	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
24	原子炉建屋	BV-E	E-2-16	SGTS(7)(k)(z)(e)室	10.10	480	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
25	原子炉建屋	E2-A	E-2-24	原子炉建屋(DPCS)送風機室	8.10	1,390	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
No.	火災区域	部屋番号	部屋名稱	天井高 (m)	エリア 面積 (m <sup>2</sup> )	等価 火災時間	発熱量																																																																																																																																																																																																																																																						
1	4/B-7-0		原子炉建屋4/B-7-0	9.0以上	740	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>大炎区域</th> <th>火災 区域</th> <th>部屋番号</th> <th>部屋名稱</th> <th>天井高 (m)</th> <th>エリア 面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>等価火災 時間</th> <th>発熱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>26</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-0</td><td>E-9-26</td><td>脱染室</td><td>10.20</td><td>190</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>27</td><td>原子炉建屋</td><td>E1-B</td><td>E-9-40</td><td>D/S(A)専用遮断風機室</td><td>11.95</td><td>300</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>28</td><td>原子炉建屋</td><td>E2-A</td><td>E-9-44</td><td>D/S(DPCS)専用遮断風機室</td><td>11.95</td><td>300</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>29</td><td>原子炉建屋</td><td>E2-A</td><td>E-9-43</td><td>D/S(B)専用遮断風機室</td><td>11.95</td><td>300</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>30</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-E</td><td>E-9-47</td><td>SGTS(7)(y)(3)室</td><td>4.99</td><td>260</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>31</td><td>原子炉建屋</td><td>E1-B</td><td>E-9-55</td><td>原子炉建屋(A)専用風機室</td><td>6.10</td><td>820</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>32</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-E</td><td>E-9-59</td><td>SGTS(2)(A)室</td><td>6.99</td><td>300</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>33</td><td>原子炉建屋</td><td>E2-A</td><td>E-9-64</td><td>原子炉建屋(B)専用風機室</td><td>6.10</td><td>890</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>34</td><td>原子炉建屋</td><td>BV-E</td><td>E-10-9</td><td>7'x4'7" x 4'4"室</td><td>11.70</td><td>432</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>35</td><td>タービン建屋</td><td>-</td><td>T-1-27</td><td>活性炭式吸湿器(AB-9)7'x7"室</td><td>12.70</td><td>780</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>36</td><td>タービン建屋</td><td>-</td><td>T-2-12</td><td>排Y/A床木室(A)室</td><td>6.19</td><td>960</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>37</td><td>屋外</td><td>V1-E</td><td>T-7-1</td><td>DODD(A), DPCS)連絡配管ルート</td><td>3.05</td><td>150</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>38</td><td>屋外</td><td>V2-B</td><td>T-7-4</td><td>DODD(B)連絡配管ルート</td><td>3.05</td><td>130</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> <tr><td>39</td><td>屋外</td><td>V1-T-7</td><td>T-7-7</td><td>海水ポンプ(1)/連絡ルート(2)/7'x7"室</td><td>11.89</td><td>380</td><td>0.1時間以下</td><td>1,000MJ以下</td></tr> </tbody> </table>	No.	大炎区域	火災 区域	部屋番号	部屋名稱	天井高 (m)	エリア 面積 (m <sup>2</sup> )	等価火災 時間	発熱量	26	原子炉建屋	BV-0	E-9-26	脱染室	10.20	190	0.1時間以下	1,000MJ以下	27	原子炉建屋	E1-B	E-9-40	D/S(A)専用遮断風機室	11.95	300	0.1時間以下	1,000MJ以下	28	原子炉建屋	E2-A	E-9-44	D/S(DPCS)専用遮断風機室	11.95	300	0.1時間以下	1,000MJ以下	29	原子炉建屋	E2-A	E-9-43	D/S(B)専用遮断風機室	11.95	300	0.1時間以下	1,000MJ以下	30	原子炉建屋	BV-E	E-9-47	SGTS(7)(y)(3)室	4.99	260	0.1時間以下	1,000MJ以下	31	原子炉建屋	E1-B	E-9-55	原子炉建屋(A)専用風機室	6.10	820	0.1時間以下	1,000MJ以下	32	原子炉建屋	BV-E	E-9-59	SGTS(2)(A)室	6.99	300	0.1時間以下	1,000MJ以下	33	原子炉建屋	E2-A	E-9-64	原子炉建屋(B)専用風機室	6.10	890	0.1時間以下	1,000MJ以下	34	原子炉建屋	BV-E	E-10-9	7'x4'7" x 4'4"室	11.70	432	0.1時間以下	1,000MJ以下	35	タービン建屋	-	T-1-27	活性炭式吸湿器(AB-9)7'x7"室	12.70	780	0.1時間以下	1,000MJ以下	36	タービン建屋	-	T-2-12	排Y/A床木室(A)室	6.19	960	0.1時間以下	1,000MJ以下	37	屋外	V1-E	T-7-1	DODD(A), DPCS)連絡配管ルート	3.05	150	0.1時間以下	1,000MJ以下	38	屋外	V2-B	T-7-4	DODD(B)連絡配管ルート	3.05	130	0.1時間以下	1,000MJ以下	39	屋外	V1-T-7	T-7-7	海水ポンプ(1)/連絡ルート(2)/7'x7"室	11.89	380	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																					
No.	大炎区域	火災 区域	部屋番号	部屋名稱	天井高 (m)	エリア 面積 (m <sup>2</sup> )	等価火災 時間	発熱量																																																																																																																																																																																																																																																					
26	原子炉建屋	BV-0	E-9-26	脱染室	10.20	190	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
27	原子炉建屋	E1-B	E-9-40	D/S(A)専用遮断風機室	11.95	300	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
28	原子炉建屋	E2-A	E-9-44	D/S(DPCS)専用遮断風機室	11.95	300	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
29	原子炉建屋	E2-A	E-9-43	D/S(B)専用遮断風機室	11.95	300	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
30	原子炉建屋	BV-E	E-9-47	SGTS(7)(y)(3)室	4.99	260	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
31	原子炉建屋	E1-B	E-9-55	原子炉建屋(A)専用風機室	6.10	820	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
32	原子炉建屋	BV-E	E-9-59	SGTS(2)(A)室	6.99	300	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
33	原子炉建屋	E2-A	E-9-64	原子炉建屋(B)専用風機室	6.10	890	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
34	原子炉建屋	BV-E	E-10-9	7'x4'7" x 4'4"室	11.70	432	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
35	タービン建屋	-	T-1-27	活性炭式吸湿器(AB-9)7'x7"室	12.70	780	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
36	タービン建屋	-	T-2-12	排Y/A床木室(A)室	6.19	960	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
37	屋外	V1-E	T-7-1	DODD(A), DPCS)連絡配管ルート	3.05	150	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
38	屋外	V2-B	T-7-4	DODD(B)連絡配管ルート	3.05	130	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					
39	屋外	V1-T-7	T-7-7	海水ポンプ(1)/連絡ルート(2)/7'x7"室	11.89	380	0.1時間以下	1,000MJ以下																																																																																																																																																																																																																																																					

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 原子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域で、消火活動が困難とならないエリア</p>  <p>(1) C-01 階段室 (C-1-13)          C-01 階段室に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。          また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>	<p>(1) C-01 階段室 (C-1-13)          C-01 階段室に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。          また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>	<p>(1) 原子炉補助建屋40.3m通路部 (A/B 7-01)          原子炉補助建屋40.3m通路部に設置している機器は、ダクト、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。          また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p>(エリアレイアウト)          エリア容積740m<sup>3</sup>、等価火災時間0.1時間以下          ●：消火器          ■：消火栓          □：当該室          △：扉          →：写真①          ←：写真②</p> <p>室内の様子（写真①）          電線管</p> <p>設置されている機器（写真②）          ダクト</p>	<p>【大飯】          ■記載方針の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【女川・大飯】          ■設計の相違          設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 消火活動の成立性          ①(1)に示す原子炉補機冷却水サージタンク室に設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。</p> <p>以上のことより、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筒体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> <p>&lt;現場確認状況&gt;</p> 	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)   </p> <p>設置されている機器            電線管</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>【女川・大飯】          ■設計の相違          設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>	

(2) LCW 収集ポンプ(A)室 (R-1-20)

LCW 収集ポンプ(A)室に設置している機器は、LCW 収集ポンプ(A)である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。

可燃物としては、ポンプ軸受に少量の潤滑油を使用している。軸受は、不燃材である金属で覆われており、万一軸受部から発火した場合でも設備外部に燃え広がることがないこと、当該室は機械換気 (エリア容積110 m<sup>3</sup> に対し換気風量900m<sup>3</sup>/h) する設計であることから、煙の充満により消火活動は困難とならない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。

【女川】

■設計の相違  
 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>(エリアレイアウト)    エリア容積 110m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下    原子炉建屋地下3階</p> <p>■: 消火栓    ●: 消火器    □: 当核室    △: 部    ←: 写真①</p> <p>室内の様子 (写真①)    設置されている機器</p> <p>可とう電線管 ポンプ</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違    設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## (3) 代替循環冷却ポンプ室 (R-1-21)

代替循環冷却ポンプ室に設置している機器は、代替循環冷却ポンプである。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。

可燃物としては、ポンプ軸受に少量の潤滑油を使用している。軸受は、不燃材である金属で覆われており、万一軸受部から発火した場合でも設備外部に燃え広がることがないこと、当該室は機械換気 (エリア容積70m<sup>3</sup>に対し換気風量900m<sup>3</sup>/h) する設計であることから、煙の充満により消火活動は困難とならない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。

## 【女川】

■設計の相違  
 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 70m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1時間以下</p> <p>原子炉建屋地下3階</p> <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p>  <p>ポンプ (設置予定場所)</p> <p>※写真の設備を撤去しポンプ新設予定</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>
	<p>(4) R-01 階段室 (R-1-62)</p> <p>R-01 階段室に設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消防活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 589m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1時間以下</p> <p>原子炉建屋地下3階</p> <p>■: 消火栓 ●: 消火器 ■: 当該室 □: 廊 △: 写真①</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p> 		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>
	<p>(5) CRD 計装ラック室 (R-3-1)</p> <p>CRD 計装ラック室に設置している機器は、ダクト、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 380m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1時間以下</p> <p>原子炉建屋地下2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>※足場や資生は仮設設置</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>
	<p>(6) HPAC タービンポンプ室 (R-3-28)</p> <p>HPAC タービンポンプ室に設置している機器は、高圧代替注水系ポンプ、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び可とう電線管に敷設している。なお、高圧代替注水系ポンプは、蒸気駆動方式のポンプであり、ポンプの軸潤滑は自系統の冷却水で行うため潤滑油を使用しない設計である。</p> <p>また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消防活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 280m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋地下2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>ポンプ (設置予定場所)</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>
	<p>(7) CRD 補修室 (R-5-5)</p> <p>CRD 補修室に設置している機器は、制御棒駆動系補修設備、ハッチ開閉装置制御盤、揚重機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、制御棒駆動系補修設備軸受のグリス、ハッチ開閉装置制御盤及び揚重機等があるが、軸受は不燃材である金属で覆われていること、制御盤及び揚重機は常時電源切とし、使用時のみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 480m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1時間以下</p> <p>原子炉建屋地下1階</p> <p>■ : 消火栓 ● : 消火器 ■ : 当該室 □ : 庫 △ : 写真①</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>制御棒駆動系補修設備</p> <p>ハッチ開閉装置制御盤</p>		<p>【女川】</p> <p>■ 設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## (8) TIP 装置室 (R-5-39)

TIP 装置室に設置している機器は、移動式炉心内校正装置等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。

また、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。

## 【女川】

■ 設計の相違  
設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 280m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1時間以下</p> <p>原子炉建屋地下1階</p> <p>■: 消火栓 ●: 消火器 ■: 消火栓 △: 避難路 ■: 避難口 ■: 室内の様子(写真①)</p> <p>室内の様子(写真①)</p>  <p>移動式炉心内校正装置 電線管</p> <p>(9) DGDO(A), (HPCS)連絡配管 トレーニチ (R-6-9)          DGDO(A), (HPCS)連絡配管 トレーニチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。          燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震Sクラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからディタンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレーニチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45°Cに達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難となりない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難となりない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護继電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>また、トレーニング内に可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入域時の電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレーニング入域時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>トレーニング内は可燃物の仮置きを禁止とともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

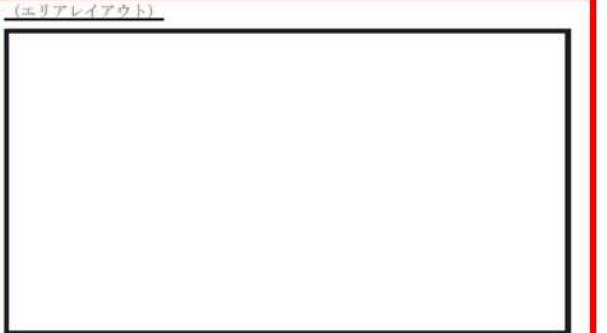
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>配管</p> <p>電線管</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難となりない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>
	<p>(10) DGDO(B)連絡配管 トレンチ (R-6-10)</p> <p>DGDO(B)連絡配管トレンチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震Sクラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからディタンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45°Cに達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難となりない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護继電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入域時ののみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入域時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止するとともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①) </p> <p>設置されている機器 </p> <p>電線管</p> <p>配管</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難となりない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(11) RHR バルブ(B)室 (R-6-11)</p> <p>RHR バルブ(B)室に設置している機器は、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p>(エリアレイアウト) エリア容積 420m<sup>2</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下 原子炉建屋地下中1階 原子炉建屋1階 壁面に上り下降にアクセス ■消火栓 ●消火器 ■当該室 □扉 ■写真①</p> <p>室内の様子（写真①） ※足場や養生は仮設設置 ■電動弁 ■可とう電線管</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(12) RHR バルブ(A)室 (R-6-12)</p> <p>RHR バルブ(A)室に設置している機器は、PLR サンプリング配管 ヒータ制御盤、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p>(エリアレイアウト) エリア容積 400m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下 原子炉建屋地下中1階 原子炉建屋1階 消防栓 消火器 消火ホース 梯子 写真① 室内の様子 (写真①) PLRサンプリング配管ヒータ制御盤 ※足場や養生は仮設設置 設置されている機器 可とう電線管 電動弁</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難となりない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

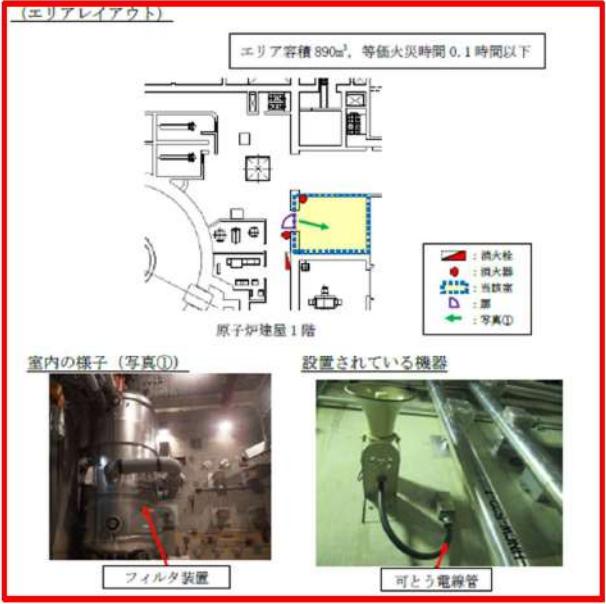
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(13) RHR 热交換器(A)室 (R-7-14)</p> <p>RHR 热交換器(A)室に設置している機器は、热交換器、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p><u>(エリアレイアウト)</u></p> <p>エリア容積 710m<sup>2</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 1階</p> <p>消火栓 消火器 当駆除 階 等高線</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>熱交換器</p> <p>電線管 電動弁</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(14) FCVS フィルタ装置室 (R-7-40)</p> <p>FCVS フィルタ装置室に設置している機器は、フィルタ装置、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p>The diagram shows the layout of the filter room area, which has a volume of 890m³ and a fire resistance time of less than 0.1 hours. It includes symbols for fire extinguishers, fire hydrants, emergency exits, and cameras. Below the diagram are two photographs: one showing the filter equipment and another showing the cable ducts.</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(15) RHR 热交換器(B)室 (R-7-52)</p> <p>RHR 热交換器(B)室に設置している機器は、热交換器、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p><u>(エリアレイアウト)</u></p> <p>エリア容積 710m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 1階</p> <p>■ : 消火栓 ● : 消火器 ■ : 消火栓 △ : 開口 → : 等真①</p> <p><u>室内の様子 (写真①)</u></p> <p><u>設置されている機器</u></p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(16) パーソナルエアロック前室 (R-7-75)      パーソナルエアロック前室に設置している機器は、電線管等である。      これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。      また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 110m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 1 階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>電線管</p> </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(17) 計装ペネトレーション室 (R-7-76)</p> <p>計装ペネトレーション室に設置している機器は、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

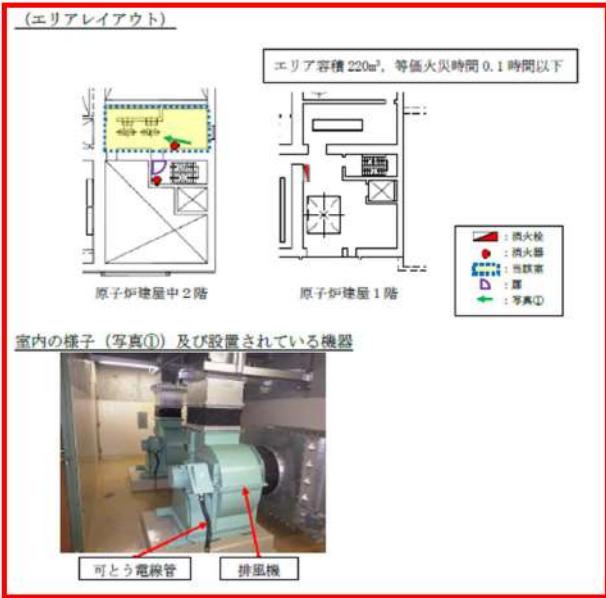
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(18) P. S (R-8-19)</p> <p>P. Sに設置している機器は、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p><u>(エリアレイアウト)</u></p>  <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p> 		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

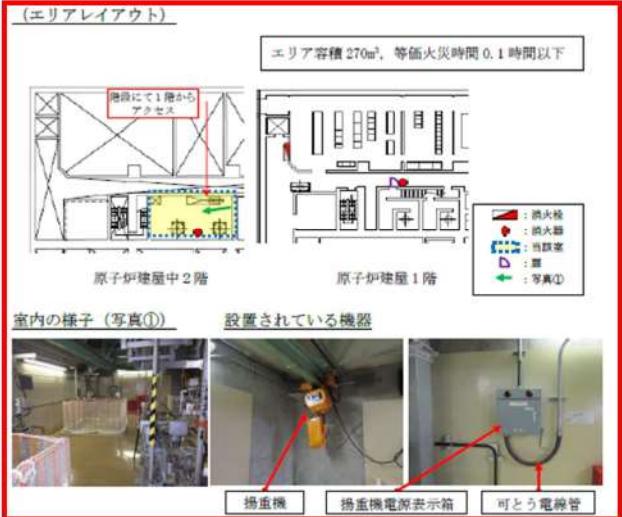
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(19) 原子炉補機(A)室排風機室 (R-8-20)</p> <p>原子炉補機(A)室排風機室に設置している機器は、排風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p><u>(エリアレイアウト)</u></p>  <p>エリア容積 220m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋中2階 原子炉建屋1階</p> <p>■ : 消火栓 ● : 消火器 ■ : 避難路 □ : 閉 △ : 開 △ : 遠隔①</p> <p>室内の様子 (写真①) 及び設置されている機器</p> <p>可とう電線管 排風機</p>		<p>【女川】</p> <p>■ 設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(20) メンテナンス室 (R-8-26)</p> <p>メンテナンス室に設置している機器は、揚重機及び揚重機電源表示箱等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては揚重機及び揚重機電源表示箱等があるが、これらは常時電源切とし、使用時ののみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p><b>(エリアレイアウト)</b> エリア容積 270m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋中2階 原子炉建屋1階</p> <p>室内の様子（写真①） 設置されている機器</p> <p>揚重機 揚重機電源表示箱 可とう電線管</p> <p>【女川】      ■設計の相違      設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(21) ダスト放射線モニタ(B)室 (R-9-13)</p> <p>ダスト放射線モニタ(B)室に設置している機器は、ポンプ及び計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p> <p>エリア容積 490m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>可とう電線管</p> <p>ポンプ</p> <p>計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(22) CAMS ラック (B) 室 (R-9-14)</p> <p>CAMS ラック (B)室に設置している機器は、計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p><u>(エリアレイアウト)</u></p>  <p>エリア容積 70m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 2階</p> <p>■: 消火栓 ●: 消火器 ■: 消火設備室 □: 室 △: 写真①</p> <p><u>室内的様子 (写真①) 及び設置されている機器</u></p>  <p>計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(23) CAMS ラック (A)室 (R-9-15)</p> <p>CAMS ラック (A)室に設置している機器は、計装ラック等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>また、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 70m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>設置されている機器</p>  <p>計装ラック</p> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(24) SGTS フィルタユニット室 (R-9-16)</p> <p>SGTS フィルタユニット室に設置している機器は、非常用ガス処理系フィルタユニット、電源箱等である。ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、フィルタユニット内の活性炭フィルタ及び電源箱があるが、活性炭フィルタは不燃材であるフィルタ装置内にあること、電源箱は常時電源切とし、使用時ののみ電源を入れる運用とするため、使用時は常時監視下にあることから、火災が発生したとしても早期消火が可能であり燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p><b>(エリアレイアウト)</b> エリア容積 460m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1時間以下 原子炉建屋 2階</p> <p><b>室内の様子 (写真①)</b> 非常用ガス処理系フィルタユニット</p> <p><b>設置されている機器</b> 電源箱</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(25) 原子炉補機(HPCS)送風機室 (R-9-34)</p> <p>原子炉補機(HPCS)送風機室に設置している機器は、送風機、揚重機電源表示箱等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やスイッチ等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 1,390m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 2階</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p> <p>送風機</p> <p>揚重機電源表示箱</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(26) 除染室 (R-9-36)          除染室に設置している機器は、ダクト、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。          また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)            原子炉建屋2階</p> <p>室内的様子 (写真①)  </p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(27) D/G(A)室非常用送風機室 (R-9-40)</p> <p>D/G(A)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>エリア容積 330m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 2 階</p> <p>■ 消火栓 ● 消火器 △ 当該室 □ 開 ▲ ①写真①</p> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>非常用送風機</p> <p>可とう電線管</p>		<p>【女川】</p> <p>■ 設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(28) D/G(HPCS)室非常用送風機室 (R-9-44)</p> <p>D/G(HPCS)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a room labeled '原子炉建屋2階' (2nd floor of the reactor building). A yellow shaded area represents the '非常用送風機室' (Emergency Ventilation Room). Labels indicate '火大栓' (fire hydrant), '消火器' (fire extinguisher), '金鎖室' (golden chain room), '幕' (curtain), and '写真①' (Photo ①). Below the diagram are two photographs: one showing the interior of the room with a red arrow pointing to the '非常用送風機' (Emergency Ventilation Fan) and another showing the fan itself with a red arrow pointing to the '可とう電線管' (Kotou electrical conduit).</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(29) D/G(B)室非常用送風機室 (R-9-45)</p> <p>D/G(B)室非常用送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセントが設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a room labeled '原子炉建屋2階' (2nd floor of the reactor building). It indicates an area capacity of 380m³ and an equivalent fire time of less than 0.1 hours. Labels include: 消火栓 (fire hydrant), 消火器 (fire extinguisher), 当該室 (this room), 部 (part), and 写真① (photo ①). Below the diagram are two photographs: one showing the '室内の様子 (写真①)' (photo ①) with a red arrow pointing to a '非常用送風機' (emergency ventilation fan), and another showing '設置されている機器' (machines installed) with a red arrow pointing to a '可とう電線管' (flexible electrical conduit).</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(30) SGTS ファン(B)室 (R-9-47)</p> <p>SGTS ファン(B)室に設置している機器は、非常用ガス処理系排風機、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具やコンセント等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p><b>(エリアレイアウト)</b></p> <p>エリア容積 300m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下</p> <p>原子炉建屋 2階</p> <p>■ : 消火栓 ● : 消火器 ■ : 消栓箱 □ : 管 ■ : 電線管</p> <p>室内の様子 (写真①)</p> <p>設置されている機器</p> <p>非常用ガス処理系排風機 電動弁 可とう電線管</p> <p>※足場や養生は仮設設置</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難となりない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(31) 原子炉補機(A)室送風機室 (R-9-55)          原子炉補機(A)室送風機室に設置している機器は、送風機等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。          可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)            室内の様子 (写真①)            設置されている機器            梯子や衛生は仮設設置</p>		<p>【女川】          ■設計の相違          設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難となりない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(32) SGTS ファン(A)室 (R-9-59)</p> <p>SGTS ファン(A)室に設置している機器は、非常用ガス処理系排風機、電動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p><u>(エリアレイアウト)</u></p>  <p><u>室内の様子 (写真①)</u></p>  <p>※足場や養生は仮設設置</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(33) 原子炉補機(B)室送風機室 (R-9-64)</p> <p>原子炉補機(B)室送風機室に設置している機器は、送風機及び空気作動弁等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>可燃物としては、軸受にグリスを使用している。軸受は不燃材である金属で覆われており設備外部に燃え広がることはない。その他、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エリアレイアウト) エリア容積 890m<sup>3</sup>, 等価火災時間 0.1 時間以下 原子炉建屋 2階 室内の様子 (写真①) 設置されている機器 ※足場や養生は仮設設置 送風機 空気作動弁</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(34) プローアウトパネル室 (R-10-9)          プローアウトパネル室に設置している機器は、プローアウトパネル及び原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。          また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p><b>(エリアレイアウト)</b>          エリア容積 432m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1 時間以下            原子炉建屋中3階</p> <p><b>室内の様子 (写真①)</b>    <b>設置されている機器</b>            プローアウトパネル          ※プローアウトパネル閉止装置は設置予定</p>		<p><b>【女川】</b>  <span style="color:red;">■設計の相違</span>          設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難となりない火災区域及び火災区域の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(35) 活性炭式希ガスホールドアップ塔室 (T-1-27)          活性炭式希ガスホールドアップ塔室に設置している機器は、活性炭式希ガスホールドアップ塔及び前置フィルタ等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。          可燃物である活性炭は不燃材である活性炭式希ガスホールドアップ塔内にある。その他、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消防活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(36) 排ガス復水器(A)(B)室 (T-3-13)      排ガス復水器(A)(B)室に設置している機器は、排ガス再結合器、排ガス予冷器等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。      また、可燃物である照明器具等が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消防活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)      エリア容積 960m<sup>3</sup>、等価火災時間 0.1時間以下        室内の様子 (写真①)  </p>		<p>【女川】      ■設計の相違      設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(37) DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチ (Y-7-1)</p> <p>DGDO(A), (HPCS)連絡配管トレンチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震S クラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからディタンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレンチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45℃に達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p> <p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震S クラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護继電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレンチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入域時の電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレンチ入域時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレンチ内は可燃物の仮置きを禁止とともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならない。なお、火災により当該エリアに入域不可となることがないよう、消火活動のためのアクセスルートを2 ルート確保していることから、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難とならない火災区域及び火災区画の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子（写真①）</p>  <p>露出ケーブルは仮設設置</p> <p>設置されている機器</p>  <p>可とう電源管</p>		

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(38) DGDO(B)連絡配管トレーニチ (Y-7-4)</p> <p>DGDO(B)連絡配管トレーニチに設置している機器は、燃料移送系配管、電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されている。</p> <p>燃料移送系配管は、不燃材である金属で構成されており、配管継手には溶接構造を採用し、耐震Sクラス設計であることから、地震による配管損傷はない。なお、当該配管は軽油タンクからディタンクまでの移送配管であり、配管内部は軽油であることから、内面腐食の可能性は低い。外面腐食については定期的に外観点検を実施することで、配管の健全性を確認することから軽油が漏えいする可能性は低い。また、トレーニチ内には高温配管がなく外気温度と同等の温度であることから、環境温度は軽油の引火点である45°Cに達することはない。万一、腐食により配管内部の軽油が漏えいした場合においても、電線管は壁又は天井部に敷設していることから、床に漏えいした軽油と距離が離れているため、軽油の漏えいによる火災発生の可能性は低い。</p> <p>電線管は不燃材である金属で構成されており、耐震Sクラス設計であることから、地震による電線管の損傷はない。電線管内には燃料移送ポンプの動力ケーブル等があるが、燃料移送ポンプは常時停止していることから、ケーブルは通電されず、過電流によるケーブル火災の可能性はない。また、燃料移送ポンプ運転中に過電流が発生した場合においても、保護继電器により電流が遮断される設計であることから火災の可能性は低い。万一、火災に至った場合でも、金属性の電線管内に敷設していることから、電線管外部への延焼の可能性はない。</p> <p>トレーニチ内の可燃物として照明器具が設置されているが、常時電源切とし入域時のみ電源を入れる運用とするため、過電流によるケーブル火災の可能性はない。なお、トレーニチ入域時に火災が発生したとしても常時監視下にあることから早期感知・消火が可能である。</p> <p>また、トレーニチ内は可燃物の仮置きを禁止とともに、作業時の可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならない。なお、火災により当該エリアに入域不可となることがないよう、消火活動のためのアクセスルートを2ルート確保していることから、移動式消火設備又は消火器による消火が可能である。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消防活動が困難となりない火災区域及び火災区域の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子 (写真①) 設置されている機器</p> 		

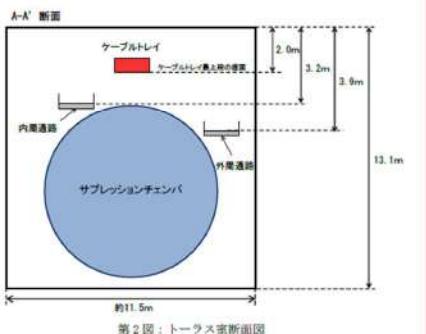
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(39) 復水貯蔵タンク／連絡トレーン／バルブ室(Y-7-7)          0タンク／連絡トレーン／バルブ室に設置している機器は、空気作動弁、計器及び電線管等である。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。          また、可燃物である照明器具が設置されているが、可燃物管理により火災荷重を低く抑えることから、火災が発生した場合でも火災規模は小さく、煙の充満により消火活動が困難とならないため、移動式消防設備又は消火器による消火が可能である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>室内の様子 (写真①)</p>  <p>※露出ケーブルは仮設設置</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>設置されている機器</p>  <p>空気作動弁 可とう電線管</p> </div> </div>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難とならない火災区域及び火災区域の設定の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>3. トーラス室</b></p> <p>トーラス室において万一火災が発生した場合でも、トーラス室の空間体積（約11,000m<sup>3</sup>）に対して換気風量が21,600m<sup>3</sup>/h、原子炉建屋原子炉棟排風機の容量が85,500m<sup>3</sup>/h（1台当たり）であることから、煙が充満しないため、消火活動が可能である。</p> <p>トーラス室下部エリアに可燃物となる機器は設置しておらず、上部エリアに電動弁、ケーブルトレイ、電線管等を設置している。これらは不燃材、難燃材で構成されており、ケーブルトレイ以外に敷設しているケーブルは電線管及び金属製の可とう電線管に敷設している。</p> <p>消防要員のアクセス性については、トーラス室上部通路へのアクセス可能なルートが5箇所あることから、単一の火災により1箇所のルートが使用できない場合であっても他の箇所からアクセスすることが可能となっている。（第1図）</p> <p>また、単一の火災により煙が発生した場合であっても、トーラス室上部の空間体積が大きいこと、通路から天井までの高さが約3.2m～3.9m確保されていることから、火災発生場所までのアクセス性に影響することはなく消火活動が可能である。（第2図）</p> <p>以上より、消火器又は消火栓により速やかに消火活動を実施することが十分可能である。</p>  <p>第1図：トーラス室上部の状況</p>  <p>第2図：トーラス室断面図</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成、可燃物設置状況により消火活動が困難となりない火災区域及び火災区域の設定の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>4.屋外の火災区域又は火災区画</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外に設定しており、火災が発生しても煙が充満しないことから、消火活動で消火可能である。</p> <p>現場の状況を以下に示す。</p> <p>(1) RSWポンプ (A) (C) 室 (Y-1-1)</p> <p>RSWポンプ (A) (C) 室 (床面積 171m<sup>2</sup>) は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、原子炉補機冷却海水ポンプ (A) 及び (C) 電動機の内包潤滑油 (26L) 及びケーブルトレイ (18m) があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれは小さい。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。（別紙 1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p> 	<p>3.屋外の火災区域又は火災区画</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する屋外の火災区域又は火災区画は、屋外に設定しており、火災が発生しても煙が充満しないことから、消火活動で消火可能である。</p> <p>現場の状況を以下に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方内容の相違 (女川実績反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>室内の様子 (写真①) 上方開放</p> <p>設置されている機器① ケーブルトレイ</p> <p>設置されている機器② ポンプ用電動機</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) HPSWポンプ室 (Y-1-3)          HPSWポンプ室（床面積 112m<sup>2</sup>）は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。          火災源は、ケーブルトレイ（31m）があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。ケーブルトレイに敷設したケーブルは、火災の発生防止を考慮し、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれがない。          消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。          移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p> 		<p>【女川】          ■設計の相違          設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>室内の様子（写真①）</p> <p>設置されている機器①</p> <p>上方開放</p> <p>ケーブルトレイ</p> <p>設置されている機器②</p> <p>ケーブルトレイ</p> <p>設置されている機器③</p> <p>ケーブルトレイ</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

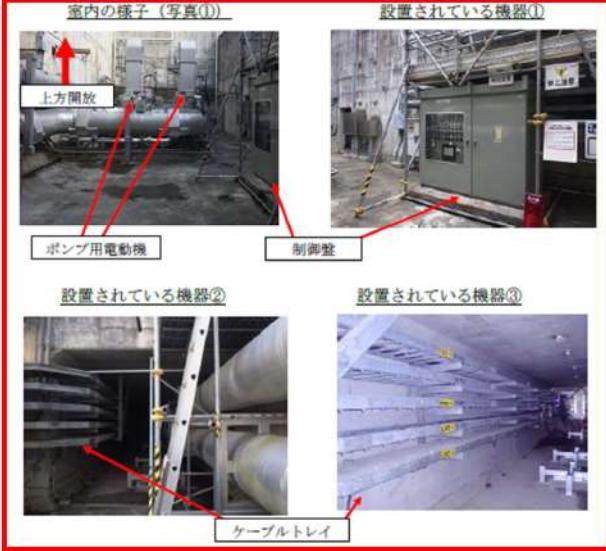
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) RSWポンプ (B) (D) 室 (Y-1-4)          RSWポンプ (B) (D) 室 (床面積 263m<sup>2</sup>) は、火災が発生しても煙が大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、原子炉補機冷却海水ポンプ (B) 及び (D) 電動機の内包潤滑油 (26L), ケーブルトレイ (23m) 及び屋外配管凍結防止用電気加熱制御盤 (1面) があるが、これら含めて設置している機器、配管、ケーブルトレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。また、ケーブルトレイに敷設したケーブルは、難燃ケーブルを使用していること、過電流防止装置により過電流が発生するおそれがないことから、自己発火のおそれがないことから、自己発火のおそれが小さい。</p> <p>消火器は、大型消火器、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エリアレイアウト)</p> 		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>室内の様子(写真①)      上方開放      ポンプ用電動機      制御盤</p> <p>設置されている機器①</p> <p>設置されている機器②</p> <p>設置されている機器③</p> <p>ケーブルトレイ</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

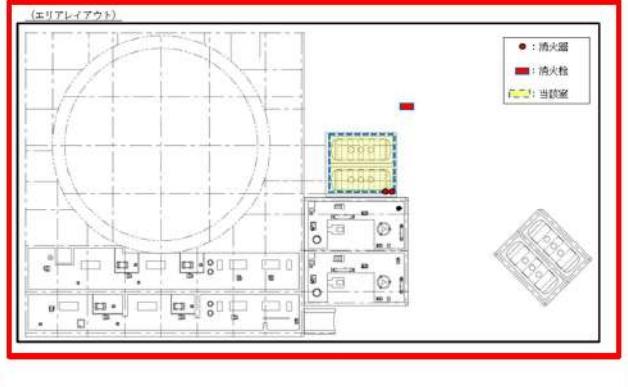
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 燃料移送ポンプ (HPCS) 室 (Y-7-2)          燃料移送ポンプ (HPCS) 室 (床面積 25m<sup>2</sup>) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。          設置している機器、配管、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。          消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。          移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（別紙1）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  <p>室内の様子（写真①）及び設置されている機器</p>  <p>油配管</p>  <p>上部開放箇所</p> <p>ポンプ設置予定箇所</p> <p>上部開放箇所（入域可能）</p> </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊は燃料油移送ポンプは屋内に設置されているため、当該記載はない。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 軽油タンク室 (A) (Y-7-3)          軽油タンク室 (A) (床面積 207m<sup>2</sup>) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。火災源は、<b>非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (A), (C), (E) (各110k1)</b>があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。（別紙 1）</p> <p style="text-align: center;">(エリアレイアウト)</p> 	<p>(1) A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (0/B 1-01)          A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙はマンホール部から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。火災源は、<b>A1, A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (各146k1)</b>があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。</p> <p style="text-align: center;">(エリアレイアウト)</p> 	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■記載内容の相違 (女川実績の反映)</span>  <span style="color: green;">■設備名称の相違 【女川】</span>  <span style="color: red;">■設計の相違 泊の燃料油貯油槽は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、消防法に基づき、屋外に消火器を設置する。また、設置するタンク容量の相違。</span></p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■設備の相違 設備及び系統構成の相違による配置の相違</span></p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>内部概要及び設置されている機器</p> <p>軽油タンクの構造及び給油イメージ (A-A' 矢印)</p> <p>上部開放箇所 (写真①)</p>	<p>内部概要及び設置されている機器</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載内容の相違 (女川実績の反映)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による配置の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

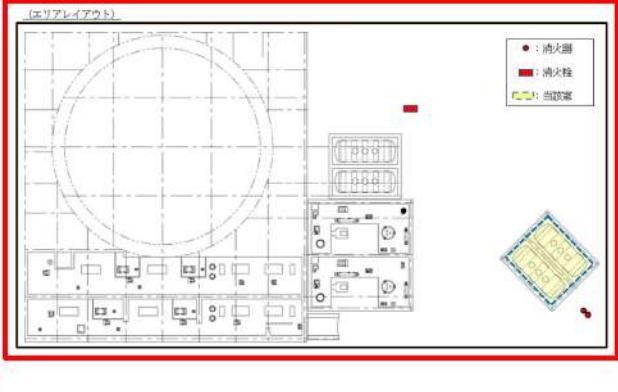
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 燃料移送ポンプ (B) 室 (Y-7-5)          燃料移送ポンプ (B) 室 (床面積 27m<sup>2</sup>) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。          設置している機器、配管、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。          消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。          移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。 (別紙 1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>(エリアレイアウト)</small>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <small>室内の様子 (写真①) 及び 設置されている機器</small> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>油配管</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上部開放箇所</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>ポンプ設置予定箇所</p> <p>上部開放箇所 (入城可能)</p> </div> </div>		

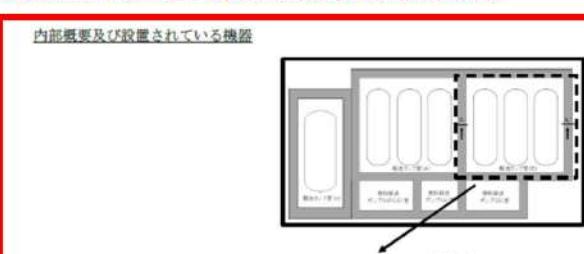
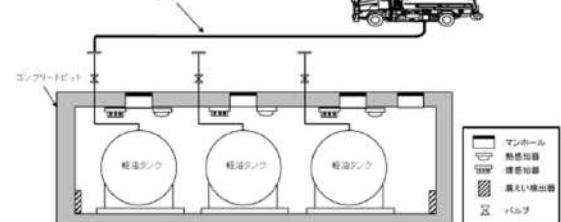
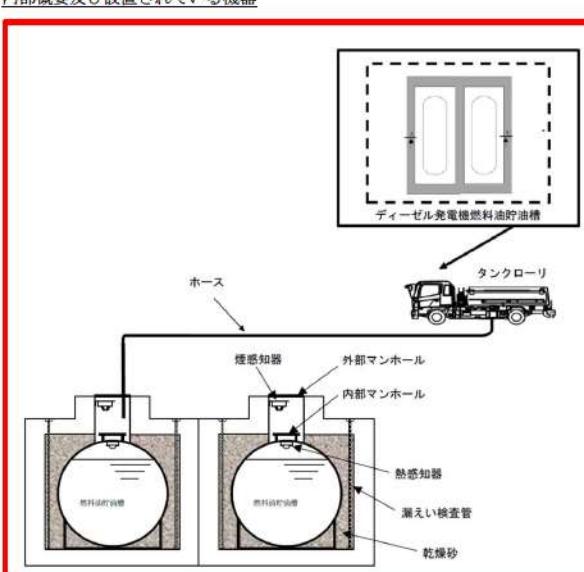
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) 軽油タンク室 (B) (Y-7-6)  <b>軽油タンク室 (B) (床面積 207m<sup>2</sup>)</b>は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク (B), (D), (F) (各110kL) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるよう部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。(別紙1)</p> <p>(エリアレイアウト)</p> 	<p>(2) B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (0/B 1-02)  <b>B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽</b>は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙はマンホール部から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、B1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (各146kL) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるよう屋外に配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。</p> <p>(エリアレイアウト)</p> 	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■記載内容の相違</span>  <span style="color: green;">(女川実績の反映)</span></p> <p>【女川】  <span style="color: blue;">■設備名称の相違</span>  <span style="color: green;">(女川)</span></p> <p>■設計の相違      泊の燃料油貯油槽は、乾燥砂で覆われ地下に埋設されているため、消防法に基づき、屋外に消火器を設置する。また、設置するタンク容量の相違。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■記載内容の相違</span>  <span style="color: green;">(女川実績の反映)</span></p> <p>【女川】  <span style="color: blue;">■設備の相違</span>  <span style="color: green;">設備及び系統構成の相違による配置の相違</span></p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違 設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</p>  <p>内部概要及び設置されている機器</p>  <p>軽油タンクの構造及び給油イメージ (A-A' 矢視)</p>  <p>上部開放箇所 (写真①)</p> <p>上部開放箇所</p>	<p>内部概要及び設置されている機器</p> 	<p><b>【女川】</b></p> <p>■設備の相違 設備及び系統構成の相違による配置の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 燃料移送ポンプ (A) 室 (Y-7-8)          燃料移送ポンプ (A) 室 (床面積 15m<sup>2</sup>) は、屋外の地下に設置されており、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。          設置している機器、配管、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。          消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。          移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。（別紙 1）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 300px; margin-top: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(エリアレイアウト)</p>  </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>室内の様子（写真①）及び 設置されている機器</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>油配管 ポンプ設置予定箇所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上部開放箇所 上部開放箇所（入城不可）</p> </div> </div> </div>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</li> </ul>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(9) 軽油タンク室 (H) (Y-7-9)</p> <p>軽油タンク室 (H) (床面積 95m<sup>2</sup>) は、屋外の地下貯蔵タンクで、火災が発生しても煙が扉から大気放出されるため煙は充満せず消火活動は可能である。このため、消火器又は移動式消火設備で消火活動を行う。</p> <p>火災源は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク (170kL) があるが、これら含めて設置している機器、配管、電線管及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、火災の発生防止及び当該設備の強度確保等を考慮し、金属材料等の不燃性材料を使用している。</p> <p>消火器は、小型消火器を配置し、初期消火要員が迅速に使用できるように部屋の外側にも配置する。</p> <p>移動式消火設備は、消火栓及び防火水槽から取水して消火活動を行う。取水は 2 箇所以上から対応可能である。（別紙 1）</p> <p>(エリアレイアウト)</p> 		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>設備及び系統構成の相違による屋外の火災区域又は火災区画の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>別紙 1 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）へのアクセス性及び消火活動について</p> <p>1. 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）へのアクセス性 地下ピット構造の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）は、竜巻防護ネットを設置する設計であるが、竜巻防護ネット設置後においても、地上面（OP14,800）から循環水ポンプ室とTSWポンプ室を通過し各部屋（OP3,000）にアクセスし、大型消火器及び小型消火器で初期消火を行うことが可能なことを確認した。（第1図）</p>  <p>第1図 海水ポンプ室（補機ポンプエリア）へのアクセス性</p>		<p>【大飯】 ■記載内容の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となっているため、当該記載はない。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

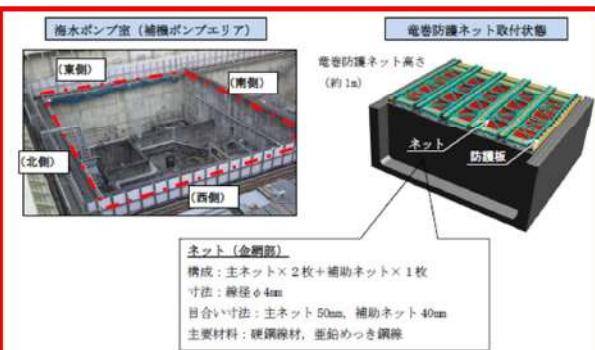
第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p>2. 移動式消火設備による消火活動</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車は消火栓又は防火水槽から取水し、消火ホースを海水ポンプ室（補機ポンプエリア）、軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室の各部屋に敷設し消火活動を行う。取水は2箇所以上から対応可能である。（第2図）</p> <p>取水箇所と各消火エリアの消火ホース敷設距離は最大約320m（第1表），高低差は地上面より下方への放水となり、化学消防自動車の性能や消火ホース圧損を考慮しても消火活動は可能である。</p> <p>化学消防自動車の車幅は約2.3mであり、保管場所から取水箇所までの道幅は3.5m以上を確保しており化学消防自動車の活動は可能である。また、地下ピット構造の海水ポンプ室（補機ポンプエリア）は、竜巻防護ネット及び浸水防止壁を設置する設計であるが、地上面から放水による消火活動が、竜巻防護ネット構造及び浸水防止壁高さ（約0.6m）を考慮しても消火活動が可能であることを確認した。（第3図）</p> <p>移動式消火設備の化学消防自動車による消火活動は、火災区画毎に消防車と消火エリアの高低差、活動ルート、消火ホース敷設距離（第1表）などが変わることから、火災発生時の必要な消防資機材や消防車の操作等について、個別の消火手順を整備すること及び要員の訓練（第4図）を計画的に行うことを火災防護計画に定める。</p> <p style="text-align: center;">第1表 消火ホース敷設距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>消火エリア</th> <th>水源</th> <th>距離（最大）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ室（補機ポンプエリア）</td> <td>屋外消火栓</td> <td>約170m</td> </tr> <tr> <td>軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室</td> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約320m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外消火栓</td> <td>約80m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐震性防火水槽</td> <td>約150m</td> </tr> </tbody> </table>	消火エリア	水源	距離（最大）	海水ポンプ室（補機ポンプエリア）	屋外消火栓	約170m	軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	耐震性防火水槽	約320m		屋外消火栓	約80m		耐震性防火水槽	約150m		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊は海水ポンプ室は屋内の火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となつてているため、当該記載はない。</li> </ul>
消火エリア	水源	距離（最大）																
海水ポンプ室（補機ポンプエリア）	屋外消火栓	約170m																
軽油タンクエリア及び燃料移送ポンプ室	耐震性防火水槽	約320m																
	屋外消火栓	約80m																
	耐震性防火水槽	約150m																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2図 移動式消火設備による消火活動例</p> <p>The site map shows the layout of the女川原子力発電所2号炉. Key features labeled include the 海水ポンプ室 (海水泵房) at the top, 軽油タンクエリア (Kerosene Tank Area) to the left, 化学消防自動車待機場所 (Chemical Fire Truck Hold Site) in the center-left, and several buildings labeled R1-R8. A red line indicates the fire fighting route. A legend provides symbols for various equipment:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■:屋外消火栓(新設)</li> <li>●:着脱式消防水槽</li> <li>■:消防自動車</li> <li>—:消防ホース敷設例</li> <li>■:防火帯</li> </ul> <p>A scale bar indicates distances from 0m to 200m.</p>		<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊は海水ポンプ室は屋内での火災区画となっており、全域ガス消火設備で消火する設計となつてているため、当該記載はない。</p>
	 <p>第3図 卷防護ネットの概要図 (北西側から見た場合)</p> <p>The diagram illustrates the coil protection net installed around the seawater pump room. It shows the net's height (~1m), mesh size (φ4mm), joint method (overlapping by 50mm), and main materials (hard wire mesh, galvanized steel plate).</p>		

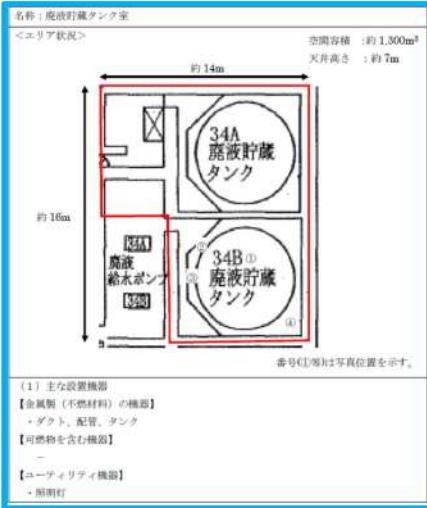


第4図 化学消防自動車泡放水（訓練写真）

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

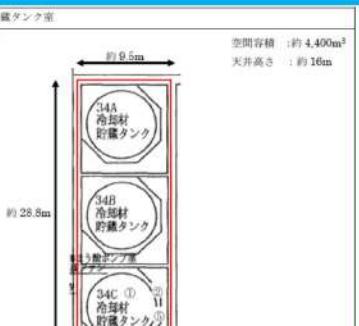
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 放射性物質を貯蔵する機器等を設置する火災区域又は火災区画で、消火活動が困難とならないエリア</p>  <p>(1) 主な設置機器  <b>【金属性（不燃材料）の機器】</b>          ・ダクト、配管、タンク  <b>【可燃物を含む機器】</b>          -  <b>【ユーティリティ機器】</b>          ・照明灯</p> <p>(2) 消火活動の成立性          ①(1)に廃液貯蔵タンク室内に設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。          以上のとおり、可燃物は構成品の一端であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> <p>&lt;現場確認状況&gt;</p> 			<p>【大飯】  <b>■記載方針の相違</b>          (女川実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>名称: 冷却材貯蔵タンク室      &lt;エリア状況&gt;</p>  <p>空間容積 : 約 4,400m<sup>3</sup>      天井高さ : 約 16m</p> <p>約 28.8m</p> <p>約 9.5m</p> <p>34A 冷却材 貯蔵タンク</p> <p>34B 冷却材 貯蔵タンク</p> <p>34C ① ② ③ ④ ⑤ 冷却材 貯蔵タンク</p> <p>番号(①等)は写真位置を示す。</p> <p>(1) 主な設置機器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【金属製（不燃材料）の機器】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管、タンク、ダクト</li> </ul> </li> <li>【可燃物を含む機器】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御・計装品</li> </ul> </li> <li>【ユーティリティ機器】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・照明灯</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 消火活動の成立性</p> <p>① (1) に冷却材貯蔵タンク室に設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。</p> <p>以上のとおり、可燃物は構成品の一部であり、金属製の筐体等で覆い、煙の発生を抑える設計とすること、並びに可燃物を少なくすることで火災荷重を低く管理することから、消火活動が困難とならない。</p> <p>&lt;現場確認状況&gt;</p> <p>①冷却材貯蔵タンク</p>  <p>②冷却材貯蔵タンク水位計</p>  <p>③照明灯</p>  <p>④空調ダクト</p>  <p>⑤計装ケーブル</p> 			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違      (女川実績の反映)</p>

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>名称 : 蒸気発生器保管庫（A 蒸気発生器保管庫及びB 蒸気発生器保管庫）</p> <p>&lt;エリア状況&gt;</p> <p>空間容積 : 約 8,800m<sup>3</sup> 天井高さ : 約 5.7m (A 蒸気発生器保管庫とB 蒸気発生器保管庫の大きさはほぼ同じ)</p> <p>図1 蒸気発生器保管庫平面図</p> <p>番号(①～⑩)は写真位置を示す。</p> <p>(1) 主な設置機器</p> <p>保管エリア 入口エリア</p> <p>【金属製（不燃材料）の機器】 【可燃物を含む機器】 ・蒸気発生器、コンテナ 【可燃物を含む機器】 【ユーティリティ機器】 ・火災受信機盤、コンセント、照明スイッチ、照明灯、カメラ 【ユーティリティ機器】 ・火災報知機ベル、照明灯、誘導灯、電球昇降装置</p> <p>(2) 消火活動の成立性</p> <p>保管エリア</p> <p>① (1)に示す保管エリアに設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計としており、火災報知機により感知されない機器を設置していない。 また、金属性、コンクリートのような不燃性の放射性廃棄物しか保管しない運用とする。</p> <p>入口エリア</p> <p>② (1)に示す入口エリアに設置される機器は、別紙1に示すように、不燃性材料を使用する設計及び火災の発生防止対策を講じる設計としていることから、煙の発生は抑制される。 また、入口扉を開放し、屋外からの消防活動が可能である。</p> <p>以上のとおり、保管エリアには火災報知機を設置しておらず、入口エリアは屋外からの消防活動が可能であることから、消防活動が困難とならない。</p> <p>&lt;現地確認状況&gt;</p> <p>保管エリア</p> <p>(蒸気発生器等を保管するエリアの現状)</p> <p>①火災報知機ベル ②排気ファン ③ダンバ</p> <p>④電球昇降装置 ⑤照明 ⑥誘導灯</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料11 泊発電所3号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器周辺の可燃物等の状況について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>入口エリア</p>  <p>①除湿機 ②電源盤 ③火災受信機盤  ④端子箱 ⑤大報連動型カメラ盤 ⑥カメラ  ⑦ダングル ⑧感知器収納箱 ⑨電球昇降装置操作盤  ⑩排水ポンプ ⑪照明</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料12 泊発電所3号炉における消防配管の凍結防止対策、地盤変位対策について)

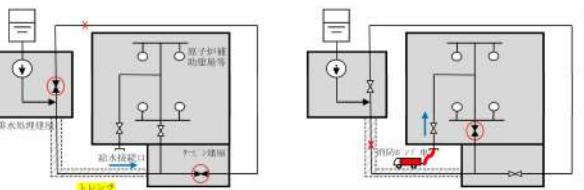
赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p align="center"><b>泊発電所3号炉における 消防配管の凍結防止対策、地盤変位対策について</b></p> <p>添付資料12</p> <p>1. 発電所の水消火設備の設計概要</p> <p>(1) 泊発電所の消防設備について</p> <p>火災防護の審査基準で、消防困難箇所や系統分離を行うために設置する消防設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震時においても機能を維持することが求められている。</p> <p>泊発電所の消防設備は、従来、水消火設備を主とする設計としていたが、水消火設備は耐震Cクラス設計であり、上記の要求を満足することは難しいことから、原子炉建屋等の建屋にはSs機能維持された全域ガス消火設備、放射性廃棄物処理建屋や固体廃棄物貯蔵庫、ペイラ室には耐震クラスに応じた全域ガス消火設備を設置する設計とし、耐震性を満足することを確認した。</p> <p>(2) 水消火設備について</p> <p>火災防護に係る審査基準における、水消火設備に対する要求事項を以下に示す。</p> <p>② 消火剤に水を使用する消防設備については、①に掲げるところによるほか、以下に掲げるとところによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計であること。</li> <li>b. 2時間の最大放水量を確保できる設計であること。</li> <li>c. 消火用水供給系をサービス系又は水道水系と共用する場合には、隔離弁等を設置して遮断する等の措置により、消防用水の供給を優先する設計であること。</li> </ul> <p>2.2.2 火災感知設備及び消防設備は、以下の各号に示すように、地震等の自然現象によっても、火災感知及び消防の機能、性能が維持される設計であること。</p> <p>(1) 凍結するおそれがある消防設備は、凍結防止対策を講じた</p> <p>(3) 消火配管は、地震時における地盤変位対策を考慮した設計であること。</p> <p>泊発電所の水消火設備は、上記審査基準の要求事項に適合するものであり、設計に当たっては「原子力発電所の火災防</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は消防水配管の凍結防止及び地盤変位対策の設計について記載する方針とする。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料12 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

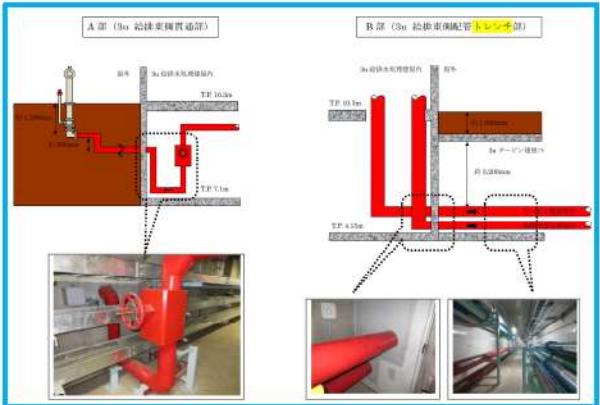
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010 以下「JEAC」という）の要求事項を満足するとともに、「原子力発電所の火災防護指針」（日本電気協会JEAG4607-2010 以下「JEAG」という）に示されている例示については、泊発電所の状況等を踏まえ極力取り込むこととした。</p> <p>泊発電所の消火用水供給系は以下に示すとおり、原子炉補助建屋等に消火用水を供給する主配管はループ回路を構成し（第1図），地震時に消火水配管が損傷することを想定し、消防ポンプ車を用いて、原子炉補助建屋等の屋内消火栓に消火用水を給水することを可能とする給水接続口（第2図）を原子炉補助建屋等に設置し、多様性を持たせることにより消火用水供給系の信頼度の向上を図る設計としている。なお、消火用水供給系の水源及び消防ポンプ系は、多重性又は多様性を備えた設計としている。</p> <p>万一、消火用水のループ構成の主配管が破断した場合（ケース1（埋設消火配管部分での破断）又はケース2（トレンチ内の破断））を想定しても、以下のように当該部分を原子炉補助建屋等の消火設備から隔離した上で、消防ポンプ又は消防ポンプ車により原子炉補助建屋等に消火水を供給でき、多様な手段による対応が可能な設計となっている。</p> <p>また、トレンチ内は人の立ち入りが可能であり、破断箇所の発見及び保修は容易である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>ケース1</b> 屋外消火栓の埋設消火配管部分で破断が生じた場合は、赤枠の隔壁弁を閉じ、保守点検が可能である。 原子炉補助建屋等への消火水供給は、消火用水供給系を使用してターピン建屋側から可能。</p> <p><b>ケース2</b> トレンチ内の消火配管部分で破断が生じた場合は、赤枠の隔壁弁を閉じ、保守点検が可能である。 原子炉補助建屋等への消火水供給は、消防ポンプ車を用いて給水接続口から可能。</p>  </div> <p>第1図：消火用水供給系概要図</p> <p>なお、泊発電所1～3号炉の運転開始以降における消火用水のループ構成の主配管損傷事例は、2号側屋外消火栓の埋設消火配管での1例<sup>※1</sup>のみであり、消火配管の単一故障<sup>※2</sup>を仮定する必要性は十分に低いものと考える。</p> <p>※1 建設時の消火配管埋め戻しに際して砂利等による配管損</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r. 4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料12 泊発電所3号炉における消防配管の凍結防止対策、地盤変位対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>傷部からの劣化事象及び2号機側バックフィル部での配管損傷事象。</p> <p>※2 審査基準2.2.1 (2) 消火設備 (参考) ④で、「消火設備は、消火ポンプ系等の動的機器の単一故障により、同時に機能を喪失することがないこと」との記載がある。</p> <p>給水接続口の設置状況について、第2図に示す。</p>  <p>第2図 給水接続口設置状況</p> <p>消火配管系統概要図を第3図に示す。</p>  <p>第3図 消火配管系統概要図 (1/2)</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第3図 消火配管系統概要図 (2/2)</p> <p>(3) 水消火配管の敷設について          水消火設備は、給排水処理建屋内に消火ポンプを設置し、屋内消火栓及び屋外消火栓に消火配管を敷設する設計としている。          3号炉のプラント配置設計において、給排水処理建屋からタービン建屋間は多数の配管の往来があり、かつ電源及び制御ケーブルも同様であるため、施工性、保守・運用性を考慮し、給排水処理建屋とタービン建屋間にトレンチを設け、連絡配管及びケーブルの引回しを行う設計であり、給排水処理建屋内設置の消火ポンプからタービン建屋へ敷設される消火配管についても他の配管同様にトレンチ内に敷設する設計としている。</p> <p>2. 屋外消火栓（埋設消火配管）の設計方針          「原子力発電所の火災防護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010以下、「JEAC」）では、自然現象に対する消火装置の性能維持として、地震等の自然現象によってもその性能が著しく阻害されないことを求めており、そのための耐震設計として、以下が求められている。</p> <p>①屋内・屋外消火栓設備等の機能を地震後においても維持する観点から、消火配管について、耐震強度や耐震構造を考慮し耐震性を確保すること。</p> <p>②消火配管については、地震時における地盤変位対策を考慮した設計とすること。</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料12 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>JEACの【解説-3-11】で上記「耐震強度や耐震構造の考慮」として、屋外の埋設消火配管については、耐震性確保をするための耐震強度や耐震構造は、産業保安上の観点から、ガス導管等に適用されている技術基準等を参考に検討するものとされている。</p> <p>また、屋外消火栓については、泊発電所の設計外気温度が一19°Cであることから消火配管の地上化のみでは十分な凍結防止が難しいこと、すでに多数の埋設物がある中に新たに広範囲にトレンチを設置することが困難であることから、プラント設計として凍結防止の観点と合わせてより合理的と判断される消火配管の埋設を採用している。</p> <p>屋外消火栓については、JEACの『凍結の可能性のある屋外消火栓は、凍結防止を考慮した設計とすること』との要求事項に基づき、凍結防止対策として凍結深さより深く消火配管を埋設する設計を基本とし、埋設することが困難であり地上化する場合は保温材等により配管内部の水が凍結しない設計としている。</p> <p>そこで、泊発電所の屋外の消火配管は、凍結防止のため埋設を基本とし、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には機械式継手ではなくフレキシブル継手又は溶接継手を採用するとともに、屋外の埋設消火配管については、JEACの【解説-3-11】で示された「高圧ガス導管耐震設計指針」により耐震性の確保を確認する設計とする。</p> <p>3. 屋外消火栓（消火配管の一部地上化）の設計方針</p> <p>屋外消火配管は上記のとおり埋設を基本としているが、2号炉バックフィル部については工事により損傷し、再度埋設化による復旧が困難であったことから地上化する設計としている。地上化にあたり、凍結防止対策として保温材等の施工による凍結防止対策を図る設計としている。</p> <p>第4図 地上化した消火配管の凍結防止対策 概要図</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料12 泊発電所3号炉における消火配管の凍結防止対策、地盤変位対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. トレンチ内消火配管の設計方針 トレンチ内の消火配管については屋外消火配管と同様、トレンチ自体を凍結深度 (G.L.-70 cm) より深い深度に施工することで凍結を防止する設計としている。また、トレンチ内に敷設することで地盤変位の影響を直接受けない設計としている。</p> <p>5. 屋外の水消火配管の地盤変位対策について 屋外の水消火配管の地盤変位対策については、「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関するWG報告書（平成20年2月 中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会）」において、中越沖地震に伴う消火配管の損傷状況として、「埋設配管に地盤沈下等により局部的に大きな変位が発生し機械継手部は完全破断、溶接継手部は損傷はあるが漏洩は微小」であったことから、「地盤変位対策として、地上化、トレンチ内設置、フレキシブル継手や溶接継手等を最優先で行うべきであり、中越沖地震で被害が集中した建屋接続部の機械式継手は廃止すべきである。」とされている。 このため、泊3号炉の屋外水消火配管における地盤変位対策として、地上化又はトレンチ内設置とともに、建屋接続部及びタンク接続部にはフレキシブル継手又は溶接継手を採用する設計としている。加えて、確実な凍結防止対策を行うため埋設している水消火配管については、同WG報告書を踏まえ高圧ガス導管耐震設計指針に基づき耐震性評価を実施し、必要な耐震性を有する設計としている。 また、万一の消火配管の漏えいについては、圧力低下に伴う中央制御室への警報発信により検知し、地上化部は目視、トレンチ内は漏水検知器の動作による警報発信及び目視、埋設部については消火配管系統の弁開閉操作により圧力低下を確認することで漏えい箇所を特定している。加えて、万一の水消火配管の損傷を考慮し、移動式消火設備である化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車の配備並びに移動式消火設備による消火水の供給を可能とするよう建屋外壁に給水接続口を設置している。 泊発電所3号炉の屋外の水消火配管は以上の地盤変位対策により、十分な耐震性を有しており、万一の水消火配管の損傷時においても消火活動が可能な設計としている。</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料13 泊発電所3号炉における消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">添付資料13</p> <p>泊発電所3号炉における 消火配管の地盤変位対策に対する耐震評価について</p> <p>1.はじめに</p> <p>「原子力発電所の火災防護規程」（日本電気協会JEAC4626-2010以下、「JEAC」）では、自然現象に対する消火装置の性能維持として、地震等の自然現象によってもその性能が著しく阻害されないことを求めており、そのための耐震設計として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①屋内・屋外消火栓設備等の機能を地震後においても維持する観点から、消火配管について、耐震強度や耐震構造を考慮し耐震性を確保すること。</li> <li>②消火配管については、地震時における地盤変位対策を考慮した設計とすること。</li> </ul> <p>が求められている。</p> <p>また、JEAC の【解説-3-11】で上記「耐震強度や耐震構造の考慮」として、屋外の埋設消火配管については、耐震性を確保するための耐震強度や耐震構造は、産業保安上の観点から、ガス導管等に適用されている技術基準等を参考に検討するものとされている。</p> <p>泊発電所の屋外消火栓は凍結防止の観点から基本的に埋設消火配管であることから、JEAC の【解説-3-11】で示された「高圧ガス導管耐震設計指針」により係る評価を行う。</p> <p>2.屋外埋設消火配管仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管規格：JIS G 3454 圧力配管用炭素鋼配管</li> <li>・継手規格：JIS B 2312 配管用鋼製突合せ溶接式管継手</li> <li>・配管材質：STPG370 (STPG38)</li> <li>・管厚さ：SCH40</li> <li>・管径：80A, 100A, 150A, 200A</li> </ul> <p>3.評価方法</p> <p>(1) 「高圧ガス導管耐震設計指針」(JGA 指-206-03：社団法人日本ガス協会発行)に基づき、第1表のとおりレベル1地震動及びレベル2地震動に対して評価を実施した。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊の屋外の水消火配管については、凍結防止も考慮し、埋設を基本としており、地盤変位対策が大飯発電所3／4号炉及び女川原子力発電所2号炉と相違することから、本資料にて示す。(以降は、同様な相違理由のため着色せず)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料13 泊発電所3号炉における消防配管の地盤変位対策に対する耐震評価について)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>第1表 設計地震動一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>想定する地震動</th> <th>設計地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 地震動</td> <td>ガス導管供用期間中に1～2回発生する確率を有する一般的な地震動</td> <td><math>K_a=0.15 \cdot v_1 \cdot v_z=0.09</math> <math>K_a</math>: 設計水平震度 <math>v_1</math>: 埋設区分(=1.0) <math>v_z</math>: 地域別補正係数(=0.6)</td> </tr> <tr> <td>レベル2 地震動</td> <td>ガス導管供用期間中に発生する確率は低いが、非常に強い地震動</td> <td>「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用</td> </tr> <tr> <td>(参考) 耐震C クラス設計</td> <td>「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力</td> <td><math>Kh=1.2 \cdot Ci=0.24</math> <math>Kh</math>: 設計水平震度 <math>Ci</math>: 地震層せん断力係数(=0.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>レベル2地震動による評価にあたっては、「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される設計地震動のうち、最も大きな地震動である兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定された地震基盤面の速度応答スペクトル（第1図）に対する評価を行っている。</p> <p>第1図 レベル2地震動評価に用いる速度応答スペクトル</p> <p>なお、「道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編」によると、「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定されたレベル2地震動は、設計水平震度0.40～0.50以上を想定していることから、耐震Cクラス設計に基づく設計水平震度0.24よりも大きいことを確認している。</p>		想定する地震動	設計地震動	レベル1 地震動	ガス導管供用期間中に1～2回発生する確率を有する一般的な地震動	$K_a=0.15 \cdot v_1 \cdot v_z=0.09$ $K_a$ : 設計水平震度 $v_1$ : 埋設区分(=1.0) $v_z$ : 地域別補正係数(=0.6)	レベル2 地震動	ガス導管供用期間中に発生する確率は低いが、非常に強い地震動	「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用	(参考) 耐震C クラス設計	「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力	$Kh=1.2 \cdot Ci=0.24$ $Kh$ : 設計水平震度 $Ci$ : 地震層せん断力係数(=0.2)	
	想定する地震動	設計地震動													
レベル1 地震動	ガス導管供用期間中に1～2回発生する確率を有する一般的な地震動	$K_a=0.15 \cdot v_1 \cdot v_z=0.09$ $K_a$ : 設計水平震度 $v_1$ : 埋設区分(=1.0) $v_z$ : 地域別補正係数(=0.6)													
レベル2 地震動	ガス導管供用期間中に発生する確率は低いが、非常に強い地震動	「高圧ガス導管耐震設計指針」に記載される兵庫県南部地震の震源等の観測波とともに設定された地震基盤面の速度応答スペクトルを適用													
(参考) 耐震C クラス設計	「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づく機器・配管系に対する静的地震力	$Kh=1.2 \cdot Ci=0.24$ $Kh$ : 設計水平震度 $Ci$ : 地震層せん断力係数(=0.2)													

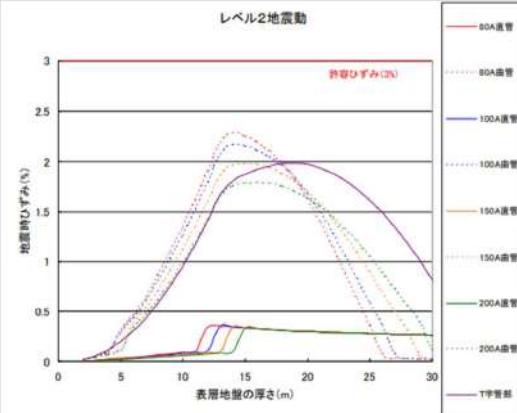
赤字 : 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

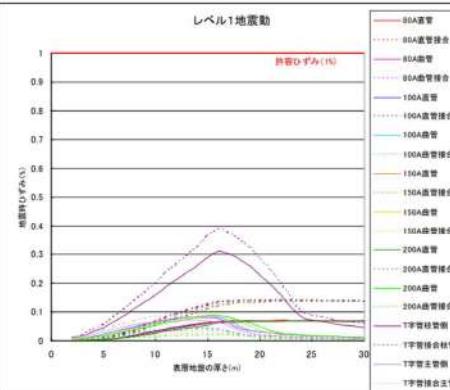
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 上記第1表の設計地震動及び泊発電所内の屋外埋設消火配管周辺の埋戻地盤データを基に、表層地盤変位及び表層地盤ひずみを算出する。</p> <p>表層地盤ひずみは、表層地盤の厚さ（表層地盤の固有周期）に応じて変化することから、消火配管敷設ルートにおける表層地盤の厚さの分布状況を確認し、0～30mの範囲で評価する。</p> <p>(3) 表層地盤変位及び地盤ひずみ等からそれぞれ配管直管部、曲管部及びT字管部に発生する地震時ひずみを算出する。</p> <p>(4) 配管の地震時ひずみがそれぞれ「高圧ガス導管耐震設計指針」において設定される以下の許容ひずみ以内であることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル1地震動に対する許容ひずみ：1%</li> <li>・レベル2地震動に対する許容ひずみ：3%</li> </ul> <pre> graph TD     A[① 地盤地盤動] --&gt; B[② 地盤地盤の屈筋実験]     B --&gt; C[③ 地盤動の見込みの推定]     C --&gt; D[④ 地盤地盤の屈筋実験]     D --&gt; E[⑤ 地盤ひずみ推定]     E --&gt; F[⑥ 地盤地盤ひずみ]     F --&gt; G[⑦ 地盤地盤ひずみ]     G --&gt; H[⑧ 地盤地盤ひずみ]     H --&gt; I[⑨ 地盤地盤ひずみ]     I --&gt; J[⑩ 地盤地盤ひずみ]     J --&gt; K[⑪ 地盤地盤ひずみ]     K --&gt; L[⑫ 地盤地盤ひずみ]     L --&gt; M[⑬ 地盤地盤ひずみ]     M --&gt; N[⑭ 地盤地盤ひずみ]     N --&gt; O[⑮ 地盤地盤ひずみ]     O --&gt; P[⑯ 地盤地盤ひずみ]     P --&gt; Q[⑰ 地盤地盤ひずみ]     Q --&gt; R[⑱ 地盤地盤ひずみ]     R --&gt; S[⑲ 地盤地盤ひずみ]     S --&gt; T[⑳ 地盤地盤ひずみ]     T --&gt; U[㉑ 地盤地盤ひずみ]     U --&gt; V[㉒ 地盤地盤ひずみ]     V --&gt; W[㉓ 地盤地盤ひずみ]     W --&gt; X[㉔ 地盤地盤ひずみ]     X --&gt; Y[㉕ 地盤地盤ひずみ]     Y --&gt; Z[㉖ 地盤地盤ひずみ]     Z --&gt; AA[㉗ 地盤地盤ひずみ]     AA --&gt; BB[㉘ 地盤地盤ひずみ]     BB --&gt; CC[㉙ 地盤地盤ひずみ]     CC --&gt; DD[㉚ 地盤地盤ひずみ]     DD --&gt; EE[㉛ 地盤地盤ひずみ]     EE --&gt; FF[㉜ 地盤地盤ひずみ]     FF --&gt; GG[㉝ 地盤地盤ひずみ]     GG --&gt; HH[㉞ 地盤地盤ひずみ]     HH --&gt; II[㉟ 地盤地盤ひずみ]     II --&gt; JJ[㉟ 地盤地盤ひずみ]     JJ --&gt; KK[㉟ 地盤地盤ひずみ]     KK --&gt; LL[㉟ 地盤地盤ひずみ]     LL --&gt; MM[㉟ 地盤地盤ひずみ]     MM --&gt; NN[㉟ 地盤地盤ひずみ]     NN --&gt; OO[㉟ 地盤地盤ひずみ]     OO --&gt; PP[㉟ 地盤地盤ひずみ]     PP --&gt; QQ[㉟ 地盤地盤ひずみ]     QQ --&gt; RR[㉟ 地盤地盤ひずみ]     RR --&gt; SS[㉟ 地盤地盤ひずみ]     SS --&gt; TT[㉟ 地盤地盤ひずみ]     TT --&gt; UU[㉟ 地盤地盤ひずみ]     UU --&gt; VV[㉟ 地盤地盤ひずみ]     VV --&gt; WW[㉟ 地盤地盤ひずみ]     WW --&gt; XX[㉟ 地盤地盤ひずみ]     XX --&gt; YY[㉟ 地盤地盤ひずみ]     YY --&gt; ZZ[㉟ 地盤地盤ひずみ]     ZZ --&gt; AA[㉟ 地盤地盤ひずみ]   </pre> <p>第2図 レベル2地震動に対する耐震性評価フロー図    (「高圧ガス導管耐震設計指針」を参照して作成)</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料6 添付資料13 泊発電所3号炉における消防配管の地盤変位対策に対する耐震評価について)

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 評価結果</p> <p>埋設消防配管について、各敷設ルートにおける管径、管底深度及び表層地盤の厚さの分布状況をそれぞれ確認し、「高圧ガス導管耐震設計指針」に基づき耐震評価を行った。</p> <p>評価に当たっては、管底深度を固定し、管底深度に応じて管径ごとに表層地盤の厚さを0～30mの範囲で変化させ、各埋設消防配管に発生する地震時ひずみの最大値を算出した。</p> <p>最も厳しい評価となったのは、管底深度GL. -800mmに対し、管径ごとに表層地盤の厚さを0～30mの範囲で変化させて地震時ひずみを算出した場合であり、この算出結果を第3図及び第4図に示す。</p> <p>また、第3図及び第4図で示す地震時ひずみの最大値を第2表及び第3表に示す。</p> <p>評価の結果、表層地盤の厚さが10m～20mの範囲において各埋設消防配管に発生する地震時ひずみがそれぞれ最大となるが、レベル1地震動に対する許容ひずみ（1%）及びレベル2地震動に対する許容ひずみ（3%）以下となることから、それぞれの地震動に対して安定性を有することを確認した。</p>  <p>第3図 レベル2地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. -800mm)</p>	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
		 <p>第4図 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. - 800mm)</p> <table border="1"> <caption>第2表 レベル2地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. - 800mm)</caption> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>管種</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>地震時最大ひずみ(%)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">80A</td> <td>直管部</td> <td>0.36</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>2.29</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100A</td> <td>直管部</td> <td>0.36</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>2.17</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">150A</td> <td>直管部</td> <td>0.35</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>1.99</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200A</td> <td>直管部</td> <td>0.34</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>1.79</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>T字管部 主管: 200A 枝管: 100A</td> <td></td> <td></td> <td>1.99 ○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. - 800mm)</p> <table border="1"> <caption>第3表 (参考) レベル1地震動に対する耐震性評価結果 (管底深度GL. - 800mm)</caption> <thead> <tr> <th>管径</th> <th>管種</th> <th>許容ひずみ(%)</th> <th>地震時最大ひずみ(%)</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">80A</td> <td>直管部</td> <td>0.08</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.15</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100A</td> <td>直管部</td> <td>0.09</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>0.05</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">150A</td> <td>直管部</td> <td>0.07</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>0.15</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">200A</td> <td>直管部</td> <td>0.04</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>曲管部</td> <td>0.07</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">T字管部 枝管: 100A 主管: 200A</td> <td>直管部</td> <td>0.14</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.10</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>接合部</td> <td>0.03</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果	80A	直管部	0.36	○	曲管部	2.29	○	100A	直管部	0.36	○	曲管部	2.17	○	150A	直管部	0.35	○	曲管部	1.99	○	200A	直管部	0.34	○	曲管部	1.79	○	T字管部 主管: 200A 枝管: 100A			1.99 ○	管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果	80A	直管部	0.08	□	接合部	0.15	□	100A	直管部	0.09	□	曲管部	0.05	□	150A	直管部	0.07	□	曲管部	0.15	□	200A	直管部	0.04	□	曲管部	0.07	□	T字管部 枝管: 100A 主管: 200A	直管部	0.14	□	接合部	0.10	□	接合部	0.03	○	
管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果																																																																															
80A	直管部	0.36	○																																																																																
	曲管部	2.29	○																																																																																
100A	直管部	0.36	○																																																																																
	曲管部	2.17	○																																																																																
150A	直管部	0.35	○																																																																																
	曲管部	1.99	○																																																																																
200A	直管部	0.34	○																																																																																
	曲管部	1.79	○																																																																																
T字管部 主管: 200A 枝管: 100A			1.99 ○																																																																																
管径	管種	許容ひずみ(%)	地震時最大ひずみ(%)	結果																																																																															
80A	直管部	0.08	□																																																																																
	接合部	0.15	□																																																																																
100A	直管部	0.09	□																																																																																
	曲管部	0.05	□																																																																																
150A	直管部	0.07	□																																																																																
	曲管部	0.15	□																																																																																
200A	直管部	0.04	□																																																																																
	曲管部	0.07	□																																																																																
T字管部 枝管: 100A 主管: 200A	直管部	0.14	□																																																																																
	接合部	0.10	□																																																																																
	接合部	0.03	○																																																																																

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
資料6 火災防護対象機器等の系統分離	資料7 女川原子力発電所 2号炉における 火災防護対象機器等の系統分離について  ＜目次＞ 1. 概要 2. 要求事項 3. 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの選定 4. 相互の系統分離の考え方 5. 火災の影響軽減対策 5.1. 火災区域の火災影響軽減対策 5.2. 火災区画の火災影響軽減対策 6. 具体的な火災の影響軽減対策 6.1. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等 6.2. 6m以上の離隔距離の確保 6.3. 1時間以上の耐火能力を有する隔壁等 6.4. 自動消火設備 6.5. 火災感知設備 7. 中央制御室の火災影響軽減対策 7.1. 中央制御盤内の分離対策  7.2. 中央制御室床下ケーブルビットの分離対策  7.3. 中央制御室火災時の原子炉の安全停止に係る影響評価	資料7 泊発電所 3号炉における 火災防護対象機器等の系統分離について  ＜目次＞ 1. 概要 2. 要求事項 3. 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの選定 4. 相互の系統分離の考え方 5. 火災の影響軽減対策 5.1. 火災区域の火災影響軽減対策 5.2. 火災区画の火災影響軽減対策 6. 具体的な火災の影響軽減対策 6.1. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等 6.2. 6m以上の離隔距離の確保 6.3. 1時間以上の耐火能力を有する隔壁等 6.4. 自動消火設備 6.5. 火災感知設備 7. 中央制御室の火災影響軽減対策 7.1. 中央制御盤（安全系コンソール）内の分離対策  7.2. 中央制御盤（安全系コンソール）下部の分離対策  7.3. プロアケーブルダクトの分離対策  7.4. 中央制御盤の盤間の火災の影響軽減 7.4.1. 離隔距離等による分離 7.4.2. 中央制御盤（常用系コンソール）内の火災影響軽減対策 7.4.3. 中央制御盤（常用系コンソール）下部の影響軽減対策 7.5. 中央制御室火災時の原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持に係る影響評価	<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>色識別について ・大飯は泊との相違 ・女川は泊との相違 ・泊は女川との相違 を識別する。</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊の中央制御盤は小型のコンソール盤を設置している</p> <p>【女川】 ■設計の相違 中央制御盤下部の構造の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 中央制御室下のケーブル敷設構造及び名称の相違</p> <p>■記載方針の相違 泊は中央制御盤の影響軽減対策について、個別に詳細を記載している</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>添付資料1 女川原子力発電所 2号炉における火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>添付資料2 女川原子力発電所 2号炉における電動弁の回路評価について</p> <p>添付資料3 女川原子力発電所 2号炉における運転員の手動操作について</p> <p>添付資料4 女川原子力発電所 2号炉における火災区域又は火災区画の系統分離対策フロー</p> <p>添付資料5 女川原子力発電所 2号炉における3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について</p> <p>添付資料6 女川原子力発電所 2号炉における1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について</p> <p>添付資料7 女川原子力発電所 2号炉における自動消火設備について</p> <p>添付資料8 女川原子力発電所 2号炉における中央制御盤内の分離について</p> <p>添付資料9 女川原子力発電所 2号炉における中央制御室のケーブルの分離状況</p> <p>添付資料10 女川原子力発電所 2号炉における中央制御盤の火災を想定した場合の対応について</p>	<p>添付資料1 泊発電所 3号炉における火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>添付資料2 泊発電所 3号炉における電動弁の回路評価について</p> <p>添付資料3 泊発電所 3号炉における火災区域又は火災区画の系統分離対策フロー</p> <p>添付資料4 泊発電所 3号炉における3時間耐火壁及び隔壁等の火災耐久試験について</p> <p>添付資料5 泊発電所 3号炉における1時間耐火隔壁等の火災耐久試験について</p> <p>添付資料6 泊発電所 3号炉における自動消火設備について</p> <p>添付資料7 泊発電所 3号炉における中央制御盤内の分離について</p> <p>添付資料8 泊発電所 3号炉における中央制御室のケーブルの分離状況</p> <p>添付資料9 泊発電所 3号炉における中央制御盤の火災を想定した場合の対応について</p> <p>添付資料10 泊発電所 3号炉における火災区域又は火災区画の影響軽減方法を図示した図面</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では運転員の手動操作によって成功バスを成立させておらず、3方策の影響軽減対策を実施しているため、当該記載はない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>泊は火災区域ごとに影響軽減対策を明示した図面を作成している。</p>

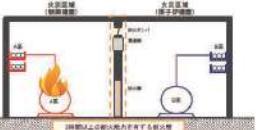
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 概要</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下、「火災防護対象機器等」という。）は、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、火災の影響軽減のための対策を講じる設計とする。</p>	<p>1. 概要</p> <p>女川原子力発電所2号炉においては、以下の要求事項を考慮し、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対して、「火災の影響を軽減する」ための対策を講じる。</p> <p>2. 要求事項</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離は「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の「2.3 火災の影響軽減」に基づき実施することが要求されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p> <p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(1)原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離すること。</p> <p>(2)原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であること。 具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>a. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。</p>	<p>1. 概要</p> <p>泊発電所3号炉においては、以下の要求事項を考慮し、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対して、「火災の影響を軽減する」ための対策を講じる。</p> <p>2. 要求事項</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの系統分離は「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）の「2.3 火災の影響軽減」に基づき実施することが要求されている。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」 (抜粋)</p> <p>2.3 火災の影響軽減</p> <p>2.3.1 安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画内の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響に対し、以下の各号に掲げる火災の影響軽減のための対策を講じた設計であること。</p> <p>(1)原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域については、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離すること。</p> <p>(2)原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であること。 具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>a. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。</p>	<p>【女川】 ■設備名称の相違 【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違 女川実績の反映</p>

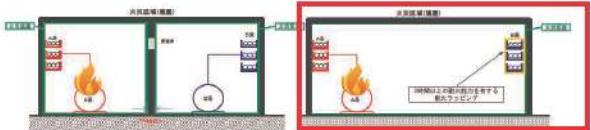
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。</p> <p>c. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。</p>	<p>b. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。</p> <p>c. 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。</p>	

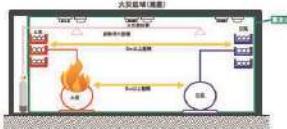
2.3.1(1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁によって他の火災区域から分離



2.3.1(2)a 互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離



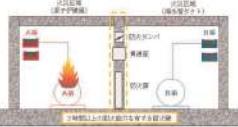
2.3.1(2)b 互いの系列間の水平距離が6m以上等で分離



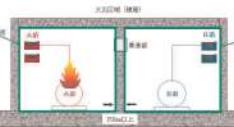
2.3.1(2)c 互いの系列間が1時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離



2.3.1(1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁によって他の火災区域から分離



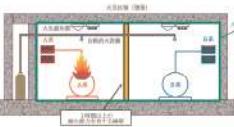
2.3.1(2)a 互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離



2.3.1(2)b 互いの系列間の水平距離が6m以上等で分離



2.3.1(2)c 互いの系列間が1時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離



## 【大飯】

■記載内容の相違  
女川実績の反映

## 【女川】

■設計の相違  
泊では3時間耐火の分離対策として耐火隔壁等で系統分離ができるため、「耐火ラッピング」が不要であり、2.3.1(2)a項の「耐火ラッピング」に相当する國を記載していないほか、火災区画内の分離対策を記載している。  
また、泊では火災区画間の分離に対して審査基準に基づく1時間耐火+感知・消火を採用しているので、図を追記している。

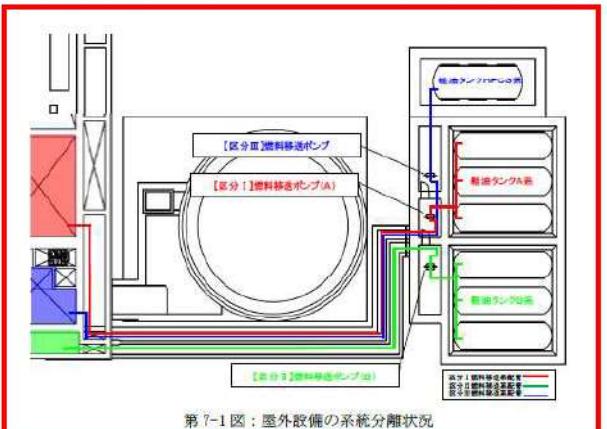
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 火災防護対象機器等の選定</p> <p>「火災防護に係る審査基準」の「2.3 火災の影響軽減」では、原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失わず、原子炉を高温停止及び低温停止できることを求め、また、原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じて、「その相互の系統分離」を要求している。</p>	<p>3. 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの選定</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」では、原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを求め、また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することに係る安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じて、「その相互の系統分離」を要求している。</p> <p>火災が発生しても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プラント状態を監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、以下のそれぞれの機能を達成するための手段を、手動操作に期待してでも、少なくとも一つ確保するよう系統分離対策を講じる必要がある。</p> <p>【原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能</li> <li>(2) 過剰反応度の印加防止機能</li> <li>(3) 炉心形状の維持機能</li> <li>(4) 原子炉の緊急停止機能</li> <li>(5) 未臨界維持機能</li> <li>(6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</li> <li>(7) 原子炉停止後の除熱機能</li> <li>(8) 炉心冷却機能</li> <li>(9) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</li> <li>(10) 安全上特に重要な関連機能</li> <li>(11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</li> <li>(12) 事故時のプラント状態の把握機能</li> <li>(13) 制御室外からの安全停止機能</li> </ul>	<p>3. 火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの選定</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」では、原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを求め、また、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することに係る安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じて、「その相互の系統分離」を要求している。</p> <p>火災が発生しても、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プラント状態を監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、以下のそれぞれの機能を達成するための手段を手動操作に期待してでも、少なくとも一つ確保するよう系統分離対策を講じる必要がある。</p> <p>【原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能</li> <li>(2) 過剰反応度の印加防止機能</li> <li>(3) 炉心形状の維持機能</li> <li>(4) 原子炉の緊急停止機能</li> <li>(5) 未臨界維持機能</li> <li>(6) 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</li> <li>(7) 原子炉停止後の除熱機能</li> <li>(8) 炉心冷却機能</li> <li>(9) 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</li> <li>(10) 安全上特に重要な関連機能</li> <li>(11) 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</li> <li>(12) 事故時のプラント状態の把握機能</li> <li>(13) 異常状態の緩和機能</li> <li>(14) 制御室外からの安全停止機能</li> </ul>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映；着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 当該機能は PWR のみが有する機能であり、BWR にはない機能のため、相違している。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
原子炉を停止し、維持するために必要な系統、および火災によって、発生しえる外乱に対処するために必要な系統が機能を果たすために必要な機器であって、原子炉の高温停止又は低温停止に影響を及ぼす可能性のある機器を、資料1に示すとおり火災防護対象機器として選定する。	<p>このため、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能について、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」から抽出し、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統、及びこれらの系統に対する「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」を、8条-別添1-資料2「<b>女川原子力発電所2号炉</b>における原子炉の<b>安全停止</b>に必要な機器の選定について」で選定する。</p> <p>なお、上記で選定された機器は、火災が発生した場合に原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することに影響を及ぼす機器であることから、これらを「火災防護対象機器」とし、火災防護対象機器を駆動若しくは制御するケーブル（電気盤や制御盤を含む）を「火災防護対象ケーブル」とする。</p>	<p>このため、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能について、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」から抽出し、火災によってこれらの機能に影響を及ぼす系統、及びこれらの系統に対する「原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器」を8条-別添1-資料2「<b>泊発電所3号炉</b>における原子炉の<b>高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機器の選定について</b>」で選定する。</p> <p>なお、上記で選定された機器は、火災が発生した場合に原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することに影響を及ぼす機器であることから、これらを「火災防護対象機器」とし、火災防護対象機器を駆動又は制御するケーブル（電気盤や制御盤を含む）を「火災防護対象ケーブル」とする。</p>	<span style="color: #0000ff;">■大飯</span> <span style="color: #0000ff;">■記載方針の相違</span> <span style="color: #0000ff;">(女川実績の反映)</span>
3. 火災の影響軽減対策の考え方 火災防護対象機器等における「火災の影響軽減対策」を行う際には、以下の考え方に基づき、系統分離を行う。	4. 相互の系統分離の考え方 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離」を行う際には、單一火災（任意の一つの火災区域で発生する火災）の発生によって、相互に分離された安全系区分のすべての安全機能が喪失することのないよう、 <b>安全停止</b> に必要な系統（安全停止バス）が少なくとも1つ成立することが必要であるため、建屋内は <b>安全系区分Iと区分II／III</b> を「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等」、「水平距離6m以上、火災感知設備及び自動消火設備」又は「1時間以上の耐火能力を有する隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備」で分離する。	4. 相互の系統分離の考え方 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離」を行う際には、單一火災（任意の一つの火災区域で発生する火災）の発生によって、相互に分離された安全系トレンのすべての安全機能が喪失することのないよう、 <b>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な系統（安全停止バス）</b> が少なくとも1つ成立することが必要であるため、建屋内は <b>AトレンとBトレン</b> を「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等」、「水平距離6m以上、火災感知設備及び自動消火設備」又は「1時間以上の耐火能力を有する隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備」で分離する。	<span style="color: #0000ff;">■大飯</span> <span style="color: #0000ff;">■記載方針の相違</span> <span style="color: #0000ff;">(女川実績の反映)</span>
			<span style="color: #0000ff;">■女川</span> <span style="color: #0000ff;">■設備名称の相違</span> <span style="color: #0000ff;">■記載表現の相違</span>
			<span style="color: #0000ff;">■女川</span> <span style="color: #0000ff;">■記載表現の相違</span>
			<span style="color: #0000ff;">■大飯</span> <span style="color: #0000ff;">■記載方針の相違</span> <span style="color: #0000ff;">(女川実績の反映)</span>
			<span style="color: #0000ff;">■女川</span> <span style="color: #0000ff;">■設計の相違</span> <span style="color: #0000ff;">泊は「安全系区分」ではなく「Aトレン」「Bトレン」による分離のため、記載が相違している。</span>
			<span style="color: #0000ff;">■女川</span> <span style="color: #0000ff;">■記載表現の相違</span>
			<span style="color: #0000ff;">■女川</span> <span style="color: #0000ff;">■設計の相違</span> <span style="color: #0000ff;">泊は「安全系区分」ではなく「Aトレン」「Bトレン」による分離のため、記載が相違している。</span>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ただし、屋外の一部（燃料移送系連絡配管トレーン、燃料移送ポンプ室）については、安全系区分IIと区分I／IIIを上述と同様の方法により系統分離する設計とする。（第7-1図）</p> <p>区分IIIの燃料移送系は建屋の配置上の観点から、区分IIIの軽油タンクから燃料移送ポンプにより、燃料移送ポンプ(A)室及び燃料移送系連絡配管トレーンを経由し燃料ディタンクに燃料を移送することが合理的であり、燃料移送系に関しては建屋内の安全系区分Iと区分II／IIIを分離する方針と異なるが区分I／IIIを区分IIと分離する設計とする。</p> <p>なお、区分I／IIIの燃料移送系に单一火災を想定した場合において、区分II+RCICの組合せにより安全停止バスが成立する。また、区分IIの燃料移送系に单一火災を想定しても、区分I+区分IIIの組合せにより安全停止バスが成立するため、いずれの燃料移送系に单一火災を想定しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能である。</p>  <p>第7-1図：屋外設備の系統分離状況</p> <p>なお、火災区域又は火災区画に存在する火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが、火災により機能を喪失することを想定し、下記事項も考慮し安全停止バスが1つも成立しない場合には、安全停止バスが少なくとも1つ成立するよう系統分離することが必要となる。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>女川は屋外の一部については、「安全区分I」と「安全区分II, III」の分離ではなく、「安全区分II」と「安全区分I, III」の分離としていることから当該記載があるが、泊ではすべて「Aトレーン」と「Bトレーン」の分離のため、記載は不要。</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>女川は屋外の一部については、「安全区分I」と「安全区分II, III」の分離ではなく、「安全区分II」と「安全区分I, III」の分離としていることから当該記載があるが、泊ではすべて「Aトレーン」と「Bトレーン」の分離のため、記載は不要。</p>
			<p>なお、火災区域又は火災区画に存在する火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが、火災により機能を喪失することを想定し、下記事項も考慮し安全停止バスが1つも成立しない場合には、安全停止バスが少なくとも1つ成立するよう系統分離することが必要となる。</p>

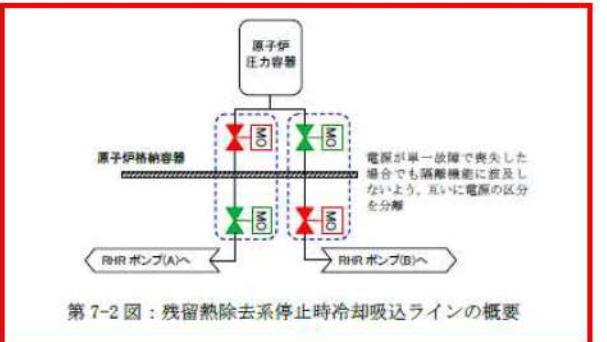
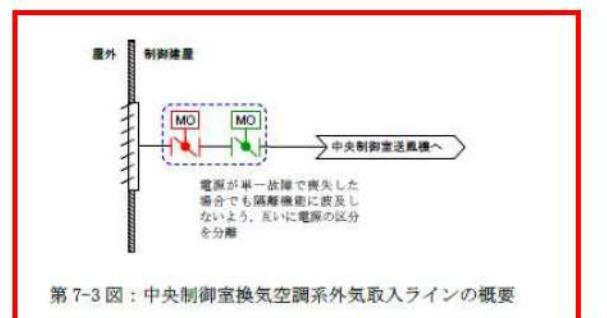
## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>①電動弁の回路評価</p> <p>電動弁が火災により影響を受けたとしても、回路評価により、電動弁の開度が維持され、その開度に応じた機能（開は通水機能、閉は隔離機能）が保障される場合は、当該電動弁の機能は、火災の影響を受けないと判断する。（添付資料2）</p> <p>②運転員の手動操作</p> <p>当該火災区域又は火災区画の火災による安全機能の喪失を想定しても、火災発生後に機能要求まで時間余裕があり、消火活動後に電動弁の手動操作によって、機能を復旧できる電動弁については、当該電動弁の手動操作により機能を確保する。（添付資料3）</p> <p>なお、運転員の手動操作が必要な電動弁については次のとおりである。</p> <p>○ RHR 停止時冷却吸込第一隔離弁及び第二隔離弁</p> <p>原子炉圧力容器バウンダリ隔離弁であるRHR 停止時冷却吸込第一隔離弁及び第二隔離弁は、原子炉格納容器内又は二次格納施設内に設置しており、想定される最も過酷な環境条件である高エネルギー配管破断時（二次格納施設内）や原子炉冷却材喪失事故時（原子炉格納容器内）においても健全に動作するよう設計している。当該弁は、弁駆動源である電源が单一故障で喪失した場合でも、もう一方の隔離弁機能に波及しないよう、互いに電源の区分を分離した設計としている。</p> <p>火災によって電源が喪失した場合に、当該弁を開動作させる場合には、手動操作が必要となる。残留熱除去系の原子炉停止時冷却モードは設計基準事故時の事故収束後に低温停止とするための機能であることから、機能要求まで時間的余裕がある。</p> <p>よって、火災に起因して操作場所の温度は上昇するが、操作場所の放射線量は低く、消火活動により室内温度が低下し、人がアクセス可能な環境とすることにより、弁操作に必要な環境を確保する。</p>	<p>①電動弁の回路評価</p> <p>電動弁が火災により影響を受けたとしても、回路評価により、電動弁の開度が維持され、その開度に応じた機能（開は通水機能、閉は隔離機能）が保障される場合は、当該電動弁の機能は、火災の影響を受けないと判断する。（添付資料2）</p>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では運転員の手動操作によって成功バスを成立させておらず、3方策の影響軽減対策を実施しているため、当該記載はない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊では運転員の手動操作によって成功バスを成立させておらず、3方策の影響軽減対策を実施しているため、当該記載はない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第7-2図：残留熱除去系停止時冷却吸込ラインの概要</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では運転員の手動操作によって成功バスを成立させておらず、3方策の影響軽減対策を実施しているため、当該記載はない。</p>
	<p>○ 中央制御室外気取入ダンバ</p> <p>中央制御室換気空調系は通常時は外気取入ダンバを開状態とし、外気を一部取入れながら運転しているが、事故が発生した場合には、運転員が中央制御室にとどまり、必要な運転操作を継続することができるようにするために、外気から隔離する設計としている。当該ダンバは、制御建屋の非管理区域に設置しており、外気との隔離を確実にするために、ダンバ駆動源である電源が単一故障で喪失した場合でも、もう一方の隔離機能に波及しないよう、互いに電源の区分を分離した設計としている。</p> <p>ダンバによる隔離後、中央制御室環境維持のために、少量の空気を取り入れる操作が必要となる。外気取入操作が必要となる中央制御室内の二酸化炭素濃度の上昇までには時間的余裕があることから、全域ガス消火設備による消火後、室内温度が低下し、人がアクセス可能な環境とすることにより、ダンバ操作に必要な環境を確保する。</p>  <p>第7-3図：中央制御室換気空調系外気取入ラインの概要</p>		<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> </ul> <p>泊では運転員の手動操作によって成功バスを成立させておらず、3方策の影響軽減対策を実施しているため、当該記載はない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
4. 火災の影響軽減対策  火災防護対象機器等が設置される火災区域（区画）に対し、3項の考え方に基づき、添付資料4のとおり、火災の影響軽減対策を実施する。  また、耐火壁を貫通する配管が、非加熱面側の機器に影響を与えないことを添付資料12に示す。	5. 火災の影響軽減対策  火災防護に係る審査基準2.3.1項に基づく系統分離対策の検討に当たっては、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが設置されている火災区域及び火災区画の設定状況を踏まえ検討することとし、以下の手順とする。  5.1. 火災区域の火災影響軽減対策  火災区域として設定した場所は、火災防護に係る審査基準2.3.1(1)の要求事項に適合させるため、3時間以上の耐火性能を有する耐火壁（コンクリート壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパー）で分離する設計とする。  耐火壁のうち、コンクリート壁については、建築基準法を参考に国内の既往の文献から確認した結果、3時間耐火に必要な最小壁厚以上の壁厚が確保されていることを確認した。コンクリート壁以外の耐火壁については、火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を確認できたものを使用する。耐火壁の設置に係る現場施工においては、火災耐久試験の試験体仕様に基づき、耐火性能を確保するために必要な施工方法及び検査項目を定める。  また、屋外に設置している以下の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについては、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災区域を設定する。  ・海水ポンプ室（補機ポンプエリア）  ・軽油タンクエリア	5. 火災の影響軽減対策  火災防護に係る審査基準2.3.1項に基づく系統分離対策の検討に当たっては、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが設置されている火災区域及び火災区画の設定状況を踏まえ検討することとし、以下の手順とする。  5.1. 火災区域の火災影響軽減対策  火災区域として設定した場所は、火災防護に係る審査基準2.3.1(1)の要求事項に適合させるため、3時間以上の耐火性能を有する耐火壁（コンクリート壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンパー）で分離する設計とする。  耐火壁のうち、コンクリート壁については、建築基準法を参考に国内の既往の文献から確認した結果、3時間耐火に必要な最小壁厚以上の壁厚が確保されていることを確認した。コンクリート壁以外の耐火壁については、火災耐久試験により3時間以上の耐火性能を確認できたものを使用する。耐火壁の設置に係る現場施工においては、火災耐久試験の試験体仕様に基づき、耐火性能を確保するために必要な施工方法及び検査項目を定める。  また、屋外に設置している以下の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについては、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に基づき、火災区域を設定する。  ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽エリア	【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映)
5.2. 火災区画の火災影響軽減対策  火災区画として設定した場所は、火災防護に係る審査基準2.3.1(2)のa項（3時間耐火隔壁等）、b項（6m以上の離隔及び感知・自動消火設備）、c項（1時間耐火隔壁等及び感知・自動消火設備）のいずれかに適合する必要があり、高温停止及び低温停止・維持に必要な設備の配置状況に応じて対策を実施する。  具体的には、添付資料4のフローに基づき検討を実施したうえで、必要な各火災区画に対して、火災の影響軽減対策を講じる。	5.2. 火災区画の火災影響軽減対策  火災区画として設定した場所は、火災防護に係る審査基準2.3.1(2)のa項（3時間耐火隔壁等）、b項（6m以上の離隔及び感知・自動消火設備）、c項（1時間耐火隔壁等及び感知・自動消火設備）のいずれかに適合する必要があり、高温停止及び低温停止・維持に必要な設備の配置状況に応じて対策を実施する。  具体的には、添付資料3のフローに基づき検討を実施したうえで、必要な各火災区画に対して、火災の影響軽減対策を講じる。	【女川】 ■設計の相違 泊の海水ポンプは屋内設置のため、記載していない。  【女川】 ■設備名称の相違  【大飯】 ■記載内容の相違 女川実績の反映  【女川】 ■設備表現の相違	

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1)異なる系列の火災防護対象機器等の間に建屋の耐火壁等がある場合は、3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁等により、火災の影響を軽減する。</p> <p>耐火壁、貫通部シール、防火扉、防火ダンバの耐火性能は、添付資料1のとおり確認している。</p> <p>なお、排水用目皿を介した他区域（区画）への煙等の影響については、添付資料2に示す。</p>	<p>6. 具体的な火災の影響軽減対策</p> <p>6.1. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」2.3.1(1)及び(2)aでは、「原子炉の安全停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域」及び「互いに相違する系列の火災防護対象機器等の系列間」を、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等により分離することが要求されている。</p> <p>火災区域は3時間の耐火能力を有する耐火壁（壁、貫通部シール、防火扉及び防火ダンバ）で分離する設計とする。</p> <p>火災区画は3時間以上の耐火能力を有する隔壁等として3時間の耐火能力を有する厚さのコンクリート壁又は耐火ボード若しくは耐火ラッピングで分離する設計とする。なお、コンクリート壁で分離する場合、火災影響評価にて火災発生区画から隣接区画への火災伝播評価を実施し、隣接区画も含めた火災影響評価の結果、隣接区画へ影響がある場合には、配管貫通部の貫通部シール処理を実施し火災が伝播しないよう対策を講じる設計とする。</p> <p>また、上記に示す以外の耐火壁及び隔壁等についても、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力が確認できたものは「3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等」として使用する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料5)</p>	<p>6. 具体的な火災の影響軽減対策</p> <p>6.1. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」2.3.1(1)及び(2)aでは、「原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域」及び「互いに相違する系列の火災防護対象機器等の系列間」を3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等により分離することが要求されている。</p> <p>火災区域は3時間の耐火能力を有する耐火壁（壁、貫通部シール、防火扉及び防火ダンバ）で分離する設計とする。</p> <p>火災区画は3時間以上の耐火能力を有する隔壁等として3時間の耐火能力を有する厚さのコンクリート壁又は耐火床パネルで分離する設計とする。なお、コンクリート壁で分離する場合、火災影響評価にて火災発生区画から隣接区画への火災伝播評価を実施し、隣接区画も含めた火災影響評価の結果、隣接区画へ影響がある場合には、配管貫通部の貫通部シール処理を実施し火災が伝播しないよう対策を講じる設計とする。</p> <p>また、上記に示す以外の耐火壁及び隔壁等についても、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力が確認できたものは「3時間以上の耐火能力を有する耐火壁又は隔壁等」として使用する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料4)</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>
<p>(2)異なる系列の火災防護対象機器等の間に、水平方向で6m以上（間に可燃物がない）の距離を確保できる場合は、6m以上の離隔、火災感知設備、自動消火設備により、火災の影響を軽減する。</p> <p>設置する自動消火設備は、スプリンクラーを基本とし、電気絶縁性の要求等を考慮し、ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備も採用する。</p> <p>消火設備については、資料5に示すとおり。</p>	<p>6.2. 6m以上の離隔距離の確保</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3火災の影響軽減」2.3.1(2)b.では、「互いに相違する系列の火災防護対象機器等の系列間」を、6m以上の離隔距離により分離することが要求されている。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにする。</p> <p>互いに相違する系列のケーブルトレイに、火災防護に係る審査基準の2.3.1(2)b.を適用する場合については、配置図により6m以上の離隔距離があることを確認するとともに、現場にて配置図どおりの位置に設置していることを確認する。</p>	<p>6.2. 6m以上の離隔距離の確保</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3火災の影響軽減」2.3.1(2)b.では、「互いに相違する系列の火災防護対象機器等の系列間」を6m以上の離隔距離により分離することが要求されている。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないようにする。</p> <p>互いに相違する系列のケーブルトレイに、火災防護に係る審査基準の2.3.1(2)b.を適用する場合については、配置図により6m以上の離隔距離があることを確認するとともに、現場にて配置図どおりの位置に設置していることを確認する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 （女川実績の反映；着色せず）</p>
<p>(3)上記(1)、(2)に該当しない場合は、1時間の耐火能力を有する隔壁等、火災感知設備、自動消火設備により、火災の影響を軽減する。</p>			

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 時間の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>系統分離のために使用する隔壁には、1時間耐火に設計上必要な壁厚である70mm以上の壁厚を有するコンクリート壁、又は厚さ0.4mm以上の鉄板に1時間以上の耐火能力を確認した発泡性耐火被覆を貼り付けたものを使用する。</p> <p>隔壁等の設計の妥当性の確認状況を、添付資料3に示す。</p>	<p>6.3. 1 時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3火災の影響軽減」2.3.1(2)c.では、「互いに相違する系列の火災防護対象機器等の系列間」を、1時間の耐火能力を有する隔壁等により分離することが要求されている。</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、火災耐久試験により1時間の耐火能力を確認した隔壁等で系統分離する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料6)</p>	<p>6.3. 1 時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3火災の影響軽減」2.3.1(2)c.では、「互いに相違する系列の火災防護対象機器等の系列間」を1時間の耐火能力を有する隔壁等により分離することが要求されている。</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、火災耐久試験により1時間の耐火能力を確認した隔壁等で系統分離する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料5)</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p>
<p>② 自動消火設備（自動消火設備を動作させる火災感知設備も含む）</p> <p>設置する自動消火設備は、スプリンクラーを基本とし、電気絶縁性の要求等を考慮し、ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備、エアロゾル消火設備も採用する。</p> <p>消火設備については、資料5に示すとおり。</p>	<p>6.4. 自動消火設備</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」2.3.1(2)b.及びc.では、「互いに相違する系列の火災防護対象機器等が設置される火災区画」に自動消火設備を設置することが要求されている。</p> <p>女川原子力発電所2号炉の「自動消火設備」は、全域ガス消火設備又は局所ガス消火設備を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料7)</p>	<p>6.4. 自動消火設備</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」2.3.1(2)b.及びc.では、「互いに相違する系列の火災防護対象機器等が設置される火災区画」に自動消火設備を設置することが要求されている。</p> <p>泊発電所3号炉の「自動消火設備」は、全域ガス消火設備を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料6)</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違 ■設計の相違 泊では局所ガス消火設備は設置せず、すべて、全域ガス消火設備を設置している。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊では局所ガス消火設備は設置せず、すべて、全域ガス消火設備を設置している。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>6.5. 火災感知設備</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」2.3.1(2)b 及びc. では、「互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが設置される火災区画」に火災感知設備を設置することが要求されている。</p> <p><b>女川原子力発電所2号炉</b>の系統分離のために設置する自動消火設備を作動させるための<b>専用</b>の火災感知設備を設置する。</p> <p>自動消火設備を作動させるための火災感知設備は、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの耐震クラス要求に応じて、機能維持できる設計とする。</p> <p>また、火災感知器は消火設備の誤作動を防止するため、複数の火災感知器を設置し、2つの異なる<b>種類</b>の火災感知器が作動することにより消火設備が作動する回路構成とする。</p>	<p>6.5. 火災感知設備</p> <p>火災防護に係る審査基準の「2.3 火災の影響軽減」2.3.1(2)b 及びc. では、「互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが設置される火災区画」に火災感知設備を設置することが要求されている。</p> <p><b>泊発電所3号炉</b>の系統分離のために設置する自動消火設備を作動させるための火災感知設備を設置する。</p> <p>自動消火設備を作動させるための火災感知設備は、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの耐震クラス要求に応じて、機能維持できる設計とする。</p> <p>また、火災感知器は消火設備の誤作動を防止するため、複数の火災感知器を設置し、2つの異なる火災感知器が作動することにより消火設備が作動する回路構成とする。</p>	<p><b>【大飯】</b></p> <p>■記載内容の相違 ■記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） ■記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p><b>【女川】</b></p> <p>■設備名称の相違 ■設計の相違 泊では系統分離のための自動消火設備用火災感知器については、火災感知設備の火災感知器と兼用としている。 ■設計の相違 泊では感知器の種類に関係なく、2種類の感知器が作動（例：煙+煙）すると消火設備が作動する回路となっている。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 中央制御盤の影響軽減対策</p> <p>中央制御盤の火災防護対象機器等は、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや互いに相違する系列を1時間の耐火能力を有する耐火隔壁で分離することが困難である。また、中央制御盤に火災が発生した場合は、常駐する運転員による早期の消火活動が可能である。</p> <p>このため、中央制御盤の火災の影響軽減は、「火災防護に係る審査基準」とは異なる代替手段で行う。</p> <p>5.1.4 安全系VDU盤の機能について</p> <p>A系とB系の機能を有している安全系VDU盤は、2面設置することで多重化を図っている。</p> <p>また、安全系VDU盤は、画面の表示と操作パネルからの操作信号を計算機に伝える機能を有しており、計算機は安全系VDU盤とは別の区画に配置している。</p> <p>高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p.6-10 より抜粋</p>	<p>7. 中央制御室の火災影響軽減対策</p> <p>7.1. 中央制御盤内の分離対策</p> <p>中央制御室制御盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや互いに相違する系列を3時間又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。</p> <p>このため、中央制御盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、以下a.～c.に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、早期感知を目的とした高感度煙検出設備の設置による火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動を行う設計とする。</p>	<p>7. 中央制御室の火災影響軽減対策</p> <p>7.1. 中央制御盤（安全系コンソール）内の分離対策</p> <p>火災防護対象である中央制御盤（安全系コンソール）内の機器及びケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや互いに相違する系列を3時間又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。</p> <p>このため、火災防護対象である中央制御盤（安全系コンソール）内の機器及びケーブルは、以下a.～c.に示すとおり、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、早期感知を目的とした煙検出装置の設置による火災感知及び常駐する運転員による早期の消火活動を行う設計とする。</p> <p>また、泊発電所3号炉は、中央制御室内にA系とB系の機能を有し、高温停止・低温停止維持が可能な、同一機能を有する中央制御盤（安全系コンソール）を3面設置することで多重化を図っている。各中央制御盤（安全系コンソール）は鋼製厚さ3.2mmの板にて離隔した筐体で構成されており、間に中央制御盤（常用系コンソール）を有している。</p> <p>なお、中央制御盤（安全系コンソール）は安全系FDPの表示と安全系FDPからの操作信号を制御盤（安全系FDPプロセッサ）に伝える機能を有しており、制御盤（安全系FDPプロセッサ）は中央制御盤（安全系コンソール）とは別の区画に配置している。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御盤は小型盤であり、煙検出装置による感知が可能であることから、高感度型を設置していない。</p> <p>【女川・大飯・高浜】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御盤（安全系コンソール）は同一機能を有するものを3面設置しており、中央制御盤（安全系コンソール）の間には中央制御盤（常用系コンソール）を配置する設計としている。なお、泊の中央制御盤は高浜1,2号炉と類似しており、安全系コンソール（高浜は安全系VDU）の面数及び配置は相違しているものの、設備構成は同様の設計である。</p> <p>【高浜】</p> <p>■記載表現及び設備名称の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p.6-5 より抜粋</p>		<p>第7-1図 中央制御盤 (安全系コンソール)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【高浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>安全系コンソール（高浜は安全系VDU）及び制御盤（高浜は計算機）の面数と配置の相違</li> </ul>
<p>安全系 VDU 盤の設備概要</p> <p>高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p.6-10 より抜粋</p>		<p>第7-2図 中央制御盤 (安全系コンソール) の設備概要</p> <p>A - 安全系FDPプロセッサ      A - 安全系計装装置室</p> <p>B - 安全系FDPプロセッサ      B - 安全系計装装置室</p>	

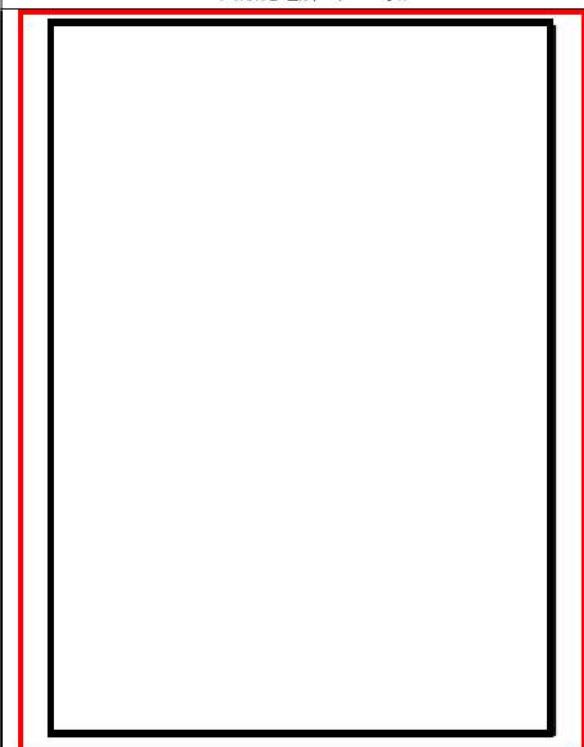
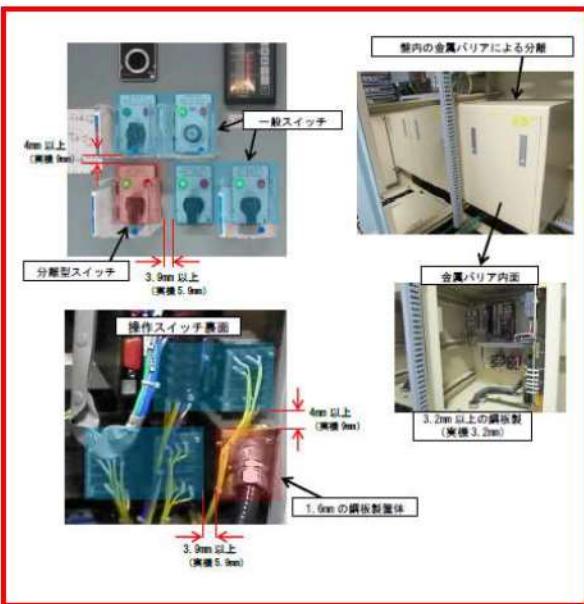
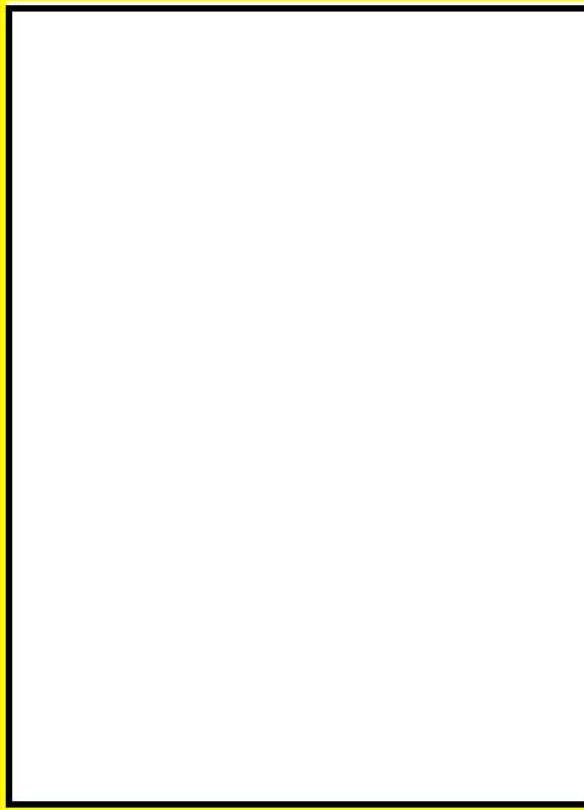
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5.1 中央制御盤内の分離対策</p> <p>中央制御盤内のスイッチ等については、以下に示す分離対策を実施する。</p> <p>a. 隔壁又は距離による分離</p> <p>中央制御盤の火災防護対象機器のスイッチ、配線間は、一方のスイッチ、配線を燃焼させても、他方に影響がないことを燃焼試験で確認した距離または構造（モジュールスイッチ、プレハブケーブル等）を隔壁とする。</p> <p style="text-align: right;">(※1)出典：「ケーブル、制御盤及び電源盤火災の実証試験（TLR-088）」、（株）東芝、H25年3月</p> <p>(a) 制御盤は厚さ4.5mm以上の鋼板製筐体で覆う設計とする。</p>	<p>a. 離隔距離等による分離</p> <p>中央制御室制御盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室の制御盤については、区分ごとに別々の盤で分離する設計とする。一部、一つの制御盤内に複数の安全系区分の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置しているものがあるが、これらについては、区分間に金属製の仕切りを設置する。</p> <p>ケーブルについては当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない耐熱ビニル電線、難燃仕様のテフゼル電線及び難燃ケーブルを使用し、電線管に敷設する、または離隔距離を確保すること等により系統分離する設計とする。これらについては、火災を発生させて近接する他の区分の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験<sup>※1</sup>の結果に基づき、以下に示す分離対策を講じる設計とする。（第7-4図、添付資料8）</p> <p style="text-align: right;">(※1)出典：「電気盤内機器の防火対策実証試験（その1）」MHI-NES-1061、三菱重工業（株）、H25年5月 ：「電気盤内機器の防火対策実証試験（その2）」MHI-NES-1062、三菱重工業（株）、H25年5月 ：「難燃性制御・計装ケーブルのトレイ内分離性実証試験」MHI-NES-1058、三菱重工業（株）、H25年5月 ：「原子力プラント安全系監視操作システム火災防護実証試験報告書」JEJP-3101-6024、三菱電機（株）、H28年1月</p> <p>(a) 安全系FDP 2台の上下の離隔距離は15mm以上とし、安全系FDP間厚さ4.5mmの金属バリアを設置し、離隔する設計とする。</p>	<p>a. 離隔距離等による分離</p> <p>火災防護対象である中央制御盤（安全系コンソール）内の機器及びケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御盤（安全系コンソール）に隣接する中央制御盤（常用系コンソール）の火災が、中央制御盤（安全系コンソール）に影響を与えないことを確認した実証試験の結果に基づき分離対策を講じる設計とする。また、中央制御盤（安全系コンソール）内に安全系FDP及び電源装置を設置しているが、これらについては、相違するトレン間に金属製の仕切りを設置する。</p> <p>ケーブルについては当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないテフロン電線及び難燃ケーブルを使用し、電線管に敷設する、又は離隔距離を確保すること等により系統分離する設計とする。</p> <p>これらについては、火災を発生させて近接する他の区分の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験<sup>※1</sup>の結果に基づき、以下に示す分離対策を講じる設計とする。（第7-3図、添付資料7）</p> <p style="text-align: right;">(※1)出典：「電気盤内機器の防火対策実証試験（その1）」MHI-NES-1061、三菱重工業（株）、H25年5月 ：「電気盤内機器の防火対策実証試験（その2）」MHI-NES-1062、三菱重工業（株）、H25年5月 ：「難燃性制御・計装ケーブルのトレイ内分離性実証試験」MHI-NES-1058、三菱重工業（株）、H25年5月 ：「原子力プラント安全系監視操作システム火災防護実証試験報告書」JEJP-3101-6024、三菱電機（株）、H28年1月</p> <p>(a) 安全系FDP 2台の上下の離隔距離は15mm以上とし、安全系FDP間厚さ4.5mmの金属バリアを設置し、離隔する設計とする。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映：着色せず)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊の中央制御盤は小型のコンソール盤であり、安全系コンソール間に常用系コンソールが敷設されているため、常用系コンソールの火災による安全系コンソールへの火災影響がない事を確認している。また、盤内の安全系FDP等については、相違する系列間を金属製の仕切りにて分離しており、盤内の電線の種類及び敷設方法も相違している。</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 実証試験データの出典の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 中央制御盤の構造、盤内の構成機器及び盤内の機器の分離の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>盤内配線ダクト間は、金属バリアまたは25mm以上の距離により分離する。このバリアまたは距離は、一方のダクトをバーナーで加熱したり、過電流を流しても、他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認したものである。</li> <li>操作スイッチ間は、水平方向25mm以上、鉛直方向47mm以上の距離で分離する。この距離は、一方のスイッチをバーナーで加熱したり、過電流を流しても、他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認した距離である。</li> <li>テフロン電線間は、5mm以上の距離で分離する。この距離は、一方のテフロン電線を過電流で燃焼させても他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認した距離である。</li> <li>テフロン電線は束線とする。これは、束線1本を過電流で燃焼させても、発火等が起こらないことを試験<sup>※</sup>で確認した構造である。</li> </ul> <p>※参考文献：三菱重工株式会社「電気盤内機器の防火対策実証試験（その2）」MHI-NES-1062 平成25年5月（添付資料5）</p>	<p>(b) 安全系異区分が混在する制御盤内では、区分間に厚さ3.2mm以上の金属製バリアを設置するとともに、盤内配線ダクトの離隔距離を垂直50mm、水平100mm以上確保する設計とする。</p> <p>(c) 安全系異区分が混在する制御盤内にある操作スイッチは、厚さ1.6mm以上の鋼板製筐体で覆う設計とする。</p> <p>(d) 安全系異区分が混在する制御盤内にある配線は、金属製バリアにより覆う設計とする。</p> <p>(e) 当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない耐熱ビニル電線、難燃仕様のテフゼル電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</p>	<p>(b) 光変換器の水平方向の離隔距離は200mm以上確保する設計とする。</p> <p>(c) 電源装置の水平方向の離隔距離を100mm以上とするとともに、双方の電源装置に厚さ1.6mmの金属バリアを設置し、離隔する設計とする。また、電源装置には過電流時に電流を遮断する保護回路を設置する設計とすることから、電源装置の故障が他の構成部品に影響することはない。</p> <p>(d) 中央制御盤（安全系コンソール）内にある配線は、5mm以上離隔又は束線とし、配線ダクト間には金属バリアの設置又は25mm以上離隔する設計とする。</p> <p>(e) 当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないテフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>(f) ノーヒューズブレーカは、故障等による過電流から保護するものであるが、単体としての難燃性を確認するためにガスバーナーによる着火試験を実施し、バーナー消炎後に自己消火すること、近傍の温度上昇は認められないことから、他の構成部品の配置に対して影響を与えないことを確認した。</p>	<p>【女川】 ■設計の相違 中央制御盤の構造、盤内の構成機器及び盤内の機器の分離の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 中央制御盤の構造、盤内の構成機器及び盤内の機器の分離の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 中央制御盤の構造、盤内の構成機器及び盤内の機器の分離の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 中央制御盤の構造、盤内の構成機器及び盤内の機器の分離の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違 中央制御盤内に使用する電線の種類の相違</p> <p>【女川・大飯】 ■設計の相違 中央制御盤の構造、盤内の構成機器及び盤内の機器の分離の相違。なお、泊と類似した中央制御盤を設置している高浜と同様の設計である。</p> <p>【高浜】 ■記載表現の相違</p>
<p>ノーヒューズブレーカ</p> <p>ノーヒューズブレーカは故障等による過電流から保護するものであるが、単体としての難燃性を確認するためにガスバーナーによる着火試験を実施し、バーナー消炎後に自己消火すること、近傍の温度上昇は認められないことから、他の構成部品の配置に対して影響を与えないことを確認した。</p>			
<p>高浜1/2号炉 別添資料-1 資料6 p.6-12 より抜粋</p>			

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
 <p>約100cm</p> <p>約50cm</p> <p>実測値</p> <p>奥行き: 80cm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部品名</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 安全系モニタ(VDU)A系</td><td>10.4型 TFTカラーモニタ</td></tr> <tr><td>2 安全系モニタ(VDU)B系</td><td>10.4型 TFTカラーモニタ</td></tr> <tr><td>3 大形換気扇(内面)</td><td>1025Kg実重</td></tr> <tr><td>4 大形換気扇(外面)</td><td>1025Kg実重</td></tr> <tr><td>5 安全装置</td><td>出力端子 24V 3A</td></tr> <tr><td>6 電源装置</td><td>出力端子 24V 3A</td></tr> <tr><td>7 ノーマルスイッチ(A系)</td><td>30A/ 3A</td></tr> <tr><td>8 ノーマルスイッチ(B系)</td><td>30A/ 3A</td></tr> <tr><td>9 断子台(A面)</td><td>TX-23</td></tr> <tr><td>10 断子台(B面)</td><td>TX-23</td></tr> <tr><td>11 バリア(壁面)</td><td>4.5mm</td></tr> <tr><td>12 壁体(壁)</td><td>1.2mm</td></tr> </tbody> </table> <p>安全系 VDU 盤内の構成機器配置図</p> <p>高浜 1/2号炉 別添資料-1 資料6 p.6-11 より抜粋</p>	部品名	仕様	1 安全系モニタ(VDU)A系	10.4型 TFTカラーモニタ	2 安全系モニタ(VDU)B系	10.4型 TFTカラーモニタ	3 大形換気扇(内面)	1025Kg実重	4 大形換気扇(外面)	1025Kg実重	5 安全装置	出力端子 24V 3A	6 電源装置	出力端子 24V 3A	7 ノーマルスイッチ(A系)	30A/ 3A	8 ノーマルスイッチ(B系)	30A/ 3A	9 断子台(A面)	TX-23	10 断子台(B面)	TX-23	11 バリア(壁面)	4.5mm	12 壁体(壁)	1.2mm	 <p>第7-4図：中央制御盤内のバリア状況</p>	 <p>第7-3図 中央制御盤（安全系コンソール）内のバリア状況</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>中央制御盤の構造、盤内の構成機器及び盤内の機器の分離の相違。なお、盤内の構成機器の配置は高浜と同様の設計である。</li> </ul> <p>【高浜】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>中央制御盤の寸法、一部金属バリアの厚さの相違</li> </ul>
部品名	仕様																												
1 安全系モニタ(VDU)A系	10.4型 TFTカラーモニタ																												
2 安全系モニタ(VDU)B系	10.4型 TFTカラーモニタ																												
3 大形換気扇(内面)	1025Kg実重																												
4 大形換気扇(外面)	1025Kg実重																												
5 安全装置	出力端子 24V 3A																												
6 電源装置	出力端子 24V 3A																												
7 ノーマルスイッチ(A系)	30A/ 3A																												
8 ノーマルスイッチ(B系)	30A/ 3A																												
9 断子台(A面)	TX-23																												
10 断子台(B面)	TX-23																												
11 バリア(壁面)	4.5mm																												
12 壁体(壁)	1.2mm																												

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 火災感知設備</p> <p>中央制御室の煙感知器、熱感知器に加え、中央制御盤内に高感度煙感知器を設置する。（添付資料6）</p> <p>(a) 火災感知設備</p> <p>火災が発生すると、安全系VDU盤内に煙が発生し、安全系VDU盤内の雰囲気温度が上昇する。火災が本格化し、環境温度が上昇する前から煙は発生するため、各安全系VDU盤内に煙感知器を設置し、安全系VDU盤内の構成品がごく僅かに燃焼した状態で感知する設計とする。</p> <p>安全系VDU盤の容積は、高さ約1.0m×幅約0.5m×奥行き約0.8mと先行プラントの中央制御盤（高さ約2.3m×長さ約19.4m×奥行き約2.6m）の約1/100以下と小さく、火災により煙が発生した場合の煙濃度は先行プラントより高くなりやすいことから、煙感知器により、安全系VDU盤内の構成品がごく僅かに燃焼した状態の火災を感知する設計とする。</p> <p>高浜1号炉及び2号炉設置許可まとめ資料より参考掲載</p>	<p>b. 高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知</p> <p>中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異区分への影響を軽減する設計とする。特に、一つの制御盤内に複数の安全系区分の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを設置しているものについては、早期感知を目的として、これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。</p> <p>(8条-別添1-資料5-添付資料3)</p>	<p>b. 煙検出装置の設置による早期の火災感知</p> <p>中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、中央制御盤（安全系コンソール）への影響を軽減する設計とする。中央制御盤（安全系コンソール）内には、火災の早期感知を目的として、煙検出装置を設置する設計とする。中央制御盤（安全系コンソール）は容積が小さく、盤内の構成品がごく僅かに燃焼した状態でも煙検出装置により早期の感知が可能である。なお、念のため、中央制御盤（安全系コンソール）に隣接する盤内についても、火災を早期に感知するため、煙検出装置を設置する設計とする。（8条-別添1-資料5-添付資料3）</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映: 着色せず) 【女川・大飯】 ■設計の相違 泊の安全系コンソールは小型盤であり、煙検出装置による感知が可能なため、高感度型は設置していない。なお、泊と類似の小型盤を採用している高浜と同様の設計である。</p>

第7-4図 中央制御盤 煙検出装置概要配置図

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 消火設備</p> <p>火災防護対象機器を設置している中央制御盤で火災が発生しても、高感度煙感知器により早期に火災の発生を感じし、中央制御室に常駐する運転員が手順に従い、消火活動を行う。</p> <p>使用する消火設備は、電気設備に悪影響を及ぼさない二酸化炭素消火器とし、火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、電気設備に悪影響を及ぼさない固定式のエアロゾル消火設備を配備する。（資料5）</p>	<p>c. 常駐する運転員による早期の消火活動</p> <p>中央制御室制御盤内に自動消火設備は設置しないが、中央制御室制御盤内に火災が発生しても、高感度煙検出設備や中央制御室の火災感知器からの感知信号により、常駐する運転員が中央制御室に設置する消火器で早期に消火活動を行うことで、相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルへの火災の影響を防止できる設計とする。</p> <p>消火設備は、電気機器へ悪影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する設計とし、常駐する運転員による中央制御室の火災の早期感知及び消火を図るために、消火活動の手順を定めて訓練を実施する。</p> <p>中央制御室のエリア概要を第7-5図に示す。また、運転員による制御盤内の火災に対する二酸化炭素消火器による手動消火の概要を第7-6図に示す。さらに、火災の発生箇所の特定が困難な場合も想定し、制御盤の扉越しでも火災を確認可能な携帯型のサーモグラフィーカメラ等、火災の発生箇所を特定できる装置を配備する。</p>	<p>c. 常駐する運転員による早期の消火活動</p> <p>中央制御盤（安全系コンソール）内に自動消火設備は設置しないが、中央制御盤（安全系コンソール）の一つの区画に火災が発生しても、煙検出装置や中央制御室の火災感知器からの感知信号により、常駐する運転員が中央制御室に設置する消火器で早期に消火活動を行うことで、他の区画の中央制御盤（安全系コンソール）の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルへの火災の影響を防止できる設計とする。</p> <p>消火設備は、電気機器へ悪影響を与えない二酸化炭素消火器を使用する設計とし、常駐する運転員による中央制御室の火災の早期感知及び消火を図るために、消火活動の手順を定めて訓練を実施する。</p> <p>中央制御室のエリア概要を第7-5図に示す。また、運転員による制御盤内の火災に対する二酸化炭素消火器による手動消火の概要を第7-6図に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊の中央制御盤は同一機能を有する盤を複数設置している。泊の安全系コンソールは小型盤であり、煙検出装置による感知が可能なため、高感度型は設置していない。</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違 泊の中央制御盤には固定式消火設備は設置していない。</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊の中央制御盤は小型であり、火災箇所（盤）の特定が容易なため、サーモグラフィーカメラ等は設置していない。</p>

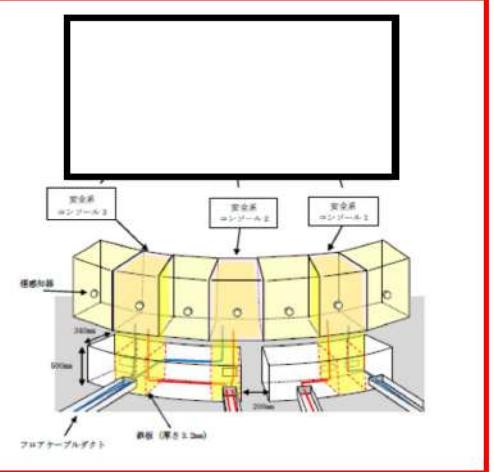
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第7-5図：中央制御室について</p> <p>火災が発生した場合、運転員は受信機盤により、火災が発生している区画を特定する。消火活動は2名で行い、1名は直ちに至近の二酸化炭素消火器を準備し、火災発生箇所に対して、消火活動を行う。もう1名は、予備の二酸化炭素消火器の準備等を行う。</p> <p>制御盤内での消火活動を行う場合は、セルフエアマスクを装着して消火活動を行う。</p> <p>なお、中央制御室の移動は、距離が短いことから、短時間で移動して、速やかに消火活動を実施する。</p>	 <p>第7-5図 中央制御室について</p> <p>火災が発生した場合、運転員は受信機盤により、火災が発生している区画を特定する。消火活動は2名で行い、1名は直ちに至近の二酸化炭素消火器を準備し、火災発生箇所に対して、消火活動を行う。もう1名は、予備の二酸化炭素消火器の準備等を行う。</p> <p>なお、中央制御室の移動は、距離が短いことから、短時間で移動して、速やかに消火活動を実施する。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>中央制御室の設計及び配置の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>泊の中央制御盤は小型であり、盤内に消火要員が立ち入ることはできないため、制御盤内の消火活動は行わないことから、セルフエアマスクは装着しない。</li> </ul>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<pre> graph TD     A[火災発生] --&gt; B[①火災警報発報・発生場所の確認]     A --&gt; C[①運転状況監視]     B --&gt; D[②二酸化炭素消火器の準備]     C --&gt; E[③初期消火開始*]     D --&gt; E     E --&gt; F[消火完了]     F --- G[※セルフエアマスク (消火の際に装着する)]     </pre> <p>第7-6図：運転員による制御盤内の火災に対する消火の概要</p> <p>二酸化炭素消火器を閉鎖された空間で使用する場合は、二酸化炭素濃度が上昇するとともに酸素濃度が低下するおそれがある。したがって、運転員に対して二酸化炭素消火器の取扱いに関する教育並びに訓練を行うとともに、制御盤内で消火活動を行う場合は、セルフエアマスクを装着する等の消火手順を定める。</p>	<pre> graph TD     A[火災発生] --&gt; B[①火災警報発報・発生場所の確認]     A --&gt; C[①運転状況監視]     B --&gt; D[②二酸化炭素消火器の準備]     C --&gt; E[③初期消火開始]     D --&gt; E     E --&gt; F[消火完了]     </pre> <p>二酸化炭素消火器を閉鎖された空間で使用する場合は、二酸化炭素濃度が上昇するとともに酸素濃度が低下するおそれがある。したがって、運転員に対して二酸化炭素消火器の取扱いに関する教育及び訓練を行う。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>中央制御室の設計及び配置の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載表現の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>泊の中央制御盤は小型であり、盤内に消火要員が立ち入ることはできないため、制御盤内での消火活動は行わないことから、セルフエアマスクは装着しない。</li> </ul>

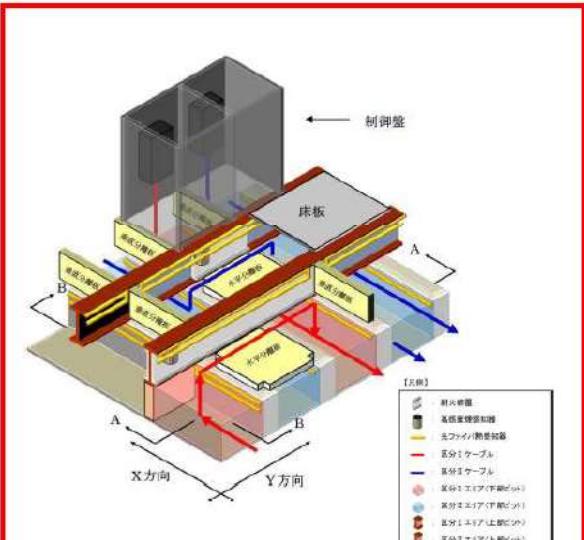
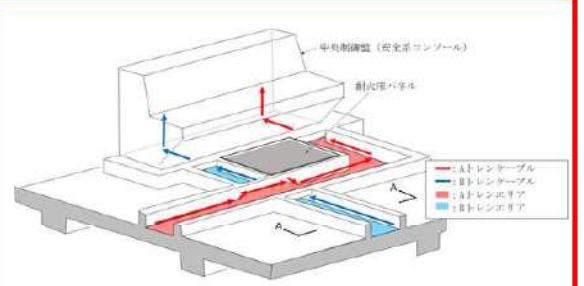
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>7.2. 中央制御盤（安全系コンソール）下部の分離対策</p> <p>中央制御盤（安全系コンソール）下部については、第7-7図に示すとおりコンクリート構造となっており、盤間を鉄板（厚さ3.2mm）にて区切り、間に中央制御盤（常用系コンソール）（幅570mm）を有する設計とし、ケーブル以外可燃物は置かないこととしている。また、ケーブルは過電流を模擬した実証試験を行い、相互のケーブルに影響がないことを確認した設計とする。実証試験結果を添付資料7に示す。</p> <p>火災感知については、盤内の煙検出装置にて感知する設計とし、消火については、常駐する運転員による二酸化炭素消火器にて消火を行うこととしている。</p>  <p>第7-7図 中央制御盤（安全系コンソール）下部の構造</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御盤の下部についてはプロアケーブルダクトとの境界部となっており、ケーブルが敷設されているため、個別に分離対策を実施している。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7.2. 中央制御室床下ケーブルピットの分離対策</p> <p>中央制御室床下のケーブルピットは制御盤底部にて制御盤と繋がっており、制御盤と一体型のシステムとなっている。このため、ケーブルピット内では互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルの系列間を系統分離する構造とはするものの、ケーブルピットまで含めた中央制御室全体を一つの火災区画として管理する。</p> <p>中央制御室の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、中央制御室床下ケーブルピットに敷設する火災防護対象ケーブルについても、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや互いに相違する系列を3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難である。</p> <p>このため、中央制御室床下ケーブルピットの火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、以下に示すとおり、1時間の耐火能力を有する分離板又は障壁による分離対策、固有の信号を発する異なる種類の煙感知器と熱感知器の設置による中央制御室での早期火災感知、自動消火設備である局所ガス消火設備によって分離する設計とする。中央制御室床下ケーブルピットの構造を添付資料9に示す。</p> <p>a. 分離板等による分離</p> <p>中央制御室床下ケーブルピットに敷設する互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルについては、非安全系ケーブルも含めて1時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。（第7-7～7-8図）</p> <p>b. 火災感知設備</p> <p>中央制御室床下ケーブルピットには、固有の信号を発する異なる種類の煙感知器と熱感知器を組み合わせて設置する設計とする。これらの火災感知設備は、アナログ式のものとする等、誤作動防止対策を実施する設計とする。なお、煙感知器は早期に感知器が可能となるよう、感度の高い煙感知器を設置する設計とする。また、これらの感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるよう、非常用電源から受電するとともに、受信機盤は中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能を有するよう設計する。</p>	<p>7.3. フロアケーブルダクトの分離対策</p> <p>フロアケーブルダクトについては、互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。（第7-8図、第7-9図）フロアケーブルダクトの構造を添付資料8に示す。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 泊のフロアケーブルダクトについては、3時間耐火による系統分離を行っている。このため、影響軽減対策としての火災感知器と自動消火設備の設置は行っていないため、泊には記載がない。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 自動消火設備</p> <p>中央制御室床下ケーブルピットに敷設する互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルへの火災の影響を防止できるよう早期に消火するため、自動消火設備である局所ガス消火設備を設置する設計とする。なお、中央制御室には運転員が常駐していることから、局所ガス消火設備の消火剤にはハロン1301を使用する設計とする。</p> <p>ハロン1301は炎と反応した際に発生する有毒ガス（フッ化水素）の漏えいによる運転員への影響などの二次的影響が考えられることから、運転員への二次的影響対策を考慮した上で、局所ガス消火設備を起動させる設計とする。</p>  <p>第7-7図：中央制御室床下ケーブルピットの構造図</p>  <p>第7-8図：中央制御室床下ケーブルピット内ケーブル敷設状況の例</p>  <p>第7-8図 フロアケーブルダクトの構造図</p>  <p>第7-9図 フロアケーブルダクト内ケーブル敷設状況の例</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>		

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
		<p>7.4. 中央制御盤の盤間の火災の影響軽減</p> <p>7.4.1. 離隔距離等による分離</p> <p>中央制御盤（安全系コンソール）内のA系、B系の構成部品は、7.1に記載のとおり、火災を想定し、回路の故障を模擬した実証試験を行い、他方に影響を及ぼさないことを確認した距離を確保して配置する。</p> <p>また、泊3号炉の中央制御盤は、運転員一人にて、中央制御盤（安全系コンソール）1面と中央制御盤（常用系コンソール）1面を1セットとし監視操作可能なようにコンパクト化を図ったものとし、従の運転員による補助も可能な設計とし、検証時の意見も踏まえ3セット設ける設計としており、中央制御盤（安全系コンソール）の間に、中央制御盤（常用系コンソール）を配置する。</p> <p>この中央制御盤（安全系コンソール）間の離隔距離及び金属バリア厚さは、中央制御盤（安全系コンソール）内に相違する系列間に必要な離隔距離及び金属バリア厚さ以上とする。</p> <p>第7-1表 中央制御盤（安全系コンソール）内に相違するトレン間に必要な離隔距離及び金属バリア厚さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>相違するトレン間に必要な離隔距離及び金属バリア厚さ（※）</th><th>中央制御盤（安全系コンソール）間の離隔距離及び金属バリア厚さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離隔距離</td><td>光変換器間 200mm、電源装置間 100mm、配線ダクト間 25mm、安全系FDP間 15mm、盤内配線間 5mm</td><td>570mm (中央制御盤（安全系コンソール）間)</td></tr> <tr> <td>金属バリア厚さ</td><td>安全系FDP間 4.5mm 電源装置間 3.2mm (双方の電源装置に各 1.6mm)</td><td>6.4mm (中央制御盤（安全系コンソール）間 側面板厚さ 3.2mm×2面)</td></tr> </tbody> </table> <p>※「7.1 中央制御盤（安全系コンソール）内の分離対策」に示した各構成部品に必要な離隔距離及び金属バリア厚さ</p>		相違するトレン間に必要な離隔距離及び金属バリア厚さ（※）	中央制御盤（安全系コンソール）間の離隔距離及び金属バリア厚さ	離隔距離	光変換器間 200mm、電源装置間 100mm、配線ダクト間 25mm、安全系FDP間 15mm、盤内配線間 5mm	570mm (中央制御盤（安全系コンソール）間)	金属バリア厚さ	安全系FDP間 4.5mm 電源装置間 3.2mm (双方の電源装置に各 1.6mm)	6.4mm (中央制御盤（安全系コンソール）間 側面板厚さ 3.2mm×2面)	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>泊の中央制御盤（安全系コンソール）は、同一機能を有するものを3面離隔して設置しているため、離隔距離による分離について記載している。</p>
	相違するトレン間に必要な離隔距離及び金属バリア厚さ（※）	中央制御盤（安全系コンソール）間の離隔距離及び金属バリア厚さ										
離隔距離	光変換器間 200mm、電源装置間 100mm、配線ダクト間 25mm、安全系FDP間 15mm、盤内配線間 5mm	570mm (中央制御盤（安全系コンソール）間)										
金属バリア厚さ	安全系FDP間 4.5mm 電源装置間 3.2mm (双方の電源装置に各 1.6mm)	6.4mm (中央制御盤（安全系コンソール）間 側面板厚さ 3.2mm×2面)										

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>7.4.2. 中央制御盤（常用系コンソール）内の火災影響軽減対策          中央制御盤（常用系コンソール）内は、常用系VDU、光変換器、電源装置、ノーヒューズブレーカ、端子台、電線等で構成されている。回路の故障により発火のおそれがあるものについては、回路の故障を模擬した実証試験<sup>※2</sup>を行い、隣接する盤への熱影響がないこと（約60°C以下）を確認した配置とする。各構成部品の実証試験結果を添付資料7に示す。</p> <p>隣接する中央制御盤（安全系コンソール）内の各構成部品は約120°Cまで機能維持する設計であり、中央制御盤（常用系コンソール）と筐体3.2mmを隔てて配置されていること、中央制御盤（常用系コンソール）内の火災は常駐する運転員により速やかに消火することから、中央制御盤（常用系コンソール）内の火災の熱的影響が中央制御盤（安全系コンソール）に及ぶことはない。</p> <p>したがって、中央制御盤（安全系コンソール）の火災影響についても、同様に、間に適切な離隔及び金属バリアを配置した中央制御盤（常用系コンソール）があることから、さらに隣の中央制御盤（安全系コンソール）に及ぶことはない。</p> <p>また、中央制御盤（安全系コンソール）及び中央制御盤（常用系コンソール）は、前面・背面・上部のスリット上の通気口による自然換気により、中央制御室内の空気と入替えができる構造としており、中央制御盤（安全系コンソール）の通常時の温度上昇を抑える設計としている。</p> <p>(※2)出典：「電気盤内機器の防火対策実証試験（その1）」          MHI-NES-1061、三菱重工業（株）、H25年5月          :「電気盤内機器の防火対策実証試験（その2）」          MHI-NES-1062、三菱重工業（株）、H25年5月          :「難燃性制御・計装ケーブルのトレイ内分離性実証試験」MHI-NES-1058、三菱重工業（株）、H25年5月          :「原子力プラント安全系監視操作システム火災防護実証試験報告書」JEJS-H3AM89、三菱電機（株）、H29年3月</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>■設計の相違          泊の中央制御盤（安全系コンソール）の間には、中央制御盤（常用系コンソール）が設置されていることから、中央制御盤（常用系コンソール）での火災が中央制御盤（安全系コンソール）に影響を与えないことを確認している。</p>

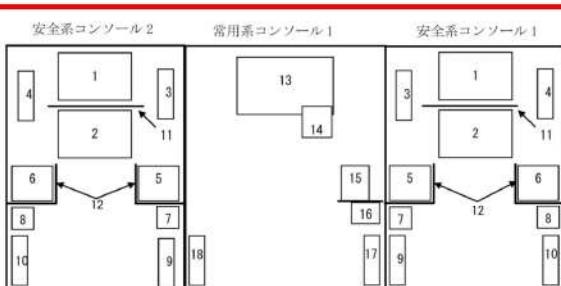
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(a) 常用系V D U・光変換器・電源装置においては、中央制御盤（安全系コンソール）への影響がないことを実証試験にて確認した離隔距離及び金属バリアを設置する設計とする。また、電源装置には過電流時に電流を遮断する保護回路を設置する設計とするところから、電源装置の故障が他の構成部品に影響することはない。</p> <p>(b) 中央制御盤（常用系コンソール）内にある配線は、5mm以上離隔又は束線とする設計とする。</p> <p>(c) ノーヒューズブレーカは、故障等による過電流から保護するものであるが、単体としての難燃性を確認するためにガスバーナーによる着火試験を実施し、バーナー消炎後に自己消火すること、近傍の温度上昇は認められないことから、他の構成部品の配置に対して影響を与えないことを確認した。</p> 	<p>【女川・大飯】      ■設計の相違      泊の中央制御盤（安全系コンソール）の間には、中央制御盤（常用系コンソール）が設置されていることから、中央制御盤（常用系コンソール）での火災が中央制御盤（安全系コンソール）に影響を与えないことを確認している。</p>

第7-10図 中央制御盤（安全系コンソール・常用系コンソール）配置及び盤内機器の配置

■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
		 <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>部品名称</th> <th>記号</th> <th>部品名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>安全系FDP(A系)</td><td>13</td><td>常用系VDU</td></tr> <tr><td>2</td><td>安全系FDP(B系)</td><td>14</td><td>光変換器(常用系)</td></tr> <tr><td>3</td><td>光変換器(A系)</td><td>15</td><td>電源(常用系)</td></tr> <tr><td>4</td><td>光変換器(B系)</td><td>16</td><td>ノーヒューズブレーカ(常用系)</td></tr> <tr><td>5</td><td>電源(A系)</td><td>17</td><td>端子台(常用系)</td></tr> <tr><td>6</td><td>電源(B系)</td><td>18</td><td>端子台(手偏)</td></tr> <tr><td>7</td><td>ノーヒューズブレーカ(A系)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>ノーヒューズブレーカ(B系)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>端子台(A系)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>端子台(B系)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>金属バリア(4.5m)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>金属バリア(1.6m)</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	記号	部品名称	記号	部品名称	1	安全系FDP(A系)	13	常用系VDU	2	安全系FDP(B系)	14	光変換器(常用系)	3	光変換器(A系)	15	電源(常用系)	4	光変換器(B系)	16	ノーヒューズブレーカ(常用系)	5	電源(A系)	17	端子台(常用系)	6	電源(B系)	18	端子台(手偏)	7	ノーヒューズブレーカ(A系)			8	ノーヒューズブレーカ(B系)			9	端子台(A系)			10	端子台(B系)			11	金属バリア(4.5m)			12	金属バリア(1.6m)			<p><b>【女川・大飯】</b></p> <p><b>■設計の相違</b></p> <p>泊の中央制御盤（安全系コンソール）の間には、中央制御盤（常用系コンソール）が設置されていることから、中央制御盤（常用系コンソール）での火災が中央制御盤（安全系コンソール）に影響を与えないことを確認している。</p>
記号	部品名称	記号	部品名称																																																				
1	安全系FDP(A系)	13	常用系VDU																																																				
2	安全系FDP(B系)	14	光変換器(常用系)																																																				
3	光変換器(A系)	15	電源(常用系)																																																				
4	光変換器(B系)	16	ノーヒューズブレーカ(常用系)																																																				
5	電源(A系)	17	端子台(常用系)																																																				
6	電源(B系)	18	端子台(手偏)																																																				
7	ノーヒューズブレーカ(A系)																																																						
8	ノーヒューズブレーカ(B系)																																																						
9	端子台(A系)																																																						
10	端子台(B系)																																																						
11	金属バリア(4.5m)																																																						
12	金属バリア(1.6m)																																																						

第7-11図 中央制御盤（安全系コンソール及び常用系コンソール）内の構成部品配置

## 7.4.3. 中央制御盤（常用系コンソール）下部の影響軽減対策

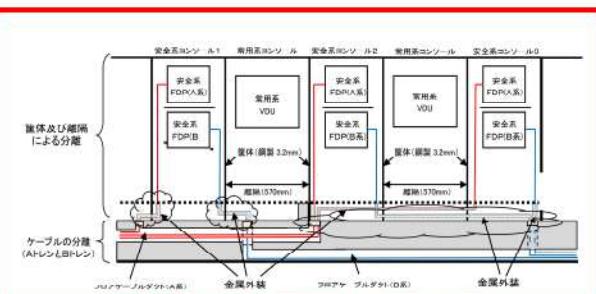
盤下部空間に入線するケーブルは、金属外装内に收め、複数の金属外装同士を隣接して敷設した状況において、1本の金属外装内に収めたケーブルに過電流により燃焼させた実証試験を行ったところ、隣接する金属外装内に収めたケーブルは影響を受けなかった。

このことから、中央制御盤（常用系コンソール）下部には、ケーブル以外の可燃物は置かず、ケーブルはすべて金属外装内に收めることで離隔することで離隔する。

## 【女川・大飯】

**■設計の相違**

泊の中央制御盤の下部についてはプロアケーブルダクトとの境界部となっており、ケーブルが敷設されているため、個別に分離対策を実施している。



第7-12図 中央制御盤下部の影響軽減対策

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 換気設備</p> <p>煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災発生時の煙を排気するため、換気設備の換気モードの切替えを行い排煙する。（添付資料8）</p>	<p>7.3. 中央制御室火災時の原子炉の安全停止に係る影響評価</p> <p>中央制御室の火災により、中央制御室内の一つの制御盤の機能がすべて喪失したと仮定しても、他の制御盤での運転操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であることを確認した。その結果を添付資料10に示す。</p> <p>さらに、中央制御室については、当該制御室を3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で囲うことにより、中央制御室内で火災が発生し、原子炉緊急停止後、中央制御室が万一、機能喪失しても、中央制御室外原子炉停止装置からの操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成することが可能な設計とする。</p> <p>一方、制御室外原子炉停止装置室内についても、当該装置内の火災によって当該装置室が万一、機能喪失しても、中央制御室からの操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成することが可能な設計とする。中央制御室外原子炉停止装置による操作機能、及び中央制御室のみで操作が可能な機能を第7-1表に示す。</p>	<p>7.5. 中央制御室火災時の原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持に係る影響評価</p> <p>中央制御室の火災により、中央制御室内の一つの中央制御盤（安全系コンソール）の機能がすべて喪失したと仮定しても、他の中央制御盤（安全系コンソール）での運転操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持することが可能であることを確認した。その結果を添付資料9に示す。</p> <p>さらに、中央制御室については、当該制御室を3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で囲うことにより、中央制御室内で火災が発生し、原子炉緊急停止後、中央制御室が万一、機能喪失しても、中央制御室外原子炉停止盤からの操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成することが可能な設計とする。</p> <p>一方、中央制御室外原子炉停止盤室内についても、当該装置内での火災によって当該盤室が万一、機能喪失しても、中央制御室からの操作により、原子炉の高温停止及び低温停止を達成することが可能な設計とする。中央制御室外原子炉停止盤による操作機能、及び中央制御室のみで操作が可能な機能を第7-2表に示す。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映) なお、当該資料は別添1、添付資料7に記載</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違 (女川実績の反映:着色せず)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違</p>

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>5.2 代替措置の同等性の確認</p> <p>前項の火災の影響軽減対策は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下、「審査基準」という。）とは異なる代替手段であるため、審査基準の方法によって達成される安全性と同等の安全性が確保されることを確認する。</p> <p>審査基準は、互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの延焼を防止するための方法を定めているため、中央制御盤内で火災が発生しても、両系列の火災防護対象機器に延焼せず、原子炉の高温停止、低温停止に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>具体的には、中央制御盤内のスイッチ、配線の火災により表1の外乱が発生することを想定しても、外乱に対処する機能を有する系統、原子炉の高温停止、低温停止に必要な機能を有する系統に延焼することなく、高温停止、低温停止に影響を及ぼさないことを確認する。</p>	<p>第7-1表：中央制御室外原子炉停止装置と中央制御室による操作機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室及び 制御室外原子炉停止装置で 監視・操作可能</th> <th>中央制御室のみ 監視・操作可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td><td>制御建屋地下1階</td><td>制御建屋地上2階</td></tr> <tr> <td>原子炉制御系</td><td>・主蒸気遮断弁 安全弁 3基</td><td>・自動遮断系</td></tr> <tr> <td>原子炉隔離停止装置系</td><td>・原子炉隔離停止装置ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>高圧心スプレイ系</td><td>—</td><td>・高圧心スプレイ系ポンプ</td></tr> <tr> <td>残留熱除去系</td><td>・残留熱除去ポンプ（A）</td><td>・残留熱除去系ポンプ（B）（C）</td></tr> <tr> <td>低圧水系</td><td>・残留熱除去系ポンプ（A）</td><td>・残留熱除去系ポンプ（B）（C）</td></tr> <tr> <td>原子炉冷却水系 及び海水系</td><td>・原子炉隔離冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D） ・原子炉補機冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D）</td><td>・高圧心スプレイ補機冷却水系ポンプ ・原子炉補機冷却海水系ポンプ</td></tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機</td><td>・非常用ディーゼル発電機（A）（B）</td><td>・高圧心スプレイ系ディーゼル発電機</td></tr> <tr> <td>非常用空気圧縮機</td><td>・非常用高圧母管（C）（D） ・非常用低圧母管（C）（D）</td><td>・非常用高圧母管（E）</td></tr> <tr> <td>監視計器</td><td>・原子炉水位・圧力 ・オブレッシュポンプール水温度 ・圧力抑制装置水位 ・ドライウェル水位 ・R.P.V下部C.R.Dエリア周辺温度 ・残留熱除去ポンプ出口流量 ・残留熱除去蒸発器入口温度 ・原子炉隔離冷却水系ポンプ出口流量 ・海水貯蔵タンク水位</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>		中央制御室及び 制御室外原子炉停止装置で 監視・操作可能	中央制御室のみ 監視・操作可能	設置場所	制御建屋地下1階	制御建屋地上2階	原子炉制御系	・主蒸気遮断弁 安全弁 3基	・自動遮断系	原子炉隔離停止装置系	・原子炉隔離停止装置ポンプ	—	高圧心スプレイ系	—	・高圧心スプレイ系ポンプ	残留熱除去系	・残留熱除去ポンプ（A）	・残留熱除去系ポンプ（B）（C）	低圧水系	・残留熱除去系ポンプ（A）	・残留熱除去系ポンプ（B）（C）	原子炉冷却水系 及び海水系	・原子炉隔離冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D） ・原子炉補機冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D）	・高圧心スプレイ補機冷却水系ポンプ ・原子炉補機冷却海水系ポンプ	非常用ディーゼル発電機	・非常用ディーゼル発電機（A）（B）	・高圧心スプレイ系ディーゼル発電機	非常用空気圧縮機	・非常用高圧母管（C）（D） ・非常用低圧母管（C）（D）	・非常用高圧母管（E）	監視計器	・原子炉水位・圧力 ・オブレッシュポンプール水温度 ・圧力抑制装置水位 ・ドライウェル水位 ・R.P.V下部C.R.Dエリア周辺温度 ・残留熱除去ポンプ出口流量 ・残留熱除去蒸発器入口温度 ・原子炉隔離冷却水系ポンプ出口流量 ・海水貯蔵タンク水位	—	<p>第7-2表 中央制御室外原子炉停止盤と中央制御室による操作機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中央制御室及び 中央制御室外原子炉停止盤で 監視・操作可能</th> <th>中央制御室のみ 監視・操作可能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所</td><td>原子炉建屋1階</td><td>原子炉建屋2階</td></tr> <tr> <td>I次冷却材系</td><td>A・加圧器逃がし弁</td><td>B・加圧器逃がし弁</td></tr> <tr> <td>化学水精製系</td><td>A,B,C・充てんポンプ A,B・ほう酸ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>主蒸気系、給水系</td><td>A,B,C・主蒸気逃がし弁 A,B・電動補助給水ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>余熱除去系</td><td>A,B・余熱除去ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系及び 原子炉補機冷却海水系</td><td>A,B,C,D・原子炉補機冷却水ポンプ A,B,C,D・原子炉補機冷却海水ポンプ</td><td>—</td></tr> <tr> <td>制御用空気系</td><td>A,B・制御用空気圧縮機</td><td>—</td></tr> <tr> <td>監視計器</td><td>加圧器水位 加圧器圧力 充てん流量 抽出ライン流量 蒸気発生器水位 主蒸気ライン圧力</td><td>左記のパラメータは監視可能</td></tr> </tbody> </table>		中央制御室及び 中央制御室外原子炉停止盤で 監視・操作可能	中央制御室のみ 監視・操作可能	設置場所	原子炉建屋1階	原子炉建屋2階	I次冷却材系	A・加圧器逃がし弁	B・加圧器逃がし弁	化学水精製系	A,B,C・充てんポンプ A,B・ほう酸ポンプ	—	主蒸気系、給水系	A,B,C・主蒸気逃がし弁 A,B・電動補助給水ポンプ	—	余熱除去系	A,B・余熱除去ポンプ	—	原子炉補機冷却水系及び 原子炉補機冷却海水系	A,B,C,D・原子炉補機冷却水ポンプ A,B,C,D・原子炉補機冷却海水ポンプ	—	制御用空気系	A,B・制御用空気圧縮機	—	監視計器	加圧器水位 加圧器圧力 充てん流量 抽出ライン流量 蒸気発生器水位 主蒸気ライン圧力	左記のパラメータは監視可能	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違 中央制御室外原子炉停止盤での操作可能機器の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備名称の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川実績の反映) なお、当該資料は添付資料9に記載</li> </ul>
	中央制御室及び 制御室外原子炉停止装置で 監視・操作可能	中央制御室のみ 監視・操作可能																																																													
設置場所	制御建屋地下1階	制御建屋地上2階																																																													
原子炉制御系	・主蒸気遮断弁 安全弁 3基	・自動遮断系																																																													
原子炉隔離停止装置系	・原子炉隔離停止装置ポンプ	—																																																													
高圧心スプレイ系	—	・高圧心スプレイ系ポンプ																																																													
残留熱除去系	・残留熱除去ポンプ（A）	・残留熱除去系ポンプ（B）（C）																																																													
低圧水系	・残留熱除去系ポンプ（A）	・残留熱除去系ポンプ（B）（C）																																																													
原子炉冷却水系 及び海水系	・原子炉隔離冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D） ・原子炉補機冷却水系ポンプ（A）（B）（C）（D）	・高圧心スプレイ補機冷却水系ポンプ ・原子炉補機冷却海水系ポンプ																																																													
非常用ディーゼル発電機	・非常用ディーゼル発電機（A）（B）	・高圧心スプレイ系ディーゼル発電機																																																													
非常用空気圧縮機	・非常用高圧母管（C）（D） ・非常用低圧母管（C）（D）	・非常用高圧母管（E）																																																													
監視計器	・原子炉水位・圧力 ・オブレッシュポンプール水温度 ・圧力抑制装置水位 ・ドライウェル水位 ・R.P.V下部C.R.Dエリア周辺温度 ・残留熱除去ポンプ出口流量 ・残留熱除去蒸発器入口温度 ・原子炉隔離冷却水系ポンプ出口流量 ・海水貯蔵タンク水位	—																																																													
	中央制御室及び 中央制御室外原子炉停止盤で 監視・操作可能	中央制御室のみ 監視・操作可能																																																													
設置場所	原子炉建屋1階	原子炉建屋2階																																																													
I次冷却材系	A・加圧器逃がし弁	B・加圧器逃がし弁																																																													
化学水精製系	A,B,C・充てんポンプ A,B・ほう酸ポンプ	—																																																													
主蒸気系、給水系	A,B,C・主蒸気逃がし弁 A,B・電動補助給水ポンプ	—																																																													
余熱除去系	A,B・余熱除去ポンプ	—																																																													
原子炉補機冷却水系及び 原子炉補機冷却海水系	A,B,C,D・原子炉補機冷却水ポンプ A,B,C,D・原子炉補機冷却海水ポンプ	—																																																													
制御用空気系	A,B・制御用空気圧縮機	—																																																													
監視計器	加圧器水位 加圧器圧力 充てん流量 抽出ライン流量 蒸気発生器水位 主蒸気ライン圧力	左記のパラメータは監視可能																																																													

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<b>表1 中央制御盤内の火災によって発生するおそれがある外乱</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故</th><th>外乱を発生させる火災の影響</th><th>外乱に対応する機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td><td>火災により配管は機械的に破損しない。なお、加圧器逃がし弁が開閉放してても、加圧器逃がし弁元管が閉止され、「原子炉冷却材系の異常な減圧」に包絡される。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の喪失</td><td>○ 全一次冷却材ポンプの調停止</td><td>原子炉の自動停止</td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸回り</td><td>— 火災により一次冷却材ポンプの回転軸は機械的に固着しない。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>主給水管破裂</td><td>— 火災により配管は機械的に損傷しない。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>主蒸気管破裂</td><td>— 火災により配管は機械的に損傷しない。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>制御棒挿入出し</td><td>— 火災により制御棒駆動系・圧力ハウジングは機械的に破損しない。</td><td>—</td></tr> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管</td><td>— 火災により蒸気発生器伝熱管は機械的に破損しない。</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>○：火災によって発生するおそれのある外乱      —：火災によって発生するおそれのない外乱</p>	事故	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能	原子炉冷却材喪失	火災により配管は機械的に破損しない。なお、加圧器逃がし弁が開閉放してても、加圧器逃がし弁元管が閉止され、「原子炉冷却材系の異常な減圧」に包絡される。	—	原子炉冷却材流量の喪失	○ 全一次冷却材ポンプの調停止	原子炉の自動停止	原子炉冷却材ポンプの軸回り	— 火災により一次冷却材ポンプの回転軸は機械的に固着しない。	—	主給水管破裂	— 火災により配管は機械的に損傷しない。	—	主蒸気管破裂	— 火災により配管は機械的に損傷しない。	—	制御棒挿入出し	— 火災により制御棒駆動系・圧力ハウジングは機械的に破損しない。	—	蒸気発生器伝熱管	— 火災により蒸気発生器伝熱管は機械的に破損しない。	—																								
事故	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能																																														
原子炉冷却材喪失	火災により配管は機械的に破損しない。なお、加圧器逃がし弁が開閉放してても、加圧器逃がし弁元管が閉止され、「原子炉冷却材系の異常な減圧」に包絡される。	—																																														
原子炉冷却材流量の喪失	○ 全一次冷却材ポンプの調停止	原子炉の自動停止																																														
原子炉冷却材ポンプの軸回り	— 火災により一次冷却材ポンプの回転軸は機械的に固着しない。	—																																														
主給水管破裂	— 火災により配管は機械的に損傷しない。	—																																														
主蒸気管破裂	— 火災により配管は機械的に損傷しない。	—																																														
制御棒挿入出し	— 火災により制御棒駆動系・圧力ハウジングは機械的に破損しない。	—																																														
蒸気発生器伝熱管	— 火災により蒸気発生器伝熱管は機械的に破損しない。	—																																														
<b>表1 中央制御盤内の火災によって発生するおそれがある外乱（つづき）</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運転時の異常な過渡変化</th><th>外乱を発生させる火災の影響</th><th>外乱に対応する機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き</td><td>○ 制御棒駆動系の調動作</td><td>原子炉の自動停止</td></tr> <tr> <td>出力運転中の制御棒の異常な引き抜き</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>制御棒の落下及び不整合</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</td><td>○ 化学水槽制御系の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量の部分喪失</td><td>○ 一次冷却材ポンプの調停止</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の停止ループの起動</td><td>○ 一次冷却材ポンプの調起動</td><td></td></tr> <tr> <td>外部電源喪失</td><td>○ 送電系、主発電設備の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td>○ 主給水泵ポンプ、給水制御系の調動作</td><td>原子炉の自動停止 補助給水系</td></tr> <tr> <td>蒸気負荷の異常な増加</td><td>○ 蒸気加減弁等の調動作</td><td>原子炉の自動停止</td></tr> <tr> <td>蒸気発生器への過剰給水</td><td>○ 給水制御系の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>負荷の喪失</td><td>○ 主蒸気隔離弁等の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>原子炉冷却材系の異常な減圧</td><td>○ 加圧器逃がし弁等の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>出力運転中の非常用炉心冷却設備の調起動</td><td>○ 高圧注入系の調動作</td><td></td></tr> <tr> <td>2次冷却系の異常な減圧</td><td>○ 主蒸気逃がし弁等の調動作</td><td>高圧注入系 (高圧停止中の発生が厳しい。この場合、原子炉自動停止は作動しない。)</td></tr> </tbody> </table> <p>○：火災によって発生するおそれのある外乱      —：火災によって発生するおそれのない外乱</p>	運転時の異常な過渡変化	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能	原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	○ 制御棒駆動系の調動作	原子炉の自動停止	出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	○		制御棒の落下及び不整合	○		原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	○ 化学水槽制御系の調動作		原子炉冷却材流量の部分喪失	○ 一次冷却材ポンプの調停止		原子炉冷却材系の停止ループの起動	○ 一次冷却材ポンプの調起動		外部電源喪失	○ 送電系、主発電設備の調動作		主給水流量喪失	○ 主給水泵ポンプ、給水制御系の調動作	原子炉の自動停止 補助給水系	蒸気負荷の異常な増加	○ 蒸気加減弁等の調動作	原子炉の自動停止	蒸気発生器への過剰給水	○ 給水制御系の調動作		負荷の喪失	○ 主蒸気隔離弁等の調動作		原子炉冷却材系の異常な減圧	○ 加圧器逃がし弁等の調動作		出力運転中の非常用炉心冷却設備の調起動	○ 高圧注入系の調動作		2次冷却系の異常な減圧	○ 主蒸気逃がし弁等の調動作	高圧注入系 (高圧停止中の発生が厳しい。この場合、原子炉自動停止は作動しない。)			
運転時の異常な過渡変化	外乱を発生させる火災の影響	外乱に対応する機能																																														
原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き	○ 制御棒駆動系の調動作	原子炉の自動停止																																														
出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	○																																															
制御棒の落下及び不整合	○																																															
原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈	○ 化学水槽制御系の調動作																																															
原子炉冷却材流量の部分喪失	○ 一次冷却材ポンプの調停止																																															
原子炉冷却材系の停止ループの起動	○ 一次冷却材ポンプの調起動																																															
外部電源喪失	○ 送電系、主発電設備の調動作																																															
主給水流量喪失	○ 主給水泵ポンプ、給水制御系の調動作	原子炉の自動停止 補助給水系																																														
蒸気負荷の異常な増加	○ 蒸気加減弁等の調動作	原子炉の自動停止																																														
蒸気発生器への過剰給水	○ 給水制御系の調動作																																															
負荷の喪失	○ 主蒸気隔離弁等の調動作																																															
原子炉冷却材系の異常な減圧	○ 加圧器逃がし弁等の調動作																																															
出力運転中の非常用炉心冷却設備の調起動	○ 高圧注入系の調動作																																															
2次冷却系の異常な減圧	○ 主蒸気逃がし弁等の調動作	高圧注入系 (高圧停止中の発生が厳しい。この場合、原子炉自動停止は作動しない。)																																														

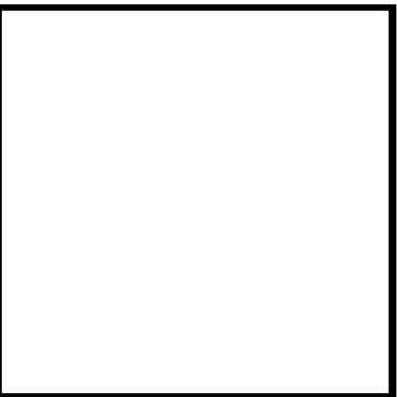
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>外乱を発生させるおそれがあるスイッチ、配線での火災を想定しても、高温停止、低温停止に必要な系統、外乱に対処する両系統のスイッチ、配線間は、以下のとおり、火災の影響を軽減する距離、構造としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>操作スイッチ間は、水平方向 25mm 以上、鉛直方向 47mm 以上の距離で分離する。この距離は、一方のスイッチをバーナーで加熱したり、過電流を流しても、他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認した距離である。</li> <li>テフロン電線間は、5mm 以上の距離で分離する。この距離は、一方のテフロン電線を過電流で燃焼させても他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認した距離である。</li> <li>テフロン電線は束線とする。これは、束線1本を過電流で燃焼させても、発火等が起こらないことを試験<sup>※</sup>で確認した構成である。</li> <li>盤内配線ダクト間は、金属バリアまたは 25mm 以上の距離により分離する。このバリアまたは距離は、一方のダクトをバーナーで加熱したり、過電流を流しても他方に影響を及ぼさないことを試験<sup>※</sup>で確認したものである。</li> </ul> <p>※ 三菱重工株式会社「電気盤内機器の防火対策実証試験（その2）」MHI-NES-1062 平成25年5月（添付資料5）</p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">拝謹みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</div>			

## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>さらに、中央制御盤内の高感度煙感知器が作動すると、中央制御室に常駐している運転員が固定式消火設備または、出火点が明らかな場合は消火器を用いて消火する。このため、中央制御盤内で火災が発生し、原子炉に外乱が発生することを想定しても、防護対象のスイッチ・配線間の延焼は防止され、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p> <p>以上のとおり、中央制御盤内の火災防護対象機器・配線は、審査基準とは異なる代替手段で延焼を防止し、審査基準の方法によって達成される安全性と同等の安全性を確保する。</p> <p><b>5.3 安全余裕の確認</b></p> <p>前項で代替措置の同等性を示したが、火災によって、中央制御盤の盤内全域（火災防護対象機器を設置している盤単位）に火災の影響が及ぶと仮定し、高温停止、低温停止への影響を確認することで、代替措置の安全余裕を示す。</p> <p>具体的には、防護対象機器を操作する原子炉盤または所内盤の火災（盤内全域に延焼する火災）により、表1の外乱が発生することを想定しても、原子炉の自動停止、補助給水系、高圧注入系の機能が失われず、原子炉の高温停止、低温停止に影響がないことを確認する。</p> <p>(1) 原子炉の自動停止</p> <p>原子炉の自動停止信号は、中央制御盤室とは異なる区画に設置している盤から発信されるため、中央制御盤の火災により表1の外乱が発生すると仮定しても、原子炉を自動停止する機能は失われず、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p> <p>(2) 補助給水系</p> <p>原子炉の自動停止に加え、補助給水系が必要な外乱は、表1に示すとおり「主給水流量喪失」である。原子炉の出力運転中に、主給水ポンプ、復水ポンプ又は給水制御系の故障等により、全ての蒸気発生器への給水が停止する「主給水流量喪失」は、主盤またはタービン発電機補助盤の火災によって発生すると仮定する。これに対処する補助給水ポンプの起動・停止に関連するスイッチ等は、火災を想定する主盤、タービン発電機補助盤と異なる原子炉補助盤にあり、火災の影響を受けないため、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p>			<p><b>【大飯】</b></p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>なお、当該資料は添付資料9に記載</p>

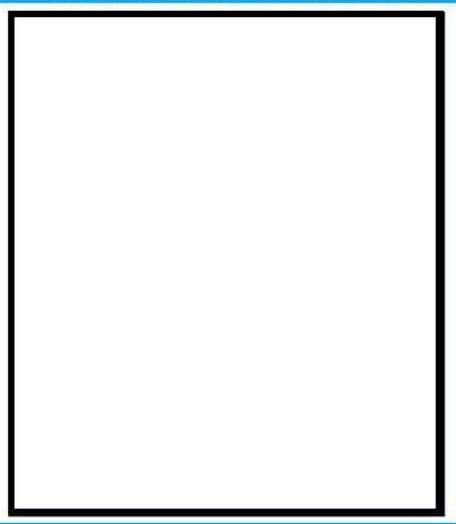
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1"> <tr> <td>盤名</td><td>主給水流量喪失に関連するスイッチ類</td></tr> <tr> <td>主盤</td><td>タービン動主給水ポンプ操作スイッチ タービン動主給水ポンプ速度制御器 電動主給水ポンプ操作スイッチ 主給水制御弁制御器</td></tr> <tr> <td>タービン発電機補助盤</td><td>復水ポンプ操作スイッチ</td></tr> </table>  <p>参考 大飯3号機の中央制御盤の配置図</p> <p>枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p> <p>(3)高圧注入系</p> <p>高圧注入系の自動起動が必要な外乱は、表1に示すとおり「2次冷却系の異常な減圧」である。原子炉の高温停止中に出力運転中に、タービンバイパス弁、主蒸気逃がし弁等の2次冷却系の弁1台が誤開放し、1次冷却材の温度が低下して、反応度が添加される「2次冷却系の異常な減圧」は、主盤、原子炉補助盤の火災によって発生すると仮定する。これに対処する高圧注入の起動・停止に関連するスイッチ等は、原子炉補助盤にある。高圧注入系は、主盤の火災の影響を受けず、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p>	盤名	主給水流量喪失に関連するスイッチ類	主盤	タービン動主給水ポンプ操作スイッチ タービン動主給水ポンプ速度制御器 電動主給水ポンプ操作スイッチ 主給水制御弁制御器	タービン発電機補助盤	復水ポンプ操作スイッチ			
盤名	主給水流量喪失に関連するスイッチ類								
主盤	タービン動主給水ポンプ操作スイッチ タービン動主給水ポンプ速度制御器 電動主給水ポンプ操作スイッチ 主給水制御弁制御器								
タービン発電機補助盤	復水ポンプ操作スイッチ								

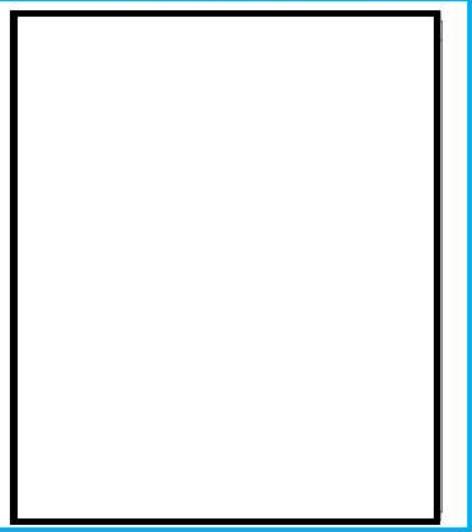
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1"> <tr> <td>盤名</td><td>2次冷却系の異常な減圧に関連するスイッチ類</td></tr> <tr> <td>主盤</td><td>タービンバイパス弁制御器</td></tr> <tr> <td>原子炉補助盤</td><td>主蒸気逃がし弁操作スイッチ 主蒸気逃がし弁制御器 高圧注入ポンプ操作スイッチ</td></tr> </table> <p>主蒸気逃がし弁操作スイッチと主蒸気逃がし弁制御器（主蒸気逃がし弁制御系）と高圧注入ポンプの操作スイッチは、同じ原子炉補助盤に設置されているため、主蒸気逃がし弁に関連するスイッチ等に火災が発生し、その火災が高圧注入ポンプの操作スイッチ等に延焼することを仮定する。</p> <p>しかし、主蒸気逃がし弁制御系と高圧注入ポンプの操作スイッチ等は、同じ原子炉補助盤の中でも水平方向に約1.9m離れていること、高圧注入系のスイッチ等は、一方のスイッチ等を燃焼させても、他方に影響がないことを試験（添付資料4）で確認した距離または構造（モジュールスイッチ、プレハブケーブル等）としているため、原子炉補助盤全域に火災の影響が及ぶと仮定しても、主蒸気逃がし弁制御系の火災が高圧注入系に及ぶ前に、高圧注入ポンプは自動起動（「2次冷却系の異常な減圧」が発生してから約159秒後の高圧注入ポンプは自動起動する）は行われ、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p> <p>なお、高圧注入ポンプが自動起動しない場合でも、運転員が安全補機開閉器室に設置されている高圧注入ポンプの遮断器を投入することで高圧注入ポンプを起動することができる。（中央制御室から安全補機開閉器室への移動時間は、2~3分）</p> <p>5.4 中央制御室が使用できない場合の対応</p> <p>火災によって、中央制御室が使用できない場合の対応を、各盤で失われる機能毎に示す。</p>	盤名	2次冷却系の異常な減圧に関連するスイッチ類	主盤	タービンバイパス弁制御器	原子炉補助盤	主蒸気逃がし弁操作スイッチ 主蒸気逃がし弁制御器 高圧注入ポンプ操作スイッチ			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>なお、当該資料は添付資料9に記載</p>
盤名	2次冷却系の異常な減圧に関連するスイッチ類								
主盤	タービンバイパス弁制御器								
原子炉補助盤	主蒸気逃がし弁操作スイッチ 主蒸気逃がし弁制御器 高圧注入ポンプ操作スイッチ								

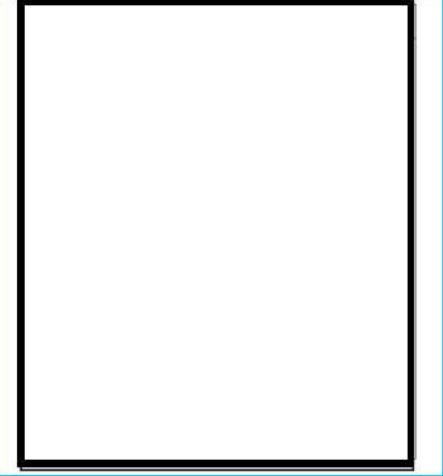
## 第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 原子炉補助盤</p> <p>原子炉補助盤が使用できない場合の高温停止、低温停止手段を表2に示す。原子炉補助盤が使用できない場合でも、[ ] 現地操作盤等からの手動操作、監視は可能であり、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p> <p>表2 原子炉補助盤機能喪失時の停止手段</p>  <p><small>外囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</small></p>			
<p>(2) 主盤</p> <p>主盤が使用できない場合の高温停止、低温停止手段を表3に示す。主盤が使用できない場合でも、[ ] 現地操作盤等からの手動操作、監視は可能であり、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p>			

第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3 主盤機能喪失時の停止手段</p>  <p>検査の範囲は、機密に係る事項ですので公開できません。</p> <p>(3) 所内盤 所内盤が使用できない場合の高温停止、低温停止手段を表4に示す。所内盤が使用できない場合でも、[ ]、現地操作盤等からの手動操作、監視は可能であり、原子炉の高温停止、低温停止に影響はない。</p>			

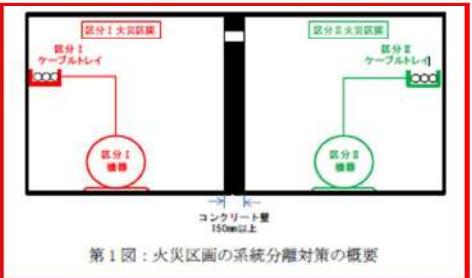
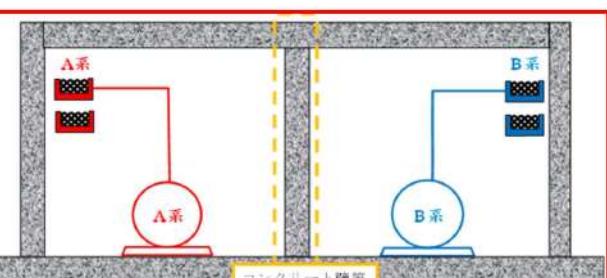
第8条 火災による損傷の防止（別添1 資料7 本文 火災防護対象機器等の系統分離について）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表4 所内盤機能喪失時の停止手段</p>  <p>該図の転用は、機密に係る事項ですので公開できません。</p>			

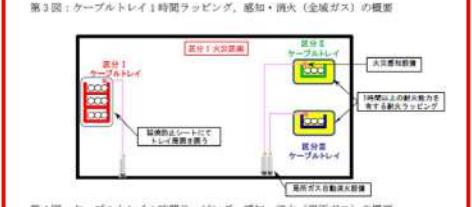
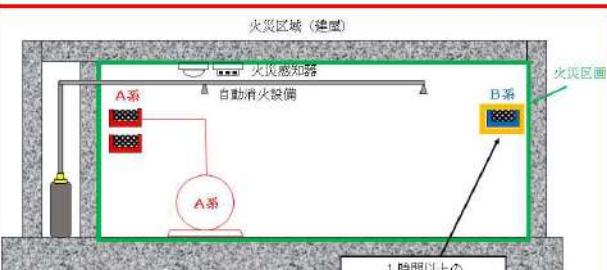
## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
添付資料3	<p>添付資料1 女川原子力発電所 2号炉における 火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>1. 系統分離の基本的な考え方</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離」を行う際には、単一火災（任意の一つの火災区域で発生する火災）の発生によって、相互に分離された安全系区分のすべての安全機能が喪失することのないよう、安全停止に必要な系統（安全停止バス）が少なくとも一つ成立することが必要であるため、建屋内は安全系区分Iと区分II／IIIを「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等」、「水平距離6m以上、火災感知設備及び自動消火設備」又は「1時間以上の耐火能力を有する隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備」で分離する。ただし、屋外の一部（燃料移送系連絡配管トレンチ、燃料移送ポンプ室）については、安全系区分IIと区分I／IIIを上述と同様の方法により系統分離する設計とする。</p> <p>そのため、建屋内で安全系区分I、区分II、区分IIIのそれぞれの火災区画について、各区分の境界を3時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁で区画し、異なる安全系区分の区画に設置する場合は、単一の火災により機能喪失しないように、系統分離対策を実施する。（第1表）</p> <p style="text-align: center;">第1表：安全系区分を有する主な系統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>安全区分</th> <th>区分I</th> <th>区分II</th> <th>区分III</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高温停止</td> <td>自動減圧系(A) 残留熱除去系(LPCI-A)又は 低圧炉心スプレイ系</td> <td>自動減圧系(B) 残留熱除去系(LPCI-B)又は 残留熱除去系(LPCI-C)</td> <td>高圧炉心スプレイ系</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>残留熱除去系(A)</td> <td>残留熱除去系(B)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート(冷却系)</td> <td>原子炉補機冷却水系(A)(C)</td> <td>原子炉補機冷却水系(B)(D)</td> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却水系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補機海水系(A)(C)</td> <td>原子炉補機海水系(B)(D)</td> <td>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</td> </tr> <tr> <td>サポート(動力電源)</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) 非常用交流電源(C)母線</td> <td>非常用ディーゼル発電機(B) 非常用交流電源(D)母線</td> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用交流電源(H)母線</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直流水源(A)系</td> <td>直流水源(B)系</td> <td>直流水源(H)系</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第1表：安全系トレンを有する主な系統</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>安全系トレン</th> <th>Aトレン</th> <th>Bトレン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高温停止</td> <td>高圧注入系 主蒸気系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>低温停止</td> <td>余熱除去系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート(冷却系)</td> <td>原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート(動力電源)</td> <td>ディーゼル発電機設備 所内電源系統(非常用母線)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	安全区分	区分I	区分II	区分III	高温停止	自動減圧系(A) 残留熱除去系(LPCI-A)又は 低圧炉心スプレイ系	自動減圧系(B) 残留熱除去系(LPCI-B)又は 残留熱除去系(LPCI-C)	高圧炉心スプレイ系	低温停止	残留熱除去系(A)	残留熱除去系(B)	—	サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系(A)(C)	原子炉補機冷却水系(B)(D)	高圧炉心スプレイ補機冷却水系		原子炉補機海水系(A)(C)	原子炉補機海水系(B)(D)	高圧炉心スプレイ補機冷却海水系	サポート(動力電源)	非常用ディーゼル発電機(A) 非常用交流電源(C)母線	非常用ディーゼル発電機(B) 非常用交流電源(D)母線	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用交流電源(H)母線		直流水源(A)系	直流水源(B)系	直流水源(H)系	安全系トレン	Aトレン	Bトレン	高温停止	高圧注入系 主蒸気系	—	低温停止	余熱除去系	—	サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系	—	サポート(動力電源)	ディーゼル発電機設備 所内電源系統(非常用母線)	—	<p>添付資料1 泊発電所 3号炉における 火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>1. 系統分離の基本的な考え方</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離」を行う際には、単一火災（任意の一つの火災区域で発生する火災）の発生によって、相互に分離された安全系トレンのすべての安全機能が喪失することのないよう、高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な系統（安全停止バス）が少なくとも一つ成立することが必要であるため、建屋内はAトレンとBトレンを「3時間以上の耐火能力を有する隔壁等」、「水平距離6m以上、火災感知設備及び自動消火設備」又は「1時間以上の耐火能力を有する隔壁等、火災感知設備及び自動消火設備」で分離する。</p> <p>そのため、建屋内でAトレン、Bトレンのそれぞれの火災区画について、各トレンの境界を1時間以上又は3時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁等で区画し、異なる安全系トレンの区画に設置する場合は、単一の火災により機能喪失しないように、系統分離対策を実施する。（第1表）</p>	<p>【女川】 ■設備名称の相違</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊は「安全系区分」ではなく「Aトレン」「Bトレン」による分離のため、記載が相違している。</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊は「安全系区分」ではなく「Aトレン」「Bトレン」による分離のため、記載が相違している。また、安全系トレン間の分離に1時間+感知・消火も採用しているため記載が異なっている。</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>炉型の違いにより、高温停止等に必要な系統が異なる。</p>
安全区分	区分I	区分II	区分III																																											
高温停止	自動減圧系(A) 残留熱除去系(LPCI-A)又は 低圧炉心スプレイ系	自動減圧系(B) 残留熱除去系(LPCI-B)又は 残留熱除去系(LPCI-C)	高圧炉心スプレイ系																																											
低温停止	残留熱除去系(A)	残留熱除去系(B)	—																																											
サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系(A)(C)	原子炉補機冷却水系(B)(D)	高圧炉心スプレイ補機冷却水系																																											
	原子炉補機海水系(A)(C)	原子炉補機海水系(B)(D)	高圧炉心スプレイ補機冷却海水系																																											
サポート(動力電源)	非常用ディーゼル発電機(A) 非常用交流電源(C)母線	非常用ディーゼル発電機(B) 非常用交流電源(D)母線	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用交流電源(H)母線																																											
	直流水源(A)系	直流水源(B)系	直流水源(H)系																																											
安全系トレン	Aトレン	Bトレン																																												
高温停止	高圧注入系 主蒸気系	—																																												
低温停止	余熱除去系	—																																												
サポート(冷却系)	原子炉補機冷却水系 原子炉補機冷却海水系	—																																												
サポート(動力電源)	ディーゼル発電機設備 所内電源系統(非常用母線)	—																																												

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 系統分離のための具体的対策</p> <p>2.1. 火災区画の系統分離対策</p> <p>建屋内の火災区画は系統分離の観点から部屋や<b>安全系区分</b>の機器、ケーブル等の配置について考慮し、隔壁等に囲まれた区画を<b>区分I</b>、<b>区分II</b>、<b>区分III</b>のいずれかの火災区画として設定し、隣接する火災区画についても考慮に入れ設定しており、<b>各安全系区分</b>の境界は3時間以上の耐火能力を有するコンクリート壁で分離する。          (第1図)</p>  <p>第1図：火災区画の系統分離対策の概要</p>	<p>2. 系統分離のための具体的対策</p> <p>2.1. 火災区画の系統分離対策</p> <p>建屋内の火災区画は系統分離の観点から部屋や<b>安全系トレン</b>の機器、ケーブル等の配置について考慮し、隔壁等に囲まれた区画を火災区画として設定し、隣接する火災区画についても考慮に入れ設定しており、<b>Aトレン</b>と<b>Bトレン</b>の境界は<b>1時間以上又は3時間以上</b>の耐火能力を有するコンクリート壁<b>又は</b>石膏ボード等で構成された<b>耐火隔壁</b>で分離する。 (第1図)</p>  <p>第1図：火災区画の系統分離対策の概要</p>	<p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>記載表現の相違  <span style="color: blue;">■</span>設計の相違          泊も機器等の配置を考慮して火災区画を設定しているが、それぞれの系統毎の火災区画として設定していない。</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違          泊は異系統との境界は1時間以上の耐火能力の石膏ボード等で構成された隔壁も設置している。</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設計の相違          泊はそれぞれの系統毎の火災区画として設定していないほか、異系統との境界は1時間以上の耐火能力の石膏ボード等で構成された隔壁も設置している。</p>

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2. 火災防護対象ケーブルの系統分離対策</p> <p>火災防護対象機器に使用する安全系のケーブルが、安全系区画内に混在して敷設している場合、当該ケーブルが単一の火災により機能喪失しないように、当該ケーブルが敷設されたケーブルトレイを3時間の耐火性能を有する隔壁で囲う（第2図），又は1時間の耐火性能を有する隔壁で囲い、かつ火災感知設備及び自動消火設備を設置する。（第3図、第4図）</p>  <p>第2図：ケーブルトレイ3時間ラッピングの概要</p>  <p>第3図：ケーブルトレイ1時間ラッピング、感知・消火（全域ガス）の概要</p>  <p>第4図：ケーブルトレイ1時間ラッピング、感知・消火（局所ガス）の概要</p>	<p>2.2. 火災防護対象ケーブルの系統分離対策</p> <p>火災防護対象機器に使用する安全系トレンのケーブルが、同一区内に混在して敷設している場合、当該ケーブルが単一の火災により機能喪失しないように、当該ケーブルが敷設されたケーブルトレイを1時間の耐火性能を有する隔壁で囲い、かつ火災感知設備及び自動消火設備を設置する。（第2図）</p>  <p>第2図：ケーブルトレイ1時間耐火隔壁、感知・消火（全域ガス）の概要</p>	<p>【女川】 ■記載表現の相違</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊はAトレンとBトレンのケーブルトレイが同一区内に混在して敷設されている場合は、すべて「1時間耐火隔壁+感知+自動消火」としており、3時間隔壁で囲うところはない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊は、ケーブルトレイを3時間隔壁で囲うところがないため、記載していない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違</p> <p>泊では局所ガス消火設備は設置せず、すべて、全域ガス消火設備を設置している。</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>2.3. 火災防護対象機器の系統分離対策</p> <p>火災防護対象機器であるポンプ、電動弁、制御盤等が<b>安全系区分の異なる区分</b>の区画に設置されている場合、当該ポンプ、電動弁、制御盤等が当該区画での単一火災によって機能喪失することのないよう、当該機器等を系統分離対策する。（第2表）</p> <p>ただし、火災により駆動源が喪失した場合でも状態は保持され、火災発生後に機能要求まで時間余裕があり、消火活動後に手動操作によって機能を復旧できる電動弁については分離対策を必要としない。</p> <p><b>第2表：安全系区分が異なる区画に設置されている機器及び系統分離対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災区画</th> <th>安全系区分が異なる区画に設置されている機器等</th> <th>当該区画の系統分離対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1-A</td> <td>BBR:ポンプ(B)出口流量伝送器</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>圧力抑制室水位</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td>R1-I</td> <td>BRB:ポンプ(B)ミニマムフロー弁 BRB: B系試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却注入隔壁弁 BRB:ポンプ(C)ミニマムフロー弁 BRB: C系試験用調整弁 HPCS:ポンプ/S/C側ミニマムフロー弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第一弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第二弁 HPCS: S/C側試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却吸込第二隔壁弁</td> <td>3時間耐火隔壁等(ラッピング)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>CAMS放射線モニタ(10)(S/C)</td> <td>残留熱除去原子炉停止時冷却モードは原子炉の安全停止時における機能要求まで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動弁の手動操作にて機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>R1-K</td> <td>HPCS注入隔壁弁</td> <td>3時間耐火隔壁等(ラッピング又は隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉水位(B) SEIM前置増幅器(B)(D)</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉圧力(B)</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td>R2-F</td> <td>RCW サージタンク(A)水位</td> <td>3時間耐火隔壁等(隔壁)</td> </tr> <tr> <td>C1-A</td> <td>中央制御室外空気取入れダンバ(後)</td> <td>中央制御室換気空調系は両循環運転が可能であり、外気取入が必要となるまで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動ダンバの手動操作にて機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td>C1-B</td> <td>中央制御室外原子炉停止装置盤</td> <td>1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第2表：異なる安全系トレンが同一の区画に設置されている機器及び系統分離対策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火災区画</th> <th>異なる安全系トレンが同一の区画に設置されている機器等</th> <th>当該区画の系統分離対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A/B 2-02</td> <td>A:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 A:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプ側人口弁 A:余熱除去ポンプミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁 B:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 B:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプ側人口弁 B:余熱除去ポンプミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁</td> <td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td>A/B 3-01-I</td> <td>光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 A 光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 B</td> <td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> <tr> <td>R/B 2-03</td> <td>A:安全注入ポンプ再循環サンプ側人口 C/N外側隔壁弁 A:余熱除去ポンプ再循環サンプ側人口弁 B:安全注入ポンプ再循環サンプ側人口 C/N外側隔壁弁 B:余熱除去ポンプ再循環サンプ側人口弁</td> <td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)</td> </tr> </tbody> </table>	火災区画	安全系区分が異なる区画に設置されている機器等	当該区画の系統分離対策	R1-A	BBR:ポンプ(B)出口流量伝送器	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)		圧力抑制室水位	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)	R1-I	BRB:ポンプ(B)ミニマムフロー弁 BRB: B系試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却注入隔壁弁 BRB:ポンプ(C)ミニマムフロー弁 BRB: C系試験用調整弁 HPCS:ポンプ/S/C側ミニマムフロー弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第一弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第二弁 HPCS: S/C側試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却吸込第二隔壁弁	3時間耐火隔壁等(ラッピング)		CAMS放射線モニタ(10)(S/C)	残留熱除去原子炉停止時冷却モードは原子炉の安全停止時における機能要求まで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動弁の手動操作にて機能を確保する。	R1-K	HPCS注入隔壁弁	3時間耐火隔壁等(ラッピング又は隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)		原子炉水位(B) SEIM前置増幅器(B)(D)	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)		原子炉圧力(B)	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)	R2-F	RCW サージタンク(A)水位	3時間耐火隔壁等(隔壁)	C1-A	中央制御室外空気取入れダンバ(後)	中央制御室換気空調系は両循環運転が可能であり、外気取入が必要となるまで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動ダンバの手動操作にて機能を確保する。	C1-B	中央制御室外原子炉停止装置盤	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)	火災区画	異なる安全系トレンが同一の区画に設置されている機器等	当該区画の系統分離対策	A/B 2-02	A:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 A:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプ側人口弁 A:余熱除去ポンプミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁 B:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 B:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプ側人口弁 B:余熱除去ポンプミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)	A/B 3-01-I	光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 A 光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)	R/B 2-03	A:安全注入ポンプ再循環サンプ側人口 C/N外側隔壁弁 A:余熱除去ポンプ再循環サンプ側人口弁 B:安全注入ポンプ再循環サンプ側人口 C/N外側隔壁弁 B:余熱除去ポンプ再循環サンプ側人口弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)	<p>■設計の相違 泊も機器等の配置を考えて火災区画を設定しているが、それの系統毎の火災区画として設定していない。</p> <p>【女川】 ■設計の相違 泊では同一区画内に混在して敷設されている場合は、すべて「1時間耐火隔壁+感知+自動消火」としており、対策が相違しているため、記載が相違している。</p>
火災区画	安全系区分が異なる区画に設置されている機器等	当該区画の系統分離対策																																													
R1-A	BBR:ポンプ(B)出口流量伝送器	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
	圧力抑制室水位	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
R1-I	BRB:ポンプ(B)ミニマムフロー弁 BRB: B系試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却注入隔壁弁 BRB:ポンプ(C)ミニマムフロー弁 BRB: C系試験用調整弁 HPCS:ポンプ/S/C側ミニマムフロー弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第一弁 HPCS:ポンプ/CST側ミニマムフロー第二弁 HPCS: S/C側試験用調整弁 BRB: B系停止時冷却吸込第二隔壁弁	3時間耐火隔壁等(ラッピング)																																													
	CAMS放射線モニタ(10)(S/C)	残留熱除去原子炉停止時冷却モードは原子炉の安全停止時における機能要求まで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動弁の手動操作にて機能を確保する。																																													
R1-K	HPCS注入隔壁弁	3時間耐火隔壁等(ラッピング又は隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
	原子炉水位(B) SEIM前置増幅器(B)(D)	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
	原子炉圧力(B)	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
R2-F	RCW サージタンク(A)水位	3時間耐火隔壁等(隔壁)																																													
C1-A	中央制御室外空気取入れダンバ(後)	中央制御室換気空調系は両循環運転が可能であり、外気取入が必要となるまで時間的余裕があることから、消火活動後に当該電動ダンバの手動操作にて機能を確保する。																																													
C1-B	中央制御室外原子炉停止装置盤	1時間耐火隔壁等(隔壁) 感知+自動消火(全城ガス)																																													
火災区画	異なる安全系トレンが同一の区画に設置されている機器等	当該区画の系統分離対策																																													
A/B 2-02	A:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 A:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 A:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプ側人口弁 A:余熱除去ポンプミニフロー弁 A:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁 B:高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁 B:余熱除去ポンプ RWSP側人口弁 B:余熱除去ポンプ RWSP再循環サンプ側人口弁 B:余熱除去ポンプミニフロー弁 B:高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側人口弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)																																													
A/B 3-01-I	光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 A 光てんポンプ入口燃料取替用水ビット側人口弁 B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)																																													
R/B 2-03	A:安全注入ポンプ再循環サンプ側人口 C/N外側隔壁弁 A:余熱除去ポンプ再循環サンプ側人口弁 B:安全注入ポンプ再循環サンプ側人口 C/N外側隔壁弁 B:余熱除去ポンプ再循環サンプ側人口弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火(全城ガス)																																													

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

第8条 火災による損傷の防止 (別添1 資料7 添付資料1 火災の影響軽減のための系統分離対策について)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<table border="1"> <tr> <td>R/B 3-01</td><td>A・制御用空気 Cヘッダ供給弁 B・制御用空気 Cヘッダ供給弁</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>R/B 3-02</td><td>A・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁 B・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>R/B 3-03-1</td><td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>A/B 4-01-7</td><td>ほう酸注入タンク入口弁A ほう酸注入タンク入口弁B</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>R/B 4-02-1</td><td>A・制御用空気 C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側止め弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁 余熱除去Aライン C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側隔離弁 B・制御用空気 C/V外側隔離弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁B 余熱除去Bライン C/V外側隔離弁</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> <tr> <td>R/B 5-03</td><td>タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ランク イン元弁 A・補助給水隔壁弁 B・補助給水隔壁弁 C・補助給水隔壁弁 A・主蒸気逃がし弁 B・主蒸気逃がし弁 C・主蒸気逃がし弁 A・主蒸気逃がし弁元弁 B・主蒸気逃がし弁元弁 C・主蒸気逃がし弁元弁 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ランク イン元弁</td><td>1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）</td></tr> </table> <p>2.4. 火災防護対象機器（制御盤）の系統分離対策      「タービン動補助給水ポンプ起動盤トレンA」「補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレンA」と「タービン動補助給水ポンプ起動盤トレンB」「補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレンB」は、Bトレーンの火災区画に設置されているため、Aトレーンの盤を1時間耐火隔壁で分離するとともに、火災感知及び自動消火（全域ハロンガス消火設備）を行うことで系統分離対策を行う（第3、4、5図）。</p> <p>【女川、大飯】      ■記載方針の相違      泊は火災防護対象機器（制御盤）に対する系統分離対策について、個別に記載している。</p>	R/B 3-01	A・制御用空気 Cヘッダ供給弁 B・制御用空気 Cヘッダ供給弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	R/B 3-02	A・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁 B・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	R/B 3-03-1	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	A/B 4-01-7	ほう酸注入タンク入口弁A ほう酸注入タンク入口弁B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	R/B 4-02-1	A・制御用空気 C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側止め弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁 余熱除去Aライン C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側隔離弁 B・制御用空気 C/V外側隔離弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁B 余熱除去Bライン C/V外側隔離弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	R/B 5-03	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ランク イン元弁 A・補助給水隔壁弁 B・補助給水隔壁弁 C・補助給水隔壁弁 A・主蒸気逃がし弁 B・主蒸気逃がし弁 C・主蒸気逃がし弁 A・主蒸気逃がし弁元弁 B・主蒸気逃がし弁元弁 C・主蒸気逃がし弁元弁 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ランク イン元弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）	
R/B 3-01	A・制御用空気 Cヘッダ供給弁 B・制御用空気 Cヘッダ供給弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
R/B 3-02	A・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁 B・制御用空気主蒸気逃がし弁供給弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
R/B 3-03-1	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
A/B 4-01-7	ほう酸注入タンク入口弁A ほう酸注入タンク入口弁B	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
R/B 4-02-1	A・制御用空気 C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側止め弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁 余熱除去Aライン C/V外側隔離弁 充てんライン C/V外側隔離弁 B・制御用空気 C/V外側隔離弁 ほう酸注入タンク出口 C/V外側隔離弁B 余熱除去Bライン C/V外側隔離弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			
R/B 5-03	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ランク イン元弁 A・補助給水隔壁弁 B・補助給水隔壁弁 C・補助給水隔壁弁 A・主蒸気逃がし弁 B・主蒸気逃がし弁 C・主蒸気逃がし弁 A・主蒸気逃がし弁元弁 B・主蒸気逃がし弁元弁 C・主蒸気逃がし弁元弁 タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ランク イン元弁	1時間耐火隔壁等 感知+自動消火（全域ガス）																			